

平成 29 年度名古屋大学大学院文学研究科
学位（課程博士）申請論文

中世後期フリブールにおける市民

名古屋大学大学院文学研究科
人文学専攻西洋史専門
神谷 貴子

平成 29 年 11 月

目次

| | |
|--|----|
| 略語一覧..... | v |
| 図表一覧..... | vi |
| | |
| 序論 研究の課題と方法 | 1 |
| 1. 中世後期スイスにおける都市と市民 | 1 |
| 2. 対象地域の概観 | 7 |
| 3. 史料と方法 | 10 |
| (1) 登録簿の構成 | 10 |
| (2) 登録簿の記録者と言語 | 13 |
| (3) 本論の構成 | 14 |
| | |
| 第1章 史料論的考察 —フリブールの市民登録簿— | 16 |
| 1. ひとつの史料類型としての市民登録簿 | 18 |
| 2. フリブールにおける二つの市民登録簿 | 20 |
| 3. <i>notarius juratus secretarius</i> フリブールの都市書記職 | 28 |
| 4. 結論 | 33 |
| | |
| 第2章 <i>Burgenses</i>の変遷 —14, 15世紀におけるフリブールの市民権— | 35 |
| 1. 市民権 —市民の権利と義務、市民加入— | 36 |
| 2. 市民誓約 | 41 |
| 3. 市民による政治 | 44 |
| 4. 結論 | 50 |

| | |
|--|-----|
| 第 3 章 中世後期フリブールにおける市民層 | 51 |
| 1. 15 世紀初頭の市民 | 52 |
| (1) 都市書記官ペーターマン・クドリフィンによる転記作業 | 52 |
| a) 転記の動機 | 52 |
| b) 都市役職者としての市民 (フォリオ 1v-14v) | 56 |
| c) 一般市民 (<i>introburgenses</i>) (フォリオ 14v-30r) | 59 |
| (2) 1416 年の都市の市民層 —職業分布— | 63 |
| 2. 市民加入の変遷 | 68 |
| 3. 受け入れられる市民と排除されていく市民 | 74 |
| (1) 15 世紀における市民の職業 | 74 |
| (2) 複数の言語が示すもの | 77 |
| (3) 聖職者とユダヤ人 | 80 |
| 4. 結論 | 85 |
| | |
| 第 4 章 もう一つの市民 —15 世紀における市外市民 <i>Extraburgenses</i> — | 87 |
| 1. 15 世紀における都市フリブールと市民 | 89 |
| (1) 都市領主支配の時代から盟約者団加盟へ | 90 |
| (2) <i>Introburgenses</i> 都市内居住市民 | 92 |
| 2. 市外市民に関する規定 | 94 |
| (1) 市外市民誓約 | 95 |
| (2) 市外市民の加入記録 | 97 |
| 3. 15 世紀における市外市民 | 99 |
| (1) 市外市民構成の変遷 | 99 |
| (2) 都市と市外市民の結びつき | 103 |
| 4. 結論 —市外市民と領域政策— | 106 |
| | |
| 結論 中世後期フリブールにおける市民 | 108 |

| | |
|--|-----|
| 付録 | 111 |
| 史料 1 市民登録簿Ⅱ序文 BB2 f. 1. | 112 |
| 史料 2 都市領主に対する誓約 BB2 f. 64r. | 116 |
| 史料 3 都市と領域監督者 (Hauptmann) の誓約 BB2 f. 64v. | 117 |
| (1) 都市の誓約 | 117 |
| (2) 領域監督者ルートヴィヒ・メイヤーの誓約 | 119 |
| 史料 4 フェナー文書本文・補足 (1404 年、1407 年) | 120 |
| 史料 5 市外市民誓約 BB2 f. 183v. | 137 |
| 地図 1 フリブール都市内地図 | 139 |
| 地図 2 フリブールの領域形成 | 140 |
| 資料 1 15 世紀初頭における市民の職業 BB2 f. 1-30r. | 141 |
| 資料 2 15 世紀初頭における都市役職者の職業 BB2 f. 1-30r. | 142 |
| 資料 3 市民加入数の推移 (1416-1500) | 143 |
| 資料 4 市民の職業割合 (1416-1500) | 144 |
| 引用史料・文献一覧 | 146 |

略語一覽

BB1: Bürgerbuch 1, Livre de bourgeoisie 1 (1341-1416), Staatsarchiv Freiburg (Schweiz)

BB2: Bürgerbuch 2, Grosses Bürgerbuch / Livre des bourgeois 2 (1415[!]-1769), Staatsarchiv Freiburg (Schweiz)

BB Villingen: Stadtarchiv Villingen- Schwenningen (Hg.), *Die Bürgerbücher der Stadt Villingen: (1336- 1593; mit Nachträgen bis 1791); Quellenedition*, Villingen- Schwenningen, 2001.

FG: Freiburger Geschichtsblätter

RD: WERRO, Romain, BERCHTOLD, Jean et GREMAND, Jean, *Recueil diplomatique du canton de Fribourg*, 8Bde., Fribourg, 1839-1877.

図表一覧

| | | |
|------|-------------------------------|----|
| 表 1 | スイス諸都市における市民登録簿 | 10 |
| 表 2 | 15 世紀におけるフリブールの都市書記官 | 13 |
| 表 3 | 1416 年の市民数 | 53 |
| 表 4 | 登録簿 I への最終記録 | 55 |
| 表 5 | 60 人市参事会員(ブルク地区 18 名) | 57 |
| 表 6 | 登録簿 I フォリオ 52r の転記先 | 57 |
| 表 7 | 24 人市参事会員(1416 年) | 58 |
| 表 8 | 登録簿 II の転記記録(フォリオ 15v.) | 61 |
| 表 9 | BB2 フォリオ 21r. | 62 |
| 表 10 | BB2 フォリオ 22v. | 62 |
| 表 11 | BB2 転記記録における職業記載 | 64 |
| 表 12 | 転記記録における市民の職業 | 66 |
| 表 13 | BB2 集団加入 (50 人以上) | 69 |
| 表 14 | BB2 市民権継承 | 72 |
| 表 15 | BB2 担保不動産の所有率 | 73 |
| 表 16 | BB2 毛織物業者の市民加入数 | 75 |
| 表 17 | BB2 皮革業者の市民加入数 | 76 |
| 図 1 | 市民加入数の推移 (1341-1500) | 69 |

序論 研究の課題と方法

1. 中世後期スイスにおける都市と市民

中世後期のスイスにおいて国家形成と諸都市の発展が不可分の関係にあることはすでに多くの研究で指摘されてきたことである¹。原初三邦と呼ばれるウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの農村邦の結束を基にしたスイス盟約者団は、14世紀中ごろにはルツェルン、チューリヒ、ベルンなどの都市邦を加え同盟を拡大化させる。とりわけ都市邦は周辺農村に対する領域支配を推し進めることで盟約者団支配の拡大を牽引した。15世紀に入ると古チューリヒ戦争により一時は同盟の危機を迎えるものの、その後はさらに同盟網を拡大し、とりわけシュヴァーベン戦争（1499年）の勝利により、盟約者団は神聖ローマ帝国からの事実上の独立を果たすのである。

スイス中世史を特徴づける、このような一連の動きの背景には、農村邦にせよ都市邦にせよ、領主であったハプスブルク家の支配を排除するという目的が国家形成と大きく結びついてきた。領主と都市あるいは農村の関係は一様に対立関係であったわけではないことが昨今の研究で明らかになりつつあるものの、しかしながら、ハプスブルク家からの自治獲得や領域拡大など盟約者団の発展に都市邦が中心的役割を果たしたという見解はなお広く認められている²。

都市邦の政治体制は都市によって大きく異なる。スイス史研究の第一人者である森田安一氏の分類によると、チューリヒやバーゼルなどの旧シュヴァーベン地方では、ツンフト

¹ スイス史に関する研究動向については、踊共二、岩井隆夫編『スイス史研究の新地平—都市・農村・国家』昭和堂、2011年を参照。スイスにおける中世都市については、森田安一『スイス中世都市史研究』山川出版社、1991年；イム・ホーフ、ウルリヒ『スイスの歴史』森田安一監訳、刀水書房、1997年；PEYER, Hans Conrad, *Schweizer Städte des Spätmittelalters im Vergleich mit den Städten der Nachbarländer*, in: Ders., *Könige, Stadt und Kapital. Aufsätze zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte des Mittelalters*, Zürich, 1982, S. 262-270を参照。

² 田中俊之「裁く農民、抗う領主」、服部良久編『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史：紛争と秩序のタペストリー』ミネルヴァ書房、2015年、222-246頁。田中氏の論考ではハプスブルク家と都市、農村が必ずしも対立関係にないことが示されている。

スイス主要都市の役割については、森田『スイス中世都市史研究』；PEYER, op.cit.；瀬原義生『スイス独立史研究』ミネルヴァ書房、2009年；田中俊之「15世紀北西スイスの都市・領主・農民—バーゼルの領域形成をめぐる権力関係」、踊、岩井編『スイス史研究の新地平』、142-162頁を参照。

闘争の成功により、形式的にはゲノッセンシャフト（水平的な仲間関係）の原理に基づき、ツンフトマイスターが市政に台頭するツンフト支配型の都市が形成されたのに対して、ジュネーヴやフリブルなどの旧ブルグント王国に位置する都市では、強力な都市領主であるサヴォア家の支配により、手工業者団体の政治的役割が阻止され、ヘルシャフト（上下の領主的支配関係）的傾向を帯びた都市貴族による支配体制が温存された。また、両地域の間中に位置する都市は、両支配体制の要素を含み、例えばベルンは都市貴族支配型の都市であるものの部分的にツンフト支配型をとるという両類型の中間形態であった。このように多様な政治体制を内包するスイス中世都市であるが、封建的特権であった「自由と自治」を確立し、15世紀ごろから「集合領主」となって周辺の農村や中・小都市に対して強力な領域支配政策を貫徹して領域都市国家を形成していく過程はスイスの主要な都市に共通していた³。

このように政治体制が混在するスイス諸都市において個々の都市邦における政治を中心に運営していたのはどの都市においても市民たちであった。市民とは中世後期のヨーロッパ諸都市においては法的な意味で市民権を有する者を指し、都市住民すべてが市民であったわけではない。

中世都市における市民についてはこれまで膨大な研究が積み重ねられてきた。H. プラーニッツの都市共同体論に関する古典的な学説に関しては批判や修正が繰り返されてきたが、誓約によって結合した市民の法秩序という彼の見解については、とくに W. エーベルの研究によって補強されたとと言える⁴。エーベルは市民の法的結合の手段として誓約の役割を強調し、誓約はプラーニッツが示したように一過性のものではなく、更新され、なおかつ複層的なものであるとしている⁵。市民は都市の統治機関である市参事会が交代する市民総会において、市民共同体による全体誓約（Gesamtschwur）を行い、都市と都市法に忠誠を誓うことで市民全体が一つの法共同体へと結合する。市民総会は通例一年ごとに更新される、いわば誓約集会であり、市民は「更新された誓約共同体⁶」の構成員であった。市

³ 森田『スイス中世都市史研究』、225-226頁。ベルンに関する考察は、同書、235-248頁。

⁴ プラーニッツ、ハンス『中世都市成立論』鯖田豊之訳、未来社、1959年；『中世ドイツの自治都市』林毅訳、創文社、1983年；EBEL, Wilhelm, *Der Bürgereid als Geltungsgrund und Gestaltungsprinzip des deutschen mittelalterlichen Stadtrecht*, Weimar, 1958；林毅『ドイツ中世都市法の研究』創文社、1972年。

⁵ EBEL, *Der Bürgereid*.

⁶ DILCHER, Gerhard, Bürgerrecht und Bürgereid als städtische Verfassungsstruktur, in: *Neubürger im späten Mittelalter: Migration und Austausch in der Städtelandschaft des alten Reiches (1250-1550)*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, Zeitschrift für Historische

民が行う誓約はそれに限らない。市民権を取得した際に行われる個別誓約（Einzelbürgereid）も誓約に基づく都市体制を維持する重要な根拠となり得た⁷。

市民は全体誓約と個別誓約からなる市民誓約（Bürgereid）によって、都市および市参事会に対する忠誠と服従を誓い、納税や兵役などの義務を負っていた。その一方で、市民には市壁の内外において、都市共同体の保護のもとに自由、平和、安全を享受するとともに、商業活動におけるさまざまな特権、共有地の利用や政治参加が認められた⁸。市民の義務や責務は時代が下るにつれて非市民にも課せられるようになってくるが、法制史家の G. デイルヒャーによれば、諸々の権利は市民のみに帰し、それゆえ市民共同体は「特権ゲノッセンシャフト（Privilegsgenossenschaft）⁹」なのである。

市民の権利や義務の内容、市民権への受け入れは都市の情勢や時代によって大きく異なる。スイスの中世史家である R. C. シュヴィングスによれば、市民権は法的には成人男性に対して等しく開かれてはいるが、社会的、政治的、経済的諸条件を満たし、都市領主の代官や市参事会によって認められた者だけが市民誓約を行い獲得できるものであった¹⁰。また、ドイツ都市史の研究者である E. イーゼンマンによれば、市民権は要求されるだけでなく、ときに都市から住民に対して押しつけられるものでもあった。ラーヴェンスブルクでは都市内の騒乱を抑制するために住民に対して市民権を取得するよう命じており、この観点において市民権授与は平和保全の装置としての機能を持つのである¹¹。市民権の政治的な権利が一部の市民に制限されたり、市民権取得のための条件が変化するなど、市民権や市民加入に関する政策は、その構成要素が時代や状況に即して変動するものであった。

中世都市における市民については地域ごとの研究も進展しているとはいえ、これまで述べたように市民が構成する共同体や彼らが有する市民権の制度的、法的側面に研究の主眼

Forschung Bd.30, Berlin, 2002, S. 83-97, hier S. 89.

⁷ EBEL, *Der Bürgereid*, S.46 ff.

⁸ ドイツ語圏諸都市の市民全般に関しては ISENMANN, Eberhard, *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter 1150-1550*, Köln, Wien, 2012, hier S. 133 ff. を参照。

⁹ DILCHER, Gerhard, Zum Bürgerbegriff im späteren Mittelalter. Versuch einer Typologie am Beispiel von Frankfurt am Main, in: *Über Bürger, Stadt und städtische Literatur im Spätmittelalter, Bericht über Kolloquien der Kommission zur Erforschung der Kultur des Spätmittelalters 1975 - 1977*, hg. v. Josef Fleckenstein u. Karl Stackmann (Abhandlungen der Akademie der Wissenschaften in Göttingen), Göttingen 1980, S. 59-105, hier S.71 ff.

¹⁰ SCHWINGES, Rainer Christoph, Neubürger und Bürgerbücher im Reich des späten Mittelalters: Eine Einführung über die Quellen, in: *Neubürger*, hg. v. R. C. Schwinges, S. 17-50, hier S. 18 f.

¹¹ ISENMANN, Eberhard, Bürgerrecht und Bürgeraufnahme in der spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Stadt, in: *Neubürger* hg. v. R. C. Schwinges, S.203-249, hier S. 203 ff.

が置かれてきたと言える。しかし、1992年以降、R. C. シュヴィングスを中心とした研究プロジェクト「中世後期における新市民」において、市民登録簿と呼ばれる史料に注目が寄せられ、多様な市民の実態と都市の発展との関連性が検討されつつある。

市民登録簿とは市民権を取得し、都市共同体に受け入れられた新市民の情報を記録した史料である。都市によって登録簿は *bürgerbuch*, *newbürgerbuechlin*, *borgerregister*, *poorterboeken*, *livre de bourgeois*, *roles de bourgeois*, *liber burgensium*, *liber civium*, *matricula civium*¹²など、様々な名称で呼ばれ、その内容も都市ごとに異なっていた。もちろん、市民権の取得方法が都市共同体やツンフト、また都市領主との関係の中で時代や情勢によって異なっているため、一概に比較することはできないが、そもそもこの登録簿は新市民の氏名の羅列からなる単なる名簿でしかなく、その史料価値は低いと考えられてきた。しかし、先述した研究プロジェクトにおいて、市民登録簿の成立と発展が広範囲にわたって調査されただけでなく、この史料を基にして市民概念や市民権、市民加入政策をめぐる諸問題が体系的に議論された。また、登録簿から明らかになる都市への移住に関する諸問題、たとえば新市民の出身地と移住先の都市との関係性、職種に特有の移住、手工業者の遍歴圏と市民加入も検討されている¹³。

このプロジェクトから波及して、スイス盟約者団の主要都市であるベルン、チューリヒの市民登録簿に関する研究も行われた¹⁴。都市ごとに市民権の内容や市民共同体の性格は多様であるが、スイス諸都市の場合は市民権の変容や市民加入政策に都市の領域形成が大きく関わっていることが共通点として挙げられる。とくにベルンやチューリヒにおいては14世紀から15世紀にかけて、経済的、軍事的、政治的観点から周辺農村の住民に対して積極的に市民権を授与し、都市の保護下に組み込む政策が講じられた¹⁵。15世紀後半以降は領域形成にもはや市民権授与の意義はなくなり、市民加入は制限され、市民権は閉鎖化

¹² SCHWINGES, *Neubürger und Bürgerbücher*, S. 22.

¹³ 研究プロジェクトのコンセプトについては、*Neubürger* hg. v. R. C. Schwinges, S. 5-6 を参照。同書では、上記の多角的な市民登録簿研究の成果が報告されている。同書に寄稿されたK・シュルツの論文については以下の日本語訳も参照。シュルツ、クヌート「中世後期における手工業者遍歴と新市民」望月秀人・早坂泰行訳、『歴史の理論と教育』第114号、2003年、1-18頁。

¹⁴ GERBER, Roland, *Gott ist Burger zu Bern, Eine spätmittelalterliche Stadtgesellschaft zwischen Herrschaftsbildung und sozialem Ausgleich*, Weimar, 2001; KOCH, Bruno, *Neubürger in Zürich. Migration und Integration im Spätmittelalter*, Weimar, 2002. 他にアウクスブルクの市民登録簿に関する研究も行われた。KALESSE, Claudia, *Bürger in Augsburg. Studien über Bürgerrecht, Neubürger und Bürger anhand des Augsburger Bürgerbuchs 1 (1288-1497)*, Augsburg, 2001.

¹⁵ GERBER, *Gott ist Burger zu Bern*; KOCH, *Neubürger in Zürich*.

していく。

登録簿研究による市民の考察は、スイス諸都市においてはまだ上述した盟約者団の主要二都市に限られる。たしかにスイスにおいては領域形成が進展し、近世になると市民加入が制限されていくのはあらゆる都市に共通している¹⁶。しかし、多様な政治体制を内包するスイス諸都市がどのような過程を経て盟約者団に集約されていくのかを解明するには、15世紀の都市において政治的指導者層であった市民と彼らからなる市民共同体の動向を別の都市においても考察する必要があるだろう。

本稿で考察するスイス西部に位置するフリブールは、この問題に好適な研究対象と言える。この都市の人口規模はベルンやチューリヒと同等であったが、フリブールは盟約者団の主要都市とは大きく異なる発展を遂げてきた。都市は長く領邦都市にとどまり、当初は領主ハプスブルク家と安定した関係を保ちつつ14世紀から15世紀初頭にかけて経済的繁栄を享受していた。さらに、都市はフランス語圏とドイツ語圏の境界に位置しており、政治形態だけでなく、言語や文化、司教区などのさまざまな境界でもあった。

都市領主との関係や都市の発展の違いも比較に適しているが、それに加えてこの都市の市民登録簿は、チューリヒやベルンのそれ以上に市民に関する豊富な情報を含んでおり、中世後期の市民を明らかにする重要な手がかりとなる。

この都市の市民権は他都市に比べれば当初から開かれた制度ではなく、領域形成も小規模なものにとどまったとされている¹⁷。しかしながら、これらフリブールの市民に関する見解に市民登録簿研究は十分に活かされていない。それは、登録簿に関して行われた研究

¹⁶ スイス諸都市の領域形成全般を見通した研究としては、SCOTT, Tom, *The City-State in Europe, 1000-1600: Hinterland -Territory- Region*, Oxford, 2012 を参照。スイス各都市の領域形成や近世における市民加入制限に関する邦語文献は踊共二『改宗と亡命の社会史：近世スイスにおける国家・共同体・個人』創文社、2003年；野々瀬浩司「近世スイスにおける領邦国家の形成—農民戦争期のシャフハウゼン」、踊、岩井編『スイス史研究の新地平』、163-181頁；森田『スイス中世都市史研究』、田中「15世紀北西スイスの都市・領主・農民」がある。

¹⁷ LADNER, Pascal, Politische Geschichte und Verfassungsentwicklung Freiburgs bis zum Ausgang des Mittelalters, in: *Geschichte des Kantons Freiburg*, Bd. 1, Freiburg, 1981, S.167-205; AMMANN, Hektor, Freiburg als Wirtschaftsplatz im Mittelalter, in: *Fribourg-Freiburg, 1157-1481*, ouvrage éd. par la Société d'histoire et le "Geschichtsforschender Verein" avec l'appui de la Ville et de l'Etat à l'occasion du huitième centenaire de la fondation de Fribourg, Fribourg, 1957, S.184-229.

フリブール史全般については、BERCHTOLD, Jean Nicolas Elisabeth, *Histoire du Canton de Fribourg*, vol. 1-3, 1841ss; CASTELLA, Gaston, *Histoire du Canton de Fribourg depuis les origines jusuqu' en 1857*, Freiburg, 1922; Historisches Lexikon der Schweiz (HLS). <http://hls-dhs-dss.ch/index.php> のフリブールに関する項目を参照。

が1341年から1416年までの市民加入を記録した登録簿 I に関する研究に限られているからである。この史料についてはフリブール史家である B. ヴヴェらによって史料が刊行され、U. ポルトマンによって社会地誌的な研究が行われた。彼らの研究によればフリブールでは14世紀後半に市民加入数がピークを迎え、とりわけ都市の基幹産業である皮革業者や毛織物業者が市民に多く含まれていたことが示されている¹⁸。

15世紀以降の市民については1416年に導入された登録簿 II (1416-1769、未刊行)¹⁹に関する研究がなされていないために未解明な部分が多い。また、登録簿 I と II に関する総合的な研究も欠けていると言わざるを得ない。都市が本格的に領域形成を開始するのは15世紀以降のことであり、都市領主の交代やスイス盟約者団への加盟など、都市の歴史が大きく変化するのも15世紀後半にあたる。登録簿 II の校訂や基礎的な研究の不在によって、この時代に市政を主導した市民については、市民による政治体制の確立や対外勢力との対峙あるいは都市内部で起こった諸問題などを通して、これまで部分的にしか提示されてきていない²⁰。フリブールの市民の変遷は都市の政治形態の変化だけでなく、15世紀以降の

¹⁸ フリブールの市民登録簿 I (BB1) は、フリブール州立文書館に所蔵されている原本 *Bürgerbuch 1, das erste oder alte Bürgerbuch (1341-1416)*, Grand Livre des Bourgeois, Staatsarchiv Freiburg (Schweiz) ならびにヴヴェとボンフィスによって刊行された以下の史料を参照: DE VEVEY, Bernard et BONFILS, Yves, *Le premier livre des bourgeois de Fribourg (1341-1416)*, Fribourg, 1941 を参照。BB1 に関する研究は PORTMANN, Urs, *Bürgerschaft im mittelalterlichen Freiburg: sozialtopographische Auswertungen zum Ersten Bürgerbuch 1341-1416*, Freiburg, Schweiz, 1986 に詳しい。

15世紀中葉のフリブールの人口については BUOMBERGER, Ferdinand, *Bevölkerungs- und Vermögensstatistik in der Stadt und Landschaft Freiburg (im Uechtland) um die Mitte des 15. Jahrhunderts*, FG 6/7, 1900, S. 1-258 を参照。

¹⁹ 市民登録簿 II (BB2) は未刊行史料 *Bürgerbuch 2, das zweite oder Grosse Bürgerbuch (1416-1769)*, Grand Livre des Bourgeois, Staatsarchiv Freiburg (Schweiz) のみが現存する。BB1 と BB2 の原史料は2014年6月からフリブール大学が提供する e-codices: Virtual Manuscript Library of Switzerland (www.e-codices.unifr.ch) において、インターネット上で閲覧することが可能になった。e-codices では、スイス諸地域における手書き史料のデジタル化、オープンアクセスでの公開を進める取り組みがなされている。

²⁰ 市民による政治体制の確立は、DUPRAZ, Louis, *Les institutions politiques jusqu'à la Constitution du 24 juin 1404*, in: *Fribourg-Freiburg*, ouvrage éd. par la Société d'histoire et le "Geschichtsforschender Verein", S.54-130; UTZ TREMP, Kathrin, *600 Jahre Vennerbrief. 24. Juni 1404 – 24. Juni 2004*, in: FG 82, 2005, S.39-82. 領域形成をめぐる対外勢力との対峙については DE ZURICH, *Les Fiefs Tierstein et le Terrier de 1442*, Archives de la Société d'histoire du canton de Fribourg, vol. 12, 1918. 15世紀に市民を巻き込んだ事件としては、ウツ・トレンプによるヴァルド派裁判研究がある: UTZ TREMP, Kathrin, *Quellen zur Geschichte der Waldenser von Freiburg im Üchtland (1399-1439)*, MGH Quellen zur Geistesgeschichte des Mittelalters, Bd. 18, Hannover, 2000; Dies., *Waldenser, Wiedergänger, Hexen und Rebellen. Biographien zu den Waldenserprozessen von Freiburg im Üchtland (1399 und 1430)*, Freiburg, Schweiz, 1999; 拙稿「中世末期のヴァルド派—1430年のフライブルク・ヴァルド派裁判—」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第11号、

スイス盟約者団の同盟網の拡大、ベルンと協働した領域支配にいかに関与したのかを解明する手がかりともなる。

それゆえ本稿の目的は、フリブールの市民登録簿Ⅱを主要な史料として 15 世紀における市民とはいかなる特性を有していたか、彼らによって構成される市民共同体はどのような集団であったかを明らかにすることである。都市領主の交替、領域支配との関連、市民権の閉鎖化を市民登録簿はどのように映し出しているか、都市法における市民加入規定と市民加入の実態は 14 世紀から 15 世紀にかけてどのように変遷していくのか。これらの問題を検討することで、中世後期から近世にかけての都市市民概念、市民権の変容、さらには都市行政の発展を明らかにすることができるだろう。

2. 対象地域の概観

ここでは研究対象となるフリブールの都市史を概観する。フリブールは、ドイツ語ではフライブルク・イム・エヒトラント (Freiburg im Üechtland) と表記され、ドイツのフライブルク・イム・ブライスガウ (Freiburg im Breisgau) の領主でもあったツェーリングゲン家のベルトルト 4 世によって 1157 年に築かれた建設都市である。中世史家 P. ラドナーが述べたように、1157 年から 1481 年のスイス盟約者団加盟までのフリブールは複数の「都市領主支配による政治²¹⁾」の時代であった。同じくツェーリングゲン家によって建設されたフリブールの姉妹都市であるベルンは 1218 年のツェーリングゲン家の断絶によって帝国自由都市となり、八邦同盟²²⁾への加入以降、盟約者団の主要メンバーになるのに対し、

2010 年、109-136 頁。

市民登録簿Ⅱ (BB2) の研究としては、部分的に史料として用いたものしか存在していない。フリブール史家の J. N. E. ベルヒトルトは BB2 の一部を校訂し、有力市民の目録を作成した: BERCHTOLD, Jean Nicolas Elisabeth, Notice historique sur la bourgeoisie de Fribourg et l'origine de quelques familles, in: Archives de la Société d'Histoire du Canton de Fribourg, 1, 1845, S. 451-484.

M. ビュルギッサーは 1450 年までの都市内部の街区名について BB2 の一部を用いて考察した: BÜRGISSER, Max, Die Strassennamen Freiburgs im Mittelalter, Seminararbeit (Akzessarbeit) in Germanischer Philologie (masch.), Univ. Freiburg, 1975.

²¹⁾ LADNER, Politische Geschichte, S. 168.

²²⁾ スイスにおいてはハプスブルク家の支配に対抗し、1291 年にウーリ、ウンターヴァルデン、シュヴィーツの農村三邦が無償の相互援助を柱にした永久同盟を締結し、原初三邦同盟が成立した。その後、ルツェルン (1332 年)、チューリヒ (1351 年)、グラールス (1352 年)、ツーク (1352 年)、そして 1353 年にベルンが原初三邦と同盟を締結し、八邦同盟を形成した。

フリブールでは 1478 年に帝国都市となるまでキーブルク家、ハプスブルク家、サヴォア家といった複数の都市領主による支配が続いた。

長い都市領主支配の存続は、フリブールの盟約者団加入や領域支配政策の遅れにつながったと考えられている²³。フリブールは盟約者団内で当初は「都市従属邦」という準メンバーとしての地位に置かれ、1474 年から 77 年にかけてのブルゴーニュ戦争²⁴の勝利に貢献したことによって、ようやく 1481 年に正式な都市邦として加盟を許されるのであった。フリブールの領域支配は、強力に領域形成を推し進めたベルンや西スイスを支配していたサヴォア家に阻まれ、ベルンに比べれば小規模なものにとどまった。

ツェーリングゲン家とキーブルク家の支配期には、市壁や地区の拡張、教区教会や修道院施設の設置など都市内部は発展期を迎え、1249 年にはキーブルク家によって都市特許状が授与された²⁵。1263 年にキーブルク家のハルトマン 5 世が死去すると、後に神聖ローマ皇帝となるルドルフ・フォン・ハプスブルクがキーブルク家の相続に介入し、ここから 1452 年までの 175 年間、フリブールはハプスブルク家の支配下に置かれることになった²⁶。ハプスブルク家にとってこの都市は勢力を増すサヴォア家やベルン、また盟約者団の拡大を阻止する軍事拠点としての機能を果たし、他方フリブールは強大になっていく近隣都市に對抗するための後ろ盾の役割を領主に期待していた²⁷。

スイス諸都市がスイス盟約者団を形成する過程は、ハプスブルク家の支配から脱するための闘いの過程と位置づけられているが、フリブールの場合は 15 世紀半ばまでハプスブルク家を都市領主として一貫した都市貴族支配の政治構造を保っていた。この都市にツンフトは存在したものの、ツンフトが政治的発言権を持たない「ツンフトのない都市」と位置づけられ、チューリヒのようにツンフトマイスターが市参事会に台頭するツンフト支配体制を形成したスイス諸都市とは異なる。さらに他のスイス諸都市とは異なり、この時期

²³ AMMANN, Freiburg als Wirtschaftsplatz, S. 190; LADNER, Politische Geschichte, S. 168. その一方で、スイス西部において最も早くサヴォア家の支配を脱したという評価もある。踊、岩井編『スイス史研究の新地平』、6 頁。

²⁴ ブルゴーニュ公シャルル突進公（在位 1467-77）が、独仏間にバルト海から地中海に至る地域において王国を建設しようと試み、その地域内に位置したスイス盟約者団と対立した。この戦争で盟約者団は大勝利をおさめ、西部スイスに「共同支配地」を獲得し、ブルゴーニュ公国を瓦解させた。

²⁵ 都市特許状については本稿第 2 章を参照。

²⁶ 彼の甥エバーハルト・フォン・ハプスブルク・ラウフェンブルクは、1273 年に彼の被後見人であったハルトマン 5 世の娘アンナと結婚した。この夫婦の財産状況が逼迫し、フリブールを売却する意向を示した時、ルドルフとその息子たちは 1277 年 11 月にフリブールを約 3040 マルクで購入し、フリブールはハプスブルク領となった。

²⁷ LADNER, Politische Geschichte, S. 175 ff.

にはハプスブルク家との際立った対立はない。中世史家 E. トレンプは、フリブールの都市領主であるハプスブルク家は、はるか遠くに住んでおり、頻繁にフリブールを訪れることはなく、都市の法的地位は事実上帝国都市ベルンとほとんど変わらなかったと述べている²⁸。

ハプスブルク家の支配下にあったフリブールは、都市の人口が 13 世紀終わりに 2000 人から 3000 人に増加し、ペストの影響をほとんど受けず、15 世紀半ばには約 6000 人と急激に増加した。スイス史の大家 H. アマンが述べているように、フリブールの人口規模はヨーロッパの中世都市の中では中規模都市と位置づけられるだろう²⁹。

都市人口の急激な増加は都市の経済発展と関連している。アマンはフリブールの経済状況から、この都市が 14 世紀後半から 15 世紀前半にかけて、皮革業や毛織物業の発展により経済的な繁栄期を迎えた裕福な工業都市であったことを示した³⁰。フリブールは高低差の激しい谷間の崖に建設され、崖の上にあるブルク地区は市の中心地区で聖職者や都市の有力者が多数住んでおり、崖の下側にあるアウ地区とノイシュタット地区は中世のあいだドイツ語地区で皮革業や毛織物業の生産の中心であった³¹。これらの地区で生産された *bazanae* と呼ばれる動物の毛皮加工品、とりわけ羊の毛皮加工品と白か灰色の丈夫で粗い目の毛織物がフリブールの主要な輸出品であった。フリブールの毛織物は品質保証と模倣品を防ぐ目的で都市当局による検査を経て出荷され、ジュネーヴの大市を通して、ヨーロッパのみならずエジプトにまで輸出された。アマンによればフリブールはヨーロッパにおいて重要な毛織物生産の拠点であり、1435 年ごろに毛織物生産量のピークを迎えていたと算出されている³²。

都市の政治的安定と経済的繁栄は 15 世紀中ごろから大きく揺らぎ始める。ハプスブルク家とスイス盟約者団、サヴォア家などの諸勢力との対立によって、都市領主にとっては 1440 年頃からフリブール支配の戦略的意義が再び高まり、市参事会員の更迭など市政への介入も試みられた。度重なる戦争と経済の衰退もまた都市の存続を危機的状況に追い込んだが、1452 年には交渉の末、フリブールはサヴォア家の領邦都市となることで都市の危機

²⁸ TREMP, Ernst, Könige, Fürsten und Päpste in Freiburg: Zur Festkultur in der spätmittelalterlichen Stadt, in: FG 68, 1991, S. 7-56, hier S. 9.

²⁹ AMMANN, Freiburg als Wirtschaftsplatz, S. 229.

³⁰ Ebd.

³¹現在はザーネ（サリーヌ）川の東側がドイツ語地域になっている。フリブール都市内部の地図は本稿付録、図 1 を参照。

³² AMMANN, Freiburg als Wirtschaftsplatz, S. 203. フリブールの皮革製品ならびに毛織物製品の販売地については、同書 S. 212, 224.

を回避し、175年に及ぶハプスブルク家の支配は終焉を迎えたのであった。その後の都市の歴史はスイス盟約者団に歩み寄り、帝国都市の時代を経て、1481年にスイス盟約者団に正式に加盟することになる。盟約者団加盟と前後して都市はベルンと協働して軍事的にスイス西部へ領域拡大を進めていく。

15世紀におけるフリブールは領邦都市から盟約者団都市へと移行する転換期を迎えていた。このような状況において市政を中心的に運営していた市民たちを明らかにすることは、ひるがえって都市の転換期を理解する重要な手がかりとなるだろう。

3. 史料と方法

(1) 登録簿の構成

本研究の主史料となる市民登録簿は市民権を取得した市民の情報を記録した文書である。中世後期のフリブールにおいては登録簿Ⅰ（1341-1416）と登録簿Ⅱ（1416-1769）が作成された。登録簿Ⅰは欠落箇所が多く、記録がいつ開始されたかをはっきりとは知ることができないが、現存する史料の中で最も古い記録は1341年に書かれたものである³³。この記録はチューリヒの市民登録簿を研究したB. コッホの調査によれば、スイス諸都市で作成された同様の史料の中で最も古い記録とされている³⁴。

表1 スイス諸都市における市民登録簿

| 都市名 | 史料類型 | 最初の記録(年) | 最後の記録(年) | 加入数 / 年 | 加入総数 | 職業記載数 |
|--------|-------|----------|----------|---------|------|-------|
| フリブール | UD/BB | 1341 | 1826 | 19 | 4015 | 1700 |
| チューリヒ | BB | 1351 | 1723 | 22 | 3770 | 1976 |
| ルツェルン | BB | 1357 | 1572 | 20 | 2389 | 800 |
| (バーゼル) | BL | 1358 | 1527 | 50 | 8434 | 4831 |
| ベルン | UD | 1389 | 1500 | | 5000 | 1100 |
| ゾロトゥルン | BB | 1408 | 1572 | 13 | 1182 | 150 |
| ツーク | BB | 1435 | 1860 | 5 | 577 | 49 |
| ジュネーヴ | BB | 1442 | 1779 | 23 | 4361 | 2400 |
| バーデン | BB | 1447 | 1728 | 6 | 564 | 120 |

BB: Bürgerbuch, UD: Udelbuch, BL: Bürgerlisten(他の都市文書に付された市民リストを指す)
 ※加入数、職業記載に関しては、1550年まで算出
 Koch, Bruno, *Neubürger in Zürich. Migration und Integration im Spätmittelalter*, Weimar, 2002, S. 18.

³³ BB1, f. 160.

³⁴ KOCH, *Neubürger in Zürich*, S.18.

フリブールの登録簿Ⅰは、市民権の担保となる不動産を証拠づける、いわゆるウーデル登録簿 (Udelbuch) に属していた。この文書形式は登録簿Ⅱを新たに導入する際に市民を加入順に記録する市民登録簿 (Bürgerbuch) の記録方式に転換された³⁵。

フリブールの市民登録簿Ⅰは紙に記録されたが、登録簿Ⅱは獣皮紙に記録されている。本稿の研究対象である登録簿Ⅱの大きさは、44.5×33 cmで、フォリオの数は238である。この数は登録簿Ⅱを導入した都市書記官ペーターマン・クドリフィンが登録簿の序文で示した通りである³⁶。

登録簿Ⅱは確かにクドリフィンの指示にあるように年代順に市民加入を記録しているが、市民加入以外の文言もいくつか挿入されている。登録簿Ⅱ全体の構成は、はじめに序文があり、フォリオ1-30rまでが登録簿Ⅰからの転記記録、さらに1416年から1769年年までの新市民の加入記録が続く。加入記録の他にもフォリオ64r、64vに誓約(1447年)、155vに枢密市民権 (das heimliche Bürgerrecht) 条項 (1627年)、183vに市外市民誓約 (1416年)、221r-225vには都市の領域支配の一部である旧ティアシュタイン伯領の所有者目録 (1423年)、236vにベルンとの関税協定 (1447年)、最後に237rには都市有力者の団体である「大修道院 (Grande Abbaye)」の名簿 (1418年) が挿入されている³⁷。

ここで、登録簿ⅠとⅡの典型的な加入記録を見ておくことにする。

BB1 (f. 90r)

Item Jacobus Lombart, filius quondam Jacobi Lombart, recepit burgensiam patris sui et factus est burgensis supra domum suam sitam Friburgi in Burgo in magno vico fori, inter domum Johannodi Chastel, ex una parte, et domum dicti Voegellin, scissoris, ex altera, Petermando Velga advocato existente. Laudatum mense aprilis anno LXXXX^{mo} VI^{to}.

P. Cudrifin.

³⁵ 本稿、第1章を参照。

³⁶ “Folia vero huius libri sunt in numero XI^{xx} XVIII (11×20+18=238)”: BB2, f. 1r.

³⁷ この仲間団体は、都市の上流階層によって構成された排他的な都市有力者団体であった。フリブールにおいては、15世紀初頭には都市門閥が形成されているとは言えないため、門閥仲間団体とは異なっている。

BB2 (f. 1v)

Et primo Jacobus Lombart, sculthetus Friburgi predictus, filius quondam Jacobi Lombart, recepit burgensiam patris sui et factus fuit et est burgensis supra domum suam sitam Friburgi in magno vico Burgi, inter domum heredum Johannodi Chastel, ex una parte, et domum que fuit Petermanni Voeguill, cosanderii, quondam, ex altera.

Continebantur in antiquo libro papireo folio 89³⁸ ibi invenies datam.

登録簿Ⅱ 訳

はじめに、フリブールのシュルトハイス、故ヤコブ・ロンバルトの息子であるヤコブ・ロンバルトは父親の市民権を継承し、フリブールのブルク地区・ライヒェン通りにある彼の家屋をもって市民となり、現在もそうである。[その家屋]は一方はヨハノット・カステルの相続人の家、もう一方は仕立屋であった故ペーターマン・フォエグイルが所有していた家屋の間にある。

[旧記録]は紙からなる旧登録簿のフォリオ 89 にある。そこで[加入の]日付を知るべし。([]は補足。)

この記録はシュルトハイスと呼ばれる市政の最高位の役職を歴任したヤコブ・ロンバルトの加入記録である³⁹。上段の記録は彼が市民権を取得した際に登録簿Ⅰに記入されたもの、下段は 1416 年に新しい登録簿に転記されたものである。

加入記録には、新市民の氏名、職業、出身地、父親あるいは親類の氏名とその職業など市民個人に関する情報がまず書き込まれている。それに加えて、担保不動産の形態、住所、

³⁸ BB1 のヤコブ・ロンバルトに関する記録はフォリオ 90r にある。

³⁹ ヤコブ・ロンバルトの身分はこの加入記録には記載されていないが、彼はフリブールの有力貴族 (*domicellus, Junker*) であり、1400 年から 1427 年までは公証人、1400 年から 1403 年までは市長を務めた。1403 年以降は、もう一つの有力貴族家系であったヴェルガ家と交代でシュルトハイスに就いている (シュルトハイス在任: 1403-11, 1413-16, 1418-21, 1424-27, 1429-32, 1433-36)。

その不動産に隣接する不動産の形態、所有者とその職業など、市民権の担保となる不動産に関する記述が続き、最後に加入日が添えられている。ヤコブ・ロンバルトの事例のように、市民権を父親から継承した場合は、「受け継いだ *recepit*」という文言が加えられた。

個々の加入記録に書き込まれる内容は登録簿 I と II の間にさほど差はない。しかしながら、市民権の消失や担保不動産の変更など、市民権取得時以降に生じる変化は、加入記録が波線で削除されたり、あるいは欄外にその事由などが書き加えられた。ヤコブ・ロンバルトの記録も転記される際に一部の情報が更新されている。

(2) 登録簿の記録者と言語

中世都市においては、都市のあらゆる文書が当初聖職者によって作成されていた。やがて市政の要職から聖職者を排除する動きが加速するにつれて、都市の文書も世俗の役人によって作成されるようになる。しかし、フリブールの都市文書の作成は 15 世紀に入ってもなお、ローザンヌ司教から派遣される聖職者によって行われていた⁴⁰。市民登録簿の記録もまたこれらの聖職者の手によるものである。とりわけ、15 世紀の前半はペーターとペーターマンのクドリフィン兄弟がその役職を担い、15 世紀半ばにはペーターマンの息子であるヤコブがその職を受け継いでいく⁴¹。

表2 15世紀におけるフリブールの都市書記官

| 在職年 | 氏名 |
|-----------|---------------------------------|
| 1400-1408 | Peter Cudrefin |
| 1408-1410 | Wilhelm Nonans |
| 1410-1427 | Petermann Cudrefin |
| 1427-1447 | Bérard Chauce |
| 1447-1450 | Jacob Cudrefin |
| 1450-1452 | Pierre Faucon |
| 1452-1460 | Jacob Cudrefin Pierre Faucon |
| 1460-1464 | Jacob Cudrefin |
| 1464-1470 | Pierre Faucon |
| 1470-1477 | Bérard Faucon |
| 1477-1483 | Guillaume Gruyère |
| 1483-1492 | Humbert Gönffi |
| 1492-1500 | Nicolas Lombard |

書記による字体の変化に加えて、使用される言語も 15 世紀にラテン語からドイツ語へ移行する。少数ではあるがフランス語による記録も含まれる。登録簿 I はすべてラテン語による記録であったが、登録簿 II の使用言語は他の都市文書と同様に、都市がスイス盟約者団に加盟した時期にドイツ語へ切り替わった⁴²。言語の変化については、かつて考えら

⁴⁰ 本稿、第 1 章第 3 節を参照。

⁴¹ DE ZURICH, Pierre, Catalogue des Avoyers, Bourgmaîtres, Bannerets, Trésoriers et Chanceliers de Fribourg au XV^{me} siècle, in: Annales fribourgeoises 6, 1918, S. 97-107, hier S. 107.

⁴² 都市文書の使用言語については、SCHNETZER, Patrick, Das Eindringen des deutschen in die Staatskanzlei Freiburg (1470-1500), in: FG 62, 1979, S. 85-135; UTZ TREMP, Kathrin,

れてきたように、すべての都市文書が盟約者団加盟や書記官の交代をもって一斉にドイツ語に切り替わったわけではない。フリブールの行政言語の変化を分析した P. シュネッツァーが述べたように、使用言語の移行はむしろ漸次的であったと言える⁴³。

すでに中世の時代から、フリブールはドイツ語とフランス（フランコ・プロヴァンス）語の 2 言語を使用しており、都市の上層の人びとはフランス語を母語としていた。クドリフィンなどの都市書記官もフランス語圏出身者であったが、都市領主はドイツ語圏のハプスブルク家であり、都市の中にもドイツ語を話す住民がいたことから、都市文書作成においてもラテン語に加え、フランス語やドイツ語が使用されることが少なくなかった。盟約者団との距離が縮まれば縮まるほど、市政の中核である 24 人市参事会の議事録などの文書でもドイツ語が使用される割合が高まっていた⁴⁴。

たしかに 1483 年ないし 84 年以降、登録簿はドイツ語で記録されるようになるが、それよりはるか前、登録簿Ⅱが導入された 1416 年にも市外市民誓約の書かれたフォリオにはドイツ語とフランス語を見出すことができる。それ以外にも 1447 年に挿入された市民の誓約もやはり両言語によって記録された。個々の加入記録においても盟約者団加盟以前あるいはそれ以後もフランス語で書かれた加入記録がところどころに姿を現す。言語によって加入記録の内容にどのような相違がみられるかについては後段で詳述するが、言語環境の変化もまた 15 世紀における都市フリブールの歴史事象と深くかかわっているのである。

(3) 本論の構成

本論文では 15 世紀のフリブールにおける市民を明らかにするために、未刊行史料である登録簿Ⅱの 1416 年から 1500 年までのフォリオ (1-108r および 183v-195r) を主な分析対象とする。また、15 世紀初頭までの市民についてはヴヴェーらによって刊行された登録簿Ⅰと原史料の登録簿Ⅰを適宜比較検討している。市外市民の同定に関しては、同様に未刊行である租税台帳 *Liber Censuum* を用いている。これらの史料を読解しデータ化するとともに、都市の歴史事象や法的発展の側面も踏まえながら、15 世紀のフリブールにおける

Annäherungen an die Sprachgrenze: kirchliche Grenzen in der spätmittelalterlichen Westschweiz, in: Zeitschrift für schweizerische Archäologie und Kunstgeschichte = Revue suisse d'art et d'archéologie = Rivista svizzera d'arte e d'archeologia = Journal of Swiss archeology and art history 60, 2003, S. 125-134. 中世後期フリブールの都市書記局については、RÜCK, Peter, Das Staatsarchiv Freiburg im 14. und 15. Jahrhundert, in: FG 55, 1967, S. 235-279.

⁴³ SCHNETZER, Das Eindringen, S. 98.

⁴⁴ SCHNETZER, Das Eindringen, S. 86 ff.

市民について考察する。

はじめに第一章で市民登録簿という史料の特性について考察する。登録簿を歴史史料としていかに捉えるべきか、フリブールの登録簿は史料としてどのような特徴を持っているのかを市民に関する具体的な考察を行う前に検討する。

第二章では中世後期のフリブールにおいて市民とはいかなる存在であったのかを法的な観点から確認する。市民はどのような権利や義務を有していたのか、どのような人々が市民として受け入れられるのかについて、領主から都市に授けられた都市特許状や都市の法規から考察していく。さらに、市民権の意義が14世紀から15世紀にかけてどのように変化するのかについて、登録簿に記録されている市民による誓約と市民の市政参加から問う。

第三章では、具体的な登録簿の分析に基づいて15世紀の市民と市民共同体の特性を考察する。はじめに登録簿ⅠからⅡへ転記されたフォリオから、史料の特性も踏まえながら15世紀初頭の市民共同体の構成を探っていく。15世紀全体を通して市民共同体はどのように変化していくのかについては、加入数の推移に加えて、市民権継承や市民の不動産所有から分析を行う。また、登録簿の記録から数値上現れてこないこの時代の市民の特性を捉えることで、誰が市民となり得たのか、市民共同体はいかなる集団であったのかを明らかにしたい。

最後に第四章では、市民の中の特殊な集団である市外市民に焦点をあてる。それはスイス諸都市特有の領域支配と密接にかかわる問題でありながら、フリブールにおいては登録簿研究の欠如によりこれまで精確に捉えることができなかった集団であり、都市内に居住する市民とは別のもう一つの市民のあり方を示している。具体的な考察としては、チューリヒやベルンなど主要なスイス盟約者団都市とは異なる領域形成に着目しながら、フリブールの市外市民に関する規定や市外市民政策を論じる。さらに、登録簿の分析から15世紀の市外市民加入の数的変化、市外市民に含まれた人々の特徴を明らかにしたい。

登録簿Ⅰを刊行したヴヴェーらが、「史料は相当に雑な草書体で書かれた上に短縮形を多く含み、固有名詞の読解も困難を呈する⁴⁵」と表現したが、登録簿Ⅱに関しても同様である。そのような史料状況を踏まえながらも、本研究はこれまでフリブール史の表舞台にはつきりと現れてこなかった15世紀における市民とその共同体の姿を映し出すことを目標としたい。

⁴⁵ DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 19.

第1章 史料論的考察 —フリブールの市民登録簿—¹

中世ヨーロッパにおける都市の成立と発展にともなう、都市において作成される文書の数は飛躍的に増し、その種類も多様化した²。そのような中で生み出された都市文書の一つに、都市共同体に受け入れられた新市民の情報を記録した市民登録簿（Bürgerbuch）がある。

中世後期の都市に関するこれまでの研究では、市民は都市発展の重要な担い手として認識されてきた。しかしながら、市民に関する様々な情報を含む市民登録簿という史料に十分な関心が寄せられてきたとは言い難い。本章では、この研究の主史料となる市民登録簿について、市民登録簿全般の性格を確認するとともに、フリブールの登録簿の特徴とそこから浮かび上がる文書による市民の管理体制の変化について考察する。

市民登録簿研究において、スイスの都市フリブールのそれは、特異な事例としてしばしば言及されてきた³。1341年以降の記録が現存しているフリブールの登録簿は、1416年に当時の都市書記官ペーターマン・クドゥリフィンによって一新された⁴。それは歴史の流れに逆行するが如く、紙媒体の登録簿から羊皮紙のそれへの移行であった。登録簿の移行から明らかになるこの史料の特徴はのちに詳細に述べることにするが、そもそも市民の職業や担保不動産などの情報が非常に細かく記されたフリブールの市民登録簿は、単なる市民の名簿という枠を超えて、中世後期の市民の実態や都市行政の発展を明らかにするのを可能にする重要な史料と言える。また、近代まで視野に収めるなら、都市領主の交替やスイス盟約者団加入を経て、中世から連綿と、実に1769年まで継続して利用されたこの登録簿から、市政の重要な役職はごく限られた有力家系によって牛耳られ、市民権が閉鎖化し

¹ 本章は拙稿「紙から羊皮紙へ—中世後期フリブールの二つの市民登録簿をめぐって—」『西洋中世研究』第7号、2015年、118-133頁に加筆修正を施したものである。

² 都市文書全般については、ISENMANN, *Die deutsche Stadt*, S. 434-448を参照。フリブールの都市文書の分類については、MORARD, Nicolas und FOERSTER, Hubert, *Staatsarchiv Freiburg: Führer durch die Bestände*, Freiburg (Schweiz), 1986を参照。

³ SCHWINGES, *Neubürger und Bürgerbücher*, S. 28.

⁴ フリブールの市民登録簿については本稿序論、註18、19を参照。

都市書記官ペーターマン・クドゥリフィンについては AMMANN- DOUBLIEZ, Chantal, und UTZ TREMP, Kathrin, *Der freiburger Stadtschreiber Petermann Cudrefin (1410-1427)*, FG 81, 2004, S. 7-57; UTZ TREMP, Kathrin, *Notariat und Historiografie: die Freiburger Notarsfamilie Cudrefin und die Anfänge der freiburgischen Historiografie (Mitte 15. Jahrhundert)*, FG 88, 2011, S. 9-51.

ていく過程の一端が明らかになる⁵。

これまでフリブールの市民登録簿については、新たな登録簿導入以前の市民登録簿 I が主に研究されてきた。フリブール史家の B. ヴヴェと Y. ボンフィスは草書体で書かれたこの史料を活字におこし、その序文でフリブールの市民権の変遷や史料の特性を提示するとともに、市民の職業や出身地の特定を行った⁶。彼らは、市民登録簿 I の中で欠落している箇所について、市民登録簿 II や、市民登録簿 I の写しに基づく復元も試みている⁷。同じく市民登録簿 I を研究した U. ポルトマンは社会地誌学的な観点から中世後期のフリブールの市民層を考察し、皮革業と毛織物産業で栄えたフリブールの 4 つの地区の土地利用や職業地誌を示した⁸。

登録簿 II そのものについての研究はいまだ存在していないのが現状である。それゆえ市民登録簿 I と II に関する総合的な研究も欠けていると言わざるを得ない。ヴヴェらやポルトマンは登録簿 II の一部を用いて、1416 年の市民構成について言及しているものの、この史料に記録された新市民の情報を統計的に考察することに終始している。また、これらの研究では、登録簿の移行は都市書記官クドリフィンの個人的な意向に基づく文書の整理と見なされている⁹。しかしながら、15 世紀前半にほとんどの都市文書が紙媒体で作成されていたにもかかわらず、あえて高価な羊皮紙が用いられたのはなぜであろうか。クドリフィンの文書の整理方法は果たして彼個人の独創的な発想に基づいていたのか。これらの問いに答えるには、登録簿 II の性格をより詳しく検討する必要があるだろう。

そこで本章では、西スイスのフリブールにおける市民身分あるいは市民権とはいかなるものであったのか、そして広くは中世後期の神聖ローマ帝国諸都市における市民とはいかなるものであったのかを議論する前段階として、市民加入の実態を示すフリブールの市民登録簿について史料論的な考察を試みる。はじめに市民登録簿という史料類型の全般的な特徴を説明し、その後にフリブールにおける二つの市民登録簿の特徴を検討する。最後に、

⁵ ここでは詳しく論じることはしないが、市民登録簿 II には、しばしばシュルトハイスをはじめとする都市の役職者名が付されており、近世以降の都市門閥による寡頭体制を窺い知ることができる。また、18 世紀までの市民加入記録から、市民加入数は 14 世紀末にピークを迎え、15 世紀以降は市民加入金の増額や加入条件の厳格化により、市民層が閉鎖的になっていく様子が明らかになる。

⁶ DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 3-37.

⁷ 本章第 2 節「フリブールにおける二つの市民登録簿」を参照。

⁸ PORTMANN, *Bürgerschaft*. フリブールの都市内における地区については、本稿付録、地図 1 を参照。

⁹ *Ebd.*, S. 34; DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 18-20.

市民登録簿 II の導入に焦点を定め、登録簿の機能にどのような変化が生じたかを、この都市の文書作成慣行の独自性に着目しながら、探ることにしたい。

1. ひとつの史料類型としての市民登録簿

フリブールの市民登録簿について検討する前に、この章では市民登録簿という史料が中世後期の都市文書の中でどのような特徴を有していたのかを確認しておく。

すでに述べたとおり、市民登録簿には都市共同体によって受け入れられた新市民の情報が記録された。書き込まれた内容は都市によって異なり、新市民の氏名だけが記録されたものもあれば、出身地、市民加入日、職業、市民加入金などが記録される場合もあった。とりわけ南ドイツの市民登録簿は、北のそれと比べて内容が豊富であった。

市民登録簿は、文書作成の慣行の相違だけでなく、都市や時代によって市民加入の条件が多様であったことも示している。市民加入の前提条件として、たとえば市壁内に土地や不動産を所有し、かつ定住していること、あるいは市民加入金や上納品を都市に納めることなどが設定された。さらに、都市の政策が市民加入に大きな影響を及ぼすこともあった。都市は領域内の平和・安全を維持するため、市内に居住する非市民層に対して市民になるよう強制することで、彼らに都市への服従を誓約させたり、あるいは、ペストによって都市の人口が減少したことで低下した兵力や経済力を補うために市民加入の条件を緩和したり、戦争の遠征参加者に無償で市民権を授与するなどの市民加入政策を行った。その反面、市民加入金を増額するなどして市民加入を抑制することもあった¹⁰。市民権がツンフト加入の前提となったり、あるいはその逆の場合もあった¹¹。都市によっては聖職者やユダヤ人、女性などを市民として受け入れることもあった¹²。また、都市内に居住していない

¹⁰ ISENMANN, Bürgerrecht und Bürgeraufnahme, S. 203-249; GERBER, Roland, Die Einbürgerungsfrequenzen spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Stadt, in: *Neubürger*, hg. v. R. C. Schwinges, S. 251-288; 小倉欣一『ドイツ中世都市の自由と平和—フランクフルトの歴史から』勁草書房、2007年。佐藤るみ子「中世スイス都市の領域政策とツンフト—十五世紀バーゼルの市民権獲得者リストを手がかりに」、踊、岩井編『スイス史研究の新地平』、40-58頁；畑奈保美「15世紀フランドル都市ブルッへの市民登録簿」『ヨーロッパ文化史研究』第14号、2013年、135-147頁。

¹¹ KOCH, Bruno, Quare magnus artificus est: migrierende Berufsleute als Innovationsträger im späten Mittelalter, in: *Neubürger*, hg. v. R. C. Schwinges, S. 409-443, hier S. 411 ff.

¹² GILOMEN, Hans-Jörg, Städtische Sondergruppen im Bürgerrecht, in: *Neubürger*, hg. v.

にもかかわらず、市民加入金の支払いや都市内の建造物を担保に設定することで市民権を取得する、いわゆる市外市民も存在し、彼らの記録は、都市と周辺農村との関係を探るための重要な手がかりとなる¹³。

序論で述べた研究プロジェクト「中世後期における新市民」の調査によれば、1250年から1550年の間にヨーロッパの諸都市で作成された市民登録簿は、それに準ずる市民の氏名を列挙したリストも含めて310点に上るとされている¹⁴。しかしながら、市民登録簿を作成しなかった都市や新市民の頭数を把握するのみであった都市もまた多数存在した。

伝来する最古の市民登録簿は1278年に作成されたハンブルクのそれである¹⁵。他の都市文書を基に市民の氏名を目録にした市民リストはさらに時代を遡り、1225年にダブリン、1239年メッツ、1250年ヴィスマール、1254年ロストック、1259年リューベック、1270年シュトラールズントでその存在を確認できるが、これらのリストは大半が一時的に作成されたもので、のちに市民登録簿に取って代わられた。市民登録簿は13世紀後半から14世紀末にかけて、市参事会体制を導入し、政治的、経済的な発展をとげた帝国都市や自由都市、半自治都市のなかの大都市あるいは中都市において作成されるようになった。15世紀に入ると市民登録簿の作成は、さらに小都市にまで広まったが、都市領主の権限が強いバイエルンやプファルツ、ベーメン、オーストリアの諸都市あるいは司教座都市などでは発展しなかった¹⁶。

さらにシュヴィングスらの研究によって、市民登録簿という史料類型はとりわけ神聖ローマ帝国及びその影響圏に分布していたことが明らかになった。中世ドイツ諸都市においては市民権が市民誓約と密接に結びついており、その証拠としての価値を有していた市民登録簿は、この地域を中心に独自の文書として発展したと考えられる¹⁷。一部の都市にお

R. C. Schwinges, S. 125-167; STUDER, Barbara, *Frauen im Bürgerrecht: Überlegungen zur rechtlichen und sozialen Stellung der Frau in spätmittelalterlichen Städten*, in: *Neubürger*, hg. v. R. C. Schwinges, S. 168-200.

¹³ 本稿第4章を参照; MARCHAL, Guy Paul, *Pfahlburger, bourgeois forains, buitenpoorters, bourgeois du roi: Aspekte einer zweideutigen Rechtsstellung*, in: *Neubürger*, hg. v. R. C. Schwinges, S. 333-367.

¹⁴ 市民登録簿の導入年代、地理的分布についてはシュヴィングスらの研究に依拠するところが大きい。SCHWINGES, *Neubürger und Bürgerbücher*, S. 23 ff.

¹⁵ ケルンでは1080年ごろと1135年ごろの小教区における市民リスト、1130年から1140年にかけてのギルドのリストが存在するが、厳密に都市共同体によって認められた市民加入の記録としては1356年以降の市民登録簿のものを指す。 *Ebd.*, S. 27.

¹⁶ *Ebd.*, S. 24-37.

¹⁷ ISENMANN, *Bürgerrecht und Bürgeraufnahme*, S. 203-249; DILCHER, *Zum Bürgerbegriff*; Ders., *Bürgerrecht und Bügereid*, S. 83-97.

いては、この文書は市民権登録簿あるいは市民誓約登録簿としても認識されていた。市民登録簿の中に誓約内容が記録されている例もある¹⁸。

シュヴィングスによれば、市民登録簿は「新市民の市民加入を長期間にわたり法的拘束力をもって証明するために、中世後期の人々によってことさら他の類型とは分け隔てられて作成された都市文書類の独立したカテゴリーである」¹⁹。つまり、市民登録簿とは都市法や都市帳簿などの都市行財政にかかわる文書類とは異なり、市民という一つの身分とその権利に関する最も重要な証拠としての機能を有していたのである。市民個人の身分や権利の証拠として、たとえばドイツ南部の都市フィリンゲンの登録簿には必要時に市参事会や法廷においてこの文書を参照するよう指示されている²⁰。

この史料類型の特殊型と位置づけられるのがウーデル登録簿 (Udelbuch) と呼ばれる、とりわけスイスのドイツ語圏に見られる文書である。この文書の特徴は、市民加入の際に設定される担保不動産の管理を目的として都市の地区ごとに記録された点にある。のちに詳しく見るように、フリブールの登録簿も当初この類型に属していた。しかし、近隣諸都市がなおウーデル登録簿の体裁を維持するなか、フリブールでは 1416 年に記録方法を刷新して新たな登録簿を導入した。

以下の節で具体的にフリブールの市民登録簿について検討する。

2. フリブールにおける二つの市民登録簿

この節ではフリブールにおける二つの市民登録簿の史料特性を考察する。はじめに登録簿作成時期の歴史的背景と市民権取得について簡潔に述べておくことにする。

現存する市民登録簿 I の最も初めの記録は 1341 年に記録されているが、それ以前から

¹⁸ 例えば、フィリンゲンの登録簿には“dis burgkrecht buch”と明記されている箇所がある：BB Villingen, S. 362; RIBBE, Wolfgang und HENNIG, Eckart (Hgg.), *Taschenbuch für Familiengeschichtsforschung*, Rothenburg ob der Tauber, 2006, S. 164-166; SCHWINGES, Neubürger und Bürgerbücher, S. 23. BB2 には市民誓約も記録されている。本稿第 2 章を参照。

¹⁹ SCHWINGES, Neubürger und Bürgerbücher, S. 22.

²⁰ “Sú sont ouch die buch für rat und für gericht bringen alz dick man daz notdürftig wirt und die selben buch allwegens wider ungevarlich”: BB Villingen, S. 354-355; SCHWINGES, Neubürger und Bürgerbücher, S. 23.

フリブールには市民が存在していたことは明らかである²¹。1249年にキーブルク伯から付与された都市特許状においては、市民が都市の自治権や様々な特権を享受していたことも窺える²²。1289年には市民加入の前提条件として、都市内の家屋所有と居住が規定された。これらの規定に従わなかった場合、家屋は都市の所有物となり、市民権は剥奪された²³。しかし、14世紀に記録が始まる市民登録簿 I からは、この規定がすでに履行されていなかったことが明らかになる。登録簿の記録から、市民権取得には担保としての不動産は求められたが、家屋ではなく、納屋や農園、穀物蔵を担保としたり、あるいは不動産の一部のみを担保としている事例もみられる。とりわけ市外市民は都市内に居住する親族や同業者などの不動産を担保とすることで市民権を取得しており、1289年の規定が適用されていなかったことが明らかである。

フリブールにおいて市民権を取得するには、担保不動産の設定に加えて、市民加入金と上納品をシュルトハイスと 24 人市参事会に納めなければならなかった²⁴。フリブールの市民権取得は世襲制ではないが、父親の市民権を受け継ぐ場合には、市民加入金が免除され、登録簿には「父親の市民権を受け継いだ *receptit burgensiam patris sui*」という文言が付された²⁵。

市民は、都市による保護のもと市政への参加、関税免除、共用地の使用許可等の権利を有していた。一方、市民には戦時あるいは平時の兵役、見張り、納税が義務づけられていた²⁶。

市民権取得をめぐるこのような状況のもと、市民登録簿はどのように作成されたのであろうか。そして、登録簿の移行はいかにして行われたのか。ここからは具体的に二つの登録簿の史料的特性を検討する。

²¹ すでに 1179 年のベルトルト 4 世の証書には、その宛名に市民 *burgenses* が含まれている：“H. Sacerdoti et T Sculteto ceterisque Burgensibus, tam majoribus quam minoribus”: RD 1, S. 3-4.

²² フリブールの都市特許状については本稿第 2 章を参照。

²³ “quemcunque acceperimus ipse... de consilio Advocati nostri et octo de consilio, debet sibi domum emere in villa nostra, et in eadem ipse cum familia sua et uxore sua debet personalem facere mansionem, quam si non faciet, domus ab eo emta debet ville remanere, et deinceps non est burgensis”: RD 1, S. 131.

²⁴ 市民加入金は 1443 年にそれまでの 6 シリングから 22 シリングに増額された。しかしながら、市民個人の状況に応じて金額は変動した。PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 69 ff; DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 9.

²⁵ 例えば、“Hensillinus Loeifferli, filius quondam Hensillini Loeifferli, receptit burgensiam ejusdem quondam patris sui et factus est burgensis...”: BB1, f. 52v. 市民権継承については、PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 70 f.

²⁶ 市民の権利や義務については、本稿第 2 章を参照。

市民登録簿 I は先に述べたとおり紙を支持媒体とし、そのフォーマットは 40×30cm で白色の革によって装丁されている。ヴヴェによれば、いくつかのフォリオに見える透かし模様から、この文書に用いられた紙はイタリアに由来していると推測される²⁷。史料に付されたフォリオ数は 182 まで確認できるものの、現存しているのはそのうちの 106 にとどまっている。とりわけ 1 から 22 までのフォリオが欠落しているため、この登録簿の冒頭部分を知ることはできない。さらに 182 以降のフォリオも記録されていたことが、この文書の写しや市民登録簿 II の記述から明らかであるが、それも失われており、史料の終末部分もまた正確に把握することはできない²⁸。1416 年の新たな登録簿導入にともなって生存している市民の情報が転記された際に、市民登録簿 I のフォリオ数も明記されていることから、遅くともその時点までにフォリオ数は確定していたと考えられる²⁹。

文書の構成と製本の状態から、市民加入は作成段階で紙片に書きとめられ、その紙片そのものが束ねられたと考えられる。登録簿全体の構成は地区ごとにはっきり区分されておらず、記入された年代もばらばらである。史料上一番初めに現れる記録は 1399 年の市民加入であり、年代的に最も早い 1341 年の市民加入はフォリオ 160 の記録として現れる。同じ年に同じ地区で記録された市民加入が全く別の箇所に見られることもしばしばある。また、この登録簿には記録が書き込まれていない紙片や、余白の残された紙片も含まれていたり、紙片のサイズが一様ではなかったため、大きすぎるものは下部が折り上げられたものもある³⁰。

年代の古い記録に関しては誰が書き手であったかは定かではないが、1370 年以降は記録

²⁷ DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 17.

²⁸ BB1 では以下のフォリオが消失している: f. 1-22, 43, 46, 54-81, 93, 96, 107, 113-114, 126-127, 142-145, 156-159, 166-173, 180, 183-193 (?). 1811 年に文書館員ジャン・フランソワ・ウフレージャーがローザンヌ・ジュネーヴ・フリブール司教区文書館に所蔵されている BB1 の写しからフォリオ 54, 80, 96, 113, 126, 142, 156, 166-173 を、BB2 からフォリオ 93, 107, 184, 185, 193 を復元した。BB1 の写しは、そのほとんどが市民の氏名のみを記録しており、市民の職業等の情報は明らかにならない: GADY, *Abschrift des ersten Bürgerbuchs*, Fonds Gady, No.9, Archives de l'Evêché, Freiburg (Schweiz). ヴヴェらによって、さらに正確な復元が試みられた。DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 16-17; P PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 200, Anhang 1.

²⁹ BB2 の転記部分には、参照指示として登録簿 I のフォリオ数がつけられている。例えば、BB2, f. 1v: “Continebantur in antiquo libro papireo folio 89 ibi invenies datam.” BB1 のフォリオ数は誰によって記入されたかは定かではないが、おそらくは都市書記官であったクドリフィンが記録を整理するために記したと考えられる。BB1 には、市民加入の記録の欄外に、転記した市民の数など、クドリフィンが文書の整理のために書き込んだ文言がしばしば見られる。

³⁰ BB1, f. 23, 102, 118, 130, 134, 163.

者である都市書記官の署名がときおり付されるようになった³¹。市民加入はラテン語で記録されたが、個人名や地名に関してはドイツ語やフランス語の方言であるフランコ・プロヴァンス語が用いられることもあった。

すでに述べたとおり、市民登録簿Ⅰは地区ごとに記録がまとめられたウーデル登録簿という市民登録簿の特殊型として認識されている。ウーデル (Udel, uodal) とは元来、市民権取得の前提条件としての都市内の家屋所有を指す、スイスのブルグント諸都市独自の法制度を意味していた。やがてウーデルは、保証金を支払って都市内の家屋あるいは公的建築物を市民権取得の担保とすることを指すようになり、都市内に居住していない市外市民などの市民権取得に頻繁に利用された。ウーデル登録簿は、市民の身分や権利を証明するというより、むしろ、市民の義務不履行の際に担保となる不動産の管理を主たる目的とする文書であった³²。

ウーデル登録簿と分類される史料の中でも、個々の記録方法やその内容は都市によって大きく異なっている。例えば、典型的なウーデル登録簿であるベルンのそれは、文書全体をまず地区ごとに分けて、さらに街区ごとに記入されている。記録されるのは担保となる不動産とその所有者名、その下に担保設定者の氏名が記録される。一つの不動産に対して担保設定者が複数となる場合も少なくない。ベルンは市外市民を大量に受け入れることによって周辺地域への領域拡大を強力に推し進めたが、多くの市外市民が市庁舎等の公共の建築物に担保を設定している。1389年の文書成立以降、これらの情報が該当する地区・街区の頁に随時書き加えられていった。ベルンの場合は、ウーデル登録簿に市民権取得者の職業や親族関係といった個人に関する情報はほとんど記録されなかった。また、市民加入の日付も書かれていない³³。

個々の市民加入の書式に関してフリブールの市民登録簿と類似する記録方法が採用されたのは、同じくツェーリングゲン家によって建設されたドイツの都市フィリンゲンの市民登録簿である。ベルンと同様に文書全体は地区ごとに分けて構成され、帳簿の体裁をなしているが、個々の市民加入は市民権取得者の氏名、職業、出身地、親族、担保不動産の順

³¹ フリブールの都市書記官職については、本章第3節「*notarius juratus secretarius*」を参照。

³² ウーデル登録簿が作成された都市はフリブールの他に、ベルン、ルツェルン、ゾロトゥルン、トゥーン、ビューレン・アン・デア・アーレ、ブルクドルフのブルグント諸都市と、例外的に南ドイツのシュヴァーベン地方に位置するフィリンゲンである。Udel の概念はエルザス、南ドイツにも広まった。GERBER, *Gott ist Burger zu Bern*, S. 33 ff., 127 ff.

³³ *Ebd.* 個々の市民加入の内容、書式については、原史料を参照: *Udelbuch von 1389*, B XIII 28, Staatsarchiv Bern; *Udelbuch von 1466*, B XIII 29, Staatsarchiv Bern.

に記録されている。しかし、職業等の市民個人の情報が記録されることは少なかった。また、担保不動産の情報の後ろにしばしば二つの氏名が併記されることがあったが、これが不動産の所有者あるいはかつての所有者を指しているのか、それとも市民権取得の際の保証人を指しているのかは明らかになっていない³⁴。

これら他都市のウーデル登録簿と比較すると、フリブールの市民登録簿 I は地区ごとに区分された文書であるとは言え、文書全体の構成は非常に複雑で、ベルンやフィリンゲンの史料のように、文書全体を地区ごとに分けて記録したのではなく、記録された紙片が地区ごとにある程度まとめられているにすぎない。例えば、フォリオ 82 から 84v には 1396 年から 1410 年までのブルク地区の市民加入が記録されているが、85 から 88v まではシュピタール地区の記録が続き、そして 89 から 90v にブルク地区の市民加入が再び現れる。ここには 1394 年から 1399 年までの市民加入が登録されており、年代も地区も秩序よく構成されているわけではない。市民登録簿 II を導入した都市書記官クドリフィンの指摘によるならば、このような文書は無秩序で整理すべき文書であったのである³⁵。

個々の記録は、新市民の氏名、職業、役職、父親あるいは親類の氏名とその職業、出身地、市民権継承、担保不動産の形態と住所、その所有者、隣接不動産の所有者とその職業、加入日など、他都市のそれと比べて市民に関する豊富な情報を含んでいることがわかる³⁶。例外的に一つの記録に複数人の市民加入が記載されている場合や、加入者の氏名のみが記録されているものもある。また、転居等による市民権の消失や市民の死亡等が、記録の欄外に細かく書き込まれた。

このような詳細な情報は、中世後期の都市における市民の実態に関して今後検討されるに値する様々な材料を提供してくれる。市民個人の情報からは、親族関係や都市への移住、また、ポルトマンが示したように都市内の社会・職業地誌を明らかにすることも可能である。担保不動産に関する詳細な情報は、都市内部における空間利用の研究にも役立つだろう。さらに、フリブールの場合はベルンのように公的建築物に担保を設定することがなく、個人が所有する都市内の不動産が担保として利用された。それゆえ、不動産所有者と担保設定者とのつながりを中心とする人的ネットワークもこの史料から明らかになり、とりわ

³⁴ BB Villingen, S. 15-17.

³⁵ 「古い登録簿は無秩序であった *antiquus liber reperitur inordinate*」: BB2, f. 1r. BB2 の序文は本稿付録、史料 1 を参照。

³⁶ 本稿、序論第 3 節「史料と方法」の典型的な市民加入記録を参照。

け市外市民と都市内の担保不動産権者の関係は、都市と周辺地域がいかなる結びつきを持っていたかを探るのに重要な手がかりとなる。

市民登録簿と他の都市文書とを照合すると、市民は市民権を取得して直ちに市民登録簿に記録されたわけではなく、市民登録簿に記録された時期と実際に市民とみなされる時期は必ずしも一致しないことも明らかになる。市民登録簿 I に関しては、登録簿に記録される前に他の史料にすでに市民として現れ、市民の権利を享受している者がいた³⁷。そもそも市民登録簿 I の記録以前にもすでに市民は存在し、とりわけ 1249 年の都市特許状には市民の様々な特権が認められていたことは先述したとおりである。また市民登録簿 II では、本来市民から選ばれるフェナー（旗頭）が、登録簿にその役職とともに記録されている事例がある³⁸。この人物は、市民登録簿に記録される前から、すでに市民として政治に携わっていたのである。年によって、50 人以上が集団で登録される場合もあれば、まったく新たな市民加入が見られないこともある。市民登録簿へ記録されることによって市民活動が始まるのではなくて、市民活動が記録に先立つこともあったと考えられる。しかしながら、市民登録簿 II の序文には加入順に記録しなければならないと規定されていることから、1416 年以降は市民加入と市民登録簿への登録との間の時間的ずれは市民登録簿 I の時代に比べればさほど生じなかったと考えられる³⁹。

次に市民登録簿 II の史料特性を検討する。羊皮紙に記録された登録簿 II は、序章で述べたとおり、文書の導入時点で全体のフォリオ数は 238 と設定された⁴⁰。茶色の革で装丁された登録簿 II のフォーマットは 44.5×33cm で、すべてのフォリオが失われることなく現存している。各葉の上部に赤色インクのローマ数字でフォリオ数が示されているが、最初の 3 葉 (f. 1r, 1v, 2r) をフォリオ 1 としたため、後の時代に右あるいは表 (recto) 側の紙片右上に付け加えられたアラビア数字と番号が一致しない。例えば、アラビア数字でフォリオ 4r に 4 と書かれているが、ローマ数字では、フォリオ 4v と 5r の紙片の上部にそれぞれ 4 と示されてある。

年代順に記入されるようになった新たな登録簿は当初ラテン語で、フリブールがスイス盟約者団に加入してからはドイツ語で記録されるようになった。例外的にフランス語で書

³⁷ 1416 年に市民登録簿に記録された *Jacobus Perrotet* は、別の文書で 1394 年以降に度々市民として現れる。UTZ TREMP, *Waldenser*, S. 303.

³⁸ BB2, f. 48r.

³⁹ “in ordine dum recipientur burgenses unus post alium scribantur”: BB2, f. 1r.

⁴⁰ “Folia vero huius libri sunt in numero XI^{xx} XVIII (11×20+18=238)”: BB2, f. 1r.

き記された記録もある。登録簿Ⅱフォリオ1の序文で規定された通り、この文書は一貫して都市書記官によって記録された。登録簿Ⅱには、かつての登録簿には記されなかった誓約や仲間団体の会員目録などの情報も現れる⁴¹。

1416年に都市書記官ペーターマン・クドリフィンが市民登録簿Ⅰを整理した。彼は、当時生存していた市民の記録については、登録簿Ⅰの記録に「新しい書に書き記す *scriptus est in libro novo*⁴²」という注意書きをつけ、記録を波線で削除した。担保不動産についても、変更が生じた場合は新たな担保不動産をあらためて記録した⁴³。ヴヴェヤやポルトマンが指摘するように、クドリフィンが市民登録簿Ⅱに転記した記録からこの年の全市民の構成が明らかになる。さらには一般の都市内居住市民の記録とは区別されて転記された市参事会員等の都市役職者の記録から、参事会の構成の全貌も明らかになる⁴⁴。

しかし、これまでの研究で見逃されてきた事実として、1416年に生存していた市民に関する転記部分については、それが市民登録簿Ⅰを最初のフォリオから順に整理して書き写したのも、年代順に整理し直されたものでもないことを強調しなければならない。市参事会員の市民加入は都市の高い地位にある人物の記録から転記され、なかでも市政の最も重要な組織である24人市参事会については、最初に都市貴族9名が記録されており、フリブールが都市貴族支配体制を維持していたことが窺える。一般市民についても、聖職者、有力市民、そして女性の記録が最初に現れる。転記部分についてはさらに検討する必要があるが、少なくとも1416年の時点で、市民登録簿が単なる市民の名簿ではなく、都市内のヒエラルキーを示す重要な文書であったと考えられる⁴⁵。

市民登録簿Ⅰにおける個々の記録の書式は市民登録簿Ⅱでも継続的に使用されており、各々の記録を見るかぎりでは、登録簿ⅠとⅡに大きな違いはない。しかし、文書全体の構成が地区ごとにまとめられたウーデル登録簿から年代順への記載方式へと変更された点は看過することはできない。たとえばベルンではフリブールと同様に、1466年にそれまでの

⁴¹ 本稿、序論第三節「史料と方法」を参照。

⁴² あるいは“*scriptus est in libro pergameno.*” 新たな登録簿へ転記されない場合は、欄外に‘*Non scribatur in libro novo*’と記入されることもあった。

⁴³ 例えば、BB1, f. 82vのJohannes de Grandifonteとその兄弟Nichodusの市民加入記録には欄外に次のように書き加えられている。“*Johannes scriptus est in libro novo pergameno et mutavit ibidem suam burgensiam.*” そしてJohannesだけが市民登録簿Ⅱに新たな担保不動産を設定され、転記されている、BB2, f. 5v。

⁴⁴ DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 20; PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 169-194.

⁴⁵ 本稿第3章を参照。

記録を整理して新たな登録簿を作成したが、その際もウーデル登録簿としての体裁を崩すことはなかった。

フィリンゲンにおいても幾度か新たな登録簿が導入されたものの、年代順の記載方式がとられるのは16世紀に入ってからのものであり、15世紀前半のフリブールの記録方法の転換はきわめて稀なことであったと言えよう。しかしながら、担保不動産の設定とその住所の明記は市民登録簿IIでも維持されており、スイスにおけるこの地域独自の法制度を放棄したとまでは言えない。

興味深いことに、市民加入がラテン語で記された時代には現れてこないウーデルの文言は、ドイツ語で記録されるようになる15世紀末に市民権の同義語として史料に現れる⁴⁶。ウーデル制度は維持されながらも、登録簿が年代順に整理されることによって、市民の側からは自身の身分や権利を明確に確認することができ、都市の側からは市民一人ひとりを把握し、管理することが容易になったと言えよう。裏を返せば、都市が市民を市政の参加者として、あるいは納税者や兵力として把握し、管理する必要性が増したことを示しているのではないだろうか⁴⁷。クドリフィンが序文で示した通り、それまでのように各々の「地区のフェナーのもとで登録されることのないように⁴⁸」、都市全体で市民の受け入れを正確に記録することが求められ、市民は「受け入れる際に順序に従って次々と登録されなければならなかった」のである⁴⁹。

⁴⁶ ラテン語で記録された市民加入は新市民の氏名や職業等の情報の後に一貫して次のような文言が並ぶ：“[N] factus est burgensis supra domum suam.” この文言についてドイツ語では当初以下のように記録されていた：“[N] ist burger worden und hatt sin Burgrecht gesetzt uff sin hus.” この文中の市民権 Burgrecht が Udel (udal) に置き換えられる記録が15世紀末から現れる：“sin udal gesetzt uff”: BB2, f. 104r (1494). 市民権とウーデルを併記している記録もある：“hatt er sin Burgrecht udal gesetzt uff sin hus gelegern”: BB2, f. 106v (1496). 都市書記局のドイツ語使用への転換ならびに Udel の使用については SCHNETZER, *Das Eindringen*, S. 123 ff.

⁴⁷ この点については、同時代の他の都市文書と合わせてなお検討する必要がある。1403年のベルンとの永久同盟以降、フリブールは都市領主と距離を置き、自治の拡大を図る中で、市政の担い手としての市民が重要視されていったと考えられる。翌年制定された「フェナー文書」においては、高位の役職者は事前の選挙合議によって選出されるとともに、地区長の役割を担うフェナーは貴族と高位役職者以外の一般市民から選出することを定めた。さらに、市民総会に出席できる市民を限定することも規定された。1407年の都市内の騒乱を経て、フェナー文書は市民総会に出席できる市民の管理が強化される形で改訂された。UTZ TREMP, *600 Jahre Vennerbrief*, S. 39-82.

⁴⁸ “non curando quod burgenses scribendi sub quo vexillifero sint”: BB2, f. 1r.

⁴⁹ 本章註39を参照。

さらに、登録簿の移行の際に情報が整理されたことにより、市外市民の記録がはっきりと区別されるようになった。市民登録簿 II のフォリオ 183v から始まる市外市民の記録には、ドイツ語とフランス語による序文と市外市民誓約、ラテン語による簡単な説明書きが添えられている。市外市民の居住地と市外市民税の金額が個々の記録に明確に記されるようになり、1418 年には再び市外市民の実態調査が行われた。それまで地区ごとに割り当てられた市外市民の管理は、新たな市民登録簿の導入以降は都市によって一元化されたのであり、都市当局が市外市民を新たなかたちで管理・支配しようとしていたことが窺える⁵⁰。

フリブールの市民登録簿は記録方式の転換によって、市民権取得の条件としての家屋所有、あるいは担保不動産の設定の証拠としてのウーデル登録簿 (Udelbuch) という史料類型の枠を超え、登録された者がこの都市の市民であるという市民身分の証拠としての市民登録簿 (Bürgerbuch) の機能を新たに獲得したと考えられる。また、すでに同時代の都市文書は紙媒体が主流であった中で、高価で耐久性に優れた羊皮紙を利用したことは、都市にとってこの市民登録簿の意義が単なる一時の名簿ではなく、クドリフィンによる序文に規定された通り、「時間の経過とともに記憶からすべりおちてしまわないように⁵¹」長期にわたり継続されるべき文書として認識されていたと考えられる。明瞭な秩序ののっとり記入されるこの登録簿は、必要に応じて頻繁に参照されるとともに、加筆や削除がなされるものと想定されたのであろう。

3. *notarius juratus secretarius* フリブールの都市書記職

前節で述べたように、市民に関して豊富な情報を含む個々の記録の書式は市民登録簿 I から II へ継承されたが、文書の構成は記録方法の転換により大幅に変更された。そもそもなぜこのような詳細な記録が作成されたのか、また、個々の書式は継承されたにもかかわらず、なぜこの地域独自の地誌的な記録から年代順の記録に移行したのかを問う際に、フリブールの市民登録簿が有する特殊な事情、つまり都市文書の作成を担う都市書記職と文書の作成に関する制度の特性を把握する必要がある。この章では、フリブールの都市書記

⁵⁰ BB1 では、たとえば「ブルク地区の市外市民」という見出しのもとに市外市民の記録が構成されていた。BB2 では地区ごとの市外市民という区分は用いられていない。市外市民についての考察は本稿第 4 章を参照。

⁵¹ “ne per processum temporis a memoria labi contingat”: BB2, f. 1r.

職について考察する。

他の中世都市と同様に、フリブールにおいても市民登録簿を含む都市文書の作成は、もともと聖職者によって行われていた。聖職者は都市書記局（Kanzlei）の管理、都市帳簿や市参事会の決議等の都市文書を記録する責務に加え、都市印璽の管理や公証人としての職務を担う場合もあった。彼らには市参事会での発言権や投票権は認められていなかったものの、彼らが読み書きの知識に加え、法的な知識も持ち合わせていたことから、都市当局へ技術的、法的、政治的な問題について助言できる立場にあった。やがてドイツ語圏諸都市においては、教会勢力が都市行政から徐々に排除されるに従って、都市書記職も世俗の役職者によって担われるようになった⁵²。しかしながら、中世後期のフリブールにおいては、ローザンヌ司教によって派遣された聖職者である公証人（*notarius juratus*）が同時に都市の書記職（*secretarius*）を兼務する体制がなお維持されており、市民登録簿もまた公証人である都市書記官（*notarius juratus secretarius*）によって作成された。

スイスにおける公証人制度はドイツよりも早く、13世紀から14世紀におけるローマ法継受と関連してイタリアやフランス、またサヴォイア公領を通じて導入された⁵³。フリブールの公証人については13世紀以降にその存在が確認できるが、都市書記職（*secretarius*）が史料に初出するのは15世紀に入ってからである⁵⁴。しかしながら、都市書記職が公証人によって兼務されるという体制は、すでに市民登録簿Iが作成された14世紀中ごろには確立していたと考えられる。公証人による都市書記職の兼務体制の維持は西スイスの諸都市に共通しており、P. リュックが述べている通り、フリブールはドイツ語圏とフランス語圏の言語と文化の境界であるとともに、公証人制度の境界でもあった⁵⁵。スイスのドイツ語圏の諸都市においては、前述したように聖職者が都市行政から排除され、都市書記職は世俗の都市役人によって担われるようになった。それゆえ公証人が作成する公証人登録簿の存在もスイスのドイツ語圏とフランス語圏で決定的に異なっている。スイスのドイツ

⁵² 都市書記職の職務については、ISENMANN, *Die deutsche Stadt*, S. 419-426; BURGER, Gerhart, *Die südwestdeutschen Stadtschreiber im Mittelalter*, Böblingen, 1960, hier S. 147-240.

⁵³ ELSENER, Ferdinand, *Notare und Stadtschreiber: zur Geschichte des schweizerischen Notariats*, Köln und Opladen, 1962, hier S. 8-11.

⁵⁴ RD 6, S. 122. ここではフランス語で *secretaire* と表記されている。RÜCK, *Das Staatsarchiv*, S. 239.

⁵⁵ Ebd., S. 238-253.

語圏にこの史料類型は存在しないが、フリブールではすでに14世紀中ごろ、市民登録簿Iの開始直後に公証人登記簿が導入された⁵⁶。

公証人が都市書記職を兼務することで、都市文書の作成にどのような特徴が現れるだろうか。また、それは市民登録簿にどのように反映されているだろうか。市民登録簿IIを導入した都市書記官ペーターマン・クドリフィンに着目したい。

ペーターマン・クドリフィンは彼の姓が示している通り、フリブールの北西に位置するフランス語圏に属するクドリフィンという都市の出身家系で、この家系は代々公証人を務めていた。彼と彼の兄弟ペーターはローザンヌ司教から派遣され公証人かつ都市書記官を務めたが、彼らは14、15世紀にしばしば見られる、いわゆる既婚聖職者 (*clericus conjugatus*) であり、下級叙階を受けた聖職者として俗人とは区別されていた⁵⁷。彼らは書記官退任後、おそらく法律顧問として都市の重要な役職に就いていた。ペーターマンに関して言えば、彼は1410年にフリブールの都市書記官に就任後、父親から市民権を継承し、1427年まで都市書記職を務めた。書記職を退任した後、彼は1428年から1441年まで市政の最高機関である24人市参事会員に就き、1428年から1433年と1435年から1437年には市参事会員の中でも裁判権を行使する重要な役職を務めていた⁵⁸。

フリブールの市民登録簿に付された記録者の署名から、クドリフィンは都市書記官として任命される1410年より前の1396年にはすでに登録簿の作成に携わっていたことが分かる。さらに彼は1410年から1427年まで収入役帳簿、1411年から1420年まで都市帳簿を記し、とりわけ1414年に新たな都市帳簿を導入した。また、彼は多くの都市法を記し、都市特許状をフランス語に訳し、公証人としての文書も多数作成した。さらに詩人としての顔も持っていた⁵⁹。市民登録簿の作成方法からも明らかだが、クドリフィンの記録の正確さと書体の規則性はフリブールの都市書記官の中でも群を抜いていた⁶⁰。フリブール史家のウッツ・トレンプは、クドリフィンが1437年に作成した遺言状には、同時代のそれ

⁵⁶ UTZ TREMP, Kathrin, *'Fiat littera ad dictamen sapientum': Notare, Lombarden und Juden in Freiburg im Üchtland (14. Jahrhundert)*, Zürich, 2012.

⁵⁷ ELSENER, *Notare und Stadtschreiber*, S. 13ff.; ISENMANN, *Die deutsche Stadt*, S. 419-426. クドリフィンの兄弟については、UTZ TREMP, *Notariat und Historiografie*, S. 11-28.

⁵⁸ この役職は六人衆 (*die sechs Ratsmitglieder*) と呼ばれ、1438年まで収入役帳簿にこの名で記録されている。AMMANN-DOUBLIEZ und UTZ TREMP, *Der freiburger Stadtschreiber*, S. 20, Anm. 64.

⁵⁹ Ebd., S. 18-23.

⁶⁰ Ebd., S. 21-22.

と比べて、家系に関するきわめて詳細で正確な記述が含まれているとしている⁶¹。文書を年代順に整理し、日付や数値等に関してきわめて正確に記録し、付随する状況を詳しく書き記すという姿勢は、確かにクドリフィンによって作成された文書に顕著に表れる。

市民登録簿についても、1416年にペーターマン・クドリフィンが地誌的な記録から年代順のそれへと変更することで、正確な記録としたと考えられ、彼の独創的な仕事として評価されてきた⁶²。しかしながら、正確で詳細な年代順に整理された市民登録簿の記録は、クドリフィン自身の文書作成に対する姿勢によって生み出された偶然の産物ではなく、公証人の都市書記職兼務という制度と公証人登記簿の記録方法を反映していると考えられる。それはクドリフィン自身が市民登録簿 II の序文において、この登録簿は公証人である都市書記官 (*notarius juratus secretarius*) によって記録されると明記し、さらに、この登録簿の作成にあたって公証人登記簿の秩序に従うと記していることから読み取ることができる⁶³。つまり、市民登録簿における整理された記録方法の根底には、記録者が都市書記官である以前にローザンヌ司教から派遣された公証人であって、すでにそのような記録の仕方を公証人登記簿等の作成において身につけていたという文化的コンテクストがあり、それを見過ごすことはできない。

フリブールの公証人登記簿は 1356 年以降の記録が現存している。とりわけ 1388 年にリヒャルド・フォン・フュリストルフが公証人の職務に就いて以降、文書の作成は大幅に増加し、書式も徐々に定式化した⁶⁴。私的な契約に関してその有効性を公的に保証する公証人登記簿は、しだいに日付や文言の正確性を増していく。正確さを重視する文書作成は市

⁶¹ 彼の遺言状にはクドリフィンの相続人である息子について “Jacobi Cudrifin, filii mei et filii quondam Agnetis, uxoris mee dicti Petermanni, filie quondam Johannis Thome burgensis dicti Friburgi, et filie quondam Contesse, uxoris dicti Johannis Thome, filie quondam Roleti dicti Gambach burgensis dicti Friburgi” 「私の息子であり、私ペーターマンの亡くなった妻アグネスの息子、(彼女は)フリブールの市民であった故ヨハネス・トーマの娘であり、このヨハネス・トーマの妻であった故コンテッサの娘(コンテッサは)フリブールの市民であった故ローレット・ガンバッハの娘」という非常に長い説明が付されている。Ebd., S. 38.

⁶² SCHWINGES, Neubürger und Bürgerbücher, S. 28.

⁶³ “scribi per notarium juratum secretarium dicte ville”; “Et qui isto modo procedet in presenti libro sequetur modum laudabilem et bene ordinatum registorum notariorum juratorum”: BB2, f. 1r.

⁶⁴ ウッツ・トレンプによれば、14 世紀半ばのフリブールにおける最初の三つの公証人登記簿は文書の発展段階にあった。その発展の過程については UTZ TREMP, *Fiat littera* を参照。フュリストルフ以降の公証人登記簿は膨大な数にのぼり、そのほとんどが未刊行である。UTZ TREMP, *Waldenser*, S. 594. またフュリストルフ以降、公証人のための書式集も作成されるようになった。

民登録簿にも踏襲されたと考えられる。また、公証人登記簿で定式化された文言も市民登録簿に見ることができる。クドリフィンが市民登録簿 II の序文に明記した「ローザンヌ司教区における [年初の] 様式に従って⁶⁵⁾」という文言は、14 世紀後半に公証人登記簿においてフュリストルフによって定式化されたものであった。クドリフィンにとっては彼自身が従来使用していたローザンヌ司教区の様式、そして公証人登記簿の様式に従う記録方法が、整理された新たな市民登録簿において将来にわたり受け継がれるべきものであった⁶⁶⁾。

文書の機能に着目すると、都市書記局で作成された文書の中で公証人登記簿と市民登録簿は私的事柄を公的に証明するという点で同じ類型に属するとされている⁶⁷⁾。つまり、これらの文書は、文書の機能と書き手の一致により、文書作成の際に影響を及ぼし合っていたとしても不思議ではない。それは、公証人登記簿の発展と相まって、担保不動産の管理を意図した登録簿 I よりも、市民個々人の身分権利を公的に証明する市民登録簿 II において、より顕著に表れる。このように、スイスのドイツ語圏特有のウーデル登録簿という特殊な型に属していたフリブールの登録簿は、フランス語圏に由来する公証人制度と融合することで、正確な記録、つまり年代順に記録され、詳細な個人の情報を網羅する、この地域には当時存在していなかった、より近代的な市民登録簿を生み出したと考えられる。

公証人によって作成された正確で詳細な記録は、クドリフィンより後の時代にいっそう洗練されたものとなる。彼の甥であるハンス・グレイエルツは都市書記官ではなかったが、長い間クドリフィンのもとで働いた公証人であり、年代記編者であった。彼が作成した公証人登記簿にはクドリフィンの臨終の時刻やそのときの天候、そこに居合わせた人々などが詳細に記録されている⁶⁸⁾。グレイエルツの年代記の明確さをクドリフィンの家系と公証人制度から分析したウッツ・トレンプによれば、15 世紀に作成されたフリブールにおける初期の年代記は、まさしくそれが公証人の職務から生まれたものであり、公証人によって作成されたがゆえに、とりわけ日付と数値に関する明確さにおいて傑出していたとされている⁶⁹⁾。きわめて詳細に記録された市民登録簿とその記録方法の転換にも、公証人による

⁶⁵⁾ “secundum stilum curie Lausannensis sumpto”: BB2, f. 1r.; UTZ TREMP, *Fiat littera*, S. 263-264, S. 361. フュリストルフ以前の公証人では年初が一定ではなかった。フュリストルフ以降はキリスト受肉方式を正式に採用し、3 月 25 日が年の初めと定められた。市民登録簿は 15 世紀後半まで一貫してこの方式で記録されている。

⁶⁶⁾ “Ut sciatur cuius sit liber iste et ad quid factus est etiam modus et ordo reperiantur quos futuri secretarii in presenti sequi debebunt”: BB2, f. 1r.

⁶⁷⁾ MORARD und FOERSTER, *Staatsarchiv Freiburg*, S. 16-18.

⁶⁸⁾ BÜCHI, Albert, Hans Greierz und seine Annalen, FG 10, 1903, S. 1-54, hier. S. 19 f.

⁶⁹⁾ UTZ TREMP, *Notariat und Historiografie*, S. 50 f.

都市書記職の兼務とその制度の中で培われてきた文書作成の伝統が強く影響を及ぼしたと言えよう。

4. 結論

本章では、市民登録簿という史料類型に着目し、その中でもフリブールの市民登録簿から、中世後期都市における市民について考察する前段階として、この文書類型の特徴、作成を取り巻く状況について考察を試みた。

中世の都市文書発展の過程で生まれた市民登録簿は、市民の身分や権利に関する最も重要な証拠であるとともに、市民誓約や市民の義務に関する証拠でもあった。市民として認められ、市民登録簿に記録される過程は時代や都市ごとに多様であったが、中世ドイツ諸都市における市民権と市民誓約の密接な結びつきが、こうした文書成立の背景にあったことから、とくに神聖ローマ帝国およびその影響圏に広まっていった。

フリブールの市民登録簿は、豊富な情報に基づく統計的な分析を可能にするだけではない。登録簿の書き換えは、登録簿そのものの性格、ひいては都市による市民の把握の仕方をも反映する。都市書記官ペーターマン・クドリフィンによる新たな市民登録簿の導入とその記録方法の転換からは、フリブールの市民登録簿が担保不動産の設定に関する証拠としての機能を有するウーデル登録簿 (Udelbuch) という史料類型の枠を超え、登録された者がこの都市の市民であるという証拠としての市民登録簿 (Bürgerbuch) の機能を新たに獲得したと考えられる。登録簿の機能の変化から、市民個人をより正確に把握して管理しようとする都市の意図を窺い知ることができる。さらには、市民登録簿の転記部分において都市の権力構造が示されている事実は、都市にとって市民登録簿が、またこの文書に記録される市民の存在がより重要になったことを示していよう。

フリブールの市民登録簿は、ローザンヌ司教によって派遣された聖職者であり、公証人でもある都市書記官 (*notarius juratus secretarius*) によって作成された。詳細かつ正確に記録された市民登録簿は、クドリフィンの独創性から生まれたのではなく、彼自身が登録簿の序文に示している通り、公証人の都市書記職兼務という制度と公証人登録簿の記録方法を反映していると考えられる。それゆえ神聖ローマ帝国の領域内で作成されたドイツ的な都市文書として位置づけられる市民登録簿に、またスイスのドイツ語圏独自のウーデル

ル登録簿に、フランス語圏に由来する公証人制度が融合し、正確で詳細な、スイスのドイツ語圏には見られない、より近代的な市民登録簿が生み出されたと考えられる。

ここでは論じなかったが、市民登録簿からは市民権取得の証拠だけが読み取れるわけではない。欄外に書き加えられた記録は、この文書が市民加入時だけではなく、市民登録に変更が生じた場合にも利用されたことを示している。それは、ときとして都市にとってだけではなく、中世後期の西欧社会全体にかかわる問題をも映し出している⁷⁰。

18世紀末まで継続して利用され、機会あるごとに書き加えられた市民登録簿において、個人に関する記述が都市にとっての大きな転機を示す場合もあり、この史料が歴史研究において単に統計的な視点で利用できるだけでなく、政治的、社会的視点で都市の歴史事象を探求するにあたって有用であることを示しているのである。

⁷⁰ 本稿第3章を参照。

第2章 *Burgenses*の変遷 —14, 15世紀におけるフリブールの市民権—

中世後期のドイツ語圏諸都市における市民とは、市民加入の条件を満たし市民誓約を果たすことによって市民権を取得した者のことを指す。彼らはそれによって都市の自由や平和を享受するとともに、定められた義務を果たさなければならなかった。

市民となるにはいかなる条件が求められるのか、彼らにどのような権利や義務が生じるのか。それらは都市や時代によって大きく異なる。多様な市民のあり方は、それぞれの都市における市民共同体の構成や性格、それに基づく政治や社会の発展を方向づけたが、それと同時に都市の政策や情勢もまた市民となるための条件や市民権の変容に作用していたのである。

中世後期のスイス諸都市における市民権もまた変化に富んでいる。狭い領域内にありながらも、政治体制やペスト、戦争など諸々の事情により、都市によって市民権は大きく異なっていた。チューリヒにおいてはツンフト加入のために市民権取得が前提となっており、バーゼルにおいては遠征参加者に無償で市民権が授けられることもあった。また、ベルンやチューリヒなど盟約者団の主要都市は都市の外側の住民に市民権を与える市外市民政策を積極的に展開した¹。

このように市民権の多様な形態はあったとしても、スイス諸都市に共通しているのは盟約者団の拡大とともに市民の政治的権限が強化されること、そして領域支配政策によって都市の市民らが周辺農村に対する統治権を行使していくことである。

スイス西部に位置するフリブールは中世以来一貫して都市貴族支配体制を温存していた。それに加えて、15世紀半ばまでは、他のスイス諸都市とは異なり、都市領主ハプスブルク家と安定した関係を維持していた。このような状況の中で、フリブールにおいて市民となることはいかなる意味を持っていたのか、そしてそれが時代を経てどのように変化していくのだろうか。市民の権利や義務が明記されている都市特許状の研究や登録簿 I を基にした市民研究はあるものの、15世紀におけるフリブールの市民権に関する包括的な研究

¹ GERBER, *Gott ist Burger zu Bern*, S. 377-466; Ders., *Die Berner Kanzlai und der städtische Herrschaftsaufbau auf dem Land im späten Mittelalter*, in: *Berner Zeitschrift für Geschichte*, 74. Jahrgang, Heft Nr. 4, 2012, S. 3-35; KOCH, *Neubürger in Zürich*, S. 89 ff.; 森田『スイス中世都市史研究』157-224頁; 佐藤「中世スイス都市の領域政策とツンフト」, 51頁ff.

はまだ行われていない。それゆえ本章ではこの時代のフリブールにおける市民権の変遷を市民に関する法規と市民誓約から考察する。その後、15世紀において市民のあり方などのような変化が生じるのか、市民の政治関与に着目して考察を試みる。

1. 市民権 —市民の権利と義務、市民加入—

フリブールの市民登録簿では、都市内に居住する市民は *burgensis* あるいは *introburgensis*、都市の外側で生活している市外市民については *extraburgensis* と表記されている。15世紀末に公的な文書の使用言語がドイツ語に切り替わると、市民は *Burger*、市外市民は *usburger* となる。

フリブールに関する史料の中で市民 *burgenses* という言葉が初めて現れるのは都市の建設期にまでさかのぼる。断片的な史料しか現存していないものの、そこから明らかになるのは *burgenses* という言葉は14世紀以降の市政や社会の中心的役割を担う「市民」と同義ではないということである。

1179年に発布されたベルトルト4世の証書には、都市の主任司祭と都市領主の代官であるシュルトハイスと並列する形で「そのほか市民らへ *ceterisque burgensibus*²⁾」と証書の受け取り手が示されている。彼らは「敵から無傷で勝利した *salutem et victoriam de inimicis*³⁾」者たちと形容されていることから、この時代の市民は軍事的な性格を持った団体であったことが窺える。

フリブールの建設は商業路の要所と軍事的な拠点としての役割を期待されて行われたものであった。都市建設の直接的な契機はツェーリングゲン家のベルトルト4世が1156年にブルグント地方における監督権 (*Rektorat*) を失ったことにある。その年、神聖ローマ皇帝フリードリヒ1世がブルグント伯領の相続者であるベアトリクスと結婚したことで、伯領に属していたブルグントの地域は正式に皇帝の所有となったからである。一部の監督権のみに制限されたベルトルト4世はザーネ川流域に都市を建設することでこの地域の支配権を確立しようと試みた。それが都市フリブールの建設である。この土地が要塞化しや

²⁾ RD 1, S. 3; 本稿第一章、註 21 を参照。

³⁾ Ebd.

すい地形であったことと商業路の要所としても適していたからである⁴。

市民登録簿 I を校訂したヴヴェーらによれば、フリブールの市民は当初ひとつの軍事団体の成員であり、彼らは市壁内に居住し、武装して外からの攻撃に備えられる者たちであったとされている⁵。この時代の市民は *burgenses majores* と *burgenses minores* とも呼ばれており、前者は騎士身分のことを指し、同時代の文書では *barones de Friburch, milites* と置き換えられる。後者は単に *burgenses* あるいは *cives* とも呼ばれ、騎士身分ではない住民のことを指していた。この時代には身分の差が市民の呼び名の違いとなって現れてくるが、異なる二つの市民カテゴリーがあったわけではない。あくまで騎士身分か否かの個人的地位の相違が呼び名を分けているにすぎなかったのである⁶。

市民が都市建設期における軍事的団体の成員から都市の政治あるいは社会の中心的存在としてはっきりと現れてくるのは、1249年に当時の領主であったキーブルク家から都市に授けられた都市特許状 (*Handfeste*) においてである。ここには市民に関する規定が多数含まれている⁷。

都市特許状は元来ツェーリングン家によってフリブールに与えられ、1249年に当時の都市領主キーブルク家のハルトマン四世と彼の甥にあたるハルトマン五世がその内容を追認し、都市と市民に与えたものである。特許状は一時的にハプスブルク家によって剥奪されたものの、その後改めて都市に授与された⁸。フリブールの都市特許状は都市法家族の母都市であるフライブルク・イム・ブライスガウや、姉妹都市ベルンやムルテンなどツェーリングン家の都市法家族の法記録の修復のためにも重要な史料であるとされている。特許状は当初ラテン語で書かれたが、ラテン語の写本だけでなく、ドイツ語、フランス語の写本も数冊中世の時代から伝来している。1410年に当時市参事会員であったヘンスリ・フェルヴァーがフランチェスコ会士に書かせた文書の中に、聖書の列王記の写しやシュヴァーベンシュピーゲルの写しとともに、1249年の特許状のドイツ語訳が含まれており、15世紀

⁴ LADNER, Die Handfeste von Freiburg im Üchtland, Einleitung und Edition, in: *Die Freiburger Handfeste von 1249: Edition und Beiträge zum gleichnamigen Kolloquium 1999*, hg. v. Hubert Foerster u. Jean-Daniel Dessonaz, Freiburg, 2003, S. 11-247, hier S. 14 ff.

⁵ DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 3.

⁶ DUPRAZ, *Les institutions politiques*, S. 79.

⁷ 都市特許状の詳しい研究は FOERSTER, Hubert und DESSONAZ, Jean-Daniel (Hgg.), *Die Freiburger Handfeste von 1249: Edition und Beiträge zum gleichnamigen Kolloquium 1999*, Freiburg (Schweiz), 2003 を参照。

⁸ RD2, S.31-35, Nr. 77-79; DUPRAZ, *Les institutions politiques*, S. 88.

まで都市特許状が法として有効であったことがわかる⁹。この都市特許状の中には、121 項目の規定が書かれており、都市や市民に与えられた政治的権限、刑法のほか、相続権や関税、市や利鞘の取り決めなどの商取引に関する規定も含まれている。

特許状の中に含まれる市民に関する項目を見ると、はじめに特許状の第 1 条に都市領主の代官であるシュルトハイス、主任司祭、収税吏は市民の中から市民によって選ばれ、都市領主の承認を得なければならないことが明記されている¹⁰。他方、教師や教会管理人、門番、廷吏に関しては、都市領主の承認は必要なく、市民独自に任命、解任ができた¹¹。このことから、フリブールはツンフト支配型の都市と比べて、都市領主に支配される不完全自治ではあるものの、市民共同体が領主からある程度の自治を認められていたことがわかる。フリブールの収入役帳簿を研究した A. クラウデは、とりわけシュルトハイスの選任は、ハプスブルク家の軍事拠点となっていた都市フリブールの独立性を最も顕著に表していると述べている¹²。

市民はさまざまな特権を享受していたことも特許状から読み取ることができる。市民には森や川、牧草地などの共用地を利用する権利（第 5 条）¹³、商業に関する諸特権、例えば関税免除（第 6 条）¹⁴や商取引を行う権利（第 85 条、第 111 条）¹⁵、また、市政への参

⁹ UTZ TREMP, *Waldenser*, S. 144.

¹⁰ 都市特許状第 1 条: “Quod nunquam alium Advocatum, nunquam alium Sacerdotem, nunquam Thelonarium Burgensibus nostris de Friburgo, absque eorum electione, preficiemus; sed quoscunque ad hoc elegerint, hos, nobis confirmantibus, habebunt. Et dum bene eis Advocatus et Thelonarius placuerint, ipsos habere debent; si autem eis displicuerint, libere possunt eos destituere et alios instituere(我々は、フリブールの我々の市民に対し、彼らを選出することなしに、シュルトハイス、主任司祭、収税吏を任命することは決してない。彼ら自身が選出した者について、彼らは我々の承認を得なければならない。また、シュルトハイスと収税吏が彼らの意にかなう限り、その者たちを[その役職を]維持しなければならないが、もし彼らの意に沿わないのであれば、彼らは、自由にその者たちを解任し、別の者を任命することができる)”, LADNER, *Die Handfeste*, S.72, Nr.1.

¹¹ 都市特許状第 2 条: “Scolasticum vero, Matricularium, Janitores et Preconem per se, nullo ad nos respectu habito, eligent, instituent et destituent, et quicquid super his ordinaverint, id ratum tenemus: et debemus inviolabiliter observare(しかし、教師、教会管理人、門番、廷丁は、彼らが我々のことを考慮せずに、独自に、選出し、任命し、解任することができる。また、彼らはその者に命令することもできる。我々はそれを有効とみなす。また、我々はそれを固く守ることとする)”, LADNER, *Die Handfeste*, S.72, Nr.2.

¹² CLAUDE, Armand, *Das Freiburger Rotbuch (Stadtrechnungsbuch), 1376-1436. Textauswahl mit linguistischem Kommentar, geschichtlicher Einleitung*, Diss. Freiburg/Schweiz, 1972, S.13.

¹³ 都市特許状第 5 条: “Omnibus burgensibus nostris pascua, flumina, cursus aquarum, silvas, nigra iura et nemora, que vulgus appellat triboluz, damus, ut eis sine banno utantur”, LADNER, *Die Handfeste*, S. 74, Nr. 5.

¹⁴ 都市特許状第 6 条: “Omnibus burgensibus nostris theloneum damus, ut non persolvant”, LADNER, *Die Handfeste*, S. 76, Nr. 6.

加¹⁶や裁判時の保護（第 33 条）¹⁷などの特権が認められた。

市民はこれらの特権を享受する一方で、戦争時あるいは通常時の兵役、納税、見張りなどのさまざまな義務を果たさなければならなかった。とくに軍役については、聖職者の市民は兵役を免除され、女性の市民は、とりわけ死去した夫の市民権を継承するのだが、そのような女性は徴兵可能な代理の男性を立てること、市外市民は見張り、賦役を行う代わりに市外市民税を毎年支払うことが規定されていた。また市外市民は、居住地域で都市当局に反対する政治活動が生じた場合、シュルトハイスとフェナーに通達する義務も負っていた。ポルトマンの考察によれば、男性の市民もすべてが武装して軍役についたわけではなく、代理の者を立てることも多かったようだ¹⁸。

都市特許状には市民加入の規定も含まれている。市民になろうとする者は都市に市民加入金を支払うのに加えて、シュルトハイスと 24 人市参事会員にワインを貢納しなければならなかった。フリブールにおいては市民権が父から子へ自動的に引き継がれることはなかった。ただ、市民の息子が市民権を取得する場合には市民加入金や都市役職者への上納が免除され、新参者の市民よりは市民加入の条件が緩和されていたことが分かる¹⁹。

都市特許状以降に制定された都市法を見ると、1289 年に市民加入に関する最も重要な法が定められている。それは、市民権を取得しようとする者は都市内に家屋を所有し、そこに家族とともに居住していなければならないという規定である²⁰。この家屋所有と居住義

¹⁵ 都市特許状第 85 条(1): “Qui non est burgensis et non facit usu ville, non debet aliquas res minute vendere preter salem neque vinum neque pannum neque carnes neque alia, sed si quis contra hoc fecerit, tenetur omni conquerenti in banno trium solidorum et sculteto similiter”, LADNER, *Die Handfeste*, S. 158, Nr. 85(1); 都市特許状第 111 条(1): “Nullus burgensis alium burgensem in foro suo gravare debet, postquam ipsum supra forum invenerit”, LADNER, *Die Handfeste*, S. 178, Nr. 111(1).

¹⁶ 市民の政治参加については本章第 3 節に詳しく述べる。

¹⁷ 都市特許状第 33 条(1): “Si aliqua dissensio aut querimonia, queumque fuerit illa exopto furto, inter burgenses nostros fuerit orta, dommodo non sit coram sculteto ventilata, sine dampno libere inter se eam pacificare possunt salvo iure domini”, LADNER, *Die Handfeste*, S. 114, 116, Nr. 33(1).

¹⁸ PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 73-79, 106-112.

¹⁹ 一般の新市民については、都市特許状 99 条に規定されている: “Si quis, qui non fuerit filius burgensis, in burgensem velit promoveri, dabit sculteto cuppam vini pro bevragio et XXIII iuratis bevragium secundum eorum graciam, nec in bevragio vigintiquatuor iuratorum scultetus aliquid habet nec XXIII iurati in bevragio sculteti”, LADNER, *Die Handfeste*, S. 168, Nr. 99. 市民の息子が市民権を取得する場合は、上納品の納入は不要であった。市民の息子上納品規定は、都市特許状 95 条に次のように定められている: “Si quis filius burgensis burgensis fieri voluerit, nullum dabit sculteto nec burgensibus bevragium”, LADNER, *Die Handfeste*, S.166, Nr. 95. 市民の息子は市民加入金も免除された。

²⁰ “[...]debet sibi domum emere in villa nostra, et in eadem ipse cum familia sua et uxore sua debet personalem facere mansionem, quam si non faciet, domus ab eo emta debet ville

務は登録簿 I の記録が開始される時代にはすでに貫徹されていない。登録簿 I 以降は市民となるには担保となる不動産を都市内に設定することが求められており、とりわけ都市外に居住していながら市民権を取得する市外市民など都市内部に不動産を所有していない場合には親戚、同業者など他人の不動産を担保とすることもあった。また、この担保不動産は一般的には家屋だが、庭や納屋、仕事場も担保として申請することが可能であり、不動産の一部を担保とすることもできたのである。

他都市で見られるような市民権の一部のみを享受できる市民というカテゴリーは、フリブールの史料においては確認できない²¹。ただ、市外市民や女性の市民には選挙権はなく、とりわけ市外市民については、都市への通達義務など、都市内に住む市民とは異なる義務も課せられていた。また、フリブールにおいては市民権取得とツンフトは結びついていない。この都市ではツンフトが政治的な影響力を持たず、それによって市民加入が制限されることもなかった。

都市特許状の有効性は 15 世紀以降も保持されており、市民個人が享受する権利に大きな変化を見ることはできない。ただ、市民とそれ以外を区別する境界はより鮮明になってくることが登録簿の記録の変化から明らかとなる。登録簿 II においては市民と市外市民ははっきりと分けて記録されるようになり、都市内に居住しているか否かの調査も行われた。市内に居住しているとして市民権を取得したにもかかわらず、都市外に住んでいた場合は、市外市民としての義務を果たすか、市民権放棄が要求された²²。

また 15 世紀以降の市民加入金増額の決定から、市民加入も抑制を図っていたことが分かる。市民権を取得する際に都市に支払わなければならない市民加入金は、当初 6 ソリドゥスであったが、1443 年に 22 ソリドゥス、1513 年に 25 リーブルに上昇している。16 世紀半ば以降は 30 リーブルもしくは 10 フローリンから 60 リーブルにまで跳ね上がっている²³。

remanere, et deinceps non est burgensis”, RD1, S. 131-132.

²¹ 例えば、ニュルンベルクでは 1382 年以降、一般市民と手工業市民 (Handwerkersbürger) に区分され、享受できる市民の権利が規定されている。ベルンにおいても周辺地域の領主である貴族や聖職者、あるいは一定期間のみ都市に滞在する商人やユダヤ人、ロンバルディア人の市民については権利や義務が一般市民とは別に規定されている。このような市民を *Vertragsbürger* または *Gedingbürger* と呼ぶ。都市によっては規定される内容、呼称に相違がある。ISENMANN, *Die deutsche Stadt*, S. 139 f. フリブールにおいてはこのような規定は確認できない。ただし、市民加入金や上納品は市民個人で異なっていたことは登録簿の記録から一部のみ明らかとなる。

²² 本稿第 4 章を参照。

²³ DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 9; BERCHTOLD, Notice

このように市民権の厳密な適用や市民加入の抑制によって、市民権を享受できる範囲は15世紀に狭められていく。さらに1461年に制定されたツunftの軍事団体創設規定からは、この時代に再び軍事的団体の成員としての市民の役割が強まることが窺える。この年の3月にフリブールにおいて軍事団体(Reißgesellschaft)が創設された。これによって、都市内の各ツunftが戦争時に軍事団体として出動しなければならないことが定められ、さらに成人市民はどこかの軍事団体に所属することが義務づけられた。フリブールのツunftを研究したH・グーツヴィラーによれば、都市が1452年にサヴォア公支配下に移行した後、政治的権限と領邦高権(Landeshoheit)はますます都市に認められるようになり、都市の軍備も強化されるようになる²⁴。その後の都市の領域拡大を見れば、フリブールは軍事行動によってベルンとともにスイス西部へ進出していくことは明らかである。15世紀後半以降の都市領主交代から盟約者団加盟に至る時代、繰り返される戦争の時代に軍事的団体の構成員としての市民権の性質が再びここに姿を現すのである。

2. 市民誓約

中世後期の都市における市民は誓約によって結合し法的な共同体を形成していた。市民誓約には市民総会において市民共同体全体で行われる全体誓約と、市民加入の際に個別に行われる新市民加入誓約がある。

フリブールにおいて市民の誓約結合による法的団体という市民共同体のあり方は、すでに1243年のベルンとの間で取り交わされた同盟条約の証書に現れている。ここでは同盟期限を延長するために、両都市の市民らが10年ごとに誓約を行わなければならないことが取り決められた。この取り決めは同時に、誓約は一度行えば永続的に効力のあるものというわけではないことも示している。この取り決めに限らず、中世における誓約は常に更新されるべきものであった²⁵。

フリブールの全体誓約は毎年6月24日の洗礼者ヨハネの祝祭日に市民総会が行われ、

historique sur la bourgeoisie de Fribourg, S. 458. 市民加入金の増額による市民加入政策は多くの都市と共通している。

²⁴ GUTZWILLER, Hellmut, Die Zünfte in Freiburg im Üchtland (1460-1650), in: FG 41/42, 1949, S. 1-135, hier, S. 9 f.

²⁵ EBEL, *Der Bürgereid*, S. 11-46; GERBER, *Gott ist Bürger zu Bern*, S.121.

新たな都市役人の選出、都市法の朗読とともに宣誓が行われていた。選ばれた役職者はそれぞれの役職によって定められた宣誓を行い、市民総会出席者は全体で取り決められた事柄について誓約を行った²⁶。

新市民の加入誓約については、登録簿 I に「ルドルフ・ド・テューディングンが市民権の方式で誓約したように市民は誓約を行った²⁷」という文言が記されているものの、どのような誓約内容であったのか、誓約がその年の市民総会で行われたのか、あるいは加入する際に役職者の前で行われたのか、誓約内容や方法については定かではない。個別の市民加入記録にその手がかりが時おり言及されるのみである。1409 年に市民加入した聖職者ベネトヌス・ブリヘットは、「フリブールの法廷において悪意や策略なしに一つの市民権に応じて誓約することを毎年の契約と彼の宣誓によって約束し」ている²⁸。登録簿 II の中では 1419 年の 1 月に市民加入したアグネレータ・バルグインという女性については「フリブールの大法廷における暖房のきいた一室 *in stupa domus magne justicie Friburgi*」でシュルトハイスとその他の市参事会員の面前で市民となったことが記録されている²⁹。

登録簿 II のフォルオ 1 には登録簿の記録方式に関する指示はあるものの、誓約に関する記述はない。しかしフォルオ 183v 以降の市外市民の記録には市外市民誓約がドイツ語とフランス語で記されている。そこでは都市領主と都市への忠誠の誓約とともに市外市民の義務も記載されている³⁰。この誓約には他都市の市民誓約と同様の典型的な文言が並んでおり、おそらくは都市の中に居住する市民らもこの市外市民誓約と同様に都市領主と都市ならびに都市法への忠誠を誓約したと考えられる。

15 世紀初頭の市民加入誓約は明らかにならないものの、15 世紀半ばに記録された登録簿 II のフォルオ 64 には、それまで淡々とラテン語で記されていた市民加入とは異なり、

²⁶ UTZ TREMP, 600 Jahre Vennerbrief, S. 43.

²⁷ “... qui burgenses juraverunt burgensiam ut Rodulphus de Thudingen ad modum burgensium juraverat”, BB1 f. 121r.

²⁸ “Qui Benethonus burgensis effectus promisit juramento suo et stipulatione solenni in justitia de Friburgo juristare prout unus burgensis, sine dolo et fraude”, BB1, f.34r. ベネトヌス・ブリヘットはその後都市外に居住していたため 1418 年に市民権を放棄している。

²⁹ “Agnelleta, relicta Roleti Barguin, filia quod Johannis Thome, quondam, facta est burgensis, supra domum suam quam in habitat que quondam fuit dicti Roleti Barguin, coniugis sui, sitam Friburgi in magno vico, inter domum Johannis Avenchat, ex una parte, et domum Willini Mossu, que fuit a la Chastalla, quondam, ex altera. Datum in stupa domus magne justicie Friburgi, presentibus Jacobo Lombardi, sculteto Friburgi et pluribus alius consulibus tenentibus justitiam pro certis causis die veneris proxima post festum Epiphanie domini anno domini quo supra videlicet Mo CCCCo XVIIIo, secundum stilum curie Lausannensis sumpto”, BB2, f. 36v.

³⁰ 本稿第 4 章を参照。

ドイツ語とフランス語の短い誓約が複数挿入されている。そこからは誓約内容が明らかになるだけでなく、15世紀半ばのフリブール市政の危機をもまた読み取ることができる。

この誓約の内容は二つに区分することができる。フォリオ 64r に記された誓約は 1447 年の 7 月 25 日に都市領主に対して行われたものであり、もうひとつは 64v に記されている、その年の 9 月 29 日に行われた領域監督職 (Hauptmann)³¹ と都市共同体双方でかわされた誓約である。

この誓約が書かれた時代は都市最大の危機ともいえるサヴォア戦争 (1447-48 年) の直前であった。15 世紀前半までは都市にとっては平和な時代であり、経済繁栄を謳歌していた時代でもあったが、15 世紀半ば頃になると都市の状況は一変した。都市の外に目を向けると、フリブールの都市領主であるハプスブルク家とスイス盟約者団の対立、近隣都市ベルンとサヴォア公の接近、そして遠くはブルゴーニュ公とハプスブルク家との関係強化という事態が生じていた。それにともなって都市と近隣諸地域との関係が悪化し始めていた。都市内部では 1446 年に都市の役職の最高位であるシュルトハイスの買収事件が生じ、サヴォア戦争が始まると、フリブールの安定は崩れるどころか都市存続の危機にまで発展していく³²。

1447 年にフォリオ 46r に記録された都市領主に対する誓約は、シュルトハイス、全ての市参事会、そして市民共同体が領主への忠誠を誓う典型的な文言がドイツ語、フランス語の順で並べられている。シュルトハイスと市参事会ならびにフリブールの都市と領域の全共同体は領主の利益を促進し、不利益を回避するよう領主に忠誠を誓った³³。

³¹ 領域監督職 (Hauptmann) とは、ハプスブルク家の所領において Landvogt に次ぐ都市領主の代官職である。シュルトハイスよりも上級の職務であり、主に臣民の監督、下位役職者の任命、解任、財政管理などにあたった。

³² サヴォア戦争前後のフリブール史は、SCHULZE, Willy, Landesfürst und Stadt : Herzog Albrecht von Österreich und die Stadt Freiburg i.Ü. 1449, in: FG 72, 1995, S.131-173; Ders., Freiburgs Krieg gegen Savoyen 1447-1448: Kann sich eine mittelalterliche Stadt überhaupt noch einen Krieg leisten?, in: FG 79, 2002, S.7-55; Ders., Die Affäre Wilhelms von Avenches: Politik und Ehre im spätmittelalterlichen Freiburg im Üchtland, in: FG 86, 2009, S.7-49; LADNER, Politische Geschichte, S. 179 ff.; TREMP, Ernst, Volksunruhen in der freiburger Landschaft beim Übergang Freiburgs von der österreichischen zur savoyischen Herrschaft (1449-1452), in: *Freiburg: Die Stadt und ihr Territorium - Politische, soziale und kulturelle Aspekte des Verhältnisses Stadt-Land seit dem Spätmittelalter*, hg. v. Gaston Gaudard, Carl Pfaff, Roland Ruffieux, Freiburg (Schweiz), 1981, S.139-159; Ders., Freiburg um 1480 – eine Zeitenwende, in: FG, S. 123-143; BÜCHI, Albert, *Freiburgs Bruch mit Österreich, sein Übergang an Savoyen und Anschluss an die Eidgenossenschaft. Nach den Quellen dargestellt, mit 26 urkundlichen Beilagen und einer Karte der Herrschaft Freiburg*, Freiburg (Schweiz), 1897.

³³ 本稿付録、史料 2 を参照。チューリヒの新市民誓約が KOCH, *Neubürger in Zürich*, S. 63 ff.

都市領主への誓約から数か月後、大天使聖ミカエルの祝祭日である 9 月 29 日に、フリブールの市民共同体はハプスブルク家から派遣された領域監督職のルートヴィヒ・メイヤーにも誓約を行った。都市はメイヤーに忠誠を誓い彼を支援することはもちろん、前もって彼に知らせることなしには何も行わないことを誓っている。この誓約と同時にメイヤーの側も都市に対して誓いを立て、彼もまた不穏な動きはシュルトハイスや市参事会に申し出ることを誓った³⁴。

これらの誓約は明らかに都市領主に対する忠誠誓約である。先述した市外市民の加入誓約とは大きく異なり、この誓約は加入の際の誓約でもなければ、都市や都市法への忠誠、また都市の福利を追求するという全体誓約の主要な部分もここでは語られていない。

フリブールではすでに 1428 年以降、都市役職者の誓約文は都市法とともに一つの文書としてまとめられるようになった³⁵。しかし、この都市領主への誓約が市民加入を記録する登録簿に記されなければならなかったのは、一部の役職者の誓約のみならず、市民個人が都市領主に誓約することによって、ハプスブルク支配下の領邦都市としての立場を市民全体に今一度明らかにしなければならないという領主の意図が窺える。同時に都市の側でも、サヴォア公やベルンとの戦争や内政の混乱を意識して、領主の援助を期待していたことが協働を強調したメイヤーとの誓約から浮かび上がってくるのである。

都市領主への忠誠、双方の協働体制について登録簿に記された誓約は都市領主による支配体制を強く想起させるものであった。市民登録簿Ⅱの序文にも一切現れてこなかった都市領主という文言が 15 世紀半ばになって現れること、そもそも市民共同体が改めて領主に対する誓いを行わなければならなかったことは、それまで都市が謳歌してきた繁栄と自治の時代がもはや危機的な状況にあることを示唆しているのである。

3. 市民による政治

この節では、市民の政治的権限を通して、15 世紀のフリブールにおける市民権の変容を

において比較参照できる。

³⁴ 本稿付録、史料 3 を参照。

³⁵ RÜCK, Peter, *Archiv-Inventare des Kantons Freiburg: I. Reihe, Staatsarchiv Freiburg: 2. Faszikel, die Eidbücher*, in: FG 55, 1967, S. 281-303; UTZ TREMP, *600 Jahre Vennerbrief*, S. 55 ff.

考察していく。都市特許状は 15 世紀以降も有効であり、市民の権利や義務は形式的にはこれに準ずるものであった。とくに市民の権利に含まれる市政参加とその意義は 15 世紀に生じた都市の支配体制の転換や周辺地域に対する領域支配の拡大などに関連しながら発展する。それゆえ、この節では 15 世紀における市民権の変容について、市民の政治関与を通して考察していく。

都市特許状第一条にあるように、市民には都市役職者の選出権が定められ、市民による市政が 14 世紀以降発展していく。都市特許状には年 3 回（2 月、5 月、秋）市民総会を開催することが定められたが、この規定は 1347 年に改正され、毎年 6 月 24 日の洗礼者聖ヨハネの生誕祭に開催されることが決定し、とりわけその日に市参事会員やその他の都市役人の選出を行うことが定められた³⁶。

市政の最も重要な担い手たる市参事会の構成は、シュルトハイス、*le conseil* あるいは小市参事会と呼ばれる 24 人市参事会、60 人市参事会、200 人拡大市参事会があった。シュルトハイスと小市参事会、60 人市参事会が都市条例を制定し、外交問題を処理する立法的な役割を持っていた。200 人拡大市参事会は都市の全市民の代表として都市内部の問題を取り扱うのみであった。市参事会のほかに元来は軍事指揮官であるフリブール内の 4 つ

³⁶ 都市特許状第 4 条: “Ter in anno contionem ante nos vocabimus, in Februario, in Mayo, in autumno(我々は年に三度、2 月、5 月、秋に、我々の前に市民総会を召集する)”, LADNER, Die Handfeste, S. 74, Nr. 4; “Videlicet, quod ex nonc in antea, quolibet anno, in die nativitatis Sti Johannis Baptistae, officia Scultetatus, Consulium, Ducentorum, Burserii, et omnia alia officia ad Communitatem nostram pertinentia, sunt et esse debent resignata, destituta, et quitata, taliforma, quod tres vexilliferi nostri ex nunc, anno quolibet, dominico die ante festum Nativitatis S. Johannis Baptistae habeant ad invicem sexaginta de burgensibus nostris electos, [...]et dicti sexaginta cum dictis vexilliferibus, jurare debent ad sancta Dei Evangelia manibus a quolibet tacta, quod ipsi in instanti, antequam ab invicem recedant, eligant ad Consilium, Ducentos et Purserium, illos qui sibi tunc videbuntur utiliores et communiore universitati villae et terrae, per annum unum in dicta die Sancti Johannis inchoandum, amore, odio, pretio vel timore non obstante, et quod ipsi, per dictum juramentum, dictos electos non manifestabunt quo usque in die Nativitatis Sancti Johannis publice fuerint publicati et nominati (すなわち、今後、いかなる年も洗礼者聖ヨハネの生誕の日に、シュルトハイス、24 人市参事会、200 人拡大市参事会、収入役の役職、また我が共同体に関わる他の全ての役職が、解かれ、はずされ、保障されなければならない。以下のような形で、我々の 3 人のフェナーは今後、いかなる年も、洗礼者聖ヨハネの生誕祭の前の日曜日に、我々の市民から互いに 60 人を選出しなければならない。[...]また前述の 60 人は各フェナーとともに、神の聖なる福音書に手を触れて誓わなければならない。彼らは差し迫って、解散する前に、一年ごとに、聖ヨハネの日に、愛や憎しみ、誉れや恐れに妨げられることなく、都市と周辺地域すべてにとって公共の利益を見られる人々を 24 人市参事会、200 人拡大市参事会、収入役に選出しなければならない。また彼らは、宣誓によって、聖ヨハネの生誕の日まで、選出された者たちを公表し決定しようと告示してはならない)”, RD3, S. 92-93, Nr. 171.

の地区（ブルグ地区、アウ地区、シュピタール地区、ノイシュタット地区）のフェナー（旗頭）、警察権を有する市長といった都市役人が存在した³⁷。

1347年の規定によれば、市参事会員は6月24日の前の日曜日に60人市参事会によって選出され、6月24日に新たに任命されることになっているが、実際は、ほとんどの市参事会員が繰り返し選ばれていた。市政の要職は一部の都市貴族によって独占されており、チューリヒのようにツンフトマイスターが政治的影響力を持つことはなかった。

都市役職者の選出方法は複数回改訂されたのち、15世紀初頭にはフリブール市政で最も重要な法である「フェナー文書」が制定された。1404年6月24日に制定されたこの法は都市役人の選出方法に関する従来の規定をより詳しく定めたものである。

フェナー文書は、地区長の役割を果たしていた4つの地区の各フェナーに一部ずつ与えられたことからその名で呼ばれている。それらの文書はすべて当時の都市書記官ペーター・クドリフィンによってフランス語で書かれたが、4文書の文面は異なっており、それぞれ地区の方言が用いられている。フリブールはフランス語とドイツ語の言語境界地域にあり、都市の重要な文書に関しては、中世の時代からフランス語版とドイツ語版が並存していた。1404年のフェナー文書も都市書記官ペーター・クドリフィンの兄弟で、同じく都市書記官を務めたペーターマン・クドリフィンによって書かれた1415年6月21日付のドイツ語版が伝来している³⁸。

この文書は、都市役人の選出方法について、1347年の規定よりさらに詳細にそして複雑に規定している。事前の選挙合議は1347年の規定同様、6月24日の前の日曜日の午後に行われたが、選挙合議団は各地区のフェナー4名、60人市参事会員、このために招集された男性各地区20名ずつ、合計144名から構成されることが新たに規定された。この選挙合議団は同日曜日に24人、60人市参事会、収入役を事前に選出しなければならなかった。ここでの決定は6月24日の市民総会まで公表してはならない秘密事項であり、それゆえこの日曜日は「秘密の日曜日 *der Geheime Sonntag*」と呼ばれた。選挙は多数決制で、シュルトハイス、市長、各地区のフェナー、その他一部の都市役人の選出については6月24日に聖母教会に集められた前年度の都市役人、市民、非市民合計940人の直接選挙で出席者の多数決によって選ばれることが定められている。フェナーに関しては、24人市参事会

³⁷ LADNER, *Politische Geschichte*, S. 192 ff.; DUPRAZ, *Les institutions politiques*, S. 96 ff. フリブールの地区については、本稿付録、地図1を参照。

³⁸ ドイツ語版の全訳は本稿付録、史料4を参照。

員や貴族から選ぶことは禁じられており、一般市民（gemeinen Leute）から選ぶことが規定されていた。また、役職の買収禁止、規定違反者の処罰や贖罪金等なども詳細に記されている。

都市役人選出は「秘密の日曜日」以前、すでに聖霊降臨祭後の火曜日に準備が開始される。まず、各地区のフェナー4名と60人市参事会はしかるべき男性を各地区から2名ずつ選出する。選出された男性2名は「秘密の日曜日」の前日、家々をまわって翌日の選挙合議に参加するしかるべき男性を各地区から20名ずつ召集しなければならなかった。さらに、彼らはフェナーとともに同火曜日に各地区から4名ずつを選出する。選ばれた4名は洗礼者ヨハネの誕生祭の前の土曜日に家々をまわって、市民総会に出席するしかるべき男性を召集しなければならなかった。「秘密の日曜日」と市民総会招集のために選出された各地区6名は市民総会当日には、聖母教会の扉付近に待機し、召集されていない者を追い返す役目を担っていた。市民総会に召集された者は参加が義務づけられ、違反すれば、24人市参事会員の場合は60シリングの贖罪金と一カ月の都市追放が定められ、60人、200人市参事会員は10シリング、その他の市民は5シリングの贖罪金を支払わなければならなかった。また、許可なく聖母教会に立ち入った者は20シリングの贖罪金と1カ月の都市追放に処されることも規定された³⁹。

この1404年のフェナー文書は、多数決選挙や直接選挙といった「民主的な」方法が取られているとはいえ、事前の選挙合議と6月24日の市民総会には「しかるべき男性」だけが出席を許されていた。それは、おそらくその年に起こった都市での騒乱の影響を受けているものと考えられる。召集者を限定した排他的な市民総会は都市の煽動的要素を排除しようとしたものであり、またフェナー文書はその騒乱を受けて、差し迫って作成されたものと考えられる。

1407年のフェナー文書の改訂は、1404年以上に騒乱の影響を受けたものであった。それは1407年のジャケ・エイモンの騒乱である。彼は、新たに設置されたノイシュタット地区の初代フェナーを務め、その後市長に選出された。彼自身は商人だが、彼の父親は皮なめし工であったため、都市の最大党派であった皮革業者を選出母体としていた。

エイモンは、1403年に締結されたベルンとの永久同盟の更新に関して、フリブールの一部の都市有力者がその同盟に反対していることを暴露したために、1406年に市長を解任され、5年間の都市追放令を受けた。しかし、彼はその追放命令に違反し、1407年の時点で

³⁹ UTZ TREMP, 600 Jahre Vennerbrief, S. 39-82.

都市内部に姿を現した。このことによって、エイモンは「悪い魂に惑わされて *spritu malign seductus* ⁴⁰」、長期在職中であったシュルトハイス、ジャケ・ロンバルトに対抗すべく民を煽動した罪に問われ、5年間の都市追放や都市権力への抗議禁止を命じられた。さらにエイモンの支援者によって騒乱が起こり、騒ぎを起こした者たちはエイモン同様、都市追放刑に処され、都市に反対する発言や行動をしないと誓わなければならなかった。

一連の騒動によって1407年4月、本来なら6月24日に行われる市民総会が、鐘の音によって急遽召集され、フェナー文書が改訂された。その序文には、悪魔に取りつかれた無知な人々によって騒乱が起こり、都市平和の危機が生じたことが、また文書の結びには騒乱者らの騒乱と逮捕ゆえにこの文書が作成されたことが記録されている⁴¹。フェナー文書の改訂は特に都市の市民総会の妨害を禁止した。

エイモンの一件は、都市平和の危機だけでなく、秘密事項であった選挙合議団の決定事項をエイモンに漏らした人物が複数いたこと、ベルンとの同盟に反対していた一部の人間のみ処罰されたことから、フリブールの都市内部で勢力争いが生じていたことを仄めかしている。また、ベルンに関する騒動自体、都市の最大党派を選出母体にもつエイモンの政治的、経済的キャリアの上昇を妨げようとしたものであった可能性をウッツ・トレンプ氏は指摘している⁴²。フェナー文書は15世紀初頭の騒乱期に都市当局が企図した政敵排除のシナリオであったかもしれない。

こうして15世紀初頭に制定されたフェナー文書は1798年まで効力を保持し続ける。ここで定められた複雑な選挙システムの背後には、しかるべき男性のみが出席する閉鎖的な市民総会によって、都市の権力が反対勢力に脅かされることを防ぐ狙いがあったと考えられる。フェナー文書の冒頭には、選出ゆえに都市ゲマインデに起こりうるあらゆる怒り、ねたみ、憎しみを避けるためにこの文書が定められたと記されてある⁴³。しかし実際には都市貴族や有力商人などの一部の市民による市政運営 —それはまだ都市門閥による寡頭

⁴⁰ UTZ TREMP, 600 Jahre Vennerbrief, S. 50, RD6 S. 95-97, Nr.372.

⁴¹ UTZ TREMP, 600 Jahre Vennerbrief, S. 79 f.

⁴² UTZ TREMP, 600 Jahre Vennerbrief, S. 52 f.

⁴³“die wir durch uns und unseren vorderen haben gehebt und gehalten, ze vermeiden und ußzenemen allen zorn, nyd und hasse, die da jerlichs komen und uffstan möchten under unser gemeinde von únser statt empter wegen, die da unser stat und gemeinde regimen und ußrichtung zu gehorent ze erwellen (我々と我々の先人たちは、我々の都市とゲマインデは政権と方針を適切に選ぶべき市の役職のために、毎年、我々のゲマインデのもとで生じるあらゆる怒り、憎しみ、ねたみを避け、それらを取り除くよう保ち維持してきた)”, UTZ TREMP, 600 Jahre Vennerbrief, S. 73; 本稿付録、史料4。

政とまでは言えないが―を円滑に推し進めるための法となり得たともいえる。15世紀の市民は、いや中世を通して、市民は政治的に水平的な結合体ではなく、むしろこの時代に排他的な政治運営体を構築するのである。

しかしながら市民による政治が閉鎖的になるとはいえ、このフェナー文書においては都市領主からの自治獲得は想定されていない。15世紀初頭においては都市に対する領主の関心は低く、むしろ両者は良好な関係にあった。フリブールが領邦都市から自治都市へと転換し、市民が政治的指導者層としてますます台頭してくるようになるのは、15世紀半ばのサヴォア戦争後のことである。この転換の大きな要因は戦争そのものというよりもむしろその後の都市領主との関係に亀裂が生じたことであろう。

サヴォア戦争直前に前章で述べた複数の誓約によって領主と都市の結合を改めて確認したにもかかわらず、都市は領主から十分な援護を受けることができずに戦争に敗北した。そのうえ、サヴォア公に対して莫大な賠償金を負担することとなり、都市内外で重税に苦しむ人々の騒乱が頻発していた。都市はこの時点でもなお領主に事態の收拾を要請している。しかし、領主であるハプスブルク家のアルブレヒト6世はこの騒乱を収めるだけでなく、ここにきて自らの統治権を強く主張するようになる。それは課税や裁判権の行使だけでなく、都市が購入し市民らが所有していた周辺農村の統治権を要求することにまで及んだ。アルブレヒト6世は市参事に解散を命じ、一部の市参事会員は逮捕された。さらに自らの重臣を都市外から招聘し、都市内はシュルトハイス、領域は監督者（Hauptmann）の職に任命した。

都市領主による一連の市政干渉はフェナー文書による市政運営を否定するものであり、かつて帝国都市と同等の自治を有していた都市にかえて自治権の獲得を意識させることとなった。派遣されたハプスブルクの代官らは強権的にふるまい、都市の政治的指導者層である市参事会はもはやサヴォア寄りの者たちが多勢となっていた⁴⁴。

領主がアルブレヒト6世からジキスメントに交代し都市への干渉が弱まると、フリブールは討議の末1452年にサヴォア支配へと移行する。その際サヴォア公からは都市の自治権と領邦高権に関する承認を得た。このことによって都市はもはや領主の干渉を受けることなく、市民による政治運営はますます強化されるとともに寡頭政治の様相を次第に帯びることになっていくのである。

⁴⁴ 本章註32を参照。

4. 結論

この章では、中世後期フリブールにおける市民権の変容を都市の法規や市民誓約から考察した。

13世紀に制定された都市特許状に定められたように、市民は都市の自由と平和を享受し、商業や共有地利用などのさまざまな特権を有していた。それと同時に兵役や納税の義務を負っていた。市民加入は当初は都市内部での家屋所有と居住が前提であったが、14世紀以降は担保となる不動産の設定と市民加入金および上納品を納めることが加入の条件となっていた。

都市の建設時に軍事的団体として成立したフリブールの市民共同体は、都市の発展とともに政治的・社会的指導者層へと変化した。とくに15世紀初頭に制定されたフェナー文書において排他的な選挙システムが構築され、市民の政治参加が市民全体に開かれているとは言えない。

都市の自治権が15世紀半ばに大きく揺らいでいたことが市民誓約と都市領主の市政干渉から明らかとなる。この時代の誓約は市民共同体全体で都市領主に対する忠誠を再確認しなければならなかった都市の危機を表している。また、都市領主による都市役職者の罷免やシュルトハイス、領域監督職の任命が、都市の自治権を大幅に低下させた。しかし、それがかえって都市の自治権獲得と市民の政治的権限の強化へつながっていく。サヴォア公統治以降の市民共同体は領邦高権などを認められた。ここに再び市民共同体の軍事団体的性格が現れる。しかし、この時代の軍務はもはや都市領主との関係から生じるものではない。盟約者団都市同様に領域支配をめざし、市民が政治的かつ軍事的指導者層として立ち現れてくるのである。

16世紀以降の市民権は市民の受け入れに関する規定も厳格化され、さらに閉鎖的になっていく。1548年には、スイス以外からのよそ者が市民加入をすることが禁じられ、1555年以降は、市民になるためには都市内に一定期間居住することが定められた。17世紀に入ると都市門閥の形成が本格化し、1627年には門閥以外の市民が政治に関与することはできなくなり、都市門閥による寡頭制の時代を迎えることになるのである⁴⁵。

⁴⁵ ZOLLET, Joseph, *Die Entwicklung des Patriziates von Freiburg i.Ue*, Dissertation (Recht), Freiburg (Schweiz), 1926, S. 33 ff.

第3章 中世後期フリブールにおける市民層

前章では都市の法規と市民誓約から、14世紀から15世紀にかけてのフリブールにおける市民権の変容を考察した。都市特許状に明記された市民の権利と義務は15世紀においてもなお有効であるものの、15世紀初頭に制定されたフェナー文書からは市民の政治関与が排他的な選挙システムで閉鎖化すること、そして彼らの自治権が15世紀半ばに都市領主や対外勢力との緊張関係の中で揺らぎながらも市民権はますます閉鎖化していくことを確認した。

このような法的地位にあった市民は15世紀以降どのような共同体を形成していたのだろうか。また、法には現れてこない、この時代の市民の特性はいかなるものであったのだろうか。たしかに先にも触れたとおり市民の政治関与は排他的になり、15世紀以降市民加入が減少し市民の閉鎖化が進んでいくことはすでに多くの研究者に指摘されてきたことである¹。しかし、これまで市民登録簿Ⅱの研究がなされてこなかったために、どのような過程を経て市民権が閉鎖化していくのか、言い換えれば15世紀以降にどのような人々がこの都市の市民となり得たのか、この時代のフリブールにおける市民についてはまだ不明瞭な点が残されたままである。

このような問題をふまえて、本章では登録簿Ⅱの具体的な分析を通して中世後期フリブールにおける市民の特性と、市民共同体がいかなる集団であったのかを明らかにすることである。

第1節ではまず15世紀初頭の市民層について検討する。1416年に登録簿Ⅱが新たに導入された際、生存している市民の加入記録が登録簿ⅠからⅡへ転記された。その結果、この年に限ってフリブールの市民全体の構成を知ることが可能である。それゆえ、この転記部分から15世紀初頭の市民共同体がいかなる集団であったのかを明らかにしたい。第2節では1416年から1500年までの市民加入について、市民加入数の推移を追う。それとともにこの時代の市民加入の傾向を分析する。第3節ではこの時代の市民の特性を考察する。市民として受け入れられる人々にどのような特徴があるのか。それとは逆に市民権から遠

¹ PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 121; GERBER, Roland, Die Einbürgerungsfrequenzen der Städte Freiburg im Uechtland, Konstanz und Luzern im späten Mittelalter, in: *Reisen im Leben der Gesellschaft*, hg. von Lenka Bobkova und Michaela Neudertova (Acta Universitatis Purkynianae, Studia Historica II), Usti nad Labem 1997, S. 95-104.

ざかる人々はどのような人物なのかを検討していく。これらの考察を通して 15 世紀におけるフリブールの市民と市民共同体の特性を明らかにしたい。

1. 15 世紀初頭の市民

(1) 都市書記官ペーターマン・クドリフィンによる転記作業

a) 転記の動機

1416 年に市民登録簿が新たな文書へ更新された際に転記された市民の記録は、この時代の都市の市政構造全体を示す貴重な史料である。15 世紀初頭においては都市の市参事会員の構成を示す文書はまだ存在していない。しかし、市民登録簿Ⅱの転記部分には都市役職者全員が役職ごとに明記されており、1404 年に制定されたフェナー文書が実際にどのような形で施行されたのか、つまり排他的な選挙システムによって選出された市参事会員はどのような人々であったのかを知る重要な手がかりとなっているのである。

この転記部分については、登録簿Ⅰを研究したポルトマンやヴヴェーらによってすでに言及されている。とくにポルトマンは市参事会員の職業や居住区に着目し、この時代の市民の構成を明らかにしている。それは、都市の基幹産業である皮革業や毛織物業従事者を多く含む市民層であるものの、市政の中心的な担い手となるのはとりわけブルク地区に住む貴族や商人であった²。ポルトマンの研究では都市役職者以外の転記記録全体の考察には至っていない。それに加えて、史料の特性、つまり、なぜ、そしてどのように市民の記録が転記されたのかということも問われてはいない。この節ではポルトマンの研究を補う形で、登録簿Ⅱの転記部分から 15 世紀初頭の市民層を改めて検討する。

1416 年当時生存しており、登録簿Ⅱに転記された市民はどれくらいいたのであろうか。登録簿Ⅱのフォリオ 1v から 30r は旧登録簿からの転記記録に該当し、そこには 562 件の市民加入が記録されている。このうち、フォリオ 30r の最後に記された 3 つの加入記録は父親の市民権を継承して市民権を取得した新規加入の記録であり、転記部分に含まれて記録されたとはいえ、転記されたとみなすことはできない³。

ポルトマンやヴヴェーらは先述した新規加入 3 件を除いて、転記された市民を 559 名と指摘している。しかし、該当するフォリオの中にはひとつの記録に 2 人の市民加入が記録さ

² PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 125-194.

³ BB2, f. 30r.

れた事例が 2 件確認されることから、この年に転記された市民は正確には 561 名である⁴。

同じ年に新規加入した市民も含めると、1416 年の市民は全部で 678 名であった。ポルトマンによると、1450 年ごろの都市の人口がおおよそ 6000 人で、世帯人数は 4 人程度であったことから、都市の成人男性のおおよそ半数が市民権を取得していたと推測されている⁵。

| | |
|--------------|----------|
| 転記された市民 | 561 |
| 新市民 | 117 |
| 合計 | 678 |
| 1450年ごろの都市人口 | ca. 6000 |
| 市外市民は除外 | |

転記する動機を最もよく表しているのが、登録簿Ⅱのフォリオ 1 に記された序文である。この序文は当時の都市書記官ペーターマン・クドリフィンによって、シュルトハイスや各地区のフェナーらの名とともに記されている。ここでは新たな登録簿を導入する動機、記録方法などが細かく指示されている。

序文の内容を詳しく見ていこう。クドリフィンがこの序文の初めに強調したのは、この登録簿がローザンヌ司教区におけるフリブールの都市と市民たちに属するものであるということであった(*iste liber est ville et burgensium Friburgi Oechtlande Lausannensis diocesis*)⁶。この一文のみならず、この序文全体を通して都市領主に関する記述は一切現れてこない。第一章でも触れたように、この文書が都市フリブールにとって後世に受け継がれるべき重要な文書であるにもかかわらず、その長たる都市領主の名が登録簿の初めに一切現れてこないことは奇妙に思われるかもしれない⁷。しかしながら、このことが都市の領主に対する反発心、あるいは自立への思惑とみなすことはいささか性急であると言えよう。この時代の領主と都市は対立関係にはなく、他都市のように市民加入が領主との対立の火種となった形跡もない。むしろフリブールは領主の支配からは不完全ながらも自治権を認められており、市民加入は都市によって主体的に統制することが許されていたと考えられる⁸。

⁴ BB2, f. 17r. 転記部分にはひとりの未亡人が彼女と彼女の子どもの後見人とともに市民加入した記録も含まれるが、この記録については未亡人一人の加入記録とみなす: BB2, f. 26r. さらに、不動産変更の加入記録も一件あるが、登録簿Ⅰの記録がそのまま転記されているので、この記録も転記の記録として認める: BB2, f. 19r. ヴヴェーラやポルトマンの市民数算出については、DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 20; PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 33-35 を参照。

⁵ PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 169 f.

⁶ BB2, f. 1r; 本稿付録、史料 1 を参照。

⁷ 市民登録簿の特性については、本稿第 1 章を参照。

⁸ チューリヒやベルンは多数の農村居住者を市外市民として受け入れたことが在地貴族の統治権侵害とみなされ、両者の対立を回避するためにしばしば一定の領域から市外市民の受け入れを制限する措置や加入を禁ずる措置が取られた。フリブールの都市文書においては、市民加入

クドリフィンによる序文では、さらに登録簿 I からの転記に関する指示が続いている。登録簿 II では新規の市民加入記録の前に、まず 1416 年当時生存している市民について、登録簿 I からその者の加入記録を新しい登録簿に採録し直すことが市参事会で決定された⁹。その際、記録内容について修正事項がある場合は、とりわけ市民加入の担保となる不動産の情報について更新するよう指示されている。担保不動産は随時変更が可能であり、加入記録の中では「変更した *mutavit*」という文言とともに新たな不動産の情報が記されることになっていた。新たな登録簿の導入時には多数の不動産変更が記録されているが、ポルトマンが指摘しているように、実際にはこれら変更の大部分はおそらくすでに 1416 年以前に行われていたものであり、登録簿の更新の際に初めて情報が更新されたと考えられる¹⁰。

登録簿 I から II へ転記する際の記録順もまた序文で定められている。はじめに都市市政の役職者であるシュルトハイスの記録が転記され、次いで 24 人市参事会員、都市書記官、4 人のフェナー、そしてその他の市民の記録と続く。すべての転記記録の後に、その年以降の新市民の記録が市民加入した順に書き込まれることが定められた。

市民登録簿 II の記録方法は登録簿 I の方法を踏襲していない。都市書記官のクドリフィンによれば、彼がこの序文で示したように登録簿 I は「無秩序」であり、加入順の記録に改められるべきものであった¹¹。それは、登録簿の書き手である都市書記官の特性、つまり彼らが「公証人兼都市書記官 *notarius juratus secretarius*」であることが文書に反映されていることはすでに指摘したことである。記録方式の転換は文書の性格の変化も示している。登録簿 I が地区ごとに登録されるウーデル登録簿であったのに対し、加入順に記録される登録簿 II は市民個々人の身分を保証する証拠としての機能を新たに備えたのであり、同時に都市にとっては市民を正確に把握し管理する文書へと変化したのである¹²。

これまでの研究では指摘されてこなかったが、登録簿 II の序文において指示された記録方式の転換は、実際には 1416 年以降の新市民の記録に適用されていることに留意しなければならない。それでは転記部分についてはどのような基準で採録されたのだろうか。

をめぐる領主との対立の形跡は見当たらない。GERBER, *Gott ist Burger zu Bern*, S. 147 ff.; KOCH, *Neubürger in Zürich*, S. 43.

⁹ BB2, f. 1r.

¹⁰ 担保不動産の変更はたいてい一回に限られるが、例外的に 2 度 3 度と不動産を変更する市民もいた。PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 99 ff.

¹¹ BB2, f. 1r; 本稿第 1 章、註 35 を参照。

¹² 本稿第 1 章を参照。

この年に古い登録簿から転記された市民については、大きくは都市役職者とその他の市民とに区分されているが、その分類以外は一見すると旧登録簿のあちらこちらから記録を寄せ集めたように見える。転記部分は登録簿Ⅰの記録を前から順に書き写したのもでもなく、加入年代順やアルファベット順、地区ごとの記録でもないのである。

このように一見「無秩序」に見える転記部分は都市書記官ペーターマン・クドリフィンがどのように転記作業を進めたのか、つまり登録簿Ⅰから記録を抽出し、新しい登録簿に書き込む作業に規則性はあるのかどうかに着目すると、単なる市民の名簿とみなされてきた史料から、クドリフィンと都市当局の意図のみならず当時の都市社会の実像が垣間見えてくる。

市民登録簿の中で、転記の記録はフォリオ 1v から 30r まで記されている。クドリフィンは、登録簿Ⅱの序文にあるようにおそらく 1416 年 1 月に転記作業を開始した。この年の 6 月 13 日には登録簿Ⅱのフォリオ 31r 以降に新市民の加入記録が書き込まれるようになるが、この時点をもって転記作業が完了したわけでもなく、登録簿Ⅰへの記録が終了したわけでもない。登録簿Ⅰへの市民加入記録は 1416 年の 6 月 18 日まで続いており、さらに市外市民の調査は 1418 年まで行われていたことが、登録簿Ⅰのクドリフィンの付記から明らかになる¹³。

なぜ登録簿Ⅱへの記録が始まってもお数日古い登録簿へと書き込まなければならなかったのだろうか。

登録簿Ⅰへの加入記録の最終日を地区ごとに見てみると、登録簿Ⅱへの記入が始まった 6 月 13 日以降も記録が継続しているのはシュピタール地区とノイシュタット地区である。この日付以降の記録が登録簿Ⅱのどこに転記されたのかに着目す

| 地区 | 最終記録日 | フォリオ |
|---------|-----------|------|
| ブルク | 1416.6.12 | 53v |
| アウ | 1416.6.10 | 45v |
| シュピタール | 1416.6.15 | 51v |
| ノイシュタット | 1416.6.18 | 49r |

ると、それらは登録簿Ⅱのフォリオ 12 から 17 に該当しており、転記記録全体のおよそ中間に位置している。後段で詳述するが、転記部分の前半に都市の役職者が順に名を連ねており、6 月 13 日の日付以降の加入者の大半もまた、200 人市参事会員として転記部分の中段に記録されるべき存在だったのである。

登録簿ⅠとⅡの記録日が前後しているもう一つの理由としては、登録簿Ⅱが年代順の記録になったとはいえ、最も初めの記録は都市の中心地区にあたるブルク地区の新市民から

¹³ DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 19.

登録する意図を持っていたからである。フォルオ 31r の加入記録の欄外には「ブルク地区 *in Burgo*」、それに続いて 32r の欄外には「アウ地区 *in Augia*」という文言が付されており、年代順の記録が義務づけられたとはいえ、都市内の主要な地区からの記録を意図していたことが窺えるのである¹⁴。

b) 都市役職者としての市民（フォルオ 1v–14v）

登録簿Ⅱのフォルオ 1v から 14v までは、都市の最高位の役職であるシュルトハイスの加入記録、次いで、24 人市参事会、都市書記官、4 名のフェナー、60 人と 200 人市参事会、6 名の廷吏の順に都市役職者の記録が収められている。

登録簿Ⅱに最も初めに転記された記録は、当時のシュルトハイス、ヤコブ・ロンバルトのものであった¹⁵。彼に関する登録簿ⅠとⅡの記録を比較すると、隣接不動産の所有者の情報が改められていることが分かる。ロンバルトの記録同様、他の転記記録も、それまでの記録内容に変更が生じている場合は、この機会に都市書記官によって情報が更新された。とくに担保不動産の記録更新が多く見受けられるが、なかには職業の変更を行った市民もいた¹⁶。

ロンバルトの記述のあとに 24 人市参事会員の加入記録が続くが、ここには 23 名分の記録が書かれており、ロンバルトも含めて 24 人市参事会員が構成されていたと考えられる¹⁷。転記部分からは市参事会の充足率もわかる。60 人、200 人市参事会は必ずしも定員が満たされていたわけではなく、ここでは 60 人市参事会員としては 57 名、200 人市参事会員としては 159 名が記録されている。フェナーや廷吏、都市書記官も含めた都市役職者は、この年の全市民 678 名のうち 251 名であった¹⁸。

先述したように、一見するとこの転記作業こそが「無秩序」に見える。転記された順番はばらばらで、すでに述べたように登録簿Ⅰを最初のフォルオから調査し、該当記録を登録簿Ⅱに順に書き写した形跡もなければ、アルファベット順でもなく、地区ごとの分類でも加入した年代順でもない。

¹⁴ BB2, f. 31r, 32r.

¹⁵ ヤコブ・ロンバルトの加入記録は、本稿序論第 3 節「史料と方法」を参照。

¹⁶ 次節を参照。

¹⁷ 都市役職者の選出方法については、本稿第 2 章を参照。

¹⁸ 都市役職者の内訳は次の通りである。シュルトハイスを含めた 24 人市参事会員 24 名、都市書記官 1 名、フェナー 4 名、60 人市参事会員 57 名、200 人市参事会員 159 名、廷吏 6 名、合計 251 名。

例えば、60 人市参事会員のうち、ブルク地区代表として登録簿Ⅱのフォリオ 3r と 3v に記録された 18 名の記録は、何の規則性もなく登録簿Ⅱに転記されたように見える (表 5)。このうち 6 名が登録簿Ⅰのフォリオ 52r から抽出されているが、このフォリオ 52r の加入記録が登録簿Ⅱのどこに転記されたかを見てみると、転記先はまちまちで、転記の順番もまたフォリオに記されてある順番というわけではない (表 6)。

| | 氏名 | BB1 | 加入年 | BB2 |
|----|-----------------------------------|-------|-------|-----|
| 1 | Willermus Bracza | 90r. | 1397 | 3r. |
| 2 | Petrus Bugnieti, dictus Bucet | 52v. | 1416 | |
| 3 | Petermannus de Praromant | 83r. | 1408 | |
| 4 | Johannes de Avrye | 42r. | 1409 | |
| 5 | Roletus Mossuz | 89v. | 1396 | |
| 6 | Nichodus dictus Floret | 90r. | 1396 | |
| 7 | Johannes dictus Malchi | 52r. | 1414 | |
| 8 | Petermannus Malchi | 52r. | 1414 | |
| 9 | Ottoninus dictus Oguey | 52r. | 1411 | 3v. |
| 10 | Otto de Salixeto | 52r. | 1416 | |
| 11 | Johannes Chastel | 82r. | 1400 | |
| 12 | Johannes Papou | 52r. | 1416 | |
| 13 | Uelinus dictus Goetfritz | 105r. | 1381? | |
| 14 | Petermannus dictus Bonarma | 82r. | 1400 | |
| 15 | Uelinus dictus Moeris | 52r. | 1416 | |
| 16 | Johannes Martallet, dictus Thuner | 90r. | 1396 | |
| 17 | Petermannus dictus Bugnyet | 89v. | 1394 | |
| 18 | Hensillinus dictus Stunckis | 91r. | 1394 | |

このような無秩序に見える転記作業が、とりわけ転記記録の前半部分では続いていくが、はたしてこの作業にどのような意味があるのだろうか。たしかに都市書記官は登録簿Ⅱの序文にある通り、転記の方法についてはシュルトハイスと市参事会、それに都市ゲマインデによって決定された方法に従っており、そうであ

| | 氏名 | BB1 | BB2 | 転記順 (Nr. 1-561) |
|----|----------------------|------|------|--------------------|
| 1 | Jacobus de Praroman | 52r. | 2v. | 26 |
| 2 | Ottonynus Oguey | | 3v. | 38 |
| 3 | Petrus Moeiri | | 6v. | 97 |
| 4 | Hensillinus Wolf | | 26v. | 494 |
| 5 | Roletus Barguyn | | 15r. | 259 |
| 6 | Johannes Malchi | | 3r. | 36 |
| | Petermannus Malchi | | 3r. | 37 |
| 7 | Petermannus Cudrifin | | 2v. | 25 |
| 8 | Petrus Cudrifin | | 6r. | 89 |
| 9 | Otto de Salixeto | | 3v. | 39 |
| 10 | Uellinus Moeris | | 3v. | 44 |

ればこの徒労にも思われる転記は都市のどのような意向を反映したものなのだろうか。それは、個々の市民の情報、つまり、これらの市民がどのような人物であるのか、彼らの職業や経歴から考察する必要がある。

ここでは、登録簿Ⅱの冒頭に記録された 24 人市参事会員について、登録簿以外の史料も含めて市民の職業や身分について調査し、それが登録簿の記録の順番とどのような関係性があるかを考察した。登録簿の情報だけを見た場合には無秩序に思われた転記の記録は、ある一定の意図、つまり、都市のヒエラルヒーを表していたことが明らかになる。24 人市参事会員の記録の順番は、シュルトハイスを交代で輩出する家門、ロンバルト家とフェル

が家が最も先に記録され、次いで都市貴族の家系、有力商人、そして有力市民の順に記録されているのである。職業が明らかにならない市民もいるが、例えばフォリオ 2r に記録されたヨハネス・ブラツァは、都市周辺地域の土地所有者であり、聖霊兄弟団の団長を長く務めた人物であった。また、製造業者としての職業が記載されていても、有力市民らは多角的に商取引を行っていた人物であったことが分かっている。

表7 24人市参事会員 (1416年)

| f. | Nr. | 氏名 | 職業 / 身分 | 他史料からの情報 | 都市役職歴 (高位) | BB1 | 加入年 |
|----|-----|--------------------------------|------------|--------------------------|--|------------|--------|
| 1v | 1 | Jacobus Lombart | シュルトハイス 貴族 | | シュルトハイス (1403-11, 1413-16, 1418-21, 1424-27, 1429-32, 1433-36)、収入役 (1362)、公証人 (1400-27)、市長 (1400-03) | 89(90r.) | 1396 |
| | 2 | Petermannus Velga | | 騎士 | シュルトハイス (1392-95, 1411-13, 1416-18) | 142 | 1379 |
| | 3 | Roletus de Wippens | | 貴族 | | 181v. | 1396 |
| | 4 | Petrus Corpastour | | 貴族 | | 90r. | 1397 |
| | 5 | Hensillinus Velga | | 貴族 | シュルトハイス (1421-1424, 1427-1429, 1432-1433) | 166(父親の記録) | |
| | 6 | Petrus Divitis | 貴族 | 貴族 | | 52v. | 1416 |
| | 7 | Jacobus de Englisperg | | 貴族 | 市長 (1415 / 16-1419, 1425-1428, 1430-1433) | 96 | 1400 |
| 2r | 8 | Nycholaus Chenens | | 貴族 | | 181v. | 1396 |
| | 9 | Yanninus Chenens | | 貴族 | | 52v. | 1416 |
| | 10 | Johannes Bracza | | | | 90v. | 1399 |
| | 11 | Jegkillinus dictus de Praroman | | 商人、Praroman & Bonvisin商会 | | 110r. | 1373 |
| | 12 | Johannes dictus de Praroman | | | | 82r. | 1401 |
| | 13 | Johannes Corderii | | | フェナー(Burg, 1384-1386) | 140r. | 1361 |
| | 14 | Jacobus dictus Bonvisin | | Praroman & Bonvisin商会創設者 | 収入役 (1402-1407, 1408-1412) | 105v. | 1394 |
| | 15 | Heintzillinus Bonvisin | | No.14 の息子 | フェナー (Burg, 1407-1412)、収入役 (1419-1422) | 83r. | 1404 |
| | 16 | Petrus Cudrifin | 公証人 | 都市書記官(1400-1408) | | 89v. | 1396 |
| | 17 | Rodolphus dictus Kuebler | | | 大廷吏 (1393-1407)、フェナー (Au, 1401-1404) | 91r. | 1394 |
| 2v | 18 | Nigkillinus de Gambach | | 大鎌製造 | フェナー (Spital, 1392-1395, 1399, 1402-1404, ...?), 市長 (1406-1410) | 97r. | 1380年代 |
| | 19 | Petrus dictus Morsel | | 貴族(1418-) | 市長 (1425-1428) | 84r. | 1404 |
| | 20 | Hansonus zer Lynden | | 商人 | | 95v. | 1397 |
| | 21 | Johannetus dictus Bugnyet | 皮なめし工 | | | 141v. | 1380? |
| | 22 | Mermetus dictus Chastel | | 商人 | | 82r. | 1401 |
| | 23 | Willinus dictus Mossuz | | 皮なめし工、商人 | フェナー (Au, 1404-1405) | 89v. | 1396 |
| | 24 | Hensillinus dictus Verwer | | 染色工 | | 95v. | 1397 |

いずれの市参事会の中にも 1416 年に市民権を得てその年に市参事会員として記録された者が少なからず存在している。24 人市参事会においても 2 人が 1416 年に市民権を取得している。いずれも貴族であり、24 人市参事会の中でも最も初めの段階で記録されるべき人物であったと考えられる。

60人、200人市参事会員は地区ごとに区分されて記録された。個々の記録は24人市参事会員同様に一見ばらばらに集められてはいるがおそらく序列化されていると考えられる。この点については市民個々人のプロソポグラフィから検討しなければならないが、ここではこれ以上は立ち入らない。市民の職業については次節(2)において考察する。

c) 一般市民 (*introbургenses*) (フォリオ 14v-30r)

フォリオ 14v 以降は「聖職者および世俗の都市内居住市民の[記録が]さらに続く *Secuntur alti introbургensis tam spiritualis quam temporalis*¹⁹⁾」という記述の後に、都市の役職に就いていない一般市民 310名の加入記録が転記された。

これまで見てきた都市役職者の記録同様、一般市民もまた、転記の順番はアルファベット順でもなければ地区ごとの記録でもない。一般市民のうち初めに記録されたのは聖職者の市民らであった。はじめに、ローザンヌ司教代理職 (*decanus*) であったヨハネス・マラムリアの市民加入が転記されている。次いで、説教者や司祭などの記録が記されているが、彼らの記録の最後には聖職者として軍務を免除される特権を示す“*salvo privilegio clericali*”という文言が付け加えられている。聖職者の市民には、父親から市民権を継承した者もいた。なかにはヤコブ・ド・ヴィラセール親子のように父と子の職業がかけ離れている事例を見ることもできる²⁰⁾。

聖職者の加入記録のあとには、都市役職者には就いていないものの政治的あるいは経済的に有力な市民の記録が続く。これらの記録のうち、とりわけフォリオ 15r に記されたジャケ・ド・ブロの事例からは、15世紀初頭の市民の実態と名誉の捉え方が垣間見えてくる²¹⁾。

市民登録簿からは彼が 1414 年に市民権を取得したことが明らかとなる。しかし、それ以前の彼の行動は、都市の政治体制を大きく揺るがすものであった。ジャケ・ド・ブロは、

¹⁹⁾ BB2, f. 14v.

²⁰⁾ ヤコブ・ド・ヴィラセールの父親はパン屋であったが、ヤコブは説教者として記録されている。父子で全く異なる職業に就いている事例は登録簿 II の中に数多く見ることができる: “*Dominus Jacobus de Villarsers, presbiter, filius quondam Yannini de Villarsers, pistoris, recepit burgensiam eiusdem quondam patris sui, et factus fuit et est burgensis, salvo privilegio clericali...*”, BB2, f. 14v.

²¹⁾ BB2 におけるジャケ・ド・ブロの記録は次の通りである: “*Jaquetus de Bulo, filius quondam Aymonodi de Bulo, factus fuit et est burgensis supra domum suam sitam Friburgi in Nova Villa, inter domos Yannini Bonvisin, ex utraque parte. (folio 48r.)*”, BB2, f. 15r (1414 年 5 月 9 日).

登録簿以外の史料には、彼の父親の名前をとって、ジャケ・エイモンと記されている。この人物は本稿第 2 章で述べた、1407 年に起きた騒乱の首謀者とされた人物である。先述したように、彼は騒乱後に都市を追放され、1413 年に再び都市へ戻ってきていた。その翌年に彼が市民権を取得したことが、他の新市民の加入記録と同様に登録簿に淡々と書き込まれている。

ジャケ・エイモンの市民権取得と彼の経歴から明らかなように、彼は市民権取得前にすでに市政の役職に従事していた。これについては上述したように、市民登録簿に書き込まれることと市民活動の開始は必ずしも一致しないことを指している²²。ジャケ・エイモンの場合には、市政の非常に重要な役職であるフェナーと市長にまで選出されており、彼が市民権取得前にすでに長きにわたって市民として活動していたことが分かる。このように市民権を取得する前に市民として政治活動が行われる場合はジャケ・エイモン以外にもあった²³。

また、ジャケ・エイモンの事例からは、新市民からの積極的な加入意欲の裏に、誰を市民としておかなければならないのかという都市側からの関与、つまり都市の市民加入政策もあったことが窺える。たしかに、ジャケ・エイモンは騒乱の責任を追及されて政治的キャリアの芽は摘まれ、5 年にわたる都市からの退去を余儀なくされた。しかし、都市に戻ってきた翌年には市民権を取得しているのである。これは、彼の政治的な地位が再び上昇することを意味していない。むしろ、他都市でも行われていたように、都市内の不安定な住民層を市民としておくことで、都市内の安全と平和を維持することを目的としていたと考えられる²⁴。

登録簿 II への書き換えによって、さらにもう一つこの時代における社会の特性が明らかになる。ジャケ・エイモンの加入記録は、一般市民の中で埋もれてしまうような場所に転記されたわけではなく、むしろ比較的早い段階で都市内の有力市民の中に転記された。少なくともジャケ・エイモンは都市にとってなお影響力のある人物とみなされていた可能性がある。それと同時に騒乱の首謀者として都市から追放されたことが永久的な社会からの排除とはなっていない。中世都市社会においては「名誉」が重要視されていた。エイモン

²² 本稿第 1 章、註 37 を参照。

²³ BB2 の中にも市民加入の時点ですでに都市の役職に就いている人々がいたことを読み取れる。例えば、Claudius Corderii は大廷吏(*magnus preco*)、Tschan Schorro は都市書記官(*schriber stat*)として市民加入している: BB2, f. 61r, 105r.

²⁴ ISENMANN, *Bürgerrecht und Bürgeraufnahme*, S. 203 ff.

にとっては、自らの名誉を回復するために、都市への忠誠を市民誓約によって果たすことがその手段であったかもしれない。それによって彼の社会的な地位は、騒乱以前の地位に回復したとも考えられる²⁵。しかし政治的な地位はもはや回復はしない。この後のジャケ・エイモンの政治的な動向は史料上もう現れてこないのである²⁶。エイモンのように都市の意向によって市民に組み込まれる人々に関しては、個々の市民の状況を詳細に検討する必要があり、ここではこれ以上踏み込むことはできない。しかしながらジャケ・エイモンの事例は、都市にとってはエイモンの一件以外にも市民権につなぎとめておかなければならない人物が存在していたことを示していると言えよう。

一般市民の加入記録

に関して、ジャケ・エイモン以外に早い段階で転記されたフォリオを見ると、役職者以外もまた、都市のヒエラルヒーを示している。例えば、フォリオ 15v は、やはり登録簿 I をあらゆる箇所から

表8 登録簿IIの転記記録 (フォリオ15v.)

| | 氏名 | 職業 | 地区(BB1) | 地区(BB2) | BB1 | 加入年 |
|----|-------------------------|-------|---------|---------|-----|------|
| 1 | Perretus ly Moennoz | 皮なめし工 | H (N) | N | 23r | 1399 |
| 2 | Uellinus Moennoz | 皮なめし工 | H (N) | | 86r | 1394 |
| 3 | Johannes Bischon | ラシャ製造 | B | | 83r | 1406 |
| 4 | Roletus de Lucens | 仕立て工 | H | | 25r | 1399 |
| 5 | Roletus dou Bos (Gaula) | | B | B | 99r | 1381 |
| 6 | Hansonus Kummer | 製靴業 | A | | 31v | 1399 |
| 7 | Nicoletus Gonioz | 織工 | H | N | 88v | 1394 |
| 8 | Johannes Jorant | 織工 | B | N | 83v | 1399 |
| 9 | Johannes de Grinillies | 商人 | H | | 85r | 1394 |
| 10 | Hugonimus Pivotton | | H | | 26r | 1399 |

地区 B: ブルク, H: シュピタル, A: アウ, H (N): ノイシュタット (地区創設前)

転記されているが、この中にはアウ地区にある施療院長や多数の不動産所有者などが名を連ねている。ここには、その年に役職にはついていないものの、政治的あるいは経済的影響力のある市民が転記されたと考えられる。

比較的早く転記された者たちの中で目を引くのは女性たちの加入記録である。登録簿 II の転記部分には 3 名の女性市民の記録が含まれている。一人は都市の中心地区でとりわけ富裕層の居住区、ブルク地区のライヒェン通りに家屋を所有していた女性、もう一人は施療院の前の通りに暮らす女性で前者は父親の市民権を後者は夫のそれを継承していた²⁷。

²⁵ ジャケ・エイモンは 1413 年に都市へ戻る際に、都市に対する忠誠を誓約している、RD 7, S. 34. フリブールにおける名誉については、SCHULZE, Die Affäre Wilhelms von Avenches に詳しい。

²⁶ UTZ TREMP, 600 Jahre Vennerbrief, S. 52 f.

²⁷ BB2, f. 16r. 女性の市民については、STUDER, Frauen im Bürgerrecht を参照。フリブールにおいては、転記の記録以降の 1416 年から 1500 年までに 13 人の女性が市民加入した。継承 (receptit) の表示がなくても、死去した夫あるいは父親名前が併記されていることから、いずれの場合も実質的には夫あるいは父親の市民権を受け継いだものと考えられる。このうち 3 件が貴族による市民加入であった。

一般市民の転記記録は後半部分になると、比較的地区ごとの記録でまとめられているフォリオもあれば、全く異なる地区や記録箇所から集められ書き込まれたフォリオもあった。例えば、登録簿Ⅱのフォリオ 21r は時代や地区、登録簿Ⅰの記録箇所がまとまって転記されたことが窺える（表 9）。

表9 BB2 フォリオ21 r

| 氏名 | BB1地区 | BB1 | 加入年 |
|----------------------|-------|------|------|
| Uellinus Phifphis | A | 31v. | 1399 |
| Petrus Phluogisen | A | 31v. | 1399 |
| Yanninus Paneret | A | 32r. | 1399 |
| Cono dictus Bluomlly | A | 32r. | 1399 |
| Anselmus Morsianz | A | 32r. | 1399 |
| Williermus Buggking | A | 32r. | 1399 |
| Hensillinus zer Flue | A | 32r. | 1399 |
| Jacobus Vogel | A | 32r. | 1399 |
| Clewinus Remy | A | 31v. | 1399 |
| Hensillinus Remy | A | 31v. | 1399 |
| *フォリオ21rは職業記載なし | | | |

その一方でフォリオ 22v は、様々な地区、加入年の記録が集められている（表 10）。職業についても一致しているわけではない。ただし、かつて離れ離れに記録されていた兄弟の市民権は並んで転記されており、親族など関係性の高い人々が集められていることが窺える。親子、兄弟などの親類は近接して記録され直すことが、しばしば登録簿Ⅱの中には見て取ることができる²⁸。

表10 B2 フォリオ 22v

| 氏名 | 職業 | 地区 | BB1 | 加入年 |
|--|--------|----|-------|------|
| Heintzinus Hoeschenbrunner | | N | 47r. | 1409 |
| Hansonus Guetto | 毛織物剪定工 | H | 86r. | 1394 |
| Perronetus de Porentruz, dictus Grostallion | 製紙業者 | H | 87r. | 1394 |
| Uellinus Soder | 鎌製造 | B | 89v. | 1394 |
| Hansonus zer Nonnon | 食肉加工 | A | 91v. | 1394 |
| Uellinus Sager | 大工 | A | 94v. | 1381 |
| Roletus Chappussat | 剪毛工 | B | 100v. | 1386 |
| Yanninus Domyn | 織工 | H | 24v. | 1399 |
| Petrus Domyn | | H | 33v. | 1404 |
| Clewinus Schuehmacher | 製靴業 | B | 29r. | 1399 |

登録簿Ⅱのフォリオ 1 から 30 r までは 1416年の時点で生存していた市民 561 名分の加入記録が改めて記された。それは、登録簿Ⅰの記録方法を踏襲し、書き写しただけのものではなかった。また、市民の氏名順でもなければ加入した年代順でもない。転記部分の後半に、地区ごとに分類されたかつての記録方法が残ってはいるものの、とりわけ転記部分の前半は、ここで考察したように、都市貴族を筆頭に商人、その他の有力市民と並べられた都市社会のヒエラルヒーを示すものだったのである。

²⁸ 例えば登録簿Ⅱのフォリオ 6v に記録された兄弟ペーターマンとヘンスリ・ムーニヒは登録簿Ⅰではペーターマンが 42r、ヘンスリが 28r に記録されている。

(2) 1416年の都市の市民層 —職業分布—

ここまで述べたように登録簿Ⅱの転記部分は都市のヒエラルヒーを表したものであったと見ることができる。しかし、その見解を確かなものにするため、また、そもそもこの時代のフリブールにおけるヒエラルヒーとはいかなるものだったのかを明らかにするためには、登録簿に記された市民たちの職業や身分を検討し、市民の構成を探る必要がある。ここでは、市民たちの職業分布について考察をする。

登録簿Ⅱの転記部分には、貴族 (*domicellus*) や騎士 (*miles*) あるいは聖職者 (*clericus*) などの身分、ロンバルディア人 (*lombardus*)²⁹など都市内の特殊な集団も含めて、職業や身分が類推できる記述が 59 種類確認できる³⁰。市民の職業や身分は個別の市民加入記録の中でたいてい市民の氏名の後にすぐ書き込まれている。登録簿Ⅰと同様に、登録簿Ⅱの記録もまた、市民の職業や身分が記されないことも多かった。しかしながら、職業の記載がないことが、市民の社会的地位の優劣を決定づけることにもならないし、職業の記載があったとしても、実際には多角的に商取引を行う者もいたことは確かである。

すでにポルトマンが登録簿以外の史料も用いて、この時代のフリブールにおける市民の職業について考察を行っている。しかし、データの分析に精密性を欠いており、しばしば市民とその父親の職業が混同されていたり、あるいは市民の職業が考慮されていない事例もあり、修正されなければならないだろう³¹。

職業分布を考察する前に、市民権取得と職業の関係性について言及しておかなければならない。フリブールにおいては、市民権を取得する条件は元来都市内に家屋を所有してい

²⁹ 登録簿Ⅱではロンバルディア人の記録が一名のみ転記部分の中に含まれている：“*Anthomus Carelli, lombardus, factus fuit et est burgensis...*”, BB2, f. 11r. この記録から、彼はシュピターール地区代表の 200 人市参事会員であったことが分かる。ロンバルディア人は登録簿Ⅱの中にもう一名確認できるが、その人物の加入記録には「ロンバルディア人」とは明記されていない。この人物はブルク地区代表の 60 人市参事会員であった：“*Otto de Salixeto, factus est birgensis supra domum suam, quam inhabitat...*”, BB2, f. 3. 彼の記録は 1439 年に抹消されており、欄外には以下のような文言が記されている。“*Die undecima mensis aprilis anno domini m° cccc° vigesimo nono in presentia nobilis viri domini Willelmi Velga, militis, scultheti Friburgi, Jacobi d’ Englisperg, Petermanni Cudrifin et plurim de consilio Friburgi dictus Otto quittant burgensiam suam et soluit, prout astrictum est, sexaginta solidos, quos Jacobus de Praroman junior, tesanrarius ville Friburgi, recepit, prout contuntum est in computo suo sancti Johannis anno domini M° CCCC° XXXIX*”, BB2, f. 3v, Utz Treppe, *Fiat littera*, S. 16 ff.

³⁰ 本稿付録、資料 1 を参照。

³¹ 例えば 24 人市参事会員であったペーター・クドリフィンの職業は、登録簿の加入記録にはっきりと「公証人」と記されているにもかかわらず、ポルトマンの分析からは抜け落ちている。PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 183 f.

ることとそこに家族とともに居住していることであった。この条件は、登録簿 I の記録が開始される 14 世紀半ばにはもはや貫徹されていない。この時代にはいわゆるウーデル制度がすでに用いられ、都市内に所有家屋がなくとも市民権の担保となる不動産を設定して市民となることが可能になっていた。

多数の中世都市においては市民権取得とツンフト加入が連関していた。市民権取得がツンフトに加入するための条件であったり、それとは逆に市民権取得のためにツンフトへの加入が求められることもあった。それゆえ、そのような都市の市民登録簿には市民の職業を明記しなければならない理由があった。どちらの条件であったとしても、職業が市民権取得と大きく関わっており、登録簿上で証拠立てる必要があったからである。

しかし、フリブールの場合は市民権取得とツンフト加入に結びつきはない。この都市は、ツンフトは存在していたもののツンフトが政治的影響力を持たない、いわゆる「ツンフトのない都市」であった。スイス史の大家 H. アマンやフリブール史家の P. ラドナーによれば、都市の基幹産業である皮革業や毛織物業に従事する者の多くが市民権を取得せず、市政に参加する権利も持たなかったゆえにツンフトが政治的な影響力を行使できなかったとされている³²。フリブールは「ツンフトのない」都市であるがゆえに、登録簿に職業を明記する必要性がなかったと考えられる。その結果、個別の加入記録に様々な情報が盛り込まれているにもかかわらず、市民の職業が記載されていない記録が非常に多いのである。

しかしながら、市民の職業が市民権取得に全く影響しなかったとは言えない。そこで、具体的に職業分布をみていくことにする。

登録簿 II に転記された市民 561 名のうち、243 名の記録 (43%) には職業の記載がない。ポルトマンの研究によれば、登録簿 I 全体では 51%

表11 BB2 転記記録における職業記載

| | 都市役職者 | 一般市民 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 職業記載あり | 120(48%) | 198 (64%) | 318(57%) |
| 職業記載なし | 131(52%) | 112(36%) | 243(43%) |
| 合計 | 251(100%) | 310(100%) | 561(100%) |
| * 市外市民は除く | | | |

の記録に職業が明記されていなかったとされている³³。市民の職業を記録に加えるか否かは、登録簿の書き手である都市書記官によっても異なっていることが明らかとなっているが、1416 年以降における都市内居住市民についても、およそ 4 割の記録に職業が記載さ

³² AMMANN, Freiburg als Wirtschaftsplatz, S. 196; LADNER, Politische Geschichte, S. 191.

³³ PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 125 ff.

れておらず、状況が転じることはなかったと考えられる³⁴。

これら職業が明らかとならない市民にはどのような人物が含まれていたのだろうか。これまでの研究では、このような集団には両極端な傾向があったと指摘されている。ひとつは、貴族や大商人などの富裕層、もうひとつは日雇い労働者などの貧困層である³⁵。

転記部分の都市役職者 251 名を分析すると、そのうち 131 名（52%）に職業の記載がなかった。役職が高位であればあるほど、職業の記載は少なくなり、とりわけ、市政の中枢にあたる 24 人市参事会、4 人のフェナー、都市書記官にいたっては 4 人の職業しか記録されていない³⁶。登録簿以外の史料からは、彼らのうちには貴族や大商人が含まれていたことが分かる。登録簿上には記載されないが、職業や身分が市民権取得と関係がなかったわけではない。先に述べたように、登録簿Ⅱの転記部分は、都市貴族、大商人の順に序列がはっきりと分けられて記録されている。

市政の役職を担っていない一般市民の職業はいかに記録されていたのだろうか。登録Ⅱに転記された一般市民 310 名のうち 112 名（36%）に職業の記載がなかった。役職者に比べれば、一般市民の方が職業の記入が多かったことが分かる。これまでの研究では職業が記載されていない一般市民には日雇い労働者や農民、期間工など低賃金労働者が含まれていたと推察されているが、この点については、あらゆる史料から市民個人々の経歴を調査する必要がある。ここではこれ以上立ち入ることができないが、しかしながら市民登録簿に記された担保不動産を見ると、職業記載のない一般市民 110 名のうち 83 名（75.5%）は市民本人か父親の所有する家屋を担保としており、少なくともこれらの人々は家屋を所有することのできた人々であり、都市内に居住し続けていた人々であるとみなすことはできだろう³⁷。

次に、職業の記載がある市民たちを見ていく。フリブールの市民の職業で最も特徴があるのは、都市の基幹産業である皮革業と毛織物業に従事する市民が多数含まれていたということである。職工 (*textor*) は 53 名、毛織物にかかわるその他の職業も含めると、毛織物業者全体では 98 名が市民権を取得していた。皮革業については、皮なめし工 (*cerdo*)

³⁴ ポルトマンの算出によれば、都市書記官ペーターマン・クドリフィンが記録するようになった 1384 年を境に職業の記載は増加する。PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 128.

1416 年から 1500 年まで、職業が記載されていない都市内居住市民は 632 名で、都市内居住市民全体のおよそ 41%にのぼる。本章第 3 節(1)「15 世紀における市民の職業」を参照。

³⁵ PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 128 ff.

³⁶ 本章第 1 節(1)(b)表 7 を参照。

³⁷ BB2 f.14v-30r.

が 51 名、関連する職種も含めると 70 名の市民が皮革業に従事していた（表 12）。

1416 年の 24 人市参事会員の中には製造業に従事する者が 4 名いた。そのうちの一人、プレスラウ出身のヘンスリ・フェルヴァーは 1371 年にフリブールに移住し、1397 年に市民権を取得している³⁸。彼は先にフリブールに移住していた兄弟とともに、フェルヴァー Ferwer という名の通り、染色業を営んでいた。兄弟の死後、彼は染

| 職業 | 都市役職者 | 一般市民 | 合計 |
|---------------|-------|------|-----|
| 職業記載なし | 131 | 112 | 243 |
| パン屋 | 8 | 11 | 19 |
| 肉屋 | 12 | 6 | 18 |
| 食肉加工 | 1 | 13 | 14 |
| その他食品業 | 1 | 2 | 3 |
| 織工 | 12 | 41 | 53 |
| その他毛織物業 | 14 | 31 | 45 |
| 皮なめし工 | 31 | 20 | 51 |
| その他皮革業 | 6 | 13 | 19 |
| 石工、大工 | 5 | 16 | 21 |
| 金属加工 | 12 | 13 | 25 |
| 製紙業 | 3 | 6 | 9 |
| その他製造業 | 3 | 3 | 6 |
| 商人 (mercator) | 0 | 1 | 1 |
| その他商業 | 4 | 3 | 7 |
| 貴族 | 1 | 1 | 2 |
| 聖職者 | 4 | 8 | 12 |
| その他 | 3 | 10 | 13 |
| 合計 | 251 | 310 | 561 |

168 (30%)

色工場を受け継ぎ、財を築き上げ、1409 年以降たびたび市参事会員に選出されるまでに地位を上昇させた。ヘンスリ・フェルヴァーの事例は、フリブール史家のウッツ・トレンプに指摘されているように、14 世紀から 15 世紀の変わり目、移住者たちは急速にフリブールに融合することができた一事例であり、それはまたこの商業都市と当時栄えていた毛織物工業の同化力がどれほど大きかったかを示す良い例でもあった³⁹。

たしかに経済的な富裕層が市政の中核へと上昇していたが、しかしながら最も高位の役職はなお都市貴族の手中にあった。体制にそぐわない芽は、ジャケ・エイモンのように、早く摘まれてしまっていたのである。

市民の職業にあらゆる業種が含まれていたとはいえ、社会的な地位に職業が関係してくることは当然考えられる。都市役職者の職業と一般市民の職業を比較すると、都市の基幹産業でも、皮革業の方が毛織物業よりも役職を得ることが多かったことが明らかになる。人数だけでなく、どの市参事会に属しているかもこの 2 業種の間にははっきりと差がある。織工は 200 人市参事会と大廷吏にのみ属しているのに対し、皮なめし工は市政の最も重要

³⁸ BB1, f. 95v.

³⁹ UTZ TREMP, *Quellen*, S. 8; Dies., *Waldenser*, S. 143-151.

な 24 人、60 人市参事会にも選出されているのである⁴⁰。

登録簿からは基幹産業以外にも市民の職業が社会的地位の上昇に深くかかわっていたことが読み取れる。中世都市の多くの都市同様、フリブールにおいても肉屋 (*carnifex*) は市参事会に多く含まれている。しかし、食肉加工業 (*lanista*) 従事者は一人が 200 人市参事会に属しているのみである。この転記記録を詳細にみると、登録簿 I では食肉加工業者として記録されているにもかかわらず、転記される際に職業を変更した者が 2 名いることが分かる。メルメット・アルゼントは登録簿 I では食肉加工業者として市民権を取得したが、登録簿 II にはもはや彼の職業は記されておらず、60 人市参事会員の記録の中に書き込まれている⁴¹。また、フゴー・ド・コルタレリも転記の際に職業が食肉加工から馬具職人 (*arsonator*) に変更され、200 人市参事会員のの中に記録されている⁴²。動物を屠殺することは、ポルトマンも指摘しているように、社会の低層にある人々の仕事であった⁴³。そのような人々が自らの地位を高めようとするなら、この職業から離れなければならなかったのだろう。

さらに都市役職者と一般市民の職業を比較すると、仕立て工 (*scissor, panniscissor*) や石工 (*lathomus*) などの職種も市政の役職を得ていない。そもそも市民権を取得する事例が少ないが、道化師 (*mimus*) や臨時工 (*manu operarius*) も同様に役職を得ることはなかった。登録簿は市民の構成を明らかにするだけでなく、市民の職業と政治的社会的地位の関係もまた浮かび上がらせるものなのである。

登録簿の転記作業は、単なる書き写しの作業ではなかった。それは、中世後期の都市社会の序列を明示する作業であったと言えよう。そこから明らかになる 15 世紀初頭のフリブールにおけるヒエラルヒーは都市貴族を筆頭に大商人、有力市民による支配体制がなお維持されていたことを示している。また都市に経済的繁栄をもたらした皮革業と毛織物業に従事する者が非常に多く市民権を得ていた時代でもあった。それだけではなく、一般市民の転記部分からは、聖職者の地位の高さや市民権にあえて加えなければならなかった人

⁴⁰ 本稿付録、資料図 2 を参照。

⁴¹ メルメット・アルゼントの BB1 の記録は、“Item Mermetus Arsent, lanista, factus est burgensis ...”, (BB1, f. 98v) と記録されているのに対し、BB2 では、“Mermetus dictus Arsent, factus fuit et est burgensis ...”, (BB2, f. 5r) となっており、職業の記載がなくなっている。

⁴² フゴー・ド・コルタレリも BB1 では、“Hugoninus de Cortalerry, lanista, factus est burgensis...”, (BB1, f. 97r) と記されているが、BB2 では、“Hugoninus de Cortalery, arsonator, factus fuit et est burgensis...”, (BB2, f. 8r) と職業の変更があったことが分かる。

⁴³ PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 140 f.

物、都市の役職と職業の関係もまた浮かび上がってくるのである。

2. 市民加入の変遷

1416年以降のフリブールの市民はどのような集団へと変化していくのか。ここでは、1416年から1500年までの市民の加入数、市民加入の特徴を考察する。

該当するフォリオ（31r-108rの一部）には1530件の市民加入が記録されている。一つの記録に2人ないし3人記録されている場合もあり、この時代の市民は全体で1542名を数えることができる⁴⁴。

ベルンの市民登録簿を研究したゲルバーは、中世後期の諸都市における市民加入数の推移について考察しており、フリブールの市民についてもコンスタンツやルツェルンのそれと比較している⁴⁵。他都市の市民加入と比べると、フリブールの市民加入は14世紀から一貫して、移住者に開かれた制度ではない⁴⁶。市民権は世襲制ではないが、息子に継承される場合が多く見られ、新しく市民権を獲得する者も、すでに都市に長く居住しているケースが多かった。それでも経済成長の時代には多くの手工業者、とりわけ都市の基幹産業である皮革業と毛織物業に従事する者が市民として受け入れられている。

ゲルバーの計算によれば、フリブールの市民加入は14世紀の終わりにピークを迎え、それ以降は減少傾向にあったとされている。この点については、すでにポルトマンらの研究でも言及されていることである。ゲルバーはさらに、登録簿Iの時代には一年におよそ25人から30人の市民加入があったが、1416年以降は徐々に減少し、1450年から1470年にいったん回復するものの、それ以降は再び減少に転じ、16世紀前半には年平均5人から10人の市民加入数にまで落ち込むことを指摘している。これは他都市の加入推移と同様に経済的な成長期においては手工業者などの移住者を多く受け入れるが、やがて都市内の手工業者保護政策へと切り替わり、市民加入数は減少していく傾向と一致している。フリブールは15世紀後半以降にはジュネーヴの大市の衰退により都市の産業も行き詰まっ

⁴⁴ ただし、市民登録簿の中には修道院などが構成員全体で市民権を取得するブルクレヒトも含まれている。そのような集団の構成員をすべては把握できないため、ここでは便宜上一人として計算する。市民加入数の推移は本稿付録、資料3を参照。

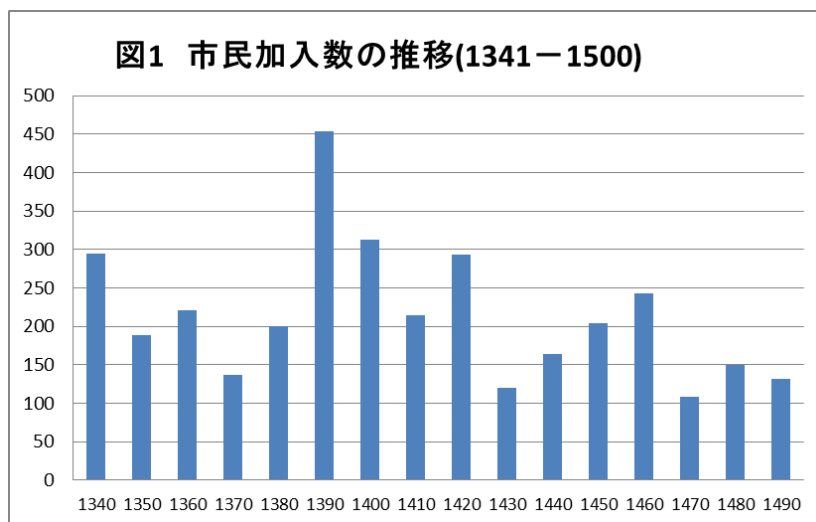
⁴⁵ GERBER, Die Einbürgerungsfrequenzen der Städte Freiburg.

⁴⁶ この点については、すでにアマンの研究でも指摘されている。多くの手工業者が都市の市民権を得ていなかったことが、公証人登記簿から推察される。本章第1節(2)、註32を参照。

ていくことが要因として挙げられている。また、ゲルバーは 1341 年から 1467 年までは 4 年から 10 年のサイクルで行われる 50 人以上の集団加入によって、財政上あるいは軍事上のポテンシャルを更新していたのではないかと指摘している⁴⁷。

ゲルバーの主張は大筋で認められるが、ここでは、15 世紀におけるフリブールの市民加入数の推移をさらに詳細に見ていく。

登録簿 I に記録されていた 14 世紀の終わりがフリブールにおける市民加入のピークである。とりわけ 1394 年には 224 名、1399 年には 181 名が市民加入しており、1390 年代全体では 450 人ほどが市民となった。



登録簿 II の時代に入ると、

14 世紀ほど多くの新市民を受け入れることはなくなり、市民共同体の規模は小さくなる。1400 年からの 10 年間ではまだ 300 人超の市民加入が行われたが、その後は 1450 年から 70 年にかけての一時的な増加があるものの加入数は減少していき、14 世紀の市民加入の勢いを見ることはない（図 1）⁴⁸。

登録簿の市民加入数の推移を見ると、ゲルバーの指摘にもあるように、数年間に一度のサイクルで集団的に加入する年がある。15 世紀において 50 人以上が市民加入した年は、1416 年（117 名）、1422 年（155 名）、1428 年（89 名）、1444 年（52 名）、1453 年（71 名）、1466 年（53 名）、1467 年（72 名）である。フリブールにおいては、ペストの影響によって人口が激減した形跡は見当たらない。それゆえ、都市内の人口減少を補う形の集団加入は考えにくい。1420 年代までの集団加入は 14 世紀以降の集団

| 年 | 加入数 |
|------|-----|
| 1416 | 117 |
| 1422 | 155 |
| 1428 | 89 |
| 1444 | 52 |
| 1453 | 71 |
| 1466 | 53 |
| 1467 | 72 |

⁴⁷ GERBER, Die Einbürgerungsfrequenzen der Städte Freiburg, S. 95 ff.

⁴⁸ 市外市民の加入数は除く。BB1 の加入数については、ポルトマンとゲルバーの算出データを参照。

加入のサイクルと同様に、経済繁栄を背景に多くの新市民を受け入れたと見ることができる。

この時代の都市はヨーロッパにおける重要な毛織物生産の拠点として非常に繁栄していたことがアマンやトレンプの研究によって明らかとなっている。フリブールの基幹産業の一つである毛織物は主にジュネーヴの大市を通して、ヨーロッパのみならずエジプトにまで輸出された⁴⁹。それらの商品は品質保証と模倣品を防ぐ目的で、都市当局による検査を経て出荷されており、その記録からフリブールの毛織物の生産量を推定することができる。フリブールの毛織物は、15世紀初頭には7000から10000、1420年代には常時10000以上の毛織物が生産され、1435年ごろには約14000となり、生産量はピークに達した⁵⁰。

このような経済活動に支えられた都市の繁栄は、教皇や皇帝、諸侯たちがフリブールを訪れる際の豪華な接待にも表れている⁵¹。訪問者を迎えるにあたって、都市内の準備、訪問者入城のセレモニー、もてなし、また祝宴や劇などを盛大に催し、訪問者ならびにその随行者らの滞在費用や接待費用、贈り物代を全てフリブールが負担していた。都市はその見返りに法的地位の改善や特権の付与を期待し、実際に1414年に神聖ローマ皇帝ジキスムント・フォン・ルクセンブルクがフリブールを訪れた際には、都市の自由が確認され、数年後にフリブールは皇帝によって貨幣鑄造権を付与されている⁵²。接待に対する「フリブールの気前良さ⁵³」はフリブールの経済的繁栄に支えられていたことは言うまでもなく、フリブールが他のスイス諸都市と異なり支配者に対する軍事的対抗や政治の変革によってではなく、接待による交渉によって「自由と自治」の獲得を模索していたことはこの都市の独自の発展を示していると考えられる。

毛織物生産量がピークを迎える1430年代には集団的な市民加入が行われず、市民加入数全体も120名にまで落ち込む。とはいえ、50人にはわずかに達しないものの、1438年には49名が市民加入をしており、集団的な加入のサイクルは断続的に行われていたと見て取れる⁵⁴。

15世紀後半以降の集団加入は、それまでの流れとは異なり、都市の政治的権限と軍事

⁴⁹ フリブールの皮革製品ならびに毛織物製品の販売地については、AMMANN, Freiburg als Wirtschaftsplatz, S. 212, 224.

⁵⁰ AMMANN, Freiburg als Wirtschaftsplatz, S. 203.

⁵¹ TREMP, Könige, Fürsten und Päpste, S.7-56.

⁵² TREMP, Könige, Fürsten und Päpste, S. 38-39 (RD 7, S. 46-48, Nr. 447, S. 126-128, Nr. 482).

⁵³ TREMP, Könige, Fürsten und Päpste, S. 38.

⁵⁴ 本稿付録、資料3を参照。

力の強化が密接に関係していると考えられる。ゲルバーは1450年から70年にかけての市民加入増加の要因がサヴォア戦争（1447-48）敗北後の市政・経済強化のためであるとしているが、その一件が増加の大きな要因とはなっていない。フリブールではバーゼルのように戦争参加者に都市が無償で市民権を授与することもなく、サヴォア戦争を前後して市民加入が大きく変化することはなかったと言える⁵⁵。むしろ戦争直後の市民加入は1448年が4人、1449年が7人と非常に少なかった。この時期は都市領主であるハプスブルク家が市政に介入しており、都市書記官を含む市参事会員が逮捕される事態となっていた。おそらく市民加入などの行政手続きがほとんど機能していなかったと考えられる。

1450年から1470年にかけての一時的な市民加入数の増加は、15世紀後半の集団加入が手がかかりになると言える。1453年の集団加入は、1452年の都市領主交代の翌年に起こっている。サヴォア戦争からの数年間は、都市は莫大な賠償金を抱え非常に困難な時代を迎えていた。重税にあえぐ農民からの反発に都市領主であるハプスブルク家の仲裁を要請したが、かえって都市の自治権を脅かすことになり、フリブールはベルンの仲立ちにより1452年6月10日にサヴォア公支配へと移行した。これによって賠償金は免除され、都市始まって以来の危機を脱するのである。市民加入数が大幅に増加するのは、戦争直後ではなく、市政運営がサヴォア公支配下のもと市民の政治的権限が確認される時期に入ってからである。サヴォア公統治下の領邦都市とはいえ、都市の自治権はますます強化されていった⁵⁶。1453年6月18日に50名の市民加入が認められているが、7月にも10名、翌年1月にも27名が市民権を取得しており、積極的な市民の受け入れがあったことが分かる。

15世紀後半にもう一つの集団加入の波がおとずれるのは、1466年から1467年の市民加入である。この時代の集団加入は都市の軍事力強化を目的としたものであると考えられる。フリブールのシュルトハイスと市参事会は1461年に都市の軍事団体（Reißgesellschaft）を創設し、都市の成人市民すべてがこの団体に所属することが義務付けられた。また、都市のツンフトに対しても構成員のリスト化、戦争時の財政負担などを強いている⁵⁷。15世紀後半から16世紀にかけての繰り返される戦争や軍事行動による領域支配に、市民共同体の軍事力強化が図られたと推測できる。

⁵⁵ 佐藤るみ子「中世スイス都市の領域政策とツンフト—十五世紀バーゼルの市民権獲得者リストを手がかりに」、踊、岩井編『スイス史研究の新地平』、40-58頁。

⁵⁶ BÜCHI, *Freiburgs Bruch*, S. 101 ff. フリブールに対するサヴォア公の特権授与は、同書, S.228 ff. の史料を参照。

⁵⁷ GUTZWILLER, *Die Zünfte in Freiburg*, S. 9 ff.

1467 年を境に市民加入はもはや集団加入を行うことはなくなった。それどころか、加入数が一年に 30 人を超えることもない。市民加入数の減少、集団加入の終止からもフリブールにおいては 15 世紀後半以降に市民の閉鎖化がさらに加速していくことが明らかとなる。

15 世紀後半に市民加入が減少していく動きと並行して、受け入れられる市民の範囲も狭まっていく。登録簿Ⅱに現れる数値の中で、そのことをもっとも端的に示すのが市民権継承と担保不動産の形態であろう。

フリブールにおいては、市民権は父から子へ世襲されるものではなかった。しかし息子の市民加入の条件は全く新規に市民権を取得するものよりは優遇されていた。このような加入手続きを経た場合、市民登録簿の中では息子が「父の市民権を継承する *receptit burgensiam dicti patris sui*」という文言が記されている。この定型文はポルトマンによれば 1393 年の記録以降に見出される。登録簿がド

| 年代 | 継承 | 全加入数 | 割合 |
|-----------|-----|------|-----|
| 1393-1415 | 104 | 789 | 13% |
| 1411-1420 | 33 | 161 | 20% |
| 1421-1430 | 82 | 294 | 27% |
| 1431-1440 | 56 | 120 | 47% |
| 1441-1450 | 69 | 164 | 42% |
| 1451-1460 | 81 | 204 | 40% |
| 1461-1470 | 101 | 243 | 42% |
| 1471-1480 | 47 | 108 | 44% |
| 1481-1490 | 40 | 150 | 27% |
| 1491-1500 | 53 | 132 | 40% |

1393-1415年の市民権継承はポルトマンの算出を参照。

イツ語で記録される時代に入ると「父親の市民権を受け取る *ses vatters Burgrecht an sich genomen/sins vatters Burgrecht empfangenn*」という表現になっている。

ポルトマンの考察によれば、1393 年から 1415 年においては市民加入者 789 人のうち市民権を継承した人数はわずか 104 人で割合にすると市民加入全体の二割ほどであった⁵⁸。15 世紀以降の市民権継承の割合は、1420 年代までは全体の市民加入のうちの 2 割から 3 割ほどへと微増している。集団加入の際の加入者数も減少していることから、その際に受け入れられる新規の市民の数も減少したと見ることができる。1430 年代に入ると新規の市民加入は大幅に減少する。登録簿Ⅱの記録からはこの時代以降、全市民権取得者のうち半数近くが市民権継承による加入者になっており、新規の市民加入の範囲は狭められていったと考えられる。

⁵⁸ ポルトマンは 1393 年から 1416 年までの市民権継承を考察しているが、1416 年は登録簿Ⅱの数値と重複するため、ここでは省くことにする。1393 年から 1415 年までの市民加入数 789 名に対して、新規加入が 685 名 (87%)、市民権継承が 104 名 (13%) である。PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 72.

都市内に家屋を所有しているか否かも、新市民がすでに都市に住んでいた住民なのかあるいは移住してまだまもない者なのかを明らかにする一つの指標と言える。市民がいつ都市に移住してきたのかどうかについては登録簿からは厳密に知ることができないが、個々の市民加入記録の中に担保不動産の形態が詳細に記されており、市民自身が所有する家屋、あるいは家族、親族所有の家屋である場合には、すでに都市に居住していた、あ

| 加入年代 | 家屋所有 | 全加入数 | 割合 |
|----------------------------|------|------|-----|
| 1341-1416 | 1500 | 1954 | 77% |
| 1416-1420 | 96 | 127 | 76% |
| 1421-1430 | 247 | 294 | 84% |
| 1431-1440 | 102 | 120 | 85% |
| 1441-1450 | 132 | 164 | 80% |
| 1451-1460 | 166 | 204 | 81% |
| 1461-1470 | 218 | 243 | 90% |
| 1471-1480 | 100 | 108 | 92% |
| 1481-1490 | 134 | 150 | 89% |
| 1491-1500 | 124 | 132 | 95% |
| 本人・親類所有(担保設定割合は不問) | | | |
| 1341-1416の家屋所有はポルトマンの算出を参照 | | | |

るいは都市の人的ネットワークの中ですでに関係性が構築されていた人物であるとみなされうる。そのような人物は全く新たな移住者として市民権を取得したとは言えないだろう。そもそもフリブールの市民権取得は担保となる不動産を必ず設定しなくてはならなかった。ベルンのように公的建築物に担保を設定することはなく、個人の所有する不動産を担保としなくてはならなかったことから、市民権取得以前に都市内の人びととの交流がなければ担保設定も困難であることは明らかである。こういった事情からもフリブールの市民権は他都市のそれと比べて開かれた制度であったとは言えない。

ポルトマンの算出によれば、1341年から1416年の間の担保不動産の所有率は77%にのぼっている⁵⁹。登録簿Ⅱの時代にはさらにその割合は高まっていく。15世紀後半には9割程度の新市民がすでに都市内に家屋を所有しているその土地の人物であったのである。市民権取得の条件は登録簿Ⅰ以降原則的には都市内の不動産を担保として設定することにある。しかし実態としては、15世紀後半には都市家屋の所有と居住という加入条件の逆戻りの現象が生じていたとも言える。

他人の家屋を市民権の担保とする場合、同業者が家屋を提供することもあるが、シュルトハイヌやフェナーなど、都市役職者の所有家屋が担保設定される場合もしばしば見られる⁶⁰。個人的な交流関係があったのか、政治的な意図があるのかは登録簿からは明確に指

⁵⁹ PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 81 ff.

⁶⁰ 例えば1468年に市民加入した Werherus Loeibly はシュルトハイヌ Johannes de Praroman の家屋を担保として市民権を取得している: “Wernharus Loibly, von Wiler, factus est

し示すことはできない。この点については、公証人登記簿などから新市民と都市住民の関係を考察する必要があるだろう。

市民加入数から明らかになる 15 世紀の市民共同体の変化は非常に緩やかな、しかしはっきりと市民規模の減少を示している。それは経済の衰退のみから単純に明らかになるものではない。15 世紀後半に経済が衰退しつつあってもなお市民数は一時的に増加し、都市が軍事力の確保を目指していたことも窺える。しかし、市民権を取得できる範囲は 15 世紀以降市民の息子やその土地の者にますます限られていくのである。

3. 受け入れられる市民と排除されていく市民

前節で示した通り、15 世紀のフリブールにおいて市民加入は徐々に減少し、新規の加入も制限されていった。本節ではさらにこの時代の市民の特性について考察する。都市の市民となる者は—その大半がこの土地の者であることはすでに示したが—いかなる人物であったのだろうか。それとは逆に市民権が閉鎖化していく過程で、そこから排除されていく人々にはどのような特徴があったのだろうか。登録簿に記された市民の職業などの個人的な情報を精査し、中世後期都市フリブールにおける市民の実像に迫っていく。

(1) 15 世紀における市民の職業

フリブールは 14 世紀後半から 15 世紀半ばにかけて皮革業と毛織物業で栄えた商工業都市であった。14 世紀後半の経済発展にともなった市民加入増加に比例して、それらの職業に従事する者たちの市民加入も大幅に増加した。15 世紀は都市経済の高止まりとその後の衰退期にあたり、市民加入は先述したように下降線をたどるが、そのような時代に市民として受け入れられる人々にはどのような職業に携わっていたのだろうか。

ここでは登録簿Ⅱのフォリオ 31r 以降の新市民の記録から 108r の 1500 年の加入記録までを考察対象とする。該当するフォリオには、役職名や身分も含めて、およそ 120 の職種が記録されている⁶¹。記載される職業名は 1416 年の転記部分よりも詳細なものになる。

burgensis supra totam domum viri noblis Johannis de Praroman, scultheti (シュルトハイス) Friburgi... ”, BB2, f. 88v.

⁶¹ 職業名は、登録簿Ⅰの時代から、ラテン語のみならず、フランス語やドイツ語でも記されている。例えば、登録簿Ⅰで「金物屋」はフランス語で *choudereir* と表記されているが、登録

例えば商人 (*mercator*) は「チーズ商 *mercator caseorum*⁶²」など、扱う商品が細かく記載されている事例もある。また、登録簿Ⅱの時代以降に新たにみられる職種も数多くあった。例えば、「貨幣鑄造職人 *monetarius*⁶³」や「鐘楼製造工 *factor campanarium*⁶⁴」などである。

都市経済が傾き始める 15 世紀以降、基幹産業に従事する新市民の受け入れはどのように変化していくのだろうか。登録簿Ⅰの時代には、市民の職業の中で織工 (*textor*) の加入数が最も多く、とりわけ 1390 年代には 70 人ほどが市民となっている。全市民数が明らかになっている 1416 年においては、市民 678 名のうち織工は 56 人で、全市民の約 8% を占めていた。仕立て工などの関連業種も合わせた毛織物業従事者全体は 1416 年では 129 名にのぼり、全市民の 2 割ほどが毛織物に携わる職業を営んでいたことが分かる。

| 年代 | 織工 | 毛織物業全体 |
|-------|----|--------|
| 1416 | 15 | 22 |
| 1420s | 33 | 50 |
| 1430s | 2 | 8 |
| 1440s | 4 | 15 |
| 1450s | 13 | 27 |
| 1460s | 14 | 47 |
| 1470s | 5 | 11 |
| 1480s | 7 | 18 |
| 1490s | 1 | 4 |

1416 年以降、とりわけ 1420 年代にはなお 33 名の織工が市民加入している。しかし、それ以降彼らの市民加入は急激に減少する。1430 年代は市民加入数自体が非常に少なくなっているものの、織工に関して言えば、1428 年に 9 名が市民加入した後は 1435 年にウルドリ・アッポの記録まで全く加入がなかった。織工の市民加入は 1450 年代以降、集団加入の際に再び増加するが、1470 年代以降は 10 人未満の加入にとどまっている。毛織物に関連する業種全体でも市民加入の傾向は同様であった。新市民の職業全体に占める毛織物業者の割合も緩やかに、しかし確実に下降していく。1430 年代までは新市民のおよそ 2 割が毛織物業者であったが、1430 年代以降は 15%、1470 年代以降には 10% を切っている⁶⁵。都市の基幹産業として 14 世紀には多数受け入れられていた毛織物業者も集団加入がなければ、15 世紀において市民権はもはや彼らには開かれていなかったのである。

簿Ⅱになるとラテン語の *cacabifex* やドイツ語の *Kessler* で表記されている。

⁶² BB2, f. 35r.

⁶³ BB2, f. 91v.

⁶⁴ BB2, f. 82v.

⁶⁵ 本稿付録、資料 4 を参照。

もう一つの基幹産業であった皮革業の中で、とくに皮なめし工（cerdo）は、織工と同じように 1430 年代に加入数は減少するが、それでも織工ほどではない。市民加入数の推移からは皮革業者が 1460 年代までは一定数の市民加入があったことが窺える。新市民の職業の割合においても、毛織物業者に比べれば緩やかに減少していく。しかし、1470 年代以降は、皮なめし工も加入数を大幅に減少させている。

| 年代 | 皮なめし工 | 皮革業全体 |
|---------|-------|-------|
| 1416,18 | 7 | 16 |
| 1420s | 32 | 42 |
| 1430s | 13 | 17 |
| 1440s | 11 | 20 |
| 1450s | 13 | 19 |
| 1460s | 15 | 32 |
| 1470s | 3 | 12 |
| 1480s | 6 | 8 |
| 1490s | 3 | 3 |

金属加工など、その他の手工業者の市民加入は、数こそ減るものの、新市民の職業に占める割合は大きく変化することはなかった。しかし、14 世紀の記録にはない武器製造に関する職業が 15 世紀には姿を現す。ヨハネス・シュテヒリという新市民の職業は「射石砲機製造 *magister pixidarum seu bombardarum*」と記録されている。彼は 1457 年にある市民の家を担保に市民権を取得している⁶⁶。また、1475 年に自らが所有する家屋を担保として市民加入したウルリヒ・ヴィスは「武器製造者 *factor armorium*」として記されている。彼の出身地はニュルンベルクと記載されており、はるか遠方から移住して、この地に落ち着いたことが分かる⁶⁷。

新市民の職業全体を見ると、時代が下るにつれて、登録簿に職業を記載する割合が減っていく。これは、ツンフトと市民加入が結びついている都市とは大きく異なった傾向である。フリブールにおいては、前節で示したように、市民権が父から子へ継承される割合が増加する。また、新参者への市民権も減少することから、登録簿に職業を記載する必要が少なくなったのではないかと考えられる。むしろ、市民権の継承の有無にかかわらず、新市民の父親の名が登録簿には多数書き込まれており、新市民を特定する情報は職業よりも血縁関係が重視されたとも考えられる。

また、15 世紀においては、都市の有力商会在複数存在していたが、そこに所属する新市民が「商人 *mercator*」として登録簿に記録される事例はない。ヨーロッパ各地で商取引を行っていた都市の有力な遠隔地商人は、登録簿上では、その担い手も市民に占める彼らの割合も明らかにはなっていない。これら登録簿に現れてこない「商人」については、公証人登記簿など、別の史料から改めて明らかにする必要がある。

⁶⁶ BB2, f. 74r.

⁶⁷ “Ulricus Wis, de Nüremberga, factor armorium, factus est burgensis...”, BB2, f. 92r.

(2) 複数の言語が示すもの

15 世紀の市民登録簿において、記録方式の転換以上にはっきりと都市史の変化を認識できるのは言語の変化である。1481 年にフリブールがスイス盟約者団に加盟して以降、フリブールの公的文書は、書き手はなお聖職者ではあるものの、ラテン語やフランス語、ドイツ語と併用されていた言語が完全にドイツ語へと切り替わる。しかし、盟約者団加盟を境に言語使用が一新されたわけではなく、すでにそれ以前からドイツ語による公文書が増加し、盟約者団加盟後にも言語の切り替え作業が続いていたことが、シュネッツァーの研究で明らかになっている⁶⁸。市民登録簿においては 1483 年の記録からドイツ語が使用されている⁶⁹。ドイツ語が使われるようになっても定型句が確定するまでは表現方法がまちまちで、とりわけウーデル (udel,uodal) に関しては、1494 年になってはじめて記録の中に現れてくる⁷⁰。

このような使用言語の変化は都市の政治体制と文書制度の転換をはっきりと示しているが、市民層の変遷を映し出すとまでは言えない。むしろ、ここで注目しなければならないのは、登録簿の中に散発的に現れるフランス語の加入記録である。これまでフランス語の記録に関しては、都市の街路を研究した M. ビュルギッサーの研究などで部分的に取り上げられてきたにすぎない⁷¹。登録簿に含まれるフランス語の記録数は非常に少なく、不意に混ざりこんでいるようにも見える。登録簿でドイツ語が使用されるようになってもお、フランス語は非常に少数ではあるものの記録に用いられている。なぜフランス語の記録が存在するのかについてはこれまで問われることがなかった。単純にフランス語圏出身の新市民の記録がフランス語で書かれたというならば、むしろフランス語の記録はもっと多かったに違いない。

15 世紀における市民全体を見渡すと、登録簿におけるフランス語の記録は都市内に居住する市民よりも市外市民の記録に多く見られる。フランス語で記録された市外市民については次章で詳述こととするが、15 世紀末にフリブールの市民権を取得したフランス語圏の貴族たちがそれらの記録に多く含まれていたのである⁷²。

都市内に居住する市民のうち、フランス語で加入記録が記されている者たちはどのような

⁶⁸ SCHNETZER, Das Eindringen, S. 94 ff.

⁶⁹ BB2, f. 96v.

⁷⁰ BB2, f. 104r.

⁷¹ BÜRGISSER, Die Strassennamen Freiburgs, S. 4 ff.

⁷² 本稿第 4 章を参照。

な人物なのだろうか。該当するフォリオ 1 から 108r までのうち、フランス語の記録は 9 件含まれている。市外市民においてはフランス語の記録が 1490 年代に 13 件見られるのに対して、都市内においてはむしろ 1450 年代後半から 1460 年代に 6 件、残り 3 件は 1490 年代と、記録された時代に隔たりがある。年代だけではなく、加入した市民の特性も大きく異なる。

15 世紀半ば過ぎに記録された 6 件は、一般的な市民加入ではない。この 6 件すべて、修道院や聖ニコラウス教会など、教会組織の市民加入である。1457 年にはメグロージュ女子修道院、同じ年に聖霊兄弟団とその施療院、1459 年には教区教会である聖ニコラウス教会とフランチェスコ会の聖母教会が、1465 年に聖ニコラウス教会の建築財団 (*fabrique*) と 1466 年にブルギヨン礼拝堂の構成員らが「フリブールの他の市民や住民と同様の方法で⁷³」市民権を受け取っている⁷⁴。

これらの市民加入は一人の加入ではなく、集団への市民権を認める、いわゆるブルクレヒト (*Burgrecht*) の要素を含んでいる。スイスにおいては領域支配拡大の手段としてブルクレヒト契約が都市と都市周辺の村落や、教会組織などと数多く結ばれていた。ブルクレヒトは、他都市においては市民登録簿とは別の文書に記されるのが通例である。しかしフリブールにおいては上述した事例のように登録簿に書き込まれる場合もあった。そのうえ登録簿には都市内部の団体、とりわけ教会組織の市民加入が記録されている。

このような組織的な市民加入は領域支配とは別の意図、つまり都市による教会支配という目的があったと考えられる。中世後期の都市と教会の関係は、16 世紀に生じる宗教改革の性格を規定したとみなされ、中世における都市の完全自治の要求、反教権主義の高まりが都市市民の宗教改革運動の契機として位置づけられている⁷⁵。とりわけスイスの宗教改革諸都市は「自治」の確立に向けて、独自の法秩序を有するローマ・カトリック教会と激しく対立し、教会を都市の支配下に組み入れていった。最も早く宗教改革都市となったチューリヒは、中世後期以降聖職者の特権を縮小し、修道院の財産を管理するようになり、市

⁷³ “Tout ensi et pareillieement comment aultres borgois et residans de la dicte ville de Fribourg”, BB2, f. 73v.

⁷⁴ BB2, f. 73v (メグロージュ女子修道院、聖霊兄弟団とその施療院), BB2, f. 75v (聖ニコラウス教会とフランチェスコ会の聖母教会), BB2, f. 82v (聖ニコラウス教会の建築財団), BB2, f. 86v (ブルギヨン礼拝堂).

⁷⁵ 宗教改革と都市との関係についての邦語文献は、中村賢二郎、倉塚平編『宗教改革と都市』刀水書房、1983 年;ブリックレ、ペーター『ドイツの宗教改革』田中真造他訳、教文館、1991 年;メラー、ベルント『帝国都市と宗教改革』森田安一他訳、教文館、1990 年を参照。

民の倫理・道徳の監督のみならず、聖職者の生活にも干渉し、都市による教会支配を確立していった⁷⁶。それに対してフリブールは、スイスのプロテスタント諸都市とは大きく異なり、宗教改革期には反宗教改革の牙城として、早い時期から宗教改革の弾圧を行うようになる。

異なる展開ではあるものの、フリブールにおいても教会支配が進められていた。フリブールにおける都市の教会政策で最も特徴的なことは、中世都市において非常にまれなことだが、フリブールの市民共同体が教区教会の庇護権を早くから有していたことである。前章の都市特許状の考察で言及したように、シュルトハイスの選出同様、都市主任司祭も市民によって選出されることが規定されていた。すでに 1308/09 年には教会庇護権が完全に市民に認められていたのである⁷⁷。

1256 年にヤコブ・フォン・リッグスベルクによって寄進されたフランチェスコ修道会も都市の政治と密接に関与していた。フランチェスコ修道会は、1433 年まで市参事会の文書館として都市文書を保管し、フリブールを訪れた聖職者、諸侯など、高位の来訪者の宿泊施設としても用いられた。また、毎年 6 月 24 日に行われる市民総会はフランチェスコ会の聖母教会で行われていた。これらの教会、修道院は都市と密接に関係し、フリブールは宗教改革都市以上に早くから都市が教会を支配していたと言えよう。

フリブールにおける都市の教会支配は、1450 年代以降に市民の政治的権限が増大する中で教会組織を市民権へ組み入れる手段を用いたと言える。都市内の教会、修道院の加入記録は他の市民加入とは異なり、おそらくは上部組織であるローザンヌ司教区に知らせる目的でフランス語によって作成された。これらの記録からは、教会組織が積極的に市民権取得を希望したというよりも、都市が教会組織を都市の支配下に組み入ようとする動きの方が強かったのではないかと考えられる⁷⁸。都市は教会組織を市民としておくことでも市民による自治を確かなものにしようとしていたのではないだろうか。

1490 年代以降のフランス語の記録は、いずれも個人の市民加入記録である。しかし、

⁷⁶ 森田『スイス中世都市史研究』、123-156 頁。

⁷⁷ 1308 年、ハプスブルク家のアルプレヒト一世の死去に伴い、フリブールはその息子レオポルド一世とフリードリヒ一世(美王)に割り当てられた。同年、彼らは、1289年に剥奪したシュルトハイスと司祭の選出権を都市フリブールに返還し(RD 2, S.31-32, Nr.77, 1308.7.2/3.)、その翌年、都市の特権と自由を追認した(RD 2, S.37-38, Nr.81, 1309.10.20.)。DUPLAZ, S. 100; LADNER, *Politische Geschichte*, S. 176.

⁷⁸ コッホによれば、チューリヒにおいても15世紀に聖職者が市民となる事例が22件確認できるが、どのような人物あるいは組織であったのかは言及されていない、KOCH, *Neubürger in Zürich*, S. 94 f.

この中の一人は都市内に居住する新市民として記録された後すぐに、市外市民の地位に修正されている。それはフランス語圏の貴族であり、ヴィラルセルの領主アンベール・ド・シャランの記録である⁷⁹。ここに領域支配拡大を目指してフランス語圏の貴族と結びつく構図が現れ、フランス語の記録は 15 世紀半ばのそれとはまた別の意味合いを持つことになるのである。それは 15 世紀の終わりから展開するスイス西部への領域獲得の動きに先んじて当地の貴族と結合するブルクレヒトの要素を含んでいるのである⁸⁰。

(3) 聖職者とユダヤ人

15 世紀半ばに教会組織の市民加入が行われる以前から、フリブールにおいては聖職者個人が一般市民と同様に市民権を取得していた。市民全体から見た聖職者市民の割合は、わずかに上昇するものの 14 世紀から 15 世紀にかけて大きな変化はない。

15 世紀初頭に説教者ヤコブ・ド・ヴィラセールが市民権を継承したように、フリブールでは聖職者が市民権を取得することが可能であった。しかしながら、市民権を取得しないという選択肢もあったと考えられる。ヴィラセールの市民加入記録の中で、彼の隣接不動産所有者として名が記されているヴィルヘルム・シュトゥーダーもまた聖職者であった。彼は 1412 年から 1447 年まで、フリブールの主任司祭を務めた人物である。彼の場合は、他の聖職者よりも市民権取得が容易な立場にあったと考えられる。なぜなら、シュトゥーダー家はフリブールの有力市民の家系であり、彼の兄弟たちもみな大商人としてフリブールの市民権を取得していたからである。しかし、ヴィルヘルムは、市民権を取得しなかった。

ヴィルヘルムは、1412 年に前任者の死去に伴い急遽招集された特別市民総会で主任司祭に任命された。彼は 1447 年に亡くなるまで 35 年間この教区で司牧の任を負っていた⁸¹。非常に目を引くことに、この司祭の兄弟たちは、この都市で 2 度にわたって行われた異端ヴァルド派に対する裁判の被疑者となっている。1399 年の裁判では自らも兄弟姉妹とともに容疑者となり、1430 年の裁判では彼の兄弟姉妹が再び容疑者として審問され、そのうち

⁷⁹ BB2, f. 102r. 彼の市民加入の欄外には、“stat her nach im ein usburger (都市内[市民]から市外市民へ)” という付記がある。

⁸⁰ 本稿第 4 章を参照。

⁸¹ 都市主任司祭ヴィルヘルム・シュトゥーダーについては、UTZ TREMP, Kathrin, *Der Freiburger Stadtpfarrer Wilhelm Studer (1412-1447): in spätmittelalterliches Klerikerleben zwischen Kirche, Ketzern, Konkubine und Konzil*, in: *Zeitschrift für schweizerische Kirchengeschichte*, 1999, S. 121-147; Dies., *Waldenser*, S. 483-509.

一人は有罪判決を受けた⁸²。ヴィルヘルムは、学業のためにアヴィニオンに赴いており、いずれの裁判にも欠席していた。

なぜ、都市が異端の家庭出身者を主任司祭に選出したのだろうか。はじめに行われた裁判は、都市の人々にとっては個々人の経歴にも都市の歴史にもその痕跡をほとんど残さなかった「忘れられた裁判」であったようだ。フリブールのヴァルド派裁判を研究した K・ウッツ・トレンプは、それゆえ、主任司祭選出の際にシュトゥーダー家がヴァルド派の家庭であることは一般的にほとんど知られていなかったのではないかと推測している。さらに彼女はヴィルヘルムの経歴以上に、シュトゥーダー家の名声と彼の学歴が司祭選出に重視されたと考えているが、その見解は妥当であると思われる⁸³。当時のシュトゥーダー家は商人となったヴィルヘルムの兄弟が商会シュトゥーダー・ライフ (Studer&Reiff) を設立し、遠くはスペインで商取引を行うほどに大規模な事業を展開していた。ヴィルヘルム自身はフリブール出身者の中で初めて大学教育を受けた人物であった。司教によって任命される場合と異なり、都市によって選出される主任司祭は都市にとって信頼できる、あるいは好都合な人物であったと考えられ、フリブールの有力家庭出身で優秀なヴィルヘルムはまさに適任者であったのではないだろうか。

しかしながら、ヴィルヘルムは彼の在職中、何の問題もなく主任司祭の職を全うしたわけではなかった。とりわけ彼の妻帯はローザンヌ司教に咎められたが、しかしそれ以上に問題となったのは、異端に反対する説教を行わなかったことである。1422 年には、1430 年のヴァルド派裁判の異端審問官ウルリヒ・ドゥ・トレントが主任司祭を連行するためにフリブールを訪れた。ヴィルヘルムはローザンヌ司教のもとに召喚され、ローザンヌで収監された。この逮捕の理由は彼の妻帯にあったのではなく、ヴィルヘルムが異端に反対する説教を行わなかったためであったと考えられる⁸⁴。

さらに、ヴィルヘルム・シュトゥーダーは 1425 年から 1445 年ごろまで長期にわたって都市に不在であった。不在の理由はアヴィニオンで学業に専念するため、また、バーゼル公会議に出席するためであった。ヴィルヘルムは都市の主任司祭であるにもかかわらず、

⁸² ヴァルド派裁判の経過については、UTZ TREMP, *Quellen*. ヴィルヘルム・シュトゥーダーの兄弟については、UTZ TREMP, *Waldenser*, S. 443-509.

⁸³ UTZ TREMP, *Der Freiburger Stadtpfarrer*, S. 138-139.

⁸⁴ 1430 年のヴァルド派裁判の証言では、ヴァルド派に反対する説教を行ったためにローザンヌに収監されたと記録されている。しかし、正しくはヴァルド派に反対する説教を熱心に行わなかったことが逮捕の原因であったと考えられる。UTZ TREMP, *Der Freiburger Stadtpfarrer*, S. 142.

都市で行われた 1430 年の異端審問裁判には出席しなかった。ヴィルヘルムはそれ以降もバーゼル公会議出席などを理由にフリブールに戻ることはなく、1445 年ごろ、彼の兄弟姉妹が全員死去した後、ようやくフリブールに戻り、以後 1447 年に亡くなるまで都市の主任司祭を務めた。主任司祭の長期不在に対して、都市は不満を表し、彼の代行者としてローザンヌのドミニコ会士で 1430 年のヴァルド派裁判にも陪席したヴィルヘルム・フォン・ヴフレンスを招聘し、彼に対して教区教会が年金を支払うことを約束した。しかし、1445 年頃ヴィルヘルムがフリブールに戻ると、この代行者はローザンヌへ返されたようだ⁸⁵。

都市の主任司祭が、都市で行われた異端審問裁判に陪席せず、また、長期にわたって不在であったにもかかわらず、フリブールの都市当局はヴィルヘルム・シュトゥーダーを解任することはなかった。更に、彼が異端の家庭出身で、異端に反対する説教を行わなかったことで捕えられたことも、彼の兄弟姉妹が異端として断罪されたことも、ヴィルヘルムを解任する動きにはつながらなかった。都市は教会庇護権を有していたが、聖職者の権限や生活に積極的に関与することはなかったのである。

しかしながら、都市は教会庇護権喪失の恐れが浮上すると敏感に反応している。1418 年の教皇マルティヌス五世来訪の際にヴィルヘルムが教皇の特別司祭 (Ehrenkaplan) に任命されたことは都市にとって大きな問題となった⁸⁶。1424 年に当時の都市書記官ペーターマン・クドリフィンがタレンテス大司教のところまで赴き、ヴィルヘルムが教皇の特別司祭となったことは都市の庇護権を侵害するものではないかと問い合わせた。これに対してタレンテス大司教はカノン法に基づき、ローマ教皇による称号保持者が死去した場合に、教皇は特別司祭の遺産に対する権利を有しておらず、教皇による称号の授与は世俗の教会庇護権を侵害するものではないと結論づけた⁸⁷。都市にとっては、ヴィルヘルムが遺言を残さず死去した場合、彼の財産が聖ニコラウス教会ではなく教皇に帰属してしまうのではないかと懸念されていたのである。ここに都市による教会支配の一端を見る。

ヴィルヘルムのように市民権を取得しない聖職者がいるとすれば、聖職者が市民権を取得する意義はどこにあるのだろうか。また、市民権取得は聖職者個人に選択の自由があるのだろうか。そして、ヴィルヘルム以降の聖職者の市民権取得に変化は生じないのだろうか

⁸⁵ UTZ TREMP, *Der Freiburger Stadtpfarrer*, S.124 f.

⁸⁶ この任命は同年 11 月にローマにおいて確認された。これに関連して、ヴィルヘルムは 1418 年に遺贈権 (Testierfreiheit) を得て、彼の財産を娘のアグネスと彼の姉妹マルガレータに相続する遺言を取り決めた。UTZ TREMP, *Der Freiburger Stadtpfarrer*, S. 141 ff.; Dies., *Waldenser*, S.491 ff..

⁸⁷ UTZ TREMP, *Der Freiburger Stadtpfarrer*, S. 143, RD 7, S. 168-170, Nr. 493.

か。

聖職者の市民権取得は、数値上は 15 世紀全般を通して大きく増減することはない。聖職者も他の新市民同様、市民権継承の割合が増加し、彼らの担保不動産も自身が所有する家屋である場合が大半である。この時代においては教会組織の内部も、とくに先導的な役割を果たす司祭などはその土地の者で構成されるようになってきたことが明らかになる。

15 世紀前半に市民となった聖職者の内訳は、その大半が聖職者 (*clericus*)、説教者 (*presbiter*)、公証人 (*notarius*) であった。しかし 15 世紀後半になると、それまでとは異なり、フリブール近郊で聖務を果たす司祭たちが市民権を取得している。1458 年には都市西方に位置するレンティニーの司祭ヨハネス・モギンが自身の所有する家屋を担保に市民加入した⁸⁸。1463 年にはデューディンゲン⁸⁹、1465 年にはレヒトハルテン⁹⁰と都市の東方に位置するドイツ語圏地方の司祭が市民加入し、1471 年にはグリュイエールとマルリー⁹¹、1478 年にはクルティオン⁹²、1483 年にはバルヴレッシュ⁹³など、市民加入者の範囲は都市の全方位の地域に広がる。彼らはいずれも都市内に所有する自身の家屋を市民権取得の担保としている。

また、この時代に初めて現れる聖務も登録簿に見ることができる。助任司祭 (*cappellanus*) や代行司祭 (*Vikar*)、聖ニコラウス教会の聖具室係 (*sacrista ecclesie parrochialis sancti Nicolai Friburgi*)、自由学芸の教授 (*meister der siben fryen Kunsten*) などフリブールの市民に含まれ、ローザンヌの司教座参事会員 (*canonicus Lausannensis*) やパイエルヌの施療院長などフリブール以外で聖務を執り行う者も市民となった⁹⁴。

このように 15 世紀後半は教会組織のみならず、地域の司祭など聖職者個人を市民権に組み入れる動きも読み取れる。彼らの市民加入は自らの意志によるものというよりも都市による教会支配の一端であったのではないだろうか。

聖職者が市民権に組み入れられる一方で、15 世紀には市民権から遠ざかる者たちもまた存在する。登録簿の中には波線で加入記録を抹消された者たちの姿も読み取ることがで

⁸⁸ BB2, f. 74v.

⁸⁹ BB2, f. 79r.

⁹⁰ BB2, f. 82r.

⁹¹ BB2, f. 89v, 90r.

⁹² BB2, f. 93v.

⁹³ BB2, f. 95r.

⁹⁴ BB2, f. 96v.

きる。彼らの記録の欄外にはしばしばその消失事由が付されているが、市外への転居など、自らの意志で誓約による結合を解く場合もある。また、死去した場合に欄外に「死去した *obiit* 」と書き込まれることもあった⁹⁵。

市民の義務の不履行や殺人、不誠実など市民個人の過失による市民権消失も当然存在するが、一人の市民権がその時代の都市の意向によって失われたことをはっきりと示している事例もある。それはユダヤ人の市民権である。

登録簿Ⅱのフォリオ 44v にはユダヤ人医師 (*sillorgicus*) アブラハム・フォン・イエネの市民加入が記録されている。1424年に彼は同胞の未亡人であり彼の伯母(叔母)であるデューケーテが所有する家屋を担保にフリブールの市民権を取得した⁹⁶。この未亡人の夫シモンは1404年にフリブールの市民権を取得している⁹⁷。彼ら以外に市民権を得たユダヤ人は登録簿上では確認できないが、それでもアブラハムとその義理の息子の市民加入まではユダヤ人にも市民権は開かれていた。1424年の彼の市民権取得後、1426年には彼の婿も同様の権利を得ることが許されている⁹⁸。

アブラハムの記録は登録簿上、波線で消されているわけではない。しかし、1428年にアブラハムは理由は不明だが火刑に処されたことは都市の収入役帳簿から明らかである。それに加えて都市は1428年にこれ以降は「彼ら(ユダヤ人)を受け入れてはならない *lon ne les doit plus avant recevoir*⁹⁹」と決定している。

この背景には15世紀初頭のユダヤ人迫害や反ユダヤ主義的な説教が西スイスに広まっていたことがある。さらに迫害は異端にも向けられ、1429年には周辺地域において魔女裁判が行われ、1430年には都市内部においてヴァルド派裁判が行われた¹⁰⁰。同様の決議はフ

⁹⁵ 市民権消失の場合には、市民加入記録のすぐ下に次のような文言が添えられる：“*Prefactus Nigkillinus Sleppi perdidit burgensiam suam eo que fuit proclamatus extra villam Friburgi, et solvit LX β (solidus) in manibus noblis viri noblis viri domini Willermi Velga...*”, BB2, f.31v. 市民権を消失する場合は自ら放棄するにせよ、義務の不履行により抹消される場合にせよ、都市に60ソリドゥス(Nachzins)を支払わなければならなかった。DE VEVEY et BONFILS, *Le premier livre des bourgeois*, S. 12 ff.

⁹⁶ BB2, f. 44v.

⁹⁷ BB1, f. 38r.

⁹⁸ “*Permis au juif Abraham de prendre chez lui son gendre, qui jouira des memes libertés que son beau-père*”, RD 7, S. 255.

⁹⁹ “*Lo jour susdit, fust parlar per lesquels dessus conseil, LX et II^o, que quant tuyt ly Jueif demorent devers ville auront fait lour terme, lon ne les doit plus avant recevoir, mais tuit doivent alars deffurs de nostre ville*”, RD 7, S. 216.

¹⁰⁰ UTZ TREMP, K.athrin, Ein Dominikaner im Franziskanerkloster: der Wanderprediger Vinzenz Ferrer und die Freiburger Waldenser (1404), in: *Zur geistigen Welt der Franziskaner im 14. und 15. Jahrhundert*, hg. v. Ruedi Imbach und Ernst Tremp, Freiburg

リブールだけでなくベルンでも定められていたようだ¹⁰¹。ユダヤ人に対する市民権はここではっきりと終わりを迎えるのである。

明確に排除される者の背後には、消え入るように姿を消す者たちもいる。かつてロンバルディア人もまた市民権を取得し、さらには 15 世紀初頭には市参事会員でもあった¹⁰²。しかし、彼らもこれ以降、市民権を取得することはなかった。そして緩やかに市民権からこぼれ落ちていく層もいたことは確かである。手工業者、移住してまもない者の市民加入は年を追うごとに狭められていく。都市の経済発展とともに大きく開かれた市民権の門は 15 世紀に少しずつ閉じられようとしていた。その背後で門を閉じようとする市民たちの力も強まっていくのである。

4. 結論

14 世紀末から 15 世紀初頭にかけての経済成長期に、フリブールにおいては市民加入のピークを迎えていた。1416 年に新しい市民登録簿が導入された際には、この都市の市民共同体の構成がはっきりと明示された。フリブールはたしかに都市貴族による支配体制を温存し、市政の最も重要な機関である 24 人市参事会は、貴族、大商人らによってそのほとんどが占められていた。市民全体の構成は都市の基幹産業である毛織物業・皮革業従事者の割合が多い。しかし、15 世紀において市民加入は減少し、市民権も閉鎖化した。経済の衰退や政治体制の変化によって集団加入は 1460 年代を境に行われなくなり、新たに市民となる者は、市民権を継承する者、すでに長く都市に住んでいる者が多数を占めるようになった。

市民加入数の推移は 15 世紀において次第に減少していく。数値の変化からは捉えきれない市民の特性が、詳細に市民の情報が書き込まれたフリブールの市民登録簿からは明らかになってくる。そこには、都市の支配を確立するために、市民が排他的な社会層になってもなお、そこにつなぎとめておかなければならない聖職者の市民加入と、排除される対象となるユダヤ人の姿が映し出される。市民権からこぼれ落ちていく層、つまり手工業者

(Schweiz), 1995, S. 81-106; Dies., , *Quellen*, S. 16-23.

¹⁰¹ UTZ TREMP, *Quellen*, S. 17.

¹⁰² BB2, f. 11r.

に従事する市民たちは長期的な視野をもって初めて明らかになる。市民共同体は 15 世紀において緩やかに、しかし確実に閉鎖的になっていくのである。

第4章 もう一つの市民 —15世紀における市外市民 *Extraburgenses*—¹

スイスという国家の形成過程を辿るとき、中世後期におけるスイス諸都市の領域形成が重要な鍵を握ることは、これまでの研究ですでに指摘されてきたことである²。原初三邦の同盟に端を発したスイス盟約者団はハプスブルク支配の排除を目指し、14世紀以降さらに同盟網を拡大させてゆく。それとともにベルンやチューリヒなどの主要都市は周辺地域に対して領域支配を拡大し、盟約者団の拡大と発展を牽引した。

領域支配の一手段としてスイス諸都市において展開されたのが市外市民政策である³。市外市民とは都市の外側に居住しながら都市の市民権を保持する者のことを指す。彼らは在地領主に隷属しながら市民権を取得した市外市民 (*Pfahlbürger*) と、都市外に居住する貴族、自由農民、聖職者などからなる市外市民 (*Ausbürger*) とに区別されるが、両者の境界を厳密に定めることは困難である⁴。

ベルンやチューリヒなどのスイス諸都市は在地権力に属する農村居住者に市民権を付与することで、彼らに対する裁判権を在地領主から獲得し、周辺地域への影響力を拡大させていった。アルプス以北における都市の中で最大の領域支配を誇ったベルンでは、この方法を用いて周辺地域の農民を大量に市外市民として受け入れ、14世紀から15世紀にか

¹ 本章は拙稿「*Extraburgenses*—中世後期フリブールにおける市外市民—」『比較都市史研究』第36巻1号、2017年、9-29頁に加筆修正を施したものである。

² スイス諸都市の領域形成に関する邦語文献は、踊、岩井編『スイス史研究の新地平』、イム・ホーフ『スイスの歴史』、チューリヒの領域支配政策については、森田『スイス中世都市史研究』、157-182頁に詳しい。また、小倉欣一『ドイツ中世都市の自由と平和：フランクフルトの歴史から』、勁草書房、2007年、119-136頁ではドイツの都市フランクフルトの領域支配について取り扱っており、比較参照できる。

³ 他地域の市外市民に関する邦語文献は、斎藤綱子「エノー伯領における都市共同体と市外市民」『明治大学人文科学研究紀要』(66)、2010年、154-169頁；瀬原義生「ドイツ中世都市における *Pfahlbürger* について」『立命館文学』(200)、1962年、189-215頁；畑奈保美「15世紀フランドルのシャテルニーと市外市民—1429-30年ブルフセ・フレイエと都市ブルッへの協定を中心に—」、藤井美男編、ブルゴーニュ公国史研究会著『ブルゴーニュ国家の形成と変容—権力・制度・文化—』(九州大学出版会、2016年)、215-239頁；藤井美男「南ネーデルラント『市外市民制』に関する一考察」『経済論究』(61)、1985年、145-172頁；同「中世後期ブリュッセル市外市民とブラバント(ブルゴーニュ)公権—ヴァン=アウトフェン事件を事例として—」『経済学研究』(78-2/3)、2011年、121-155頁；同「15世紀中葉フィリップ=ル=ボンの対都市政策—ブラバント都市ブリュッセルの事例を中心に—」、藤井美男編、ブルゴーニュ公国史研究会著、前掲書、35-78頁を参照。

⁴ ISENMANN, *Die deutsche Stadt*, S. 148-152.

けて都市市民のおよそ 3 分の 2 が市外市民であったと算出されている⁵。

ベルンの西隣に位置するフリブールもまたスイス諸都市の中では 4 番目に広い領域を獲得した。しかし、この都市は 14 世紀から 15 世紀初頭にかけて経済的にはベルンよりも優位な立場にあっただけに、両都市におけるその後の領域の広がりを見ると、都市史家の T. スコットが指摘したように「領域形成におけるベルンとフリブールの相異なる運命はスイス史上最も大きなミステリーの一つ」なのである⁶。

フリブールの領域形成全体を見渡した研究はまだ行われていない。部分的には、1418 年から 1442 年にかけて都市が獲得したアルテ・ラントシャフトと呼ばれる地域に関する P. チューリヒによる研究や魔女迫害と領域支配の関連についての G. モーデスティンの研究がある⁷。もちろんベルンとサヴォア公領に挟まれた都市の地理に小規模な領域形成の要因を求めることもできよう。しかしながら、都市と領域の関係、とりわけ市外市民政策について、あるいは村落共同体などに市民権と同等の権利が付与されるブルクレヒト (Burgrecht)⁸ については、なお問われるべき問題が数多く残されている。それゆえ本章では 15 世紀におけるこの都市の市外市民について考察を試みたい。

登録簿の中で市外市民は *extraburgensis* あるいはドイツ語で *usburger*、フランス語で *borgoy deffurs* と表記されている。都市の法規では市外市民は都市の外側に居住する市民と記されているが⁹、これらの表記からは在地領主に隷属しながら市民権を取得した市外市民 (Pfahlbürger) であるのか、都市外に居住する貴族、自由農民、聖職者などからなる市外市民 (Ausbürger) であるのかは厳密には区別できない。

登録簿 I に関しては史料が刊行され、U. ポルトマンによって社会地誌的な研究が行わ

⁵ GERBER, *Gott ist Burger zu Bern*, S. 402.

⁶ SCOTT, *The City-State in Europe*, S. 186 ff.

⁷ DE ZURICH, *Les Fiefs Tierstein*; MODESTIN, Georg, Der Teufel in der Landschaft. Zur Politik der Hexenverfolgungen im heutigen Kanton Freiburg von 1440 bis 1470, in: FG 76, 1999, S. 81-122.

⁸ ブルクレヒト Burgrecht とは、スイスにおいては 13 世紀以降、都市間あるいは都市と村落共同体、修道院、在地貴族との間の市外市民権条項を含んだ同盟・契約のことを指している。スイスでは 16 世紀半ばまで、このブルクレヒトが領域支配の手段として多用された。ただし、都市と貴族などの個人との間で締結されたブルクレヒトは、市外市民権とブルクレヒトの境界を厳密に区分することは難しい。ブルクレヒト Burgrecht については、SPEICH, Heinrich, Territorialisierung durch Burgrechte?: politische Raumgestaltung im Spätmittelalter, in: *Die Stadt im Raum. Vorstellungen - Entwürfe - Gestaltungen*, hg. v. Karsten Igel u. Thomas Lau, Köln, 2016, S. 245-259; CHRIST, Dorothea Andrina, Hochadelige Eidgenossen. Grafen und Herrn im Burgrecht eidgenössischer Orte, in: *Neubürger*, hg. v. R. C. Schwinges, S. 99-123 を参照。

⁹ “borgeix qui demourent defurs de la ville”, RD7, S. 51-52; RD6, S. 137.

れた¹⁰。彼はこの時代の市外市民についても取り扱っている。それによれば、登録簿Ⅰの時代において市外市民の受け入れは僅少で、都市にとって財政的、軍事的意義はほとんどなく、市外市民は居住地域の情勢を都市に伝達する、都市の領域支配のための「情報提供者 (Vertrauensmann)」であったと指摘されている¹¹。

登録簿Ⅱについては、史料は未刊行のままで、この登録簿そのものに関する研究はまだなされていない。それゆえ、15世紀以降の市外市民の変化は明らかになっていない。フリブールの領域は15世紀以降から拡大していくゆえに、領域形成と市外市民の関連には登録簿Ⅱの研究が不可欠であろう。

本章では、とりわけ登録簿Ⅱから、中世後期フリブールにおける市外市民の法的地位とその実態を明らかにすることを研究の目的とする。誰が市外市民となり得たのか。市外市民の地位とはいかなるものだったのか。市外市民の構成と領域支配との間にどのような関連があるのか。フリブールの市外市民政策はスイスのドイツ語圏諸都市のそれと同様の性格を持っていたのか。つまり、ベルンやチューリヒのように領域支配の一手段として強力に市外市民を取り込む政策を取っていたのかどうか。これらの問題について市民登録簿とそれに付随する租税台帳等の史料から探っていく。

本章ではまず市外市民を受け入れる側である都市の状況とその市民について概観する。次に市外市民に関する法規から市外市民の地位について検討したのち、登録簿の分析から市外市民の構成と都市との結びつきについて具体的な事例を取り上げながら考察していくことにする。

1. 15世紀における都市フリブールと市民

都市が市外市民を受け入れる動機は財政的、軍事的、経済的あるいは政治的関心など都市によって様々であり、「商業路や周辺地域の保全の手段として、また領域支配政策の補足的手段として」という側面もあった¹²。逆に市外市民にとっては、都市の保護や経済的な利点が市民権取得の理由となった。

¹⁰ 本稿、序論、第1章を参照。

¹¹ PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 106-113.

¹² ISENMANN, *Die deutsche Stadt*, S. 150.

農村居住者が市外市民となることは、その者の裁判権が領主から都市に移行することも意味していた。とくに在地領主に隷属する市外市民（Pfahlbürger）は、裁判権をめぐって都市と領主の間の争いを引き起こすことになり、神聖ローマ帝国内では、たびたび市外市民の受け入れが禁止された。とりわけ金印勅書（1356年）の禁令によって市外市民は減少していく。しかし、スイス諸地域では、この取り決めは貫徹されず、領域支配形成の前提として強力に市外市民政策が推し進められていった¹³。

先に述べたように、15世紀初頭までフリブールの市外市民加入が僅少であったことから、フリブールにとっては市外市民の受け入れに財政的、軍事的な利点はなかったとするポルトマンの主張は妥当であろう。それでは、市外市民受け入れに対する都市の関心はどこにあったのだろうか、それが登録簿Ⅱの時代にはどのように変化していくのだろうか。それらを問うために、本節ではまず市外市民を受け入れる側の都市の状況と都市内の市民について概観しておく。

(1) 都市領主支配の時代から盟約者団加盟へ

先述したとおり、フリブールはベルンと同様ツェーリンゲン家によって建設された都市である。同家が断絶して以降ベルンが帝国都市となる一方で、フリブールはキーブルク家の支配に服し、その後1277年から1452年までの175年間はハプスブルク統治下にあった。

ハプスブルク家と対立関係にあったスイス諸都市とは異なり、フリブールは遠くに居を構えた都市領主と15世紀半ばまで安定した関係を保っていた。フリブール史家のP. ラドナーによれば、領主たるハプスブルク家はスイス西部を支配するサヴォア公や強大になっていくベルンあるいは盟約者団に対抗する役割をフリブールに担わせる意図があったのに対し、フリブールもまた領主に対して近隣都市に対抗する後ろ盾を期待していた¹⁴。

フリブールは領邦都市ではあったものの、都市領主の代官であるシュルトハイスの選出権などが市民に認められており、都市の法的地位、つまり市民共同体の自治権は事実上べ

¹³ Ebd.; GERBER, *Gott ist Burger zu Bern*, S. 144-150, 402-420.

¹⁴ LADNER, *Politische Geschichte*, S. 175.

ルンと同等であった¹⁵。15世紀半ばまでは領主が市政に介入することもなく、都市はこの時代に市域を拡張し、毛織物業や皮革業の発展によって経済的な繁栄期を迎える¹⁶。

14世紀が都市にとって「安定と繁栄の時代」であるならば、15世紀は「揺らぎの時代」と言えよう。ネーフェルスとの戦い（1388年）におけるハプスブルク陣営の敗北を機に、都市フリブールは近隣都市ベルンとの協調政策に転じる。両都市は1403年には永久同盟を締結した。

しかしながら、このことによって完全に盟約者団側についていたわけでもなく、領主との関係が絶たれたわけでもなかった。ハプスブルク家との安定した関係がいよいよ崩れるのは15世紀半ばになる。1440年代には古チューリヒ戦争で盟約者団と領主どちらの陣営にもつかず中立を保ったことで同盟関係にあったベルンやサヴォア家との関係が悪化してしまう。いくつかの小競り合いがあった後に事態はサヴォア戦争（1447-48年）へと発展し、この戦争でもフリブールは敗北を喫することとなった。戦費や賠償金捻出のために都市と領域に課せられた税は周辺農村や一部の市民の反発を招き、ついには都市内外で騒乱が生じる事態に陥った。

このような都市の危機的状況の打開に乗り出したのは領主であったハプスブルク家のアルブレヒト6世である。彼自身が介入を望んだのではなく、当初はむしろ都市の側が彼に働きかけたのであった。市参事会は領主のもとに再三にわたって使者を派遣し、事態の收拾を要請した。しかし、都市領主の介入はさらなる混乱を招くこととなる。アルブレヒトは都市平和の再構築という目的を越えて、ここにきて都市のみならず周辺農村に対する自らの統治権をも主張した。彼は都市内の反ハプスブルク勢力の逮捕、役職の解任を断行し、都市外部から新たにシュルトハイスと全領域の監督職（Hauptmann）¹⁷を派遣することで直接支配の拡大を図った。都市内部ではこのような領主の動きにかえって不満が高まり、1450年に領主が大公ジークムントに交代し都市市政への積極的な介入が弱まったことを契機にサヴォア家寄りの勢力が市参事会で多数派となる。結局1452年に討議の末フリブールはサヴォア支配へと転じた。それによってサヴォア戦争の賠償金は免除され、都市内の危機は回避されたのである。その後フリブールは帝国都市を経て1481年にスイス盟

¹⁵ これら役職者の選出権は1249年にキーブルク家から付与された都市特許状において認められ、ハプスブルク家によって一度は取り消されたものの、1309年に再び承認された。本稿第2章を参照。

¹⁶ フリブールの経済については、AMMANN, Hektor, *Freiburg und Bern und die Genfer Messen*, Langensalza, 1921; Ders., *Freiburg als Wirtschaftsplatz*, S. 184-229.

¹⁷ SCHULZE, *Landesfürst und Stadt*, S. 155.

約者団へ加盟することとなった¹⁸。

政治的な変動に加えて、経済もまたジュネーヴの大市の衰退とともに揺らぎ始める。15世紀初頭に都市の毛織物生産はピークを迎え、それ以降は下降の一途をたどった¹⁹。

15世紀は政治支配体制や経済変化の激しい時代ではあったが、都市の領域形成はこの時代から本格化する。当初は都市領主との関係がまだ安定していた時代に都市はベルンとともに両都市の境界に位置するグラスブルクの共同統治を開始し、さらにアルテ・ラントシャフトと呼ばれるティアシュタイン伯の所領を購入している²⁰。15世紀初頭におけるフリブールの領域形成は他のスイス諸都市のようにハプスブルク家との対立の火種とはなっていない。むしろ、都市領主の市政への介入が両者の関係に亀裂を生じさせる契機となったのである。

ハプスブルク家支配との決別以降は、フリブールは15世紀後半にベルンと協同した戦争によって領地を獲得し、都市の領域はドイツ語圏にもフランス語圏にも拡大していくこととなる。これらの事象と並行して在地領主や村落共同体と締結したブルクレヒトが、14、15世紀からいくつか知られている。本章では市外市民政策にかぎって論じるため、ここでは軍事行動やブルクレヒトによる領域形成にはこれ以上立ち入らないが、都市の領域形成はあらゆる角度から改めて問い直さなければならないだろう。

(2) *Introburgenses* 都市内居住市民

都市の統治体制の転換、領域の形成において、市政運営の中心的役割を担っていたのが市民である。

前章で言及したように、1404年6月24日に制定されたフェナー文書では事前合議によって高位役職者を選出すること(「秘密の日曜日 *der Geheime Sonntag*」)と、「しかるべき

¹⁸ 15世紀半ば以降のフリブール史は、本稿第2章註31を参照。

¹⁹ 本章註16を参照。

²⁰ 主にバーゼル近郊に所領を展開していたティアシュタイン伯(Thierstein-Farnsbourg)オットー2世は都市フリブールの全方位を囲むエヒトラント地域(アルテ・ラントシャフト)も所有していたが、1418年に自らこの土地の売却をフリブールに提案する。この売買契約の諸手続きが完了後、ティアシュタイン伯(Thierstein-Pfäffingen)ジャン2世の返還請求により所領の統治権はいったん同家の手に戻るが、伯の経済状況の悪化、都市バーゼルとの対立による政治的苦境を見越して1442年にフリブールは領地の再購入を伯側に申し出た。この申し入れは受諾され、この地域の所有権は完全に都市に移った。ティアシュタイン伯領の購入については、DE ZÜRICH, *Les Fiefs Tierstein*.

男性²¹」のみが召集された市民総会で他の役職者を選出することが定められ、排他的な選挙システムが構築された²²。これによって市政の中核である 24 人市参事会は都市貴族 (*domicellus, miles*) と大商人でほぼ独占され、とりわけ都市の最高位の役職であるシュルトハイス職は有力貴族であるロンバルト家とフェルガ家が交互に在職する寡頭支配体制が確立した。先にも述べたとおり、フリブールは毛織物業と皮革業によって経済繁栄を享受し、市民にはそれらの産業に従事する者も多数含まれていたにもかかわらず、ツンフトが政治的影響力を持つことはなかった。

このように 15 世紀初頭に確立した体制のもと、都市は周辺地域への領域支配を進めていく。とくに都市が購入したティアシュタイン伯領は市民らによって分割所有され、市民は土地の収益から都市に税を納めることになっていた。興味深いことに、この土地の割り当てが市民登録簿 II に記録されている。さらにその割り当てには市外市民の名も記されており、市外市民もまた領域の所有者として現れてくる²³。

当初は都市の領域形成がもとで都市と都市領主が対立することはなかった。しかし、先にも述べたようにサヴォア戦争後にアルブレヒトが都市内政に介入したことで、都市がそのときすでに支配していた領域について両者の意見が対立することとなった。領主は都市と都市に属する地域すべてに統治権を主張し、都市は都市の外側、つまり都市が獲得した領域には都市領主の権限は及ばないと申し立てている²⁴。都市側の主張からは、都市は自ら領域形成を主導し、獲得した地域の統治権は自分たちの手中にあると考えていたことが窺える。

領域形成に対する都市のこのような意向は、市外市民政策においてはどのように表れてくるのであろうか。アルブレヒト 6 世に対しての申し立てはつづいて市外市民についても言及している。それは、農村居住者が容易に市外市民となるために市外市民税の引き下げ

²¹ “homes ydonees”あるいは“erber manne”, Ebd., S. 66 ff.

²² Ebd., S. 39-82.

²³ BB2, f. 221r -225v, RD7, S. 154-166, 本章第 3 節 (2) を参照。

²⁴ “so hat es uwer schuldheis und die von Englisperg erst versigelt mit worten und sprachen: uwer hochgeborne fürstlich genad het nit ein schuo ertrichs noch ze bieten, noch die stat, uswendig der stat zil. Dz zil ist uff ein guten armbrost schuz. ”, THOMMEN, Rudolf, Ein Beitrag zur Geschichte von Freiburg, in: Archives de la Société d'histoire du canton de Fribourg 5, 1893, S. 409- 468, hier, S. 441. この訴状 (Klageschrift) の原本はオーストリアの帝室・宮廷・国立文書館に保管されている。この訴えに対する回答は見つかっていないが、アルブレヒトが市政に介入した際に発給し領域全体の統治権を主張したラント文書(Landbrief)とある程度相関関係にあると考えられる。

を要求したが、拒否されたという内容である²⁵。この申し立てに対する回答は現存していない。実際の市外市民政策にこの意向が反映されていたのか否か。都市の市外市民受け入れはどのような制度だったのか。次節以降、詳しく論じていく。

2. 市外市民に関する規定

中世後期における都市フリブールの法規の中で、市外市民の受け入れ条件あるいはそれとは反対に受け入れの禁止を明示した法令は認められない。間接的ではあるが、市外市民の受け入れに言及している規定は市民登録簿 I の開始よりも時代を遡った 1289 年に公布された取り決めである。ここでは「今後 5 年間、都市外からの市民加入を禁止する」ことが定められており、さらに市民加入の前提条件として、「都市内部に家屋を購入すること、家族とともにそこに居住すること」が挙げられている²⁶。ここでは市外市民を示す *extraburgensis* という文言はなく、彼らの受け入れを禁止するとはっきりと定められたわけではないが、都市外に居住する者の市民加入が期限つきで禁じられている。

この規定以降、市外市民加入に関する規定は都市の法文書の中には現れてこない。しかしながら、1341 年に市民登録簿が導入されたすぐあと、1340 年代からすでに登録簿に市外市民が記録されている。このことから、1289 年の規定は登録簿 I の導入時には、もはや有効ではなかったことが窺える。

先に述べたフェナー文書によれば、都市役職者を選出する権利は市外市民には与えられていない。選挙権を除いては、彼らの権利は都市内の市民と同様であった。ただ市外市民には毎年 10 ソリドゥスの市外市民税が課されていた²⁷。

²⁵ “Und haben wir in der stat von den usburger gehebt von eim X β ierlich. Und wolten die X β ablassen und V β nemen, umb dz si al der stat burgen wurden. Dz wolten die dörfflüto uch gern tün und zu üwer wirdikeit und zu der stat schworen. Dz werent sy. ”, THOMMEN, Ein Beitrag zur Geschichte von Freiburg, S. 441.

²⁶ “[...] in quinque annos continue subsequentes[...]servandum promittentes fide data, quod nos durante dicto termino nullum de foris a villa nostra in Burgensem capiemus; et quemcunque acceperimus ipse secundum quod facultates sue sibi suppetunt, [...] debet sibi domum emere in villa nostra, et in eadem ipse cum familia sua et uxore sua debet personalem facere mansionem, quam si non faciet, domus ab eo emta debet ville remanere, et deinceps non est burgensis”, RD1, S. 131-132.

²⁷ 市外市民税額は原則的には 10 ソリドゥスであったが必ずしも一定ではなかった。おそらく資産状況などに応じて、あるいは都市の情勢に応じて税額は変動したと考えられ、実際の納税額は個々人の市民加入記録あるいは租税台帳を確認しなければならない。RD7, S. 51-52,

他の都市ではしばしば起こり得た市外市民禁止の規定や市外市民に関する紛争は、フリブールにおいては確認できない。したがって、そのような紛争から明らかになる市外市民の立場や実態、あるいは都市の市外市民政策は、フリブールの場合は、市民登録簿内の規定や個々人の記録から検討することが必要であろう。ここでは市民登録簿Ⅱの市民誓約と個々の加入記録から市外市民に関する規定を考察していく。

(1) 市外市民誓約

誓約内容に入る前に、登録簿の記録方法の転換からも市外市民の意義が14世紀から15世紀にかけて変化したことについてまず触れておかなければならないだろう。1416年に新たに導入された登録簿Ⅱは、先に述べたように地区ごとに記録されたそれまでの登録簿とは異なり、市民加入順に記録する方式へと転換された。市外市民の記録も同様に地区ごとに記録されていたものが、この時点からは都市によって一括して年代順に管理されるようになった。登録簿Ⅱの書式は基本的に統一されているが、市外市民については居住地、教区、市外市民税に関してもはっきり記録されるようになった。また、市外市民の記録は都市内に居住する市民の記録とは明確に区別するよう指示されている²⁸。

1416年の時点で生存していた市民は新しい登録簿に記録が転記された。登録簿Ⅰの欄外部分には転記に関する書き込みが見られるが、それに加えて市外市民の居住状況と市外市民税の納付履歴が調査された痕跡も読み取ることができる。その中には市民加入時に都市内居住市民として加入したが、1416年に市外市民として転記された者が6人確認できる。都市書記官ペーターマン・クドリフィンが都市内に居住する市民として記録された者のうち、実際は市外市民と見なされた者については“*residet extra* (都市外に居住)”という文言を付している。先に述べた6人は市外市民税を納め、登録簿Ⅱに転記された。しかしその一方で市外市民税を支払わなかったことにより市民権を消失した者も16人いる²⁹。たい

RD6, S. 137.

²⁸ 市民登録簿Ⅱのフォリオ1にはこの書の記録方法が規定されている。そのうち、市外市民については、次の通りである：“Item extraburgenses scribantur per se in una parte circa finem huius libri et consequenter omnes extraburgenses ibidem contiue subscribantur”; “Nota quod extraburgenses incipiunt in folio huius libri signato per numerum IX(XX) IIII(フォリオ184)”, BB2, f. 1r.

²⁹ 彼らの市民加入記録の下に、たいてい以下のような文言が追記されている: „Residet extra. Laniatus est per ordinationem ville et recepit villa LX solidos per manum Johannis Asini prout Johannes de Villar reddidit computum, eo quod idem Mermetus Atzar secundum ordinationem ville non solvit, prout erat residens extra villam, X solidos suos census”, BB1, f. 26v. 彼らの職業は織工、金属加工、製粉業、パン屋、石工、食肉加工、小売業、肉屋、製

ていの市外市民は都市内に居住する親類などの家屋に担保を設定することが多いのに対して、彼ら 16 人の大半が自ら都市内に所有する家屋を担保不動産として市民加入している。市内に居住した後に市外に転居したか、あるいは市内に家屋を所有していたが居住の実態はなかったのかは定かではない。おそらくは都市の営業権を求めて市民権を取得したと考えられるが、彼らにとっては市外市民税が負担であったのか、あるいは市民権に利点が見いだせなくなったのか、いずれにせよ市外市民税を支払って市民としての権利を継続することはなかった。

登録簿Ⅱでは個人の加入記録の前に登録方式と市外市民誓約がドイツ語とフランス語で記されている³⁰。登録簿Ⅱの最初のフォリオにラテン語で序文が書かれているにもかかわらず、ここではあえて当地の言語が用いられている。特に、先にドイツ語で書かれているのは、おそらく当時、領域支配を推し進めていたドイツ語地域の市外市民を意識していたからであろう。

市外市民誓約の中で注目すべき点は、市外市民が都市に対してだけでなく、都市領主にも誓約を行っている点である³¹。登録簿のラテン語の序文には都市内居住市民の誓約内容は書かれておらず、都市領主に関する言及もない。都市領主に対するこの誓約は、フリブールにおいて市民の自治権が拡大していたものの、依然として都市領主の支配下のもとの市民であること、そして、都市の領域支配もなお市民あるいは都市に完全な主導権があったわけではないことを示唆している。市外市民もまた領主の意向に反する人物を受け入れることはできなかった。それゆえ都市領主の支配下のもとで行われたフリブールの市外市民の受け入れは、市外市民加入が発端となってハプスブルク家と対立したチューリヒなどの政策とは大きく異なっている³²。

この誓約によって市外市民はとりわけ都市に対する服従と通達の義務履行を宣誓しなければならなかった。市外市民には都市領主や都市の福利と栄誉を促進することが求めら

靴業など多様な業種にわたっていることが分かる。

³⁰ 登録簿Ⅱフォリオ 1 のラテン語による序文と同様にここではまず記録の方法について、すなわち 1416 年時点で生存していた市民を市民登録簿Ⅰから転記すること、1416 年以降は市民加入順に記録することが指示されている: “am ersten die alten usren Burgere usgezogen von dem alten papirini Burger Bu(o)ch, und darnach die sidher Burgere worden sint und noch Burgere werdent, als die hienach einer nach dem andern geschriben sta(u)t”, BB2, f. 183v.

³¹ “usburger der Statt Friburg han gesworn unser gnadigen Herschafft von Osterrich (Savoie) und der Statt Friburg Trüw und Warheit”. フランス語も同様の誓約内容である: “borgoys deffurs de la ville hay jura a nostre treschiere Seignoirie d’ Auteriche, (de Savoie) et à la ville de Fribourg foy et fealte”, BB2, f. 183v. 本稿付録、史料 5 を参照。

³² KOCH, *Neubürger in Zürich*, S. 89.

れ、彼らは周辺地域で不穏な動きが生じた場合、即座に市参事会やその地域を管轄するフェナーに通達する義務を負っていた³³。都市に対する忠誠に加え、ここに記された通達義務からは、市外市民が都市と密接に関係する人物であったと推察できる。実際にどのような人物が含まれていたかについては、後段で述べることにする。なお市外市民が支払う市外市民税についてはここでは言及されていない。

都市領主に関する記述はのちに手を加えられている。おそらく 1450 年代後半、領主がサヴォア家に移行したときに「オーストリア」の文言が傍線で消され、「サヴォア」と付け加えられ、さらに帝国都市に移行した際に、それも削除されたと考えられる³⁴。このことから、この文書が折あるごとに開かれ、修正され管理される重要な都市文書の一つであったことも窺える。

(2) 市外市民の加入記録

フリブールの市外市民について登録簿に頻繁に現れるのは、都市内に居住する者が都市内居住市民であり、都市外に居住する者は市外市民であること、そして、市外市民は毎年、市外市民税を払わなければならないという文言である³⁵。これは、都市内居住市民として市民加入したものの、実際は、市民加入後に都市の外に居住している場合が多々あるからであろう。特に市民登録簿 I の時代は市内居住市民と市外市民が厳密に区分されていない

³³ “Ir Nütz und Frommen ze furdren, iren Schaden ze wenden, Ir Trüw gehörig und gewertig ze sinde. Sunder ob ich von dishin jener utzit verneme dadurch der Statt Nütz und Ere gefurdert und Ir Schad gewendet werden möcht, das sol und wil ich fürderlich minem Herrendem Schultheiß oder minem venrr runt und ze wissende tu(o)n ungeuarlich” (ドイツ語) ; “lour profit et honnour avancier, lour dommaige eschevir per mon pouvoir et à eulx estre fealz obeissant Et se dix oravant aparcevon chose per que le profit et honnour de la ville pehust estre avancie et le mal ou dammaige destorbar cen incontinent je notifiery a Mons lAvoye ou a mon banderet sans tout agait” (フランス語), BB2, f. 183v. 市内市民の権利や義務は 13 世紀に領主によって付与された *Handfeste* と呼ばれる都市特許状に細かく記されているが、市外市民の義務はこの誓約と個々の加入記録あるいは都市文書に記されている。

³⁴ 註 31 を参照。Osterrich が削除され、Savoe が追記されたのち、それもまた削除された形跡がある。フランス語も同様である。

³⁵ 例えば、“Anselmus Chastellain, de Befoz, factus est intraburgensis sub hac conditione quod quamdiu morabitur infra villam Friburgi et faciet domicilium ibidem erit tanquam burgensis, et quotiens non fecerit erit tanquam extraburgensis et tenebitur singulis annis in festo Andree apostoli decem solidos census quos assignat supra domum suam (Befoz 出身の Anselmus Chastellain は、フリブール都市内にとどまり、市民のようにそこに彼の住まいを定める限り市内市民(intraburgensis)である。市外市民(extraburgensis)のように(都市内に居住)しないのであれば、彼の家屋に割り当てられた 10 ソリドゥスを毎年使徒アンデレの祝祭日に支払わなければならない)”, BB1, f. 80.

場合も多く、個々の記録にこのような文言がたびたび現れる。

その他の規定は都市内に居住する市民と同様であった。担保となる不動産の保全に努める義務については、市民加入記録のすぐ後ろに“*Fiat indemnitas*”という文言で時おり定められているが、ときに自分の妻も一緒に動産・不動産も含めた財産の保全に努めることを約束する場合もあった³⁶。担保不動産の変更もしばしば行われた³⁷。

また、任意にせよ強制されたにせよ、何らかの理由で市民権を失う際に都市に支払うべきウーデル金 (*Udelsumme*)³⁸についての規定も見られる。この金額を支払えば、自ら市民権を放棄することもできた³⁹。担保不動産やウーデル金の規定は都市内居住市民と同様であった。ただ、市民加入時に都市に納める上納品については、市外市民の中に投石機 (*ballista*) を納めた事例がある⁴⁰。

登録簿 I では市外市民の加入記録にブルクレヒトも混在している。オトリヴ修道院の市外市民記録は都市内の家屋ではなく、修道院の所領そのものを担保としており、修道院全体の市外市民加入は実質的にはブルクレヒトの締結と見なされている⁴¹。登録簿 II の時代には市外市民加入にブルクレヒトが記録されることはなかったが、都市周辺の在地領主で

³⁶ 例えば、*Fiat indemnitas pro dicto Perrodo sub obligatione bonorum* (彼は Perrodo に対して義務に従って財産を保証しなければならない) ”, BB1, f. 122v.

³⁷“*Dictus Petrus mutavit burgensiam suam et factus est burgensis supra lo Bisemberg [...]* (前述の Petrus は市民権(担保)を変更し、Bisemberg [の林を担保として] 市民となった) ”, BB2, f. 184r.

³⁸ 市民権消失の際に支払う金額のことをポルトマンはウーデル金 (*Udelsumme*) としている。史料の中にはこの表記は確認できていないが、本稿では便宜上ポルトマンの表記に従う。PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 81 ff.

³⁹ 例えば、“*Dominus Humbertus de Billens, curatus de Trevauz, factus est burgensis super quartam partem proindiviso domus lapidee domini Johannis Divitis quam inhabitat,[...]sub conditione quod si infra quinque annos proximos perdidit dictam burgensiam aut resignare voluerit, tenetur burgensibus Friburgi sub obligatione dicte quarte partis domus in decem libras Lausannenses, et est sciendum quod tenetur solvere annuatim durante dicta burgensia dictis Friburgensibus, ex parte expresse ratione dicte burgensie, viginti solidos Lausannenses* (Trevauz の司祭 Humbertus de Billens は Johannes Divits が住んでいる石で造られた共有家屋の 4 分の 1 持ち分によって [以下の条件のもと] 市民となった…すなわち今後 5 年のうちに市民権を消失するあるいは市民権放棄を希望する場合、彼は家屋の 4 分の 1 持ち分に関する義務にしたがって 10 ローザンヌ・リブラを支払わなければならない。また、毎年続けて、この市民権について明確に算出された持ち分、[市外市民税] 20 ローザンヌ・ソリドゥスを支払う義務があることを知っておくべし) ”, BB1, f. 128v. ウーデル金は当初、市外市民のほうが高額であったが、15 世紀には市内・市外市民とも同額になっている。

⁴⁰ 登録簿 I の 1360 年代の市民加入記録に 2 件確認できる, BB1, f. 125r. 都市内居住市民の上納品はワインであった。PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 71.

⁴¹ “*Item dominus abbas de Altaripa supra domum conventus de Altaripa est burgensis*”, BB1, f. 128v. 修道院は市外市民税として 100 ソリドゥスを納税した, *Liber Censuum 1, Stadtsachen A579, Staatsarchiv Freiburg*(Schweiz), S. 224.

ある貴族の市外市民加入の際には「彼と彼の後継者」が市外市民として認められた⁴²。個人の市外市民加入というよりは、領主とそこに属する人々の保護というブルクレヒトの要素も含まれていたのではないだろうか。

フリブールの市外市民に関する規定からは、積極的に市外市民を受け入れる姿勢を見ることはできない。むしろ市外市民に対する市民権は都市と都市領主に忠誠を誓う、限られた人物に付与されるものであった。登録簿Ⅰの時代には個々の記録に何度も言及されるほど不明瞭であった市外市民の地位は、登録簿Ⅱの導入以降には記録自体が都市内の市民とはっきりと切り離されることで厳格に管理されるようになった。また、居住地や教区の情報も明記されるようになり、どこの誰が市民であるのかを都市が正確に把握しようとしていたことが分かる。しかしながら、市外市民の権利や処遇は都市内の市民と同等であったことが窺える。市外市民は都市にとっては無視できない管理すべき存在であり、また都市内居住市民と同等の存在でもあったのである。

3. 15 世紀における市外市民

登録簿Ⅱの規定からは、フリブールの市外市民の受け入れが 15 世紀においてもなお限定的であったことが窺える。実際の市外市民加入数は 14 世紀と変化はないのだろうか。また、受け入れられる市外市民はいかなる人物であったのか、彼らは都市とどのような関係にあったのだろうか。この章では登録簿Ⅱと租税台帳などから具体的にそれらの問題を検討する。

(1) 市外市民構成の変遷

1341 年から 1416 年までの市民加入が記録された登録簿Ⅰには、市外市民の記録は主にフォルオ 123 から 134v に記録されている。これらの記録は登録簿Ⅰの記録形式に則って地区ごとに記録されており、見出しには、例えば「アウ地区の市外市民」とそれぞれの管轄地区が示されている。ただし 15 世紀初頭の都市書記官ペーターマン・クドリフィンの言に従えば登録簿Ⅰは「無秩序な記録⁴³」であった。市外市民の記録はしばしば都市内居

⁴² “pour lui et ses hoirs, 例えは BB2, f. 193v.

⁴³ “antiquus liber reperitur inordinate”, BB2, f. 1r.

住市民の記録に混じっており、先述の通り都市内居住市民として記録されていても、実際は都市外に居住していた事例も少なくはなかったのである。

ポルトマンの考察によれば、登録簿 I の時代には 144 人の市外市民が確認できる。彼らはたいがい裕福な農民で、飲食店主や粉屋、貴族や聖職者あるいは修道院も含まれた。市外市民はフランス語圏よりもドイツ語圏に多く、とりわけ、彼らの担保不動産は都市内のドイツ語圏地区であったアウ地区に多く設定された。ドイツ語圏に偏ったフリブールの市外市民政策はベルンほど強力なものではなく、「ベルンの強力な市外市民受け入れに釣り合いをとるため」のものであったとポルトマンは推測している⁴⁴。

15 世紀以降に市外市民の構成はどのように変化したのだろうか。1416 年の登録簿更新時に、その時点で生存している市民が新しい登録簿に転記されたことにより、その年の全市民の数が算出できる。都市内の市民はその年の加入者も含めて 678 名であるのに対し、市外市民はこの年の新規加入者 2 名を加えても 31 名で、市外市民の割合は全市民のわずか 4%であった⁴⁵。先にも述べたように、ベルンにおいては市外市民数が都市内居住市民のそれをはるかに上回り、全市民の 3 分の 2 が市外市民であったことを鑑みると、フリブールの市外市民の受け入れはごくわずかであったことが明らかである。

1416 年から 1500 年の間に新たに記録された市外市民の加入数は 130 件であった。このうち、一つの記録に複数人が同時に記録されている場合もあり、市外市民はこの時代に 135 名を数えることができる⁴⁶。市外市民の受け入れが多い年でも 7 人で、ときに受け入れない年もあり、平均すると一年で 1.55 人の加入数であった。このことから 15 世紀以降も統治体制や経済の変化に応じて市外市民の受け入れ数は極端に増加することもなく、ごくわずかのままであったことが分かる。これは都市内に居住する市民の加入が減少していく流れとは大きく異なっている。

これら市外市民 135 名のうち、“*receptif*”と表記される、父親からの市民権継承を除けば、つまり全く新規に市外市民権を取得した者となると、その数はさらに限定される。市外市民の中には 2 代 3 代にわたって市民権を受け継ぐ事例があり、市民権継承の割合は都市内居住市民よりも高かった⁴⁷。市民権継承が多いことは市外市民権が一部の家系以外には、

⁴⁴ PORTMANN, *Bürgerschaft*, S. 113.

⁴⁵ Ebd., S. 107.

⁴⁶ ただし「彼と彼の後継者」という記録については一人と換算する。

⁴⁷ 市民権継承とは、父親の市民権が息子に自動的に継承されるわけではなく、息子が市民権を取得する際に市民加入金が免除されることを意味している。1416 年から 1500 年の間に登録

あまり開かれた制度ではなかったことを示している。

このように 15 世紀における市外市民の受け入れはごく少数であり、数的変化には乏しい。しかし、市外市民の出身地あるいは居住地に着目すると登録簿Ⅱの時代には市外市民の構成に大きな変化が生じることが明らかとなる。

ポルトマンは言及していないが、登録簿Ⅰの最も古い時代、1340年代から1360年代にかけてはベルンの領域側からの市外市民も確認できる。しかし、ベルン側からの市民加入はその後全く姿を消す。15世紀以降、両都市は同盟関係にあり、双方の境界地は二つの都市の共同支配地となることから、市外市民加入による衝突は避けられたのではないかと推察できる。

登録簿Ⅱの時代になると1480年代まで市外市民の受け入れは、ほとんどがアルテ・ラントシャフト内に限られており、とりわけドイツ語圏地域に多く見られた。この地域では市民権継承家系が固定化されていく。登録簿Ⅱには、市外市民の職業の記載は多くはなく、粉屋 (*multor*)、肉屋 (*carnifex*)、宿屋 (*hospes*)、商人 (*mercator*) 各1名、フランス語圏地域の貴族 (*domicellus, noble*) 8名が記録されているのみであるが、公証人登記簿などからドイツ語圏地域の市外市民には裕福な農民家系が多く含まれていたことが分かる⁴⁸。

ドイツ語圏地域の中でも登録簿Ⅰの時代には都市の北東地域に多かった市外市民の受け入れは、登録簿Ⅱの時代には都市の南東地域に積極的に展開されるようになる。一部はアルテ・ラントシャフトの境界を越えて、プラファイエンと呼ばれる地域にまで及んでいる。ここでは1459年と1468年にブリス家が2代にわたって市外市民権を認められている⁴⁹。この地域はベルン領域内に位置するリュエギスブルク修道院がもともと所有していたが、1486年に都市フリブールの支配域に組み込まれた。ブリス家以外の市外市民権取得は確認できない。おそらくこの地域の裁判権を都市が獲得して以降、もはや市外市民を受け入れる意義がなくなったと考えられる。

1490年代に入ると市外市民の内訳は大きく変化する。それまでアルテ・ラントシャフトのドイツ語圏に開かれていた市外市民の制度であったが、この時代以降フランス語圏に居

された市外市民135名のうち、35名の記録に *recepit* と表記されている。ただし、親子ともども市外市民権を取得しても *recepit* の表記がない場合もある。例えば、本稿次節のペーター・デス・ヘレンと息子たちの事例がそうである。

⁴⁸ 本稿次節を参照。

⁴⁹ BB2, f. 191r, 191v.

住する貴族の市民加入が急激に増加することが登録簿の分析から明らかとなった。史料の中には、“noble homme”と表記され、彼らの記録はたいていフランス語で書かれている。これは15世紀後半から都市の領域支配がフランス語圏に拡大する動きと関わっていると言えよう。この時代に都市内に居住する市民の記録は137件あるが、そのうちフランス語で書かれた記録は3件のみである。しかし、市外市民に至っては、29件のうち13件もの記録がフランス語で記された。なかにはローザンヌ近郊の市外市民が受け入れられることもあった。これらフランス語圏の貴族は多額の市外市民税を支払ってフリブールの市民権を取得している。もちろんこの税額は資産に応じた額ではあるが、しかしながら、遠隔地からの市民加入には、都市フリブールによる保護を期待したことが窺える。事実、スイス西部は強力な司教座都市ローザンヌやサヴォア公領の統治下にあったが、15世紀後半以降ベルンとフリブールが協同して領域支配を展開していった。

例えばフリブール西部に位置するヴィラルセルの領主アンベール・ド・シャランは1492年にフリブールの市外市民権を取得した⁵⁰。1504年のフリブールとシャラン家との協定によれば、ヴィラルセルの領主の権限と裁判権をシャラン家に保証し、同家はフリブールに対して納税、軍事・物資援助等を約束している⁵¹。在地貴族にとっては市外市民となることが自らの地位と権限を守る手段であったと考えられる。

これら市外市民加入の変遷から、この都市が15世紀以降も周辺地域の農民を大量に市民に取り込んで領域を拡大することはなかったことが明らかとなる。15世紀初頭は市民誓約にあるように領主の意向の枠組みの中で、そして15世紀半ばに領域拡大の志向が領主の統治権の主張と対立し、ついには領邦都市から帝国都市に転換したとしてもなお市民加入数に大きな変化は現れなかった。

ただ市外市民の構成要素はこの時代に大きく変化していく。市外市民の居住地域はアルテ・ラントシャフト内の北東地域から南東地域へ、15世紀末には都市西部へと拡大し、彼らの職業・身分はドイツ語圏の裕福な農民からフランス語圏の在地貴族へと移り変わる。しかしながら都市の市外市民政策は一貫していた。それは、その土地の有力者と結びつくことで周辺地域へ影響力を行使し、領域拡大を目指すものだったのである。

15世紀半ばには、スイス諸都市の領域支配が定着し、ハプスブルク支配脱却のための市

⁵⁰ BB2, f. 193v.

⁵¹ KUENLIN, Franz, *Dictionnaire géographique, statistique et historique du Canton de Fribourg, Fribourg*, 2Bd., 1832, hier Bd. 1, S. 419.

外市民受け入れはその意義を失う⁵²。しかしながらフリブールでは市外市民受け入れは少数ながらもなお継続されていく。それは都市の西側、フランス語圏の在地貴族が市外市民として都市の保護下に入ったことによる。このことがその後のスイス西部におけるサヴォア家支配の排除に対してどれほどの下地となったのか。都市と在地貴族との関係性はブルクレヒトによる結合も含めて改めて問わなければならない。

(2) 都市と市外市民の結びつき

どのような人物が市外市民になり得たのか。また、市外市民は都市あるいは都市内の住民とどのような関係にあったのか。そのような市外市民の実像に迫ることは市民登録簿の情報からだけでは容易なことではない。しかし、フリブールの登録簿の場合、個人が所有する家屋への担保不動産設定が市外市民の人的結合の手がかりを提供してくれる。もちろん市外市民の詳細なプロソポグラフィは、公証人登録簿など他の史料の調査も必要になるが、ここでは担保不動産をめぐって明らかになる市外市民と都市内部の市民あるいは住民の関係について具体的に幾人かの事例を取り上げてみることにする。

先に言及したように、都市周辺域のティアシュタイン伯領の購入に際して、いくつかの地域では市外市民が土地の所有者として現れてくる。例えば、登録簿 I の時代から代々フリブールの市外市民権を得ているアヴァンシュ（フリブール北西）の貴族は都市内の有力市民とともに土地の所有者として名を連ねている⁵³。

所有者は貴族だけではない。市外市民権を代々受け継ぐ農民もまたそこに現れる。例えばフリブールの北に位置するモンテルシュエの農民ヴィリ・ユンゴとウエリ・クレプスは、そのティアシュタイン伯領の所有者として認められている⁵⁴。彼らはともに 1422 年 2 月 16 日に市外市民権を取得した。ヴィリは当時のアウ地区フェナー、ウエリ・ブッヒャーの家屋を、ウエリ・クレプスは親類であった 200 人拡大市参事会員ハンゾ・ゲーハルトの家屋を担保として設定した⁵⁵。領域所有者の記録にはこの農民たちに加えてハンゾもともに領地を割り当てられている。彼らの担保不動産は、他の市外市民の担保としても利用された⁵⁶。

⁵² KOCH, *Neubürger in Zürich*, S. 186, GERBER, *Gott ist Burger zu Bern*, S. 418 ff.

⁵³ BB2, f. 223r, RD7, S. 159 f.

⁵⁴ BB2, f. 224v, RD7, S. 162.

⁵⁵ BB2, f. 186v.

⁵⁶ BB2, f. 184r, 187v.

領域所有者以外にも市外市民の人物像は明らかになる。フリブールの南東、ドイツ語圏のブリューニスリーの住民ペーター・デス・ヘレンは 1415 年に都市の市外市民権を取得した⁵⁷。公証人登記簿には、彼が土地を購入したり、あるいは購入した土地を小作地として賃貸した記録があることから、彼が裕福で活発に経済活動を行っていたことが読み取れる⁵⁸。市民加入時における彼の担保不動産の設定先は、フリブールのアウ地区にあるコノ・アルヴァンの家屋であった。この人物もまた 1416 年に市民権を取得しており、その市民加入記録からは彼が仕立屋 (*cosanderius*) であったと認識できるが、実際は毛織物販売によって生計を立てていたようだ⁵⁹。この担保不動産所有者は、ペーター・デス・ヘレンが土地購入をする際、常にその証人として現れる。興味深いのは 1430 年にフリブールで行われたヴァルド派に対する異端審問裁判においてペーター・デス・ヘレンが苦境に立たされた時の二人の関係性である。この裁判では都市内の市民が多く巻き込まれたのであるが、処刑されたのは都市外に居住する男性一人にとどまり、この時期における他都市の異端審問と比べれば非常に緩い裁判であったと言える⁶⁰。ペーターはこの裁判期間中に異端放棄を宣誓して有罪判決を免れたものの、400 ポンドの贖罪金が課されることになった。都市の収入役帳簿によるとこの贖罪金はコノ・アルヴァンによって支払われたことが記録されている⁶¹。その年にペーター・デス・ヘレンは土地の売却をしているが、おそらくその前にコノ・アルヴァンに贖罪金を工面してもらったのであろう⁶²。

この年以降ペーター・デス・ヘレンの記録は途絶えるが、1434 年に彼の息子たちが父親同様に市外市民権を取得している。この息子たち二人の市民加入の際の担保不動産もまたコノ・アルヴァンの家屋であった⁶³。ペーター・デス・ヘレンとコノ・アルヴァンの関係は、経済活動のパートナーとして、またはそれ以上の結びつきをもっていたことが見て取れる。

ペーター・デス・ヘレンの親戚にあたるヘンスリ・クラウスも 1414 年に市外市民権を

⁵⁷ BB1, f. 130v, BB2, f. 185r.

⁵⁸ UTZ TREMP, *Waldenser*, S. 163 ff.

⁵⁹ BB2, f. 32v, UTZ TREMP, *Waldenser*, S. 163.

⁶⁰ UTZ TREMP, *Quellen*.

⁶¹ “Item de Cuonoz Alwan pour Peter Des Herren de Brunisried pour ce mesme fait etc.”, *Ebd.*, S. 669 (Seckelmeisterrechnung Nr. 56, 1430).

⁶² UTZ TREMP, *Waldenser*, S. 163 ff.

⁶³ BB2, f. 188r. その次の世代になると、担保不動産は自らが都市内に共同所有する家屋に設定されている: BB2, f. 190v.

取得した⁶⁴。彼もまたフリブール南東、ドイツ語圏に位置するウムブレヒトシュヴェンディ出身で、ギファースという村落で暮らしていた。彼は都市周辺地域の土地だけでなく、都市内にも家屋を購入し、1432年以降は都市内に居を構え、宿屋として記録されている⁶⁵。彼と彼の担保不動産所有者との関係もまた親密であった。彼の担保不動産所有者ウルリヒ・ドゥ・ヨルディルは、ヘンスリの二度の結婚いずれの証人でもあった。ウルリヒ自身、都市の南に位置するプラローマン出身で、長らくそこで農業と家畜の売買を営んでいたことが分かっている。彼は都市内に不動産を所有していただけでなく、1411年には都市に400ポンド貸与している。ウルリヒは1416年に都市内居住者として市民加入をしたが、彼は市民加入する前にすでに都市の200人拡大市参事会員に選出されていた⁶⁶。

彼らの交友関係はさらに広がる。ヘンスリ・クラウスの二度目の結婚は、1416年に市外市民となったヴィリ・シュトゥッキの姉妹であった。ヴィリは登録簿Ⅱが導入された際に1416年に加入した市外市民として最初に記録されている⁶⁷。

フリブールの市外市民加入の記録からは、経済活動上の関係にせよ婚姻による姻戚関係にせよ、市外市民と都市内部の居住者のつながり、さらには市外市民どうしのつながりが浮かび上がってくる。そしてそれは市外市民と都市当局との関係が周辺地域の農民を市外市民として大量に受け入れる構図とは全く異なる、緊密な関係であったことを示している。

しかしこの緊密な関係は都市と市外市民との間で常に一致した思惑で成り立っていたわけではない。時として都市の保護や経済活動の優遇に利点を見出さず、都市の領域形成に与しない農村居住者もあった。ヘンスリ・クラウスの親類であるリヒャルド・フォン・マッゲンベルクという人物は15世紀初頭あるいはそれ以前から、かつてマッゲンベルク家の所領であった土地を都市の小作地として請け負っていた⁶⁸。裕福な農民であったリヒャルドは1408年8月11日にその土地を都市から購入し、その日に市外市民権を取得している。市民加入の際の担保は、彼の場合、例外的に都市の外側、つまりマッゲンベルクの所有権そのものであった。これは、もし彼が市民の義務を履行しなかった場合、マッゲンベルクの土地・財産が都市に差し押さえられることを意味していた⁶⁹。

⁶⁴ BB1, f. 130r, BB2, f. 184v.

⁶⁵ UTZ TREMP, *Waldenser*, S. 520-529.

⁶⁶ BB1, f. 48v(1416.6.27), BB2, f. 12v(1416.1-).

⁶⁷ BB2, f. 186r.

⁶⁸ マッゲンベルク家は13世紀にフリブールのシュルトハイスを輩出する有力貴族家系であった。14世紀にはもはや家系は絶えていた。

⁶⁹ BB1, f. 80, UTZ TREMP, *Waldenser*, S. 197-203; Dies., *Richard von Maggenberg* († 1438):

1416年に登録簿Ⅱが導入された際、彼の記録は新しい登録簿には転記されていない。彼が市外市民税の支払いを怠っていたからである。彼がウーデル金を支払って市民権を放棄したか、あるいは所有地が没収されたか定かではない。彼にとっては市外市民税を支払って市民権を継続することに利点を見いだせなかったのかもしれない。しかしながら結局彼の財産はその後すべて都市に押収されることになる。それは1430年のヴァルド派裁判において、容疑をかけられたリヒャルドが逃亡したことによってであった⁷⁰。

都市内の平和を維持するために、不安定な住民層を市民に組み入れようとする動きは中世都市においてはしばしば用いられた手段であった⁷¹。リヒャルド・フォン・マッゲンベルクの事例は都市の平和のためというよりは領域支配を目的として、都市にとっては無視できない存在を市民として都市に服属させておく必要があったことを示している。

1430年のヴァルド派裁判と前後して行われた魔女裁判においてもまた市外市民の妻あるいは息子が都市に連行され、処刑される事態となった⁷²。周辺地域に対する廷吏の派遣、裁判権の行使など、都市の領域形成は市外市民の受け入れだけではなく、その後の市外市民の運命からも読み取れるのである。

4. 結論 —市外市民と領域形成—

14世紀から15世紀にかけて、スイス諸都市は領域支配の手段として農村居住者を大量に市外市民として受け入れた。それに対してフリブールの市外市民は都市領主に対しても忠誠を誓う人物に限られていたことが市民誓約から読み取れる。フリブールの市外市民加入は15世紀に入ってもなおごくわずかであった。それゆえこの都市の市外市民政策は量的には必ずしも積極的とは言えない。しかしながら、内容を見れば消極的であったとも言えないだろう。周辺農民が市外市民として大量に受け入れられるという構図はフリブール

Ausbürger, Häretiker und Rebell, in: *Deutschfreiburg im Aufbruch : Festschrift zum 40. Jahrestag der Gründung der Deutschfreiburgischen Arbeitsgemeinschaft am 15. Januar 1999 ; (Festschrift für Peter Boschung)*, Freiburg (Schweiz), 1999, S. 84-97.

⁷⁰ Ebd.

⁷¹ ISENMANN, *Bürgerrecht und Bürgeraufnahme*, S. 203-249.

⁷² 市外市民ヴィリ・シュトゥッキの妻と息子は1442年の魔女裁判において都市に連行され処刑された。ヴィリの妻は1429年の魔女裁判、1430年のヴァルド派裁判の際にも連行されていた。ヴィリのもう一人の息子はこの裁判の後に父親の市民権を継承して市外市民となっている。UTZ TREMP, *Waldenser*, S. 424-443; BB2, f. 186r, 188v.

にはなかったが、周辺地域の土地の有力者と結びつき、その地域への影響力を行使しようとしていたことが窺える。登録簿Ⅱの時代に入ると市外市民は厳密に区分され、都市の徹底した管理のもとにおかれるようになった。市外市民権継承家系は固定され、ときに市外市民もまた領域の支配者として都市の領域形成の一端を担っていた。

やがて 15 世紀末になると、市外市民の受け入れと領域支配拡大はともにフランス語圏へと向けられていく。都市の領域支配に先行してフランス語圏の貴族が都市の市外市民となる現象が起きてくるのである。ブルゴーニュ戦争以降、フリブールはベルンと協同してスイス西方へと進出し、やがてはサヴォア公領も両都市で分割して自らの領域に組み込む。この動きに先んじて在地貴族は「アンペール・ド・シャランの事例にあったように」市外市民として都市の保護下に入ることで自らの地位と権限を維持しようとしたと考えられる。

フリブールによる市外市民の受け入れはハプスブルク家支配の排除と都市の自治権拡大を目指したスイス諸都市の政策とは性格が異なっている。しかしながらフリブールもまた一貫して領域形成を志向していた。周辺地域に対する裁判権の行使という領域支配の次の段階が、15 世紀半ば市外市民に向けられた都市の厳しい姿勢から新たに顔を出してくるのである。

結論 中世後期フリブールにおける市民

本論文では、フリブールの市民登録簿から 15 世紀における市民と市民共同体について考察した。15 世紀はスイス諸都市においては領域形成が進み、ハプスブルク家による支配をますます排除していった時代である。スイス盟約者団都市とは対照的にフリブールは 15 世紀中ごろまではハプスブルク支配に対立する動きを見せることはなく、経済的な繁栄を享受していた。

この時代の市民もそれを映し出す市民登録簿もまたフリブールにおいては他のスイス諸都市とは異なる発展を遂げたと言える。新市民の情報が記録される市民登録簿は、フリブールにおいては 15 世紀初頭に、市民権取得の際に担保となる不動産を軸に記録したウーデル登録簿から、市民個人々の管理を目的とする市民登録簿へと移行した。それには、スイスのドイツ語圏諸都市にはない、この地方特有の公証人制度の発展が密接に関係していた。フリブールの登録簿は公証人でもある都市書記官 *notarius juratus secretarius* によって作成されたことにより、ウーデル制度は維持しながらも市民個人々を詳細に記録する市民登録簿が生み出されたのである。この都市の二つの異なる種類の登録簿には他都市のそれ以上に市民に関する詳細な記録が含まれている。単に誰が市民であったのかという情報だけでなく、ときに都市史の重要な転機を示す事柄もこの史料から読み取ることができる。

市民個人々が有する権利や義務は、13 世紀に領主によって授けられた都市特許状に定められたものが 15 世紀においてもなお有効であった。市民は都市の自由と平和を享受し、市政への参加や経済的な優遇措置などさまざまな特権を得ており、それと同時に兵役や納税の義務を負っていた。

15 世紀初頭に制定されたフェナー文書において、市政参加は排他的な選挙システムの導入により「しかるべき男性」に限定されつつあったが、領主との関係解消や寡頭体制への移行などの市政の大きな変革を生み出すものではなかった。

市民による政治運営が危機に陥っていたことを示すのは、15 世紀半ばに市民登録簿に記録された複数の誓約である。そこに記された誓約は新市民の情報を記録するという市民登録簿の機能を逸脱し、都市の自治権が 15 世紀半ばに大きく揺らいでいたことを示している。これらの誓約は都市当局の上層市民と領主の結合ではなく、市民共同体全体が誓約に

よって領主と結びついていることを表している。それまで帝国都市同様の自治権を行使していた都市はこの誓約において市民共同体全体で都市領主に対する忠誠を示し、領邦都市としての地位を再確認することとなった。その後のサヴォア戦争と戦後処理の過程は領主の市政干渉により、フリブールの市民たちに都市の自治権獲得と市民の政治的権限の強化を意識させることになる。都市はハプスブルク支配を脱し、15世紀末にはスイス盟約者団都市となっていくのである。

市民登録簿に記録された市民加入からは15世紀における都市の市民構成が明らかになった。1416年にはっきりと現れるフリブールの市民共同体は都市貴族による支配体制を維持し、貴族や大商人らが市参事会の重要な地位を占めていた。この時代には都市の経済繁栄を支えた毛織物業者や皮革業者が多数市民に含まれていた。彼らはやがて経済の衰退や政治体制の変化によって市民層から遠ざかっていく。その流れは、近世に市民権取得を制限する規定を定めたのとは異なり、15世紀においてははっきりと法規に現れるわけではない。緩やかに、しかし確実に手工業者の市民権取得は縮小されていく。

市民共同体にはわずかしかな含まれないような集団もまた、この時代の変化をはっきりと示している。15世紀半ばには都市内の教会組織が相次いで市民加入をする。また、近隣地域で司祭職を担う聖職者らも市民となっていく。都市の支配を確立するために、彼らは排除されるというよりもむしろ市民として統治されるべき存在であったと考えられる。市民の中にはこのように市民権に組み込む必要のある人々もいたことは、ジャケ・エイモンなどの事例で示した通りである。市民権授与の停止を唯一はっきりと宣告された人々はユダヤ人であった。当時の迫害意識に影響を受けて、彼らは15世紀において明確に市民権から排除されたのである。

他都市と比べれば非常に少数であったフリブールの市外市民もまた、15世紀においてその意義が転換する。フリブールの市外市民政策は一貫して領域形成を志向していたが、市外市民誓約にある通り、当初は領主ハプスブルクとの対立を生み出す構図は存在しなかった。都市は周辺農村の有力者と結びつき、その地域に対する統治権の行使を模索していた。

ベルンと協働してスイス西部へ領域支配を拡大させる動きに先んじて、15世紀末ごろには、フリブールはフランス語圏貴族を市外市民として組み込んでいく。市外市民となる貴族もまた、都市の保護下にありながら、自らの統治権を維持しようとしていたと考えられる。

15世紀において市民加入は減少へと転じ、市民権も閉鎖化した。新たに市民となる者は、

その土地の者であり、市民権を継承する者、すでに長く都市に住んでいる者が多数を占めるようになっていく。経済の衰退や戦争、支配体制の転換を経た 15 世紀のフリブールにおける市民は、しかしながら、この時代全体を通して都市貴族支配の下に生活していた人々である。それ以前の時代に都市はツンフト闘争を経験せず、それゆえツンフトマイスターによる政治運営の芽は摘まれ、15 世紀半ばの領主による介入時以外は市民の上層が大きく入れ替わることはなかった。しだいに市民権も市民共同体の範囲も狭まっていき、その傾向は 15 世紀後半から加速する。15 世紀における市民と市民共同体の姿からは、この時代から漸次的に近世の寡頭体制の下地が形成されていたことが明らかになるのである。

登録簿研究を基に議論されるべき課題はむしろ増え広がったともいえる。登録簿の継続的な分析が必要なのは言うまでもないが、公証人登録簿等の他史料と組み合わせた市民理解や担保不動産から明らかになる都市景観の移り変わり、人的ネットワークなど、今後さらに研究を進めていく問題がある。

また、都市の領域形成全体を見渡すと、周辺地域の在地権力とのブルクレヒトの締結、裁判権の獲得の経緯はまだ明らかになっていない部分が多い。市外市民とブルクレヒトの境界も議論の余地が残されている。市外市民やブルクレヒトによる都市と在地権力の結合がフリブールとベルンによるその後のスイス西部進出にいかなる役割を果たしたのだろうか。これらの問題を検討するためには文書館に眠ったままである都市と在地権力との交渉の記録をたどらなければならない¹。市外市民制度やブルクレヒトなどによって領域に組み込まれていく地域と都市との関係性をふまえたフリブールの領域形成全体も今後考察されるべき課題である。

¹ 主にブルクレヒトに関する条約・契約が記録された史料群 *Verträge und Richtung/ Traités et Contrats* (1228-1766) はフリブール州立文書館に保管されており、一部は刊行されている。全史料群にわたる内容の分類・整理には至っていない。

付録

史料1 市民登録簿Ⅱ 序文 BB2 f 1¹

In nomine sancte et individue trinitatis patris et filii et spiritus sancti, Amen.

Ut sciatur cuius sit liber iste et ad quid factus est, etiam modus et ordo reperiantur, quos futuri secretarii in presenti sequi debebunt. Ista presens memoria, ut presentialiter habetur in noticia, ne per processum temporis a memoria labi contingat. Hinc presenti pagine scripture testimonio commendatur : Noverint igitur universi et singuli tam presentes quam futuri quod iste liber est ville et burgensium Friburgi Oechtlandie² Lausannensis diocesis. Et est concorditer fieri per scultetum, consules, sexaginta³ et communitatem dicti Friburgi ordinatus prout sequitur ; Primo quod omnes antiqui burgenses hodierna die viventes contenti ac scripti in antiquo burgensium papireo libro, ab ipso antiquo libro papireo deleantur et in presenti novo pargamineo libro scribantur. Et si quis brugensium scriptus in ipso antiquo libro papireo assignationem sue burgensie in ipso antiquo libro scriptam mutare seu alterare presentialiter voluerit eandem mutare presentialiter et novam burgensie assignationem in presenti novo libro scribi per notarium juratum secretarium dicte ville subscriptum facere poterit. Item quod iuxta ordinationem per dictos Friburgenses factam antiqui burgenses pronunc ut supra viventes et extracti a dicto antiquo libro scribantur. Et primo dominus sculthetus et viginti quatuor consilarii jurati electi isto anno, consequenter secretarius ville, quatuor vexilliferi⁴, deinde alii burgenses antiqui prout cum diligencia gratiosius fieri poterit. Postmodum scribantur novi burgenses recepti isto presenti anno. Etiam postmodum continue absque alii cuius spatii pargameni permissione et aliqua parcium quatuor vexilliferorum divisione non procedendo per divisiones parcium vexilliferorum, prout in antiquo libro papireo processum est, per quas divisiones idem antiquus liber reperitur in ordinate factus. Cum date ibidem existentes prout decet gradualiter de data in datam in ordine de pagina in paginam et de folio ad folium non consecuntur. Futuri intro burgenses⁵ ordinatim

¹ 改行も原文のまま。19世紀にJ. N. E. ベルヒトルトによって活字化されているが省略形が多用されているため、本稿では改めて原文から活字化した。BERCHTOLD, Jean Nicolas E., Notice historique sur la bourgeoisie de Fribourg et l'origine de quelques familles, in : Archives de la Société d'Histoire du Canton de Fribourg, 1, 1845, S. 451-484, hier 475 ff.

Friburgi Oechtlandie : Freiburg im Üechtland, フリブール。

³ scultetum, consules, sexaginta: シュルトハイス、24人市参事会、60人市参事会。

⁴ vexilliferi: フェナー

⁵ intro burgenses: 都市内居住市民

unus post alium scribantur, continuando paginas de pagina in paginam et de folio ad folium, non permittendo ibidem aliquod pargamenii spacium, ut supra declaratur, et non curando quod burgenses scribendi sub quo vexillifero sint et cuique status et conditionis existant, sed sic, ut supradictum est, in ordine dum recipientur burgenses unus post alium scribantur.

Item quod singulis annis perpetue quam diu durabit liber iste ponatur statim post festum nativitatis beati Johannis baptiste una data tantum modo pro illo anno futuro. Sub qua data intitulentur sculthetus et quatuor vexilliferi illius anni electi et existentes. Et post ipsam datam in ordine burgenses recepti et recipiendi in illo anno unus post alium scribantur. § Item extraburgenses⁶ scribantur per se in una parte circa finem huius libri, et consequenter omnes extraburgenses ibidem contineantur subscribantur. Et qui isto modo procedet in presenti libro sequetur modum laudabilem et bene ordinatum registrarum notariorum juratorum. In quibus pluribus data de folio ad folium per verum ordinem secundum per acta videtur contineri longo tempore divina largitate durabit liber iste. Immensa autem et divina bonitas sua clementia regat, gubernet augmentet totum statum ville sue predictae Friburgi honoresque eiusdem augeat et actus suos disponat feliciter et ab omni malo defendat, sic quod predicti Friburgenses et eorum perpetui successores stent et permaneant sub eadem gratia divina per infinita seculorum secula amen. § Folia vero huius libri sunt in numero $XI^{xx} XVIII^7$. Et liber iste inceptus est mense januarii anno domini millesimo quater centesimo quintodecimo secundum stilum curie Lausannensis sumpto, existentibus viris discretis Jacobo Lombardi, domicello⁸, scultheto Friburgi, Petermanno Cudrifin, secretario, Heintzillino Bonvisin, thesaurario⁹, Hensillino zer Linden, filio quondam Nigkillini zer Linden, vexillifero in Augia, Jacobo, filio Jegkillini de Praroman, vexillifero in Burgo, Williermo Gambach, vexillifero in Hospitalibus, et Petro, filio Johanneti Bugnyet, vexillifero in Novavilla

Nota quod extraburgenses incipiunt in folio huius libri signato per numerum $IX^{xx} IIII^{10}$

Scripsit hec premissa prefatus Petermannus Cudrifin secretarius dicte ville Friburgi manu sua propria.

⁶ Extraburgenses : 市外市民

⁷ $XI^{xx} XVIII$: $11 \times 20 + 18 = 238$

⁸ domicello : 土地貴族、Junker 。

⁹ thesaurario : 収入役、財務官、Säckelmeister, tresorier。

¹⁰ $IX^{xx} IIII$: $9 \times 20 + 4 = 184$

訳

神聖にして不可分なる三位一体の父と子と聖霊の名において、アーメン。

この書は誰のものであるか、何のために作成されたかが知られるために、また、方法や順序が分かるように、将来の書記官らは常にこれらに従っていかなければならない。現在認められているように、時間の経過とともに（この記録が）記憶からすべりおちてしまわないようにしなければならない。ここにいる者たちに記された登録簿の証拠として（以下のことが）書き記される。それゆえ現在と将来にわたる個々人および全ての人々は、この書がローザンヌ司教区におけるフリブール・イム・エヒトラントの都市と市民のものであることを知るべし。そして、シュルトハイス、24人市参事会、60人市参事会、フリブールのゲマインデ（市民共同体）によって一致して次のように規定される。はじめに、紙からなる古い市民登録簿に含まれ記録された、今日生存している以前からの（古い）全市民は、古い紙の登録簿から抹消され、羊皮紙からなる新たな登録簿に記録されなければならない。もし古い紙の登録簿に記録された市民の誰かが、その古い書に記された彼の市民権の担保不動産を、今変更を希望するのなら、それを今変更し、新たな市民権の担保不動産を、この都市の書記官によって（*per notarium juratum secretarium*）記録されたこの新しい登録簿に記録することが可能である。同様に、フリブールの人々によって行われた規定に基づいて、上記の通り、生存しており、古い書から抜き取られた以前からの市民は記録されなければならない。まず、この年に選出され宣誓したシュルトハイスと24人市参事会員、次に都市書記官、4人のフェナー、さらにその他の以前からの市民は敬われ、より優先される¹¹。次に、今年受け入れられた新市民が記録されなければならない。さらに連続して、羊皮紙の余地がいくらか残ることなく、そして、4つのフェナー地区の幾つかを区分することなしに、フェナー地区の区分によっては記されないように（進められないように）、古い紙の登録簿で行われたようには（記されないように）、これらの区分によって古い書は無秩序であった。その時の記録はふさわしいように記録から記録へ、頁から頁の順に、フォリオからフォリオへたどってはならない。将来の都市内居住市民は順に次々に記されなければならない。頁から頁の順に、そしてフォリオからフォリオの順に頁を続けることで、羊皮紙の余地を（いくらか）出さないために（そのままにしないために）、上で示されたように、市民はそのフェナーのもとで記録されることがないように、どんな地位・状態にあるかが明らかにならなければならない。しかし、先に述べたように、受け入れられる際に順に市民は次々と記録されなければならない。

¹¹ 市民登録簿2のはじめの部分に、この役職者ら・以前からの市民が優先的に記録されることを示している。

毎年たえず、この登録簿が継続していくために、洗礼者ヨハネの生誕祭の直後、年が変わる前に記録が記入されなければならない。この記録において、この年に選出され在任しているシュルトハイスとフェナー4名は肩書きを記録される。この記録の後に順に受け入れられた、また受け入れられる市民はその年に次々と記録されなければならない。

市外市民はこの書の終わりの部分に（都市内居住市民とは）別に記録されなければならない。したがって、全市外市民はそこに続けて記録されなければならない。この書において、この方法で記録していく者は、称賛に値する方法に従い、公証人登記簿の順序によく従うであろう。これら多くの記録において、フォリオからフォリオへ正しい秩序で、この記録に関して保持されるべきと判断されることに従い、長きにわたり神の寛大さによってこの登録簿は存続するであろう。限りなき神の善性が寛容さによって都市フリブールのあらゆる地位を支配し、続べたまい、高められんことを、そしてその榮譽を増し加えられんことを、彼らの職務を豊かに整えられんことを、いかなる災いからも守られんことを、（先に述べた）フリブールの人々と彼らに続く子孫らがそのようにあらんことを、そして、彼らに神の恵みが世々限りなくあらんことを、アーメン。

この書の正式なフォリオ(数)は238である。この書は1415年1月に始められる¹²。ローザンヌ司教座で用いられる書体に従って、現在の高位役職者、Jakob Lombard、貴族、フリブールのシュルトハイス、Petermann Cudrefin、書記官、Heinzli Bonvisin、収入役（財務官）、Hensli zer Linden、故Niquillinus (Niklaus) zer Lindenの息子、アウ地区フェナー、Jakob、Jequillinus de Praromanの息子、ブルグ地区フェナー、Willermus Gambach、シュピタール地区フェナー、Peter、Johannes Bugnyetの息子、ノイシュタット地区フェナーによって。

市外市民はこの書の184番と記されたフォリオから始まるので注意せよ。

（前述した）この都市フリブールの書記官Petermann Cudrefinが自らの手によってこの序文を記した。

¹² 1416年1月。

史料 2 都市領主に対する誓約 BB2 f. 64r.

Der scultheiz die Rätt und gantz Gemeind der Statt Friburg und die uff dem Lande hand gesworen zu uns gnädigen Herschafft und dem loblichen hus Österrich, namlich derselben uns gnädigen herschafft von Österrich Nütz und Frommen ze fürderen Iren Schaden zu meiden Inen getrűw gewertig und hold ze sinde. Und allez daz ze tunde daz frommen lütte Iren Rechten natürlichen Fürsten und Herrn schuldig und pflichtig sinde ze tünd und von alter harkommen ist getrűwlich und ungefarlich.

L Avoye conseil et toute la communauté de la ville de Friburg et ceux sur le pays hont juré a notre très redoubté Seigneurie et loable maison d Aultariche cestassavoir ala dite nostre tres redoubté Seigneurie avancier son profit et honneur et leur damage deffendre a eulx ausi estre feaulx obeissants et les amer. Et tout cen faire que loyaulx gens a leur droit et naturel princes et segneurs sont attenuz et obligez de faire et ensi come anciennement est a coutume feablement et sans agait.

【訳】

シュルトハイス、市参事会と都市フリブールの全共同体およびラントの[全共同体]は、我々の慈悲深い領主であり、誉れ高きオーストリア(ハプスブルク家)に誓約を行った。すなわち、オーストリア(ハプスブルク)の慈悲深き領主の利益を促進し、不利益を回避し、彼に忠実かつ従順で、好意的であることを(誓約した)。そして、忠実な人々は彼の権限をすべて認め、本来の君主であり領主に果たすべき義務を行うこと、古くからあるように忠実に逆らうことのないこと(を誓約した)。

史料 3 都市と領域監督者 (Hauptmann) の誓約 BB2 f. 64v.

(1) 都市の誓約

Der schultheis Rätte venre sechzig, Zwoyhundert, und die gantz Gemeind der statt Friburg in Öchtland hant gesworen Ludwigus Meyer als einem Houptmann an statt und im Namen Ires gnädigosten fursten und herrn, herrn Albrechten von Gottes Gnaden Hertzog zu Österrich, ze Steyer, etc., ouch im namen sins selbs und des gantz löblichen hus Österrich. Demselben Ludwigen gehorsam und gehörig ze sinde In allen sinen geboten und heissen in und uhswendig der obgen Statt so lange und die wile er in Namen als vor In derselben Statt wirdet sin Im ouch hilffe Rätte und bistannd tuon nach allen irem Vermögen und nützit understan ze tuon noch anfahen ane sin Rätte, wissen heissen und willen. Und darnach gemeinlich alles das ze tuon das fromme biderblütte irem Houptmann an statt und im namen ires naturlich fürsten und herren tuon sillent und pflichtig sind ze tuonde undz an den Tode getrürlich und ungefährlich. Ouch denselben Ludwigen stark, vest ze machen und hillffe tuon wider alle und ietliche die so Ime ungehorsam wurdent oder sin wöltent das erst gehorsam mache und umb ir ungehorsam straffe als ime dann das gut bedüngkt und er an Rätte findet, getreuwlich als vor und ane geverde. Und doch allen der Statt fryheitten und harkomen unschädlich.

L Advoye, Conseil, banderet LX CC et toute la communauté de la ville de Fribourg in Öchtland ont juré a Ludwig Meyer commant leur capitaine ou nom et dapart leur tres redoubté prince et seigneur mon seigneur le duc Albrecht per la grace de Dieu duc d Aultariche, de Stir, etc. Auxi au nom de ly mesme et de toute la louable maison d Aultariche audit Ludwig estre obeissant en tous ses commandements en la dite ville et dehors tant duys et durant le temps que sera en la dite ville ou nom comant dessus auxi luy prester ayde et conseil per tout leur povoir et rien non entreprendre de faire ne commencer sans le conseil sachant et volonté dudit Ludwig, en apprez generalement tout ce faire que bonnes et loyalx gens a leur capitaine ou nom et dapart leur naturel prince et seigneur faire doivent et attenuz de faire jusqu' a la mort fealement et sans tout agait. Auxi le dit Ludwig faire fort puissant et luy donner ayde contre tous ceulx et ung chacun lesquelx ly seroient ou vouldroient estre désobeissant, qu' il le fasse obeissant et por leur inobeissance chastioit ensi comme bon ly semblera et il trouvera de conseil féalement comme devant, touteffoy sans dompage ne prejudice des franchises et libertés de la dite ville.

[訳]

シュルトハイム、市参事会、フェナー、60人市参事会、200人市参事会および都市フリーブル・イム・エヒトラントの全共同体は、領域監督者ルートヴィヒ・メイヤーに宣誓を行った。彼らの慈悲深き君主であり領主の名において、(領主は)神の恩寵によってオーストリア、シュタイアーなどの大公であるアルブレヒト(の名において)、また彼自身と誉れ高いオーストリア全家の名において、ルートヴィヒが都市にいる間は都市の内外において彼のあらゆる命令や指示のもとで彼に従順にしかるべくふるまうことを誓約した。彼がその都市の名において意志を全うするかぎり、先述した都市内外において彼のすべての指示と命令に(服すことを誓約した)。また、市参事会が彼らの能力に応じて援助を行うこと、市参事会が指示や意志を彼に知らせることなしには何も開始しないことを(誓った)。その後、忠実で良き人々は彼らの領域監督者に対して一般的にすべてのことを行うこと、彼ら本来の君主であり領主の名において果たすべき義務を果たし、生きているかぎり忠実に逆らうことがないこと(を誓約した)。

また、(ルートヴィヒに)不従順となる者すべてに反対し、ルートヴィヒを強め、最善を尽くし、援助を行う。あるいは、まず従順さをもってその者たちの不従順さを処罰することを望み、さらに良いと思われるよう、市参事会があらゆる不正なく忠実であることを彼が認めるよう望む。都市のあらゆる自由と慣習は侵害されることはない。

(2) 領域監督者ルートヴィヒ・メイヤーの誓約

Der vorgenannt Houptmann Ludwig Meyer hat dem Schultheis, Rätt und vier venren an statt und in Namen der gantzen Statt sweren des ersten der obgenannten statt Friburg und der gantzen Gemeinde truw und hold e ze sinde. Darnach nützend understan ze tuonde an der obgenannten Schultheis, Rätte und venre oder die si daz zuo ordnent Rätte Wissen und Willen. Oder ob jemand im ungehorsam wurde sin umb solich ungehorsamy nit straffen ane der vorigen Schultheis, Rätte und venre Rätt Wissen und Willen an alle geverde.

Le dessus nommé Capitaine L. Meyer ha jure a l Advoye, Conseil et quatre banderets ou nom et dappart la dite ville de Fribourg premièrement a celle ville et a toute la communauté estre feable et les amer. En aprez de rien entreprendre ne faire sans le conseil sachant et volenté dudit Avoye, Conseil et banderets ou ceulx que lour y ordonneront auxi si aulcon devenissent inobeissants ceulx ne devra chastoyer sans le conseil sachant et volenté deisdit Adoyer, Conseil et bannerets sans tout agait.

【訳】

先述の領域監督者ルートヴィヒ・メイヤーはシュルトハイスと市参事会、4人のフェナーに、全都市の名において、まずもって都市フリブールと全共同体に真実を尽くし、好意的にふるまうことを誓約した。次いで、シュルトハイス、市参事会、フェナー、あるいは彼らが指名した市参事会に知らせて有益に監督すること(知らせることなしには何も行わない)³⁴⁸を(誓約した)。あるいは、もし誰かが従わなかった場合、(その者を)シュルトハイスや市参事会、フェナーなしで処罰せず、何も対抗せず市参事会に知らせて(処罰すべし)。

³⁴⁸ 括弧内の訳はフランス語の原文から訳出。

史料 4 フェナー文書本文・補足 (1404 年、1407 年) ¹

フェナー文書 (1404 年)

In Gottes namen Amen. Wir der schultheis, die rete, die sechtzig, die zweihundert und die gantz gemeinde der stat Friburg in O(e)chtland, nach rechtem und rechter gewonheit zesamen gesamnot, tu(o)n kunt aller menglichem nu und hie nach, daz wir betrachtet haben die gu(o)ten und nutzlich alte gewonheit und ordenung, die wir durch uns und unseren vorderen haben gehebt und gehalten, ze vermiden und ußzenemen allen zorn, nyd und hasse, die da jerlichs komen und uffstan mo(e)chten under unser gemeinde von únser statt empter wegen, die da unser stat und gemeinde regimen und ußrichtung zu(o) geh(o)rent ze erwellen.

神の御名によりアーメン。我々、都市フライブルク・イム・エヒトラントにおけるシュルトハイム、24 人小市参事会、60 人市参事会、200 人拡大市参事会、そして全ゲマインデは、法と正当な慣習に従って共に集まり、我々が、適切で有益な古い慣習や規定を検討したことを今、またこの後全ての人に知らしめることにする。(その慣習や秩序を) 我々と我々の先人たちは、我々の都市とゲマインデが政権と方針を適切に選ぶべき市の役職のために、毎年、我々のゲマインデのもとで生じるあらゆる怒り、憎しみ、ねたみを避け、それらを取り除くよう保ち維持してきた。

Darumb mit ziter vorbetrachtung und gu(o)tem rate hierumbe under uns digke gehebt, so haben wir die selben gu(o)ten und ander núwe gewonheit, die uns o(u)ch gu(o)t und nutzlich dunckent, genúwert und gemacht, die selben o(u)ch nu ze mal machen, ordenen und ernúweren fúr uns und unser nachkomen ewenklich ze halten und ze behu(e)ten ane widerru(e)ffung, bitz daz si durch uns in solicher wise, als hienach begriffen wirt, gantzlich oder ein teil widerru(e)fft werdent. Die selben o(u)ch hie nach stant in aller der wise hienach begriffen.

¹ Stadtsachen A 138 (1415.6.21.), Staatsarchiv Freiburg (Schweiz)、ドイツ語版; UTZ TREMP, 600 Jahre Vennerbrief, S. 73-80.

それゆえ、時代に即した判断と良き助言によって、これについて我々のもとでしばしば行つたように、我々は、我々にとって有効で有益と思われる同様の有効で別の新たな慣習を新たにし、実施する。それは同様にまた今や我々と我々の子孫のために永遠に保たれ、取り消されることなく、行使され、規定され新たにされる。それが我々によって、この後述べるように、完全にあるいは一部取り消されることになることまで。それは同様にまたこの後あらゆる仕方で述べられる。

§ Des ersten, als es von alter har gewonlich ist, so daz alle unser stat empter, welle die sint, uff sant Johans tag ze sunigechten von jegklichem amptman/(p.2) werdent abgeseit, lidig gesprochen und uffgegeben und das o(u)ch denne die selben empter so(e)llent erwelt und ernúweret werden jerlich, als hienach begriffen stat.

§ はじめに、古くからの慣習であったように、我々の都市における全ての役職は以下のようにする。夏至の聖ヨハネの日（6月24日）にあらゆる役職について解任され、放免され、放たれる（ようにする）。そののちその役職が毎年選出され新たにされなければならない。以下に述べるように。

§ Mit namen, das unser vier venre, nemlich der venre uff der Burg, der venre in der O(u)w, der venre in der Núwenstat und der venre im Spital so(e)llent jerlichs an dem nechsten sunnentag vor sant Johans tag ze sunigechten in unserem rathus samnen zu(o) inen die sechtzig, die des jares gewesen sint jegklicher in sinem teil, und zu(o) den sechtzigen ieglicher venr in sinem teil zwentzig ander erber manne; die selben venre, die sechtzig und die anderen biderbe manne, die denne also zesamen geru(e)fft werdent, ze stunde swerren so(e)llent uff dem heiligen euvangelio, e daz si von dannen scheident, daz si gemeinlich setzten und erwellent umb daz kúnftige jar die rete, den segkelmeister und die sechtzig unser stat, mit namen alweg die besten und nützelichsten unser stat, nachdem als sich denne iegklicher nach siner consciencie und verstantnisse verstet. Und das o(u)ch dise erwellung nit bescheche durch gabe, durch miet, durch liebe noch durch bette willen, nuwent allein durch ein lutter warheit. Und

alles, das daselbs erwelt wirt durch den merteil, so da sament gesamenet sint, daz sol o(u)ch denne der minder teil halten ane widerrede. Und die denne also uff dem tag erwelt werdent, die so(e)llent by den vorgenanten eiden nit kunt/(p.3) getan noch geoffenet werden bitz uff sant Johans tag ze sunigechten in der Barfu(o)ssen kilchen.

§ 我々の4人のフェナー(旗頭)の名によって、すなわちブルク地区のフェナー、アウ地区のフェナー、ノイシュタット地区のフェナー、そしてシュピタール地区のフェナーは、毎年夏至の聖ヨハネの日の直前の日曜日に、我々の市庁舎において、彼らのもとにその年に在職していた各地区の60人市参事会員全員を集め、60人市参事会のもとに各地区のフェナーは各地区におけるふさわしい男性20人を集めなければいけない；同フェナーらと60人市参事会、他に共に集められた誠実な男性たちは、その時、福音書の(上に手を置き)(以下のことを)誓わなければならない。彼らがともに座し、我々の都市における翌年度の24人小市参事会員、収入役、60人市参事会員を選出したことを彼らが解散する前に(誓わなければならない)。それぞれが自分の良心、分別で理解した、我々の都市にとって常に最良で最も有益な人の名によって。そしてまたこの選出は贈り物によって、報酬によって、好意によって、依頼によって行われてはならない。ただ純粋な(混じりけのない)真実によってのみ行われなければならない。そして、そこに共に集められ、多数決によって選ばれたことはすべて、少数意見の人々もまた、反論なしにそれを守らなければならない。そしてその日に選ばれた役職者は、前述の誓いによってフランチェスコ教会において夏至の聖ヨハネの日に開示されるまで、(人に)知らせてはならない。

§ Item ob sich aber villicht fu(o)gte, daz uff den selben sunnentag unser gemeinde ein reise ußgezogen were, also daz die vorgenante erwellung nit erfüllet mo(e)chte werden, wenne daz beschehe, so so(e)llent die vier venre by dem vorgenanten eide die vorgenanten samnung und erwellung machen an dem nechsten sunnentag darnach, als sy in unser stat widerkoment, in aller der wise, als vor bescheiden ist, ane alle geverd.

§ 更に、同じ日曜日に、我々のゲマインデが戦争に出ており、前述の選挙を行なえない事態が生じた場合には、4人のフェナーが前述の誓いに従って、前述の集会と選出を、彼らが我々の都市に戻ってきた後の次の日曜日に行わなければならない。以前に決定していた方

法で、あらゆる不正なしに。

§ Item ordenen und wellen, daz alle iar an dem nechsten zinstag nach Phinst sunnentag die vorgeanteten unser vier venre und die sechtzig des jares sint gebunden, ze erwellen in jeglichem teil zu(o) den venren zem ersten zwein erber man, die da by ir venre sigent, ze gebietten von hus te hus an dem Samstag vor dem vorgeanteten sunnentag die biderbesten und die erbesten lúte, als sie denne nach ir bescheidenheit duncket ze sinde, uff den selben sunnentag in dem rathus ze setzen und ze erwellen die ret, den seckelmeister und die sechtzig.

§ 我々は（以下のことを）規定し選出する。それは、毎年、聖霊降臨祭の日曜日の後の直近の火曜日に、前述の我々の4人のフェナーとその年に在職している60人市参事会員は（フェナーの属する）全地区においてまず、フェナーによって2人のしかるべき男性を選び、（その人々は）前述の日曜日（der Geheime Sonntag）の前日、土曜日に家から家へ、（彼らの）思慮深さによって最も誠実と思われる実直な人々に、同日曜日に市庁舎に座し、24人小市参事会員、収入役、60人市参事会員を選出するよう命じなければならない。

§ Item sy sigent o(u)ch gebunden uff den selben zinstag ze erwellen in ieglichem teil zu(o) dem venre vier ander erber manne mit inen, ze gebietten in ieglichem teil von hus ze hus an sant Johans obent die bescheidenesten, nützlichesten und biderbesten lúte, das sy morndes uff sant Johans tag gegenwürtig sigent in der selben kilchen umb die erwellung der anderen nachgenden empter und daz sy o(u)ch/(p.4) sygent an der porten, untz das die erber lúte hinin koment, umb daz daz niemand in gange, dem es von inen nit gebotten were.

§ 彼らはまた、同じ火曜日に全フェナー地区において、彼らとともに別の4人の誠実な男性を選び、聖ヨハネの日の前夜、全地区において家から家へ、最も思慮深く有益で誠実な人々に、彼らが聖ヨハネの日の朝、他の後任職を選出するために同教会に居合わせるように命じなければならない。そしてまた、彼らは誠実な人々が入るまで扉の所にいなければならない。彼らによって命じられていない者は、何人たりとも中に入らないように。

§ Item weller des rates der sechtziger, der zweihundertten oder der anderen burger und ingessenen, dien es an sant Johans abent gebotten were, morndes ze sinde in der vorgeantent kilchen und er nit kummet noch sich antwurtet an die erwellung, die sint vervallen ze bu(o)sse, als hienach geschriben stat: Zem ersten iegklicher des Rates, der da vaelte, der ist ze bu(o)sse vervallen drú phunt Losner und sol swerren einen manot usser unser stat und der stat zil.

§ 24 人小市参事会、60 人市参事会、200 人拡大市参事会選出者、また他の市民と聖ヨハネの前夜に命じられた住民は、翌日の朝に前述の教会にいること。彼らが選挙に来なかったあるいは応じなかったなら、以下に記すように贖罪金を払わなければならない: はじめに 24 人小市参事会員が罪を犯したのなら、その者は 3 ローザンヌ・ポンドの贖罪金を支払わなければならない。そして 1 ヶ月間我々の都市と市域の外側で (過ごすことを) 誓わなければならない。

§ Aber ein iegklicher der sechtziger und der zweihundertten, der da vaelte, ist ze bu(o)sse vervallen zechen schilling Losner,

§ また、60 人市参事会員、200 人拡大市参事会員が欠席した場合、(その者は) 6 ローザンヌ・シリリングの贖罪金を支払わなければならない。

§ Und die anderen burger und ingessenen umb fünf schilling ze bu(o)sse, usgenomen allweg schinbere notdurft.

§ そして、他の市民と住民は、やむを得ない事情があった場合を除いて、5 シリリングの贖罪金を支払わなければならない。

§ Ouch welher in die vorgeante kilchen mu(o)twillenklich gienge, dem es nit an dem obent vor gebotten were, der ist vervallen ein phunt Losner ze bu(o)sse und sol swerren ein manot usser unser stat und stat zil.

§ また、前夜に要請されなかったにもかかわらず、前述の教会に勝手に来た者は誰でも1ローザンス・ポンドの贖罪金を支払わなければならない。また、1ヶ月我々の都市と市域外で過ごすことを誓わなければならない。

§ Darnach wellen wir und ordenen, das uff den tag, so die erber lút in die vorgeant kilchen koment und das tor beschlossen wirt, daz zem ersten vor allen dingen der rat des jares erwelt geoffenet werde und darnach daz unser schultheis erwelt werde durch den merteil von allen, die da gegenwürtig sint.

§ その日、しかるべき人々は前述の教会に来て、その扉が閉められた後、我々は（以下のことを）規定する。とりわけはじめにその年の市参事会が選出され、公表され、その後に我々のシュルトハイスを居合わせている者全員の多数決によって選出される。

§ Und die venr und o(u)ch die anderen, so uff den tag die pater/(p.5) noster tragent, vor allen dingen gebunden sigent, das sy swerren ze tragen und die ring ze ziehende recht und redlich nach dem, als es erwelt wirt.

§ そして、フェナーとその他の者も、その日ロザリオを持ってきて、特に選ばれるのと同様に正しく規定通りに（ロザリオの）輪を一つ持つことを誓わなければならない。

§ Item nach dem schultheissen ze stund sol erwelt werden unser burgermeister in der wise, als vor geseit ist umb den schultheissen

§ シュルトハイス（の選出）の後すぐに我々の市長も、先にシュルトハイスについて述べたように同様の方法で選出されなければならない。

§ Item nach dem burgermeister so(e)llent erwelt werden die vorgeanteten unser vier venren in der wise, als vor geseit ist, mit so(e)llichen gedingen, das welcher des rates geoffenet wirt des jars, sol er nit venr sin, und o(u)ch das er ze venr nit erwelt werdent nuwant allein from und bescheiden lüt von gemeinen lüten, und nit lüt von deheinen anderen staut.

§ 市長（の選出）の後、前述した我々の4人のフェナーが述べた通りに以下の条件で、同様に選ばれなければならない。24人小市参事会員は誰でもその年にフェナーに就くことができない。また、フェナーには一般の人々（市民）の中から、有能で思慮深い人々のみが選出される。また、他の身分階層の人が選ばれてはならない。

§ Item nach den vier venren so sol o(u)ch einhellenklich erwelt werden gemeinlich durch den merteil unser großweibel § mit den gedingen, das ze stunde, so die amptlüte erwelt werdent, so sol man gegenwurtenklich darbringen die nüwe ordenung, die gemacht ist als umb daz gericht ze halten teglich umb alle sachen und o(u)ch umb das ritten zer tagen ze gemeinen stetten ze leisten, die da registriert sint an daz ordenung bu(o)ch, und daz man die lese ze stund; und wenne die also überlesen wirt, zem ersten unser schultheis, burgermeister, die ret und der großweibel so(e)llent schwerren offentlich mitt uffgehebter hende, die selben ordenung, als si registriert ist, iegklicher so verre, als es in ru(e)rt durch in oder durch einen anderen, als zu(o) dem eide gewonlich ist ze tu(o)nde, stet ze habende und ze vollefue(e)rende, ane all geverde. Und daz unser schultheis o(u)ch gebunden sy, den reten und den andern/(p.6) amptlütten allen, welke ioch die sigent, ze ernúweren jerlich iren eid, und underscheiden, waz si swerren so(e)llent iegklicher nach sinem ampt.

§ 4人のフェナー（の選出）の後に我々の大廷吏もまた多数決によって共に満場一致で選出される。§ 役職者が選出されることと共に、裁判を行なうため、全ての事柄について審理を毎日公共の場で行なうため、規定文書にも記録された新しい規定を出席者は読み上げなければならない。もしそれが読み上げられたのなら、はじめに我々のシュルトハイス、市長、市参事会員、大廷吏は手を挙げて、定められた規則、即ち、各々が、守り、かつ実行す

るときの例に従って、自分あるいは他人に関わる限りにおいてあらゆる不正なしにこの同規定を公に誓わなければならない。そして我々のシュルトハイスもまた、市参事会員や他のすべての役職者に、彼らの誓いを毎年新たにしなければならない。彼の職務について誓わなければならない。各々の職務に従って誓約の内容は異なる。

§ Item haben wir geordenet, daz welher erwelt wirt zu(o) unser statt ampt, was ampt es sige, es sie schultheis, rat, burgermeister grosweibel, venre, sechtzig, zweihundert oder, ander, und er das ampt verspricht und nit swerren wo(e)lte ze tu(o)nde und ze volbringende dar nach, als er gevordert und gemant wurde das ampt ze emphachen, der ist ze bu(o)sse vervallen umb hundert phunt Losner und sol swerren usser unser stat und der stat zil zehen jar ane gnad. Und die bu(o)sse und alle ander bu(o)sse davor und hienach begriffen, sol jagen und inziechen der burgermeister als die anderen einunge, by sinem eid.

§ 我々は（以下のことを）規定した。我々の都市の役職者に選出された者は、シュルトハイス、24人小市参事会、市長、大廷吏、フェナー、60人市参事会、200人拡大市参事会、あるいは他のどんな役職であれ、その者がその役職(に就くことを)拒否し、彼が要求され促されたように役職を受理することについて行い実行することを誓おうとしないのなら、その者は100ローザンヌ・ポンドの贖罪金を支払わなければならない。そして、あらゆる恩赦なく、我々の都市と市域外で10年間過ごすことを誓わなければならない。その贖罪金とそれ以前もまた今後も記すところの他のすべての贖罪金は、他の罰金同様、市長が彼の誓約をもって徴収しなければならない。

§ Item unser amptlút, welher eins amptes ist, sol swerren by dem eide, als gewonlich ist, das er sin ampt tu(o)n und vollefu(e)ren wir recht und redlich und das er von sines amptes wegen einen teil für den anderen nit ze schedigen noch nit emphachen wirt gab, miet noch gelúbde. Und wer da wider taete und man daz recht und redlich bezúgen mo(e)chte, der sol ze stunde sines amptes abgestossen und verworffen werden und sol in fünf jaren darnach kein ampt nit enhaben in unser statt. Und welher lopte oder gebi dienst oder miet umb ein ampt ze haben in unser stat und das sich erphinden

mag,/(p.7) der ist vervallen drissig schilling Losner ze bu(o)sse und sol swerren einen manot von unser stat und usser unser stat zil.

§ ある役職に就いた我々の役職者は、通例のごとく、誓約によって(以下のことを)誓わなければならない。彼が正しく規定通りに彼の役職を行なうこと、遂行すること、また、彼が職務のために、ある人々のために、ある人々に不公平をしないこと、損害を与えないこと、また、贈り物、報酬、約束を受け取らないことを(誓わなければならない)。それに反して(罪を)犯した者は、そのことが立証される場合、その者(罪を犯した者)は直ちに彼の役職を退けられ、以後5年間、我々の都市で役職を得てはならない。我々の都市で役職を得るために約束した者、あるいは贈り物や報酬を出した者は誰でも、そしてそのことが立証されるときは、30 ローザンヌ・ポンドの贖罪金を支払わなければならない。そして、1ヶ月我々の都市と市域外で過ごすことを誓わなければならない。

§ Item haben wir geordenet durch unser vier venre notdurfte wegen und darumb, daz sy in dien sachen, es sy reise oder von anderem geschrei, fúre oder rumor, dester bas versorget und entladen sygent, das die selben vier venre jerlichs mit einem teil der sechtzig alweg an dem nechsten sunnentag nach dem achtenden tag sant Peters und sant Paulus verbunden sigent, ze erwellen iegklicher in synem teil hundert man der fu(e)glichesten und der bescheidenesten nach ir bescheidenheit, es sigte usserthalb der stat oder inderthalb der stat, und die hundert man an iegklichem teil so(e)llent gebunden sin ze swerren oflich, das wenne die venre ze reise varent ussert unser stat, das denne die hundert manne weder durch ro(u)be umb fu(o)ter noch durch schalmittzzen noch durch ander sach, so si denne anvielent, nit von ir venre noch baner scheiden, es were denne mit ir venre willen und heissen. Und wer dawider taete und von sinem baner wichi oder schiedi ane sines venre heissen und willen, der ist daz ho(u)bt vervallen und verteilt umb sines teiles aller siner gu(e)ter, die er haben so(e)lte, mit wib und mit kinden; o(u)ch mit so(e)lichen gedingen, das under den hundert mannen an iegklichem teil gesworn so(e)llent fúnfzig manne sin, die o(u)ch swerren so(e)llent, wenne geschrei, fúr oder rumor uffstu(e)nde,/(p.8) in unser stat tages oder nachtes, das die ze stunde mit irem waffen yegklicher kome in sines venres hus und

[und] des venren gebot tu(o)n, nemlich der venre uff der Burg for sant Nigklaus, mit dem venre in der O(u)we under dem sode vor Kramers hus, mit dem venre im Spital vor dem Spital, mit dem venre in der Nuwenstatt vor dem kleinen sarbo(u)m oder anderswa, ob es notdurftig were.

§ 我々は、我々の4人のフェナーのやむを得ない事情により、以下のことについて規定した。彼らが戦争中あるいは他の騒ぎ、火事あるいは暴動などの事柄において、よりよく対処できるよう、また代替されるように、4人のフェナーは毎年60人市参事会員の一部分の人々と共に聖ペテロと聖パウロの日の8日後の次の日曜日にそれぞれ彼らの各々の地区において、都市の外側でも都市の内側でも、彼らの思慮深さによって最もふさわしい100人の男性たちを選ばなければならない。そして、その100人の男性らはあらゆる場合に公に誓わなければならない。もしフェナーが我々の都市外に戦争中であるとき、その100人の男性らは食糧をめぐる略奪によっても小競り合いによっても、また他の生じ得た事柄によっても、そのフェナーあるいは軍旗 (Banner) から離脱しないこと (を誓約しなければならない)。ただし、それがフェナーの意志、命令である場合を除く。そして、それに反して(罪を)犯す者、また彼らのフェナーの命令・意志なしにその軍旗 (Banner) からそむき、逸脱するときは、最高刑に処され、彼が妻や子供とともに所有していた彼の全財産の彼の所有分について没収される；また、以下の決まりによって、すなわち、全地区の誓約した100人の男性のうち、(誓約すべき)50人の男性は、もし我々の都市において騒乱や火事あるいは暴動が起こったら/日中あるいは夜間においても、その際、彼らの武器を携え、フェナーの家に来てフェナーの指示を遂行することを誓わなければならない。つまり、ブルク地区のフェナーは聖ニコラウス教会の前、アウ地区のフェナーは小売店 (の家の) 前の門の下で、シュピターール地区のフェナーはシュピターールの前で、ノイシュタット地区のフェナーは kleinen sarbo(u)m の前に、あるいはやむを得なければ別の場所で。

§ Item der waechter uff dem glogkhus sol nit stürmen durch rumor oder von geschrei wegen, so in unser stat uffstu(o)nde, ußgenomen umb fúr, so daz fúr vor das tach uff keme, und nit e.

§ 鐘の見張りは暴動や騒乱によって鐘を鳴らしてはならない。我々の都市において、火の手が屋根の前まで来るような火事を除いて。

§ Item welhe person welches statuns oder wesen der sy, der geschrei, rumor oder samnung machte wider die vorgeante ordenung oder iren dekein, in welchen weg daz were, so wellen wir und ordenen, das der vervallen sy als digke, als es sich redlich erfinden mo(e)cht, umb fúnf phunt Losner ze bu(o)sse und ein jar uß unser stat und unser stat zil, ane alle geverd. O(u)ch so wellen wir nit, daz dis gegenwürtig ordenung so(e)lle noch mo(e)ge keinen schaden noch last sin noch bringen unser stat hantvesti.

§ 前述の規定に反して、どのような方法であれ騒ぎや暴動あるいは会合をした者は、そのようなことが明らかになるたびに、どのような身分階層（職業）の者であれ、5 ローザンヌ・ポンドの贖罪金を支払い、1年間我々の都市と市域外で過すように我々は規定する。あらゆる不正なしに。また我々は現行の規定が我々の都市の都市特許状（Handfeste）に損害を与えることのないよう定める。

§ Und darumb loben wir der schultheis, die ret und die gemeinde ze Friburg vorgeant by unseren eiden gegeben liplich mit uffgehebten henden ze Got und ze allen heiligen, alle die vorgeante ordenung und ir jegkliche besunder von dishin ewenklich unzerbrochen ze halten und ze vollef(u)rrren durch unser gantze/(p.9) vermacht wider alle die, die dawider komen oder tu(o)n wo(e)ltent, und wider dis alles oder einen teil niemer ze tu(o)nde, ze sprechende noch ze komen durch uns noch durch ander lúte, und noch keiner person gehellen, die hie wider kommen oder tu(o)n wo(e)ltent mit worten, mit werken, mit gunst. Und wellen, daz die vorgeante ordenung alle noch ein teil nit sigent noch mo(e)gent yemerme widerru(e)ft oder zerbrochen werden ane allein durch die zal núnhundert und vierzig man des rates, der sechtziger, der zweihunderter und

der anderen unsern burgeren und ingesessenen from und bescheiden, wand do wir machtent und swu(o)rent dis gegenwurtige ordenunge, da waren unser zesamen gesamnet die zal, als da vorgeschriben stat. Und darumb durch minder zal frommen und bescheidener lúte so wellen wir nit by unseren eiden, das die selb ordenung zerbrochen werde.

§ そして我々フライブルクにおけるシュルトハイス、市参事会、ゲマインデは、手を挙げて神とすべての聖人に対してささげた前述の我々の肉による誓約によって、前述の全規定とその各々を個別に、我々の全力を尽くして、永遠に破壊されることのないよう守り行う。それに反することを起こす、また起こそうとする全ての者に対抗して；また、我々によっても他の人々によっても全部あるいは一部分実行しない、語らない、起こさないことに反対して；誰にも同調せず、言葉や行い、好意によって起こるあるいはしようとするに反対して（守り行う）。我々は前述の規定の全部あるいは一部を 24 人小市参事会、60 人市参事会、200 人拡大市参事会、そして、我々の他の市民、住民からなる 940 人（集会）によるのみ、それ以外で、将来規定を変更あるいは破壊しようとしなないことを定める。なぜなら、前述したように、我々はこの目的で共に集まり、現規定を取り決め誓ったからである。これについて、より少数の敬虔な思慮深い人々によって（我々は誓って）、この規定が破壊されることを望まない。

§ Und des alles ze gezúgsami macht ewiger sterki und bestetnússe so haben wir schultheis, ret, sechtzig, zweihundert und gemeinde ze Friburg in O(e)chtland unser eigen gemein ingesigel geheissen hencken an diesen gegenwurtigen brieff, der geben und gemacht wart ze Friburg an sant Johans tag ze sunigechten des jares, da man zalt von Gottes geburt thusent vierhundert und vier jar. Und sint der briefen mit unser willen und heissen vier gelich gemacht, also daz iegklicher unseren vier venren sol einen hu(e)tten. Geben als vor./(p.10)

§ これらのことすべてが、永遠の（力の）証拠能力を持つように、我々シュルトハイス、24 人小市参事会、60 人市参事会、200 人拡大市参事会、ゲマインデは、この文書に我々自身のゲマインデの印を押印した。主の誕生から数えて 1404 年に、フライブルクにおいて、

夏至の聖ヨハネの日に作成された。この文書は我々の意志・命令で、4つ同じように作成され、我々の4人のフェナーが1つずつ所有するように。以前と同様に作成された。

フェナー文書改訂 (1407年)

Wir der schultheis, die ret, die sechtzig, die zweihundert, die gemeinde ze Friburg in O(e)chtland mit der glogken, als gewonlich ist, zesamen gesamnet, tu(o)n kunt aller menglichem, daz wir mit gu(o)tter und zittiger vorbetrachtung hierumbe under uns gehept, gedacht und betrachtet der stat gros sorg, verderbnisse und lasten des volkes, die da in mengen weg mo(e)chtent uffstan durch schrei und durch lúte kleiner erkantnisse, mit dem túfel besessen, umb daz volk uff ze tribende und ze bewegende, bo(e)se und schedliche werck ze vollebringende wider rechtz und bescheidenheit, und o(u)ch wider das, so der merteil der statt gemacht hette oder noch machen und ordenen wolte mit gu(o)ter betrachtunge, und ze zersto(e)ren die gu(o)ten und alten friheiten und nutzlich ordenung der stat, ze versechen und ze widerstan der bo(e)sen meinung und von der vorgeantanten schrey fúr uns und fúr unser ewig nachkomen, die uns, unser stat und unser herschaft anho(e)rrent gegenwurtig und kúnftig, haben wir gemacht, zesamen gefu(e)gt und geordenet die briefen unseren vier venren, die man liset jerlich uff sant Johans tag, und o(u)ch zu(o) geleit mit allen dien ordenung, so da in den vier venren briefen begriffen sint, die ordenung die o(u)ch hienach begriffen und verschriben/(p.11) stat, ane iemer me wider ze ru(e)ffen oder zebrechen, in welchem weg daz sy.

フライブルク・イム・エヒトラントにおける我々シュルトハイス、24人小市参事会、60人市参事会、200人拡大市参事会、ゲマインデは鐘の音によって、慣習のとおり、共に集められ、広く一般に（以下のことを）知らしめる。我々は時代に即した適切な考慮によって、我々のもとに我々の都市の大きな危機、墮落、民衆の重荷を有し、考え、観察したことを（知らしめる）。それ（危機等）は大通りにおける騒ぎ、また、悪魔にとりつかれた無知な人々によって起こり得た。民衆を駆り立て、動かし、悪しき有害な行いを実行させるために、法や良識に反して、また、我々の都市の大多数が適切な考えによって行ってきた、あるいは行

い、規定しようとしていることに反して、そして、古き良き自由や都市の有益な規定を破壊するために、悪しき考えに逆らうために、前述の騒乱者らによって我々に対して、そして現在と未来において我々と我々の都市、我々の領主に属する我々の世々にわたる子孫に対して。我々は我々の4人のフェナー文書を作成し、共に組み立て規定した。それは、毎年聖ヨハネの日に読み上げられる。4つのフェナー文書に定められているすべての規定、即ちそれは書き記される規定である。どのような形であるにせよ、将来においても撤回、破棄してはならない。

§ Mit namen daz welhe person, welhens statuns oder wesen er sye, der von dishin, so etlich samnung gemacht werdent durch den schultheissen oder durch den venren, es sige im rathus oder ze den Barfu(o)ssen oder anderswa in unser stat oder usserthalb in reisen, enkein geschrei, rumor, samnung der gemeinde oder von sinem sitze, als er gesessen were, uffstu(e)nde oder an siner stat nit sitzen wolte, umb ander lúte uff ze tribende und ze bewegende und an sin meinung ze bringende, und nit fúrleiti oder fúrligen taeti sin ansprach frúntlich und tugentlich ane ander geschrei und ane ander ufflo(u)ff vor dien burgeren, und nit beiten wolte, daz der stat merteil darum geordenet hette, bescheidenlich, als es gewonlich ist.

§ この地域のあらゆる人々、法的地位、行いの名において、シュルトハイスやフェナーによっていくつかの会合が行なわれたとき、市庁舎あるいは裸足教会あるいは都市内の別の場所において、戦争中に都市外部において、騒ぎ、騒動（暴動）が起こった；あるいはゲマインデの集会において、（彼は）座っていた席から立ち上がる、あるいは席に着こうとしなかった；他の人々を駆り立て、動かし、彼の意見に同調させるために、そして、市民の面前で、他の騒ぎなしに、他の騒動なしに、彼の発言を親切で品行方正に行わなかった；そして、都市の大多数が思慮深く、慣習通り、それについて定めることを待とうとしなかった。

§ Item o(u)ch welhe person, wer die were, die ußgenommen der stat samnung heimlich oder offenlich machte oder schu(o)ffe ze machen kein samnung oder geschrei mit Worten oder mit werken ane unsers schultheissen und venre wissen und willen, der sol vervallen sin als digke, als er daz taete und sich daz erfunde, und so(e)lich person

von dishin umb das wir erteilent mit diesem gegenwurtigen brieff ane alle gnad umb zehen phunt Losner ze bu(o)sse und fúnf gantze jar usser unser stat/(p.12) und by drien milen unser stat nit nachen. Und welhe person fúr sy bette oder fúr leite, daz man inen gnad tete oder wider ru(o)ffte inderthalb den fúnf jaren, der ist vervallen so vil bu(o)sse geltes und usserem zil ane alle gnad, und nach den fúnf jaren an unser gnad und nach dem, als wir sy begnadet hettent, niemer in unser stat ze komen noch inderthalb dien dri milen, untz daz si vergulten oder verbúrget hettent die zehen phunt Losner. Und alle die bu(o)sse und einunge, wo(e)llen wir und ordenen, daz unser burgermeister, der nu ist oder hienach in kúnftigen ziten gesetzet wúrde, jage und inzieche by sinem eide als die anderen eynunge, es sige im klagt oder fúrbracht.

Und swerren und loben wir die vorgeanten Friburger by unseren eiden liplich gegeben uff dem heiligen Gottes evvangelio und by unseren gu(o)ten trúwen, dis gegenwúrtig ordenung stet ze halten und ze vollefue(e)ren mit aller unser vermúgent wider alle die person, die hie wider tu(o)n oder komen wo(e)lten mit worten, mit werken oder mit gunst, und dien widerstan und unserem schultheissen, venre und alle unser amptlút ze helffen und starck ze machen an dien ordenung, und an allen anderen in dien vier briefen allweg und als digk, als es inen notdurftig wirt und wir darumb gemant werdent heimlich oder offenlich ane alle geverde, und o(u)ch swerren alle jar uff sant Johans tag ze sunigechten unserem schultheissen, venre/(p.13) und amptlút, sy starck ze machen nach ir manung, und stet ze haben wider alle person, so da wider taetent oder widerwurtig werent wider die vorgeanten ordenung, es sigent dis gegenwurtigen núwen oder die anderen in dien vorgeanten briefen begriffen.

§ また、都市の会合以外で、秘密裏にあるいは公に会合あるいは騒ぎを言葉や行いによって行ったあるいは行わせた者、(その会合を)我々のシュルトハイスやフェナーの知識や意志なく、(行った者)は、そのようなことを行った度毎、またそれが明らかになった度毎に、そのような者に(これに関して)我々はこの現文書によって、あらゆる恩赦なしに10ローザンヌ・ポンドの罰金、丸5年に及ぶ都市追放(我々の都市外で丸5年過ごすこと)を命じる/(p.12)そして、我々の都市から3マイル以内に近づいてはならない。

また、前述のような罪を犯した人々のために、5年以内に(都市に)彼を呼び戻すように

嘆願し、とりなした者は、あらゆる恩赦なしに、同額の罰金と我々の市域外（で過ごす）処罰を受ける。そして、5年後の我々による赦免の際、我々が彼らを赦免したのちに、彼らは10 ローザンヌ・ポンドを支払うあるいは保証しない限り、我々の都市あるいは都市から3マイル以内にもはや近づいてはならない。

また、すべての贖罪金や罰金を、我々は（以下のように）定める。現在在職中あるいは今後将来的に置かれるであろう我々の市長が、命じられた通りに、他の罰金と同様に彼の誓約によって徴収する。そして我々フライブルク市民は、神聖なる神の福音書に肉体的にささげた我々の誓いによって、我々の良き望みによって、また、我々のあらゆる力を尽くして、現行の規定を絶えず守り行うことを誓う。これに対して言葉や行い行為によって反抗しあるいは（事を）起こそうとし、我々のシュルトハイス、フェナーまた我々の他のすべての役職者を助け強めることに反抗するような人々すべてに反対して、（あらゆる力を尽くす）。そして、（4枚の文書において常に）、また、必要となる度毎に、我々はそれについて秘密裏にあるいは公に、あらゆる不正なく行うよう指示されるとき、我々はまた毎年夏至の聖ヨハネの日に我々のシュルトハイス、フェナー(p.13)、全ての役職者に誓う。彼らの意見によって彼らを強め、反抗するあるいは前述の規定に対して不快に思う全ての人々に反対すること（を誓う）。それは、現行の新たなものであっても、あるいは前述の文書に示された別の規定であっても。

§ Und ze rechter warheit und sterke aller der vorgeanten dingen wir der schultheis, ret, sechtzig, zweihundert und gemeinde ze Friburg haben gemacht dise gegenwürtig ordenung zu(o)gehenckt an iegklichem brief unser vier venren vorgeant und besigelt mit unser gemeinde eigen ingesigel, ze gezügnisse und ewiger sterke aller der vorgeanten dingen. Gemacht und gegeben uff ane einen den lesten tag des manotz Abrellen von des kumbers und geschreis wegen der schreiere, die da beschachent am Mittwuchen vor sant Georgientag ze den Barfu(o)ssen von Jaquet Aymonotz wegen, der da von redlicher sache wegen wart usser der stat geslagen, denselben aber die schreyer woltent mit gewalt wider geru(e)ft haben, in dem jar, als man zalte von Gottes gebürt thusent vierhundert und siben jar.

§ そして、前述した事柄全ての正当な真実と強化のために、我々フライブルクにおけるシュルトハイス、24人小市参事会、60人市参事会、200人拡大市参事会、ゲマインデは、

この現規定を作成し、前述の我々の4つのフェナー各文書に付した。そして我々のゲマイ
ンデ独自の印を押印した。前述した事柄全ての証明と永遠なる効力（強さ）のために。

4月29日、騒乱者らの騒乱と逮捕ゆえに作成された。（彼らは）聖ゲオルギオスの日（4
月23日）の前の水曜日、裸足教会で、正当な理由で我々の市域外へ追放されたジャケ・エ
イモンのために集められた。しかし、この年に、騒乱者たちは無理矢理彼を呼び戻そうとし
た。主の誕生から数えて1407年。

史料 5 市外市民誓約 BB2 f. 183v.

[...] Die selben usren Burgere hand von Irs Burgerechtz wegen den Eide getan als hienach begriffen ist. Dem ist also.

Ich Peter von Tschieslan, usburger der Statt Friburg han geschworn unser gnadigen Herschafft von Osterrich (Savoe) und¹ der Statt Friburg Trüw und Warheit, Ir Nütz und Frommen ze furdren, iren Schaden ze wenden, Ir Trüw gehörig und gewertig ze sinde. Sunder ob ich von dishin jener utzit verneme dadurch der Statt Nütz und Ere gefurdert und Ir Schad gewendet werden möcht, das sol und wil ich fürderlich minem Herrendem Schultheiß oder minem venrr runt und ze wissende t^un ungeuarlich. Ouch die amptlüte der Statt Fryburg nach minem vermugen starch ze machen ir empter ze volbringen, und wenn ich in Ratt berüfft das ich da Raten werden der Statt und des Lantz Nütz und Ere, als mich dann das Nützlichest nach miner concientz wirt bedunken. Und was in dem Ratt der Statt Friburg der mere ger^uäten und beslossen wirt das sol und wil ich halten und dem getrümlich nachkommen ze gelicher wise als ob ich es selbs ger^uäten hette. Ouch min harnesch ze haben und gemeinlich allez das ze t^un so einem jedem Burger von sins Burgrechtz wegen gebürt ze t^un. Als mir Gott helff und all heiligen desgelichen geschworn hant und swerren sullent die jetz Burger sint oder noch usburger werdent.

Je Peter de Chieslan, borgoys deffurs de la ville hay jura a nostre treschiere Seignoirie d' Auteriche, de Savoie² et à la ville de Fribourg foy et fealte, lour profit et honnour avancier, lour dommaige eschevir per mon pouvoir et à eulx estre fealz obeissant Et se dix oravant aparcevon chose per que le profit et honnour de la ville pehust estre avancie et le mal ou dammaige destorbar cen incontinent je notifiery a Mons l'Avoye ou a mon banderet sans tout agait et les officiers de la dite ville feray fort en exerssant lour offices tousiours per mon pouvoir. Et quand je seray appellé et desmande en conseil, je

¹ unser gnadigen Herschafft von Osterrich (Savoe) und 削除。

² a nostre treschiere Seignoirie d' Auteriche, de Savoie 削除。

conseilleray tout le meillour et le plus profitable de la ville et du pays scelun quil me semblera a ma conscience. Et tout quant qui sera conseillie et conclus par le plus, cest per la plus grand parthye dou Conseil de Friborg, cen je doy et veul tenir et feablement ensuryre ensi et pareillement coment se je mesme le heusse consellie. Aussi de avoir mon harnes et generalement faire au regard de la dite ville tout quanto que a un borgoy appartient de faire a causa de sa borgoisie. Ensi me aidoit Dieu et les Saints. Et semblemant hont fait et doibent faire les borgois deffurs cy appres escript³.

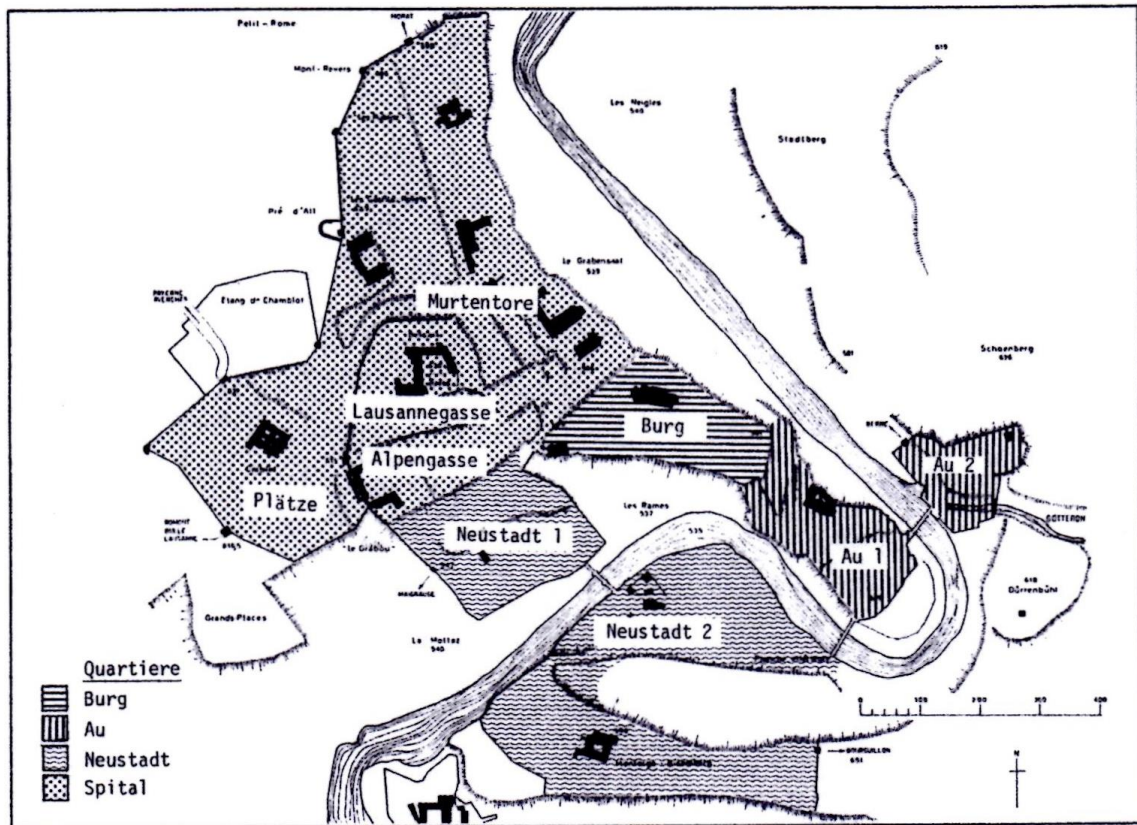
【訳】

我々の同市民は以下にあるような誓約によって彼の市民権を取得した。(それは)以下の通りである。

私、都市フリブールの市外市民である Peter von Tschieslan は、我々のオーストリア(サヴォア)領主と都市フリブールに忠誠と真実を誓った。(すなわち)彼ら(都市と領主)の利益を促進し、不利益を回避し、その忠誠にとどまり、また、忠誠を尽くすこと(を誓った)。とくに、これよりいかなる時も不穏な動き(がある場合)は、私が速やかにシュルトハイスあるいはフェナーのところに駆けつけ知らせることによって、都市の利益と栄誉が増し、不利益から護られるように行動する。また、尽力して、都市フリブールの都市役職者らを強め、職務を果たさせる。また、私が市参事会に召喚された場合、都市とラントの利益と栄誉のために私の良心に従って熟慮した最も有益となることを助言する。都市フリブールの市参事会において(これより)決議され、決定されることを、私は私自身が(それを)決議したかのごとく、(それと同じようにそれを)守り、忠実に実行する。また、自分の甲冑を備え、各々の市民が市民権ゆえに適宜行う、ほとんどすべてのことを履行する。神とあらゆる聖人の御助けにより誓約を行い、今市民となり、また市外市民とされた。以下に記録される市外市民も同様に執り行うべし。

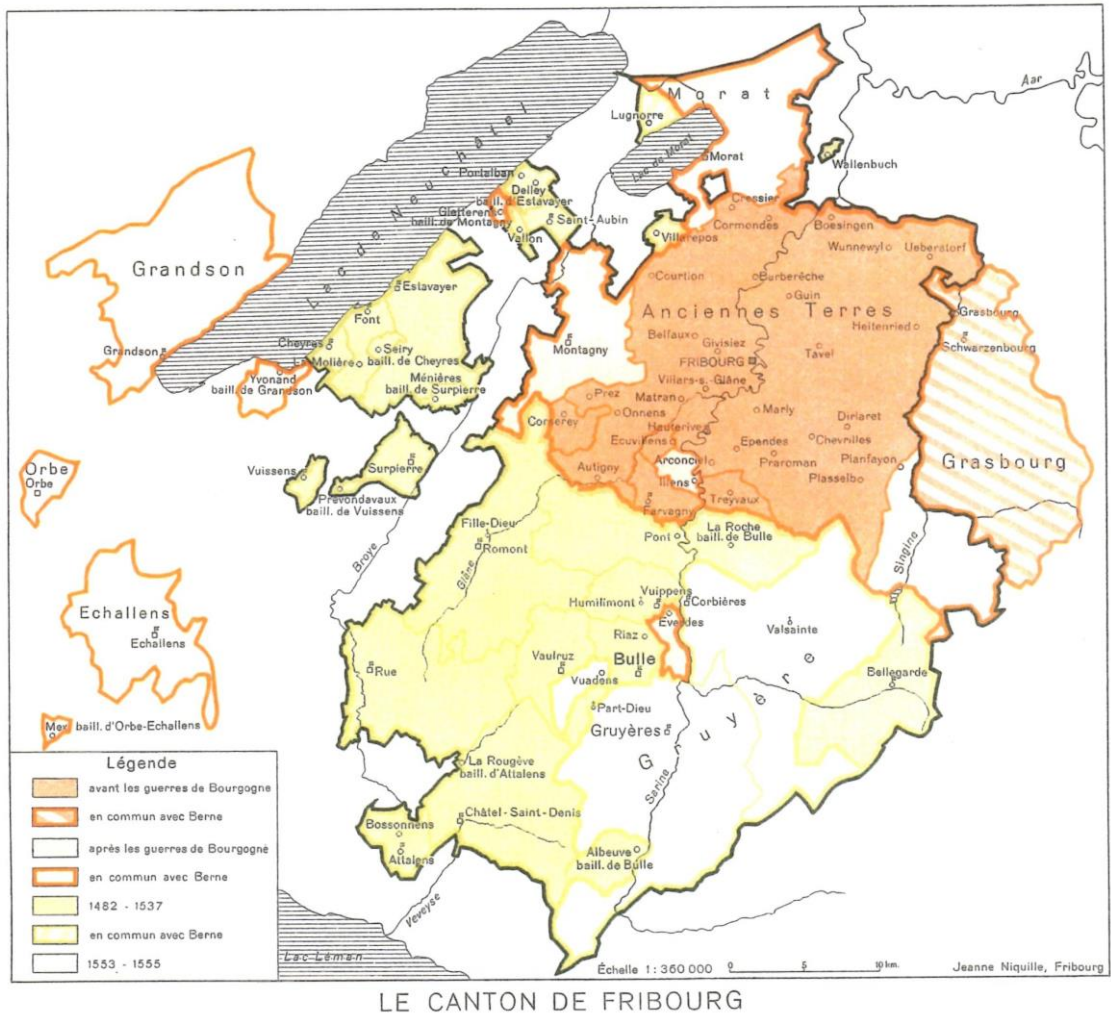
³ フランス語の誓約にのみ、この一文が含まれる。Berchtold, Notice historique sur la bourgeoisie de Fribourg et l'origine de quelques familles, in: Archives de la Société d'Histoire du Canton de Fribourg 1, 1850, S. 481,482. Berchtold の校訂では、この一文が欠けている。

地図1 フリブール都市内地図



出典：PORTMANN, Urs, *Bürgerschaft im mittelalterlichen Freiburg: sozialtopographische Auswertungen zum Ersten Bürgerbuch 1341-1416*, Freiburg, Schweiz, 1986, S. 45.

地図 2 フリブールの領域形成



出典 : AMMANN, Hektor und SCHIB, Karl (Hg.), *Historischer Atlas der Schweiz = Atlas historiques de la Suisse = Atlante storico della Svizzera*, Aarau, 1958, S. 61.

資料 1 15 世紀初頭における市民の職業 BB2 f. 1-30r

| 職業 | | 都市役職者 | 一般市民 | 合計 |
|-------------------------|---------------|-------|------|-----|
| apothecarius | 薬剤師 | 0 | 1 | 1 |
| arsonator | 馬具職人 | 3 | 0 | 3 |
| aurifaber | 金細工師 | 1 | 1 | 2 |
| barbitonsor | 床屋、外科 | 1 | 2 | 3 |
| carnifex | 肉屋 | 12 | 6 | 18 |
| carpintator | 大工 | 4 | 7 | 11 |
| cartator | 製紙業者 | 1 | 3 | 4 |
| cerdo | 皮なめし工 | 31 | 20 | 51 |
| choudereir | なべ、やかん製造 | 0 | 1 | 1 |
| clericus | 聖職者 | 2 | 3 | 5 |
| cosanderius | 仕立屋 | 1 | 3 | 4 |
| cutaleir | 刀職人 | 0 | 1 | 1 |
| dacanus Friburgi | 首席司祭 | 0 | 1 | 1 |
| der segenser | 大鎌職人 | 0 | 1 | 1 |
| domicellus | 貴族 | 1 | 1 | 2 |
| drapperius | 毛織物業 | 2 | 1 | 3 |
| faber | 鎌職人 | 9 | 5 | 14 |
| factor carcarum | 製紙業者 | 1 | 0 | 1 |
| falcifaber, falcumfaber | 鎌職人 | 1 | 3 | 4 |
| fornellator | パン職人 | 1 | 0 | 1 |
| forneir | パン窯製造 | 0 | 1 | 1 |
| fromagierre | チーズ職人 | 0 | 1 | 1 |
| fullo | 布さらし業者 | 3 | 3 | 6 |
| gisarre | 左官、石膏職人 | 0 | 1 | 1 |
| grangerius | 穀倉管理 | 0 | 1 | 1 |
| hospes | 宿屋の主人 | 0 | 1 | 1 |
| lanista | ウイナー職人 | 1 | 13 | 14 |
| lathomus | 石工 | 0 | 5 | 5 |
| linweber | 亜麻布職工 | 1 | 0 | 1 |
| lombardus | ロンバルディア人(銀行家) | 1 | 0 | 1 |
| manu operarius | 未熟練労働者 | 0 | 1 | 1 |
| marescallus | 蹄鉄工 | 1 | 1 | 2 |
| mercator | 商人 | 0 | 1 | 1 |
| mercerius | 小間物商 | 4 | 3 | 7 |
| mimus | 大道芸者 | 0 | 3 | 3 |
| multor | 粉屋 | 1 | 1 | 2 |
| notarius | 公証人 | 1 | 1 | 2 |
| panniscissor | 剪毛工 | 0 | 5 | 5 |
| pannitonsor | 毛織物剪定工 | 4 | 6 | 10 |
| preparator pannorum | 毛織物準備工 | 2 | 0 | 2 |
| paviator | 舗装工事労働者 | 0 | 1 | 1 |
| pellipparius | 毛織物商 | 2 | 2 | 4 |
| perrerus | 石工 | 1 | 2 | 3 |
| pignyerre | すきさばき職人 | 0 | 1 | 1 |
| pistor | パン屋 | 7 | 10 | 17 |
| preparator ensium | 刀職人 | 0 | 1 | 1 |
| presbiter | 司祭 | 0 | 3 | 3 |
| quartator | 製紙業者 | 1 | 3 | 4 |
| religator | たる屋 | 0 | 3 | 3 |
| sartor | 仕立屋 | 0 | 3 | 3 |
| scissor | 仕立屋 | 0 | 5 | 5 |
| secretarius notarius | 都市書記官 | 1 | 0 | 1 |
| sellifex | 鞍職人 | 1 | 1 | 2 |
| specierius | 薬剤師 | 1 | 0 | 1 |
| sutor | 靴職人 | 3 | 10 | 13 |
| textor | 織工 | 12 | 41 | 53 |
| textor telarum | 毛織物職人 | 0 | 1 | 1 |
| tinctorius | 染色工 | 1 | 0 | 1 |
| tinctor | 染色工 | 0 | 3 | 3 |
| 合計 (職業記載有) | | 120 | 198 | 318 |
| 職業記載なし | | 131 | 112 | 243 |
| 総計 | | 251 | 310 | 561 |

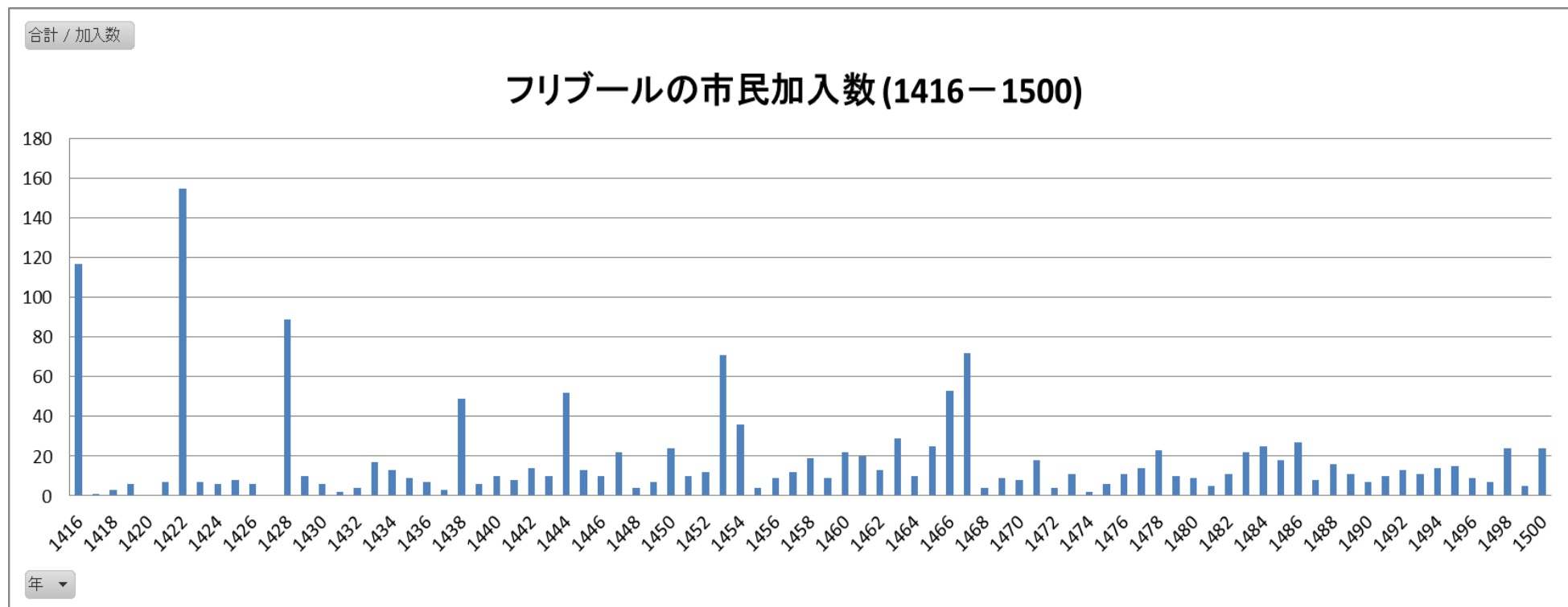
*都市役職者：シユルトハイス、市参事会、フェナー、都市書記官、廷吏

資料 2 15 世紀初頭における都市役職者の職業 BB2 f. 1-30r.

| 職業 | | 24R | 60R | 200R | 延吏 | 合計 |
|-------------------------|---------------|-----|-----|------|----|-----|
| apothecarius | 薬剤師 | | | | | 0 |
| arsonator | 馬具職人 | | | 3 | | 3 |
| aurifaber | 金細工師 | | | 1 | | 1 |
| barbitonsor | 床屋、外科 | | | 1 | | 1 |
| carnifex | 肉屋 | | 2 | 10 | | 12 |
| carpintator | 大工 | | 1 | 3 | | 4 |
| cartator | 製紙業者 | | | 1 | | 1 |
| cerdo | 皮なめし工 | 1 | 7 | 22 | 1 | 31 |
| choudereir | なべ、やかん製造 | | | | | 0 |
| clericus | 聖職者 | | | 2 | | 2 |
| cosanderius | 仕立屋 | | | 1 | | 1 |
| cutaleir | 刀職人 | | | | | 0 |
| dacanus Friburgi | 首席司祭 | | | | | 0 |
| der segenser | 大鎌職人 | | | | | 0 |
| domicellus | 貴族 | 1 | | | | 1 |
| drapperius | 毛織物業 | | 1 | 1 | | 2 |
| faber | 鎌職人 | | | 9 | | 9 |
| factor carcarum | 製紙業者 | | | 1 | | 1 |
| falcifaber, falcumfaber | 鎌職人 | | 1 | | | 1 |
| fornellator | パン職人 | | | 1 | | 1 |
| freneir, faber | パン窯製造 | | | | | 0 |
| fromagierre | チーズ職人 | | | | | 0 |
| fullo | 布さらし業者 | | | 3 | | 3 |
| gisarre | 左官、石膏職人 | | | | | 0 |
| grangerius | 穀倉管理 | | | | | 0 |
| hospes | 宿屋の主人 | | | | | 0 |
| lanista | ウイナー職人 | | | 1 | | 1 |
| lathomus | 石工 | | | | | 0 |
| linweber | 亜麻布職工 | | | 1 | | 1 |
| lombardus | ロンバルディア人(銀行家) | | | 1 | | 1 |
| manu operarius | 未熟練労働者 | | | | | 0 |
| marescallus | 蹄鉄工 | | | 1 | | 1 |
| mercator | 商人 | | | | | 0 |
| mercerius | 小間物商 | | | 4 | | 4 |
| mimus | 大道芸者 | | | | | 0 |
| multor | 粉屋 | | | 1 | | 1 |
| notarius | 公証人 | 1 | | | | 1 |
| panniscissor | 剪毛工 | | | | | 0 |
| pannitonsor | 毛織物剪定工 | | | 4 | | 4 |
| preparator pannorum | 毛織物準備工 | | | 2 | | 2 |
| paviator | 舗装工事労働者 | | | | | 0 |
| pelliparius | 毛織物商 | | | 2 | | 2 |
| perrerus | 石工 | | | 1 | | 1 |
| pignyerre | すきさばき職人 | | | | | 0 |
| pistor | パン屋 | | 3 | 4 | | 7 |
| preparator ensium | 刀職人 | | | | | 0 |
| presbiter | 司祭 | | | | | 0 |
| quartator | 製紙業者 | | | 1 | | 1 |
| religator | たる屋 | | | | | 0 |
| sartor | 仕立屋 | | | | | 0 |
| scissor | 仕立屋 | | | | | 0 |
| secretarius notarius | 都市書記官 | 1 | | | | 1 |
| sellifex | 鞍職人 | | | 1 | | 1 |
| specierius | 薬剤師 | | | 1 | | 1 |
| sutor | 靴職人 | | | 3 | | 3 |
| textor | 織工 | | | 11 | 1 | 12 |
| textor telarum | 毛織物職人 | | | | | 0 |
| tinctorius | 染色工 | | 1 | | | 1 |
| tinctor | 染色工 | | | | | 0 |
| 合計 (職業記載あり) | | 4 | 16 | 98 | 2 | 120 |
| 職業記載なし | | 25 | 41 | 61 | 4 | 131 |
| 総計 | | 29 | 57 | 159 | 6 | 251 |

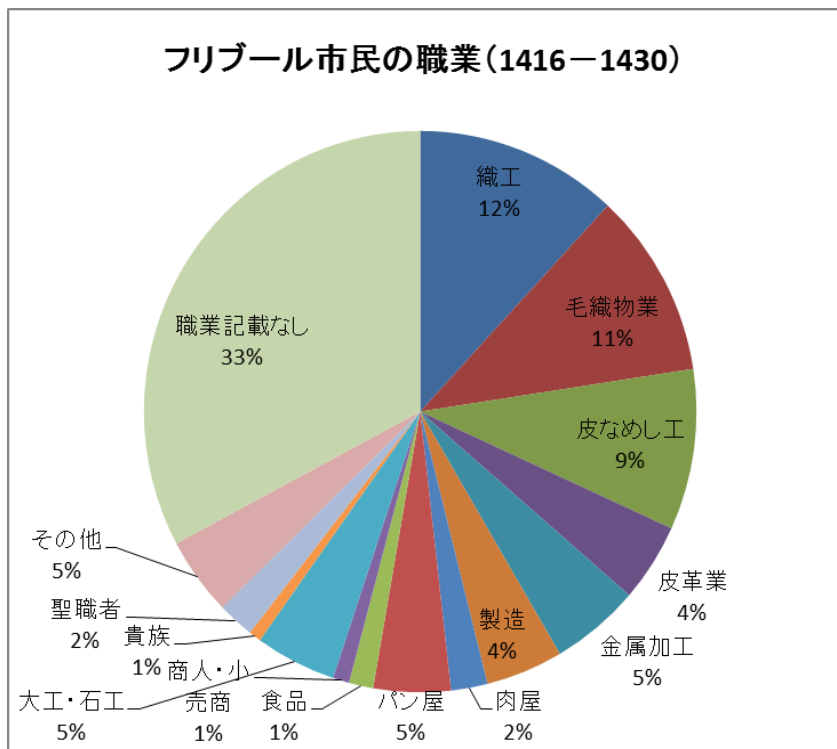
*R: 市参事会、24Rにはシユルトハイス、都市書記官、フェナー4人を含む

資料3 市民加入数の推移（1416-1500）

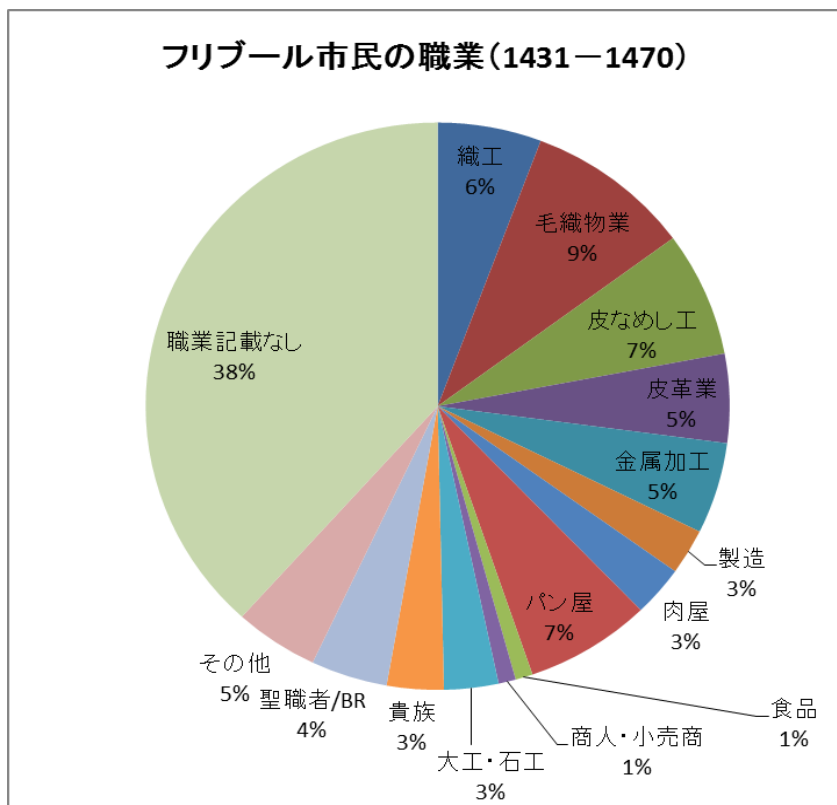


資料 4 市民の職業割合(1416-1500)

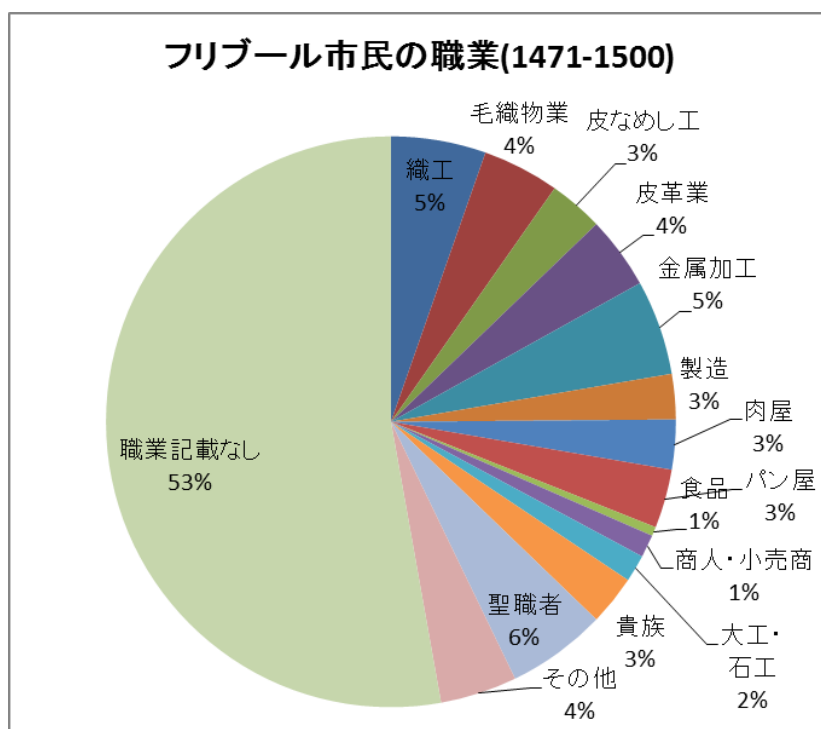
| 市民の職業 (1416-1430) | |
|-------------------|-----|
| 職業 | 加入数 |
| 織工 | 50 |
| 毛織物業 | 45 |
| 皮なめし工 | 39 |
| 皮革業 | 19 |
| 金属加工 | 22 |
| 製造 | 19 |
| 肉屋 | 9 |
| パン屋 | 19 |
| 食品 | 6 |
| 商人・小売商 | 4 |
| 大工・石工 | 20 |
| 貴族 | 3 |
| 聖職者 | 9 |
| その他 | 19 |
| 職業記載なし | 138 |
| 市民加入数合計 | 421 |



| 市民の職業 (1431-1470) | |
|-------------------|-----|
| 職業 | 加入数 |
| 織工 | 42 |
| 毛織物業 | 67 |
| 皮なめし工 | 52 |
| 皮革業 | 37 |
| 金属加工 | 38 |
| 製造 | 19 |
| 肉屋 | 21 |
| パン屋 | 51 |
| 食品 | 7 |
| 商人・小売商 | 7 |
| 大工・石工 | 22 |
| 貴族 | 23 |
| 聖職者/BR | 31 |
| その他 | 34 |
| 職業記載なし | 280 |
| 市民加入数合計 | 731 |



| 市民の職業 (14171-1500) | |
|--------------------|-----|
| 織工 | 21 |
| 毛織物業 | 17 |
| 皮なめし工 | 12 |
| 皮革業 | 16 |
| 金属加工 | 21 |
| 製造 | 10 |
| 肉屋 | 11 |
| パン屋 | 13 |
| 食品 | 2 |
| 商人・小売商 | 5 |
| 大工・石工 | 6 |
| 貴族 | 11 |
| 聖職者 | 22 |
| その他 | 17 |
| 職業記載なし | 206 |
| 市民加入数合計 | 390 |



引用史料・文献一覧

未刊行史料

Bürgerbuch 1 (BB1), das erste oder alte Bürgerbuch (1341-1416), Grand Livre des Bourgeois 1, Staatsarchiv Freiburg (Schweiz).

Bürgerbuch 2 (BB2), das zweite oder Grosse Bürgerbuch (1416-1769), Grand Livre des Bourgeois, Staatsarchiv Freiburg (Schweiz).

Liber Censuum, Stadtsachen A579(ca. 1417-1425), Staatsarchiv Freiburg(Schweiz).

Liber Censuum, Stadtsachen A555(ca. 1426-1460), Staatsarchiv Freiburg(Schweiz).

Gady, Abschrift des ersten Bürgerbuchs, Fonds Gady, No.9, Archives de l'Evêché, Freiburg (Schweiz).

Udelbuch von 1389, Staatsarchiv Bern, B XIII 28.

Udelbuch von 1466, Staatsarchiv Bern, B XIII 29.

刊行史料

AMMANN -DOUBLIEZ, Chantal, DAHHAOUI, Yann et DERRON, Marianne, *La "Premiere collection des lois" de Fribourg en Nuithonie, les sources du droit Suisse, partie 9, les sources du droit du canton de Fribourg, section 1, le droit des villes, t. 6, Basel, 2009.*

BRUCKNER, Albert, *Das Notariatsformularbuch des Ulrich Manot, Sammlung Schweizerischer Rechtsquellen, 9. Abt. Die Rechtsquellen des Kantons Freiburg 1. T. , Stadtrechte , 5. Bd, Aarau, 1958.*

CLAUDE, Armand, *Das erste Freiburger Rotbuch (Stadtrechnungsbuch) 1376-1436 : Textauswahl mit linguistischem Kommentar, geschichtlicher Einleitung, Sach-, Orts- und Personennamenregister, Freiburg, 1972.*

- LADNER, Pascal, Die Handfeste von Freiburg im Üchtland, Einleitung und Edition, in: *Die Freiburger Handfeste von 1249* : Edition und Beiträge zum gleichnamigen Kolloquium 1999, hg. v. FOERSTER, Hubert u. DESSONAZ, Jean-Daniel, Freiburg, 2003, S. 11-247.
- Stadtarchiv Villingen- Schwenningen (Hg.), *Die Bürgerbücher der Stadt Villingen: (1336- 1593; mit Nachträgen bis 1791); Quellenedition*, Villingen- Schwenningen, 2001.
- UTZ TREMP, Kathrin, *Quellen zur Geschichte der Waldenser von Freiburg im Üchtland(1399-1439)*, MGH Quellen zur Geistesgeschichte des Mittelalters, Bd. 18, Hannover, 2000.
- UTZ TREMP, Kathrin, 600 Jahre Vennerbrief. 24. Juni 1404 – 24. Juni 2004, in: *Freiburger Geschichtsblätter* 82, 2005, S.39-82.
- DE VEVEY, Bernard et BONFILS, Yves, *Le premier livre des bourgeois de Fribourg(1341-1416)*, Fribourg, 1941.
- WERRO, Romain, BERCHTOLD, Jean et GREMAND, Jean, *Recueil diplomatique du canton de Fribourg(RD)*, 8Bde., Fribourg, 1839-1877.

研究文献

- AMMANN- DOUBLIEZ, Chantal und UTZ TREMP, Kathrin, Der freiburger Stadtschreiber Petermann Cudrefin (1410-1427), in: *Freiburger Geschichtsblätter* 81, 2004, S. 7-57.
- AMMANN, Hektor, *Freiburg und Bern und die Genfer Messen*, Langensalza, 1921.
- AMMANN, Hektor, Thesen als Grundlage für eine Aussprache über die Stadtwerdung in der deutschen Schweiz und die Theorien über die Entstehung des mittelalterlichen Städtewesens, in: *Zeitschrift für Schweizerische Geschichte* 10, 1930, S. 527-529.

- AMMANN, Hektor, *Mittelalterliche Wirtschaft im Alltag. Quellen zur Geschichte von Gewerbe, Industrie und Handel des 14. und 15. Jahrhunderts aus den Notariatsregistern von Freiburg im Üchtland*, Aarau, 1942-1954.
- AMMANN, Hektor, Zur Wirtschaftsgeschichte der Schweiz, in: Zeitschrift für schweizerische Geschichte 28, 1948, S.75-80.
- AMMANN, Hektor, Fernaufschlüsse zur schweizerischen Wirtschaftsgeschichte, in: Schweizerische Zeitschrift für Geschichte 3, 1953, S.244-248.
- AMMANN, Hektor, Wie groß war die mittelalterliche Stadt?, in: Studium generale 9, 1956, S.503-506.
- AMMANN, Hektor, Freiburg als Wirtschaftsplatz im Mittelalter, in: *Fribourg- Freiburg, 1157-1481*, ouvrage éd. par la Société d'histoire et le "Geschichtsforschender Verein" avec l'appui de la Ville et de l'Etat à l'occasion du huitième centenaire de la fondation de Fribourg, Fribourg, 1957, S.184-229.
- AMMANN, Hektor und SCHIB, Karl (Hgg.), *Historischer Atlas der Schweiz/ Atlas historiques de la Suisse/ Atlante storico della Svizzera*, Aarau, 1958.
- BADER, Karl Siegfried und DILCHER, Gerhard, *Deutsche Rechtsgeschichte. Stadt und Land - Bürger und Bauer im Alten Europa*, Enzyklopädie der Rechts- und Staatswissenschaft. Abteilung Rechtswissenschaft, Heidelberg u.a. 1999.
- BEER, Ellen Judith u. a.(Hgg), *Berns große Zeit. Das 15. Jahrhundert neu entdeckt*, Bern, 1999.
- BENZ, Joseph, Die Gerichtsverfassung von Freiburg i. Ü. von der Mitte des 13. bis Ende des 15. Jahrhunderts, in: Freiburger Geschichtsblätter 4, 1897, S. 1-53.

- BERCHTOLD, Jean Nicolas Elisabeth, *Histoire du Canton de Fribourg*, vol. 1-3, 1841ss.
- BERCHTOLD, Jean Nicolas Elisabeth, Notice historique sur la bourgeoisie de Fribourg et l'origine de quelques familles, in: *Archives de la Société d'Histoire du Canton de Fribourg*, 1, 1845, S. 451-484.
- BLICKLE, Peter, „Doppelpass“ im Mittelalter: Ausbürger in oberdeutschen und schweizerischen Städten und der Verfall der feudalen Herrschaft, in: *Die Stadt als Kommunikationsraum: Beiträge zur Stadtgeschichte vom Mittelalter bis ins 20. Jahrhundert: Festschrift für Karl Czok zum 75. Geburtstag / im Auftrag der Karl-Lamprecht-Gesellschaft Leipzig e.V.*, hg. v. Helmut Bräuer und Elke Schlenkrich, Leipzig, 2001, S.37-48.
- BOONE, Marc and Stabel, Peter, New Burghers in the Late Medieval Towns of Flanders and Brabant: Conditions of Entry, Rules and Realitz, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.317- 332.
- BOSCHUNG, Peter, *Freiburger Strassen- und Ortsnamen*, Schriftenreihe der Deutschfreiburgischen Arbeitsgemeinschaft; Bd. 6, Freiburg (Schweiz), 1970.
- BOSCHUNG, Peter, Die Alte Landschaft, in: *Beiträge zur Heimatkunde des Sensebezirks*, 52, 1982/83, S. 253-294.
- BRUNNER, Otto, Stadt und Bürgertum in der europäischen Geschichte, in: Ders, *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, 3. A., Göttingen, 1980. S.213-224.
- BÜCHI, Albert, *Freiburgs Bruch mit Österreich, sein Übergang an Savoyen und Anschluss an die Eidgenossenschaft. Nach den Quellen dargestellt, mit 26 urkundlichen Beilagen und einer Karte der Herrschaft Freiburg*, Freiburg (Schweiz), 1897.

- BÜCHI, Albert, Hans Greierz und seine Annalen, in: Freiburger Geschichtsblätter 10, 1903, S. 1-54.
- BUOMBERGER, Ferdinand, Bevölkerungs- und Vermögensstatistik in der Stadt und Landschaft Freiburg (im Uechtland) um die Mitte des 15. Jahrhunderts, in: Freiburger Geschichtsblätter 6/7,1900, S.1-258.
- BURGER, Gerhart, *Die südwestdeutschen Stadtschreiber im Mittelalter*, Beiträge zur schwäbischen Geschichte, Böblingen, 1960.
- BÜRGISSER, Max, Die Strassennamen Freiburgs im Mittelalter, Seminararbeit(Akzessarbeit) in Germanischer Philologie (masch.), Univ. Freiburg (Schweiz) ,1975.
- CASTELLA, Gaston, *Histoire du Canton de Fribourg depuis les origines jusuqu' en 1857*, Freiburg, 1922.
- CHRIST, Dorothea Andrina, Hochadelige Eidgenossen. Grafen und Herrn im Burgrecht eidgenössischer Orte, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.99- 123.
- DILCHER, Gerhard, Zum Bürgerbegriff im späteren Mittelalter. Versuch einer Typologie am Beispiel von Frankfurt am Main, in: *Über Bürger, Stadt und städtische Literatur im Spätmittelalter, Bericht über Kolloquien der Kommission zur Erforschung der Kultur des Spätmittelalters 1975 - 1977*, hg. v. Josef Fleckenstein u. Karl Stackmann (Abhandlungen der Akademie der Wissenschaften in Göttingen), Göttingen 1980, S. 59 - 105.
- DILCHER, Gerhard, *Bürgerrecht und Stadtverfassung im europäischen Mittelalter*, Köln/Weimar/Wien, 1996.
- DILCHER, Gerhard, Rechtshistorische Aspekte des Stadtbegriffs, in: Ders., *Bürgerrecht und Stadtverfassung im europäischen Mittelalter*, 1996, S.65-94.

- DILCHER, Gerhard, Bürgerrecht und Bürgereid als städtische Verfassungsstruktur, in: *Neubürger im späten Mittelalter.*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S. 83-97.
- DUPRAZ, Louis, Les institutions politiques jusqu'à la Constitution du 24 juin 1404, in: *Fribourg- Freiburg, 1157-1481*, ouvrage éd. par la Société d'histoire et le "Geschichtsforschender Verein" avec l'appui de la Ville et de l'Etat à l'occasion du huitième centenaire de la fondation de Fribourg, Fribourg, 1957, S.54-130.
- EBEL, Wilhelm, *Der Bürgereid als Geltungsgrund und Gestaltungsprinzip des deutschen mittelalterlichen Stadtrecht*, Weimar, 1958.
- EBEL, Wilhelm, Über die rechtsschöpferische Leistung des mittelalterlichen deutschen Bürgertums, in: *Untersuchungen zur Struktur der Städte*, Vorträge und Forschungen, Bd.11, hg. v. Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Stuttgart/Konstanz, 1966, S.241-258.
- ERLER, Adalbert, *Bürgerrecht und Steuerpflicht im mittelalterlichen Städtewesen. Mit besonderer Untersuchung des Steuereides*, 2. A., Frankfurt a.M., 1963.
- ELSENER, Ferdinand, *Notare und Stadtschreiber: zur Geschichte des schweizerischen Notariats*, Arbeitsgemeinschaft für Forschung des Landes Nordrhein- Westfalen, Heft 100, Köln und Opladen, 1962.
- FRENZ, Barbara, *Gleichheitsdenken in deutschen Städten des 12. bis 15. Jahrhunderts. Gestesgeschichte, Quellensprache, Gesellschaftsfunktion*, Köln/Wemar/Wien, 2000.
- FOERSTER, Hubert u. DESSONAZ, Jean-Daniel (Hgg.), *Die Freiburger Handfeste von 1249* : Edition und Beiträge zum gleichnamigen Kolloquium 1999, Freiburg, 2003.

- FUHRMANN, Bernd, Bürger als Hörige- eine Erscheinung auch des Spätmittelalters, in: *Jahrbuch für Regionalgeschichte* 29, 2011, S.15-33.
- GAUDARD, Gaston(Hg.), *Freiburg –Die Stadt und ihr Territoium: politische, soziale und kulturelle Aspekte des Verhältnisses Stadt –Land seit dem Spätmittelalter*, Fribourg, 1981.
- GERBER, Roland, Die Einbürgerungsfrequenzen der Städte Freiburg im Uechtland, Konstanz und Luzern im späten Mittelalter, in: *Reisen im Leben der Gesellschaft*, hg. von Lenka Bobkova und Michaela Neudertova (Acta Universitatis Purkynianae, Studia Historica II), Usti nad Labem 1997, S. 95-104.
- GERBER, Roland, *Gott ist Burger zu Bern, Eine spätmittelalterliche Stadtgesellschaft zwischen Herrschaftsbildung und sozialem Ausgleich*, Forschungen zur mittelalterlichen Geschichte, Bd.39, Weimar, 2001.
- GERBER, Roland, Die Einbürgerungsfrequenzen spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Stadt, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.251- 288.
- GERBER, Roland, Expansion mit dem Federkiel: Die Berner Kanzlei und der städtische Herrschaftsaufbau auf dem Land im späten Mittelalter, in: *Berner Zeitschrift für Geschichte* 74. Jahrgang, Heft Nr. 4, 2012, S.3-35.
- GILOMEN, Hans-Jörg, Stadt-Land-Beziehungen in der Schweiz des Spätmittelalters, in: *Stadt und Land in der Schweizer Geschichte. Abhängigkeiten-Spannung-Komplementaritäten*, hg. v. Ulrich Pfister, Itinera 19, Allgemeine Geschichtsforschende Gesellschaft der Schweiz, Basel 1998, S. 10-48.

- GILOMEN, Hans-Jörg, Städtische Sondergruppen im Bürgerrecht, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.125- 167.
- GRAUS, Frantisek, Tendenzen der Stadt-Land Beziehung im ausgehendem Mittelalter, in: *Freiburg: Die Stadt und ihr Territorium, politische, soziale und kulturelle Aspekte des Verhältnisses Stadt-Land seit dem Spätmittelalter*, hg. v. Gaston Gaudard u. a., Freiburg, 1981, S.26-41.
- GUTZWILLER, Hellmut, Die Zünfte in Freiburg im Üchtland (1460-1650), in: *Freiburger Geschichtsblätter* 41/42, 1949, S. 1–135.
- HIRSCHMANN, Frank G., *Die Stadt im Mittelalter*, Enzyklopädie deutscher Geschichte Bd.84, München, 2009.
- ISENMANN, Eberhard, Bürgerrecht und Bürgeraufnahme in der spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Stadt, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.203-249.
- ISENMANN, Eberhard, *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter 1150-1550*, Köln, Wien, 2012.
- KALESSE, Claudia, *Bürger in Augsburg. Studien über Bürgerrecht, Neubürger und Bürgen anhand des Augsburger Bürgerbuchs 1 (1288-1497)*, Augsburg, 2001.
- KIEßLING, Rolf, Umlandpolitik im Spiegel städtischer Einbürgerungen während des späten Mittelalters, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.289- 315.
- KOCH, Bruno, Quare magunus artificus est: migrierende Berufsleute als Innovationsträger im späten Mittelalter, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.409- 443.
- KOCH, Bruno, *Neubürger in Zürich. Migration und Integration im Spätmittelalter*, Weimar, 2002.

- LADNER, Pascal, Politische Geschichte und Verfassungsentwicklung Freiburgs bis zum Ausgang des Mittelalters, in: *Geschichte des Kantons Freiburg*, Bd. 1 , Freiburg, 1981, S.167-205.
- LOHRMANN, Klaus, Bemerkungen zum Problem 'Jude und Bürger', in: *Juden in der Stadt*, hg. v. Fritz Mayhofer und Ferdinand Opll, Beiträge zur Geschichte der Städte Mitteleuropas 5, Linz,1999, S. 145-165.
- MARCHAL, Guy Paul, Pfahlburger, bourgeois forains, buitenpoorters, bourgeois du roi: Aspekte einer zweideutigen Rechtssellung, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, S.333- 367.
- MEIER, Ulrich, Gemeinnutz und Vaterlandsliebe. Kontroversen über die normativen Grundlagen des Bürgerbegriff im späten Mittelalter, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, S.53- 81.
- MODESTIN, Georg, Der Teufel in der Landschaft. Zur Politik der Hexenverfolgungen im heutigen Kanton Freiburg von 1440 bis 1470, in: *Freiburger Geschichtsblätter* 76, 1999, S. 81-122.
- MORARD, Nicolas, Eine kurze Blütezeit: Die Freiburger Wirtschaft im 14. Und 15. Jahrhundert, in: *Geschichte des Kantons Freiburg* 1, Freiburg, 1981, S.227-274.
- MORARD, Nicolas, und FOERSTER, Hubert, *Staatsarchiv Freiburg: Führer durch die Bestände*, Freiburg (Schweiz), 1986.
- MÜLLER-HERRENSCHWAND, Brugges Bevölkerung und Wirtschaft zwischen 1282 und 1492 im Spiegel der Einbürgerungsquellen, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.479- 505.

- NORTH, Michael, Kommunikation und Raumbildung, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.507-525.
- OSCHEMA, Klaus, Europa in der mediävistischen Forschung- eine Skizze, in: *Europa in spätem Mittelalter: Politik, Gesellschaft, Kultur*, in: *Historische Zeitschrift, Beiheft, Bd.40*, 2006, S.11-32.
- PEYER, Hans Conrad, Wollgewerbe, Viehzucht, Solddienst und Bevölkerungsentwicklung in Stadt und Landschaft Freiburg im Üchtland von 14. bis 16. Jh., in: *Freiburger Geschichtsblätter* 61, 1977, S.17-41.
- PEYER, Hans Conrad, Schweizer Städte des Spätmittelalters im Vergleich mit den Städten der Nachbarländer, in: Ders., *Könige, Stadt und Kapital. Aufsätze zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte des Mittelalters*, Zürich, 1982, S. 262-270.
- PORTMANN, Urs, Die Datenbank "Freiburger Bürgerbuch 1341-1416" als Forschungsinstrument: Herkunft der Bewohner Freiburgs im 14. Jahrhundert, in: *Freiburg: Die Stadt und ihr Territorium-Politische, soziale und kulturelle Aspekte des Verhältnisses Stadt-Land seit dem Spätmittelalter*, hg. v. Gaston Gaudard, Carl Pfaff, Roland Ruffieux, Freiburg (Schweiz), 1981, S.105-123.
- PORTMANN, Urs, *Bürgerschaft im mittelalterlichen Freiburg: sozialtopographische Auswertungen zum Ersten Bürgerbuch 1341-1416*, Freiburg, Schweiz, 1986.
- RIBBE, Wolfgang und Hennig, Eckart, Taschenbuch für Familiengeschichtsforschung, Rothenburg ob der Tauber, 2006.
- RÜCK, Peter, Archiv-Inventare des Kantons Freiburg: I. Reihe, Staatsarchiv Freiburg : 2. Faszikel, die Eidbücher, in: *Freiburger Geschichtsblätter* 55, 1967, S. 281-303.

- RÜCK, Peter, Das Staatsarchiv Freiburg im 14. und 15. Jahrhundert, in: Freiburger Geschichtsblätter 55, 1967, S.235-279.
- RÜCK, Peter, Das öffentliche Kanzlellariat in der Westschweiz (8.- 14. Jh.), in: Landesherrlichen Kanzleien im Spätmittelalter: Referate zum VI. Internationalen Kongress für Diplomatie, München, 1983.
- RÜCK, Peter, Die Anfänge des öffentlichen Notariats in der Schweiz (12.- 14. Jahrhundert), in: Archiv für Diplomatik Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde Bd. 36, 1990, S.93-123.
- SCHMIDT, Hans-Joachim (Hg.), *Stadtgründung und Stadtplanung-Freiburg im Mittelalter*, Geschichte: Forschung und Wissenschaft Bd.33, Münster, 2010.
- SCHMIEDER, Felicitas, Städte im mittelalterlichen Reich als Ort und Motor gesellschaftlichen Wandels: Alte Gruppen- neue Gruppen- verschiedene Gruppen, in: Europa in spätem Mittelalter: Politik, Gesellschaft, Kultur, in: Historische Zeitschrift, Beiheft, Bd.40, 2006, S.339-355.
- SCHNETZER, Patrick, Das Eindringen des deutschen in die Staatskanzlei Freiburg (1470-1500), in : Freiburger Geschichtsblätter 62, 1979, S.85-135.
- SCHULTHEISS, Werner, Das Bürgerrecht der Königs und Reichsstadt Nürnberg, in: Festschrift für Hermann Heimpel Bd. 2, Göttingen, 1972, S.159-194.
- SCHULZ, Knut, Handwerkerwanderungen und Neubürger im Spätmittelalter, in: *Neubürger im spätem Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.445- 477.
- SCHULZE, Willy, Landesfürst und Stadt : Herzog Albrecht von Österreich und die Stadt Freiburg i.Ü. 1449, in: Freiburger Geschichtsblätter 72, 1995, S.131-173.

- SCHULZE, Willy, Freiburgs Krieg gegen Savoyen 1447-1448: Kann sich eine mittelalterliche Stadt überhaupt noch einen Krieg leisten?, in: Freiburger Geschichtsblätter 79, 2002, S.7-55.
- SCHULZE, Willy, Die Affäre Wilhelms von Avenches: Politik und Ehre im spätmittelalterlichen Freiburg im Üchtland, in: Freiburger Geschichtsblätter 86, 2009, S.7-49.
- SCHWINGES, Rainer Christoph (Hg.), *Neubürger im späten Mittelalter: Migration und Austausch in der Städtelandschaft des alten Reiches (1250-1550)*, Zeitschrift für Historische Forschung Bd.30, Berlin, 2002.
- SCHWINGES, Rainer Christoph, Neubürger und Bürgerbücher im Reich des späten Mittelalters: Eine Einführung über die Quellen, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S. 17-50.
- SCHWINGES, Rainer Christoph, Die Herkunft der Neubürger: Migrationsräume im Reich des späten Mittelalters, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.371-408.
- SCHWINGES, Rainer Christoph (Hg.), *Berns mutige Zeit: Das 13. und 14. Jahrhundert neu entdeckt*, Bern, 2003.
- SCHWINGES, Rainer Christoph, Bern, die Eidgenossen und Europa im späten Mittelalter, in: *Europa im späten Mittelalter: Politik, Gesellschaft, Kultur*, in: *Historische Zeitschrift, Beiheft*, Bd.40, 2006, S.167-189.
- STUDER, Barbara, Frauen im Bürgerrecht. Überlegungen zur rechtlichen und sozialen Stellung der Frau in spätmittelalterlichen Städten, in: *Neubürger im späten Mittelalter*, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, 2002, S.169- 200.

- TREMP, Ernst, Volksunruhen in der freiburger Landschaft beim Übergang Freiburgs von der österreichischen zur savoyischen Herrschaft (1449-1452), in: *Freiburg: Die Stadt und ihr Territorium-Politische, soziale und kulturelle Aspekte des Verhältnisses Stadt-Land seit dem Spätmittelalter*, hg. v. Gaston Gaudard, Carl Pfaff, Roland Ruffieux, Freiburg (Schweiz), 1981, S.139-159.
- TREMP, Ernst, Könige, Fürsten und Päpste in Freiburg: Zur Festkultur in der spätmittelalterlichen Stadt, in: *Freiburger Geschichtsblätter* 68, 1991, S.7-56.
- TREMP, Ernst, Freiburg um 1480 – eine Zeitenwende, in: *Freiburger Geschichtsblätter*, S. 123-143.
- UTZ TREMP, Kathrin, Freiburg, katholische Hochburg schon vor der Reformation?, in: *Annales fribourgeoises*, t. 61/62, 1994/1997, S. 207-212.
- UTZ TREMP, Kathrin, Ein Dominikaner im Franziskanerkloster: der Wanderprediger Vinzenz Ferrer und die Freiburger Waldenser (1404), in: *Zur geistigen Welt der Franziskaner im 14. und 15. Jahrhundert*, Freiburg Schweiz : Universitätsverl., 1995, S. 81-106.
- UTZ TREMP, Kathrin, Der Freiburger Stadtpfarrer Wilhelm Studer (1412-1447): in spätmittelalterliches Klerikerleben zwischen Kirche, Ketzern, Konkubine und Konzil, in: *Zeitschrift für schweizerische Kirchengeschichte*, 1999, S. 121-147.
- UTZ TREMP, Kathrin, Richard von Maggenberg(† 1438): Ausbürger, Häretiker und Rebell, in: *Deutschfreiburg im Aufbruch: Festschrift zum 40. Jahrestag der Gründung der Deutschfreiburgischen Arbeitsgemeinschaft am 15. Januar 1999; (Festschrift für Peter Boschung)*, 1999, S. 84-97.

- UTZ TREMP, Kathrin, *Waldenser, Wiedergänger, Hexen und Rebellen. Biographien zu den Waldenserprozessen von Freiburg im Üchtland (1399 und 1430)*, Freiburg, Schweiz, 1999.
- UTZ TREMP, Kathrin, Annäherungen an die Sprachgrenze : kirchliche Grenzen in der spätmittelalterlichen Westschweiz, in: Zeitschrift für schweizerische Archäologie und Kunstgeschichte = Revue suisse d'art et d'archéologie = Rivista svizzera d'arte e d'archeologia = Journal of Swiss archeology and art history 60, 2003.
- UTZ TREMP, Kathrin, Verschuldeter Landadel und städtischer Häusermarkt im ersten Freiburger Notariatsregister (1356–1359), in: Freiburger Geschichtsblätter 87, 2010, S. 9–38.
- UTZ TREMP, Kathrin, Notariat und Historiografie: die Freiburger Notarsfamilie Cudrefin und die Anfänge der freiburgischen Historiografie (Mitte 15. Jahrhundert), in: Freiburger Geschichtsblätter 88, 2011, S.9-51.
- UTZ TREMP, Kathrin, "Brandmauer-Geschichten" in den Freiburger Notariatsregistern des Mittelalters, in: L'histoire, l'incendie: éclairages: actes du colloque réuni les 9 et 10 juin 2011 à Fribourg, en prélude au bicentenaire de l'Etablissement cantonal d'assurance des bâtiments / Annick Jermini, Cédric Margueron (éds) ; avec la collab. de Hubertus von Gemmingen. - Fribourg: Société d'histoire du canton de Fribourg, 2012, S. 37-56.
- UTZ TREMP, Kathrin, *"Fiat littera ad dictamen sapientum" : Notare, Lombarden und Juden in Freiburg im Üchtland (14. Jahrhundert)*, Europäische Rechts- und Regionalgeschichte Bd.17, Zürich, 2012.

ZAHNT, Urs Martin, Studium und Kanzlei. Der Bildungsweg von Stadt- und Ratsschreibern in eidgenössischen Städten des ausgehenden Mittelalters, in: Gelehrte im Reich. Zur Sozial- und Wirlungsgeschichte akademischer Eliten des 14. Bis 16. Jahrhunderts, Zeitschrift für Historische Forschung Bd.18, hg. v. Rainer Christoph Schwinges, Berlin, 1996.

ZOLLET, Joseph, Die Entwicklung des Patriziates von Freiburg i.Ue, Dissertation (Recht), Freiburg (Schweiz), 1926.

DE ZURICH, Pierre, *Les Fiefs Tierstein et le Terrier de 1442*, Archives de la Société d'histoire du canton de Fribourg, vol. 12, 1918.

DE ZURICH, Pierre, Catalogue des Avoyers, Bourgmaîtres, Bannerets, Trésoriers et Chanceliers de Fribourg au X V^{me} siècle, in: Annales fribourgeoises 6, 1918, S.97-107.

DE ZURICH, Pierre, Généalogie de la famille de Praroman, in: Annales fribourgeoises 45, 1962, S. 23-94.

イム・ホーフ、ウルリヒ（森田安一監訳）『スイスの歴史』刀水書房、刀水歴史全書 43、1997 年。

ヴェーバー、マックス(世良晃志郎訳)『都市の類型学』創文社、1964 年。

エネン、エーディト(佐々木克己訳)『ヨーロッパの中世都市』岩波書店、1987 年。

エネン、エーディト(佐々木克己訳)『ヨーロッパ都市文化の創造』知泉書館、2009 年。

小倉欣一『ドイツ中世都市の自由と平和：フランクフルトの歴史から』勁草書房、2007 年。

踊共二『改宗と亡命の社会史：近世スイスにおける国家・共同体・個人』創文社、2003 年。

- 踊共二、岩井隆夫編『スイス史研究の新地平—都市・農村・国家』昭和堂、2011年。
- 河原温『世界史リブレット 23 中世ヨーロッパの都市世界』山川出版社、1996年。
- 河原温『都市の創造力 ヨーロッパの中世 2』岩波書店、2009年。
- 斎藤綱子「エノー伯領における都市共同体と市外市民」『明治大学人文科学研究所紀要』第66冊 2010年、154-169頁。
- 佐藤るみ子「中世スイス都市の領域政策とツンフト—十五世紀バーゼルの市民権獲得者リストを手がかりに」、踊共二、岩井隆夫編『スイス史研究の新地平—都市・農村・国家』、昭和堂、2011年、40-58頁。
- シュルツェ、ハンス・クルト(千葉徳夫他訳)『西洋中世史事典：国制と社会組織』ミネルヴァ書房、1997年。
- 瀬原義生「ドイツ中世都市における Pfabbürger について」『立命館文学』第200号、1962年、189-215頁。
- 瀬原義生『スイス独立史研究』ミネルヴァ書房、Minerva 西洋史ライブラリー82、2009年。
- 田中俊之「15世紀北西スイスの都市・領主・農民—バーゼルの領域形成をめぐる権力関係」、踊共二、岩井隆夫編『スイス史研究の新地平—都市・農村・国家』昭和堂、2011年、142-162頁。
- 田中俊之「裁く農民、抗う領主」、服部良久編『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史：紛争と秩序のタペストリー』ミネルヴァ書房、2015年、222-246頁。
- 中村賢二郎、倉塚平編『宗教改革と都市』刀水書房、1983年。
- 野々瀬浩司「近世スイスにおける領邦国家の形成—農民戦争期のシャフハウゼン」、踊共二、岩井隆夫編『スイス史研究の新地平—都市・農村・国家』昭和堂、2011年、163-181頁。
- 畑奈保美「15世紀フランドル都市ブルッへの市民登録簿」『ヨーロッパ文化史研究』第14号、2013年、135-147頁。

畑奈保美「15世紀フランドルのシャテルニーと市外市民—1429-30年ブルフセ・フレイエと都市ブルッへの協定を中心に—」、藤井美男編、ブルゴーニュ公国史研究会著『ブルゴーニュ国家の形成と変容—権力・制度・文化—』九州大学出版会、2016年、215-239頁。

林毅『ドイツ中世都市法の研究』創文社、1972年。

林毅「中世都市ケルンの Aussenbürger について」『阪大法学』第132号、1984年、1-23頁。

藤井美男「南ネーデルラント『市外市民制』に関する一考察」『経済論究』第61号、1985年、145-172頁。

藤井美男「中世後期ブリュッセル市外市民とブラバント（ブルゴーニュ）公権—ヴァン=アウトフェン事件を事例として—」『経済学研究』第78巻第2・3号合併号、2011年、121-155頁。

藤井美男「15世紀中葉フィリップ=ル=ボンの対都市政策—ブラバント都市ブリュッセルの事例を中心に—」、藤井美男編、ブルゴーニュ公国史研究会著『ブルゴーニュ国家の形成と変容—権力・制度・文化—』九州大学出版会、2016年、35-78頁。

プラーニッツ、ハンス（鯖田豊之訳）『中世都市成立論』未来社、1959年。

プラーニッツ、ハンス（林毅訳）『中世ドイツの自治都市』創文社、1983年。

ブリックレ、ペーター（田中真造ほか訳）『ドイツの宗教改革』、教文館、1991年。

ボーネ、マルク（ブルゴーニュ公国史研究会訳）『中世末期ネーデルラントの都市社会—近代市民制の史的探究—』八朔社、2013年。

ボーネ、マルク（河原温編）『中世ヨーロッパの都市と国家—ブルゴーニュ公国時代のネーデルラント—』山川出版社、2016年。

メラー、ベルント（森田安一他訳）『帝国都市と宗教改革』教文館、1990年。

森田安一『スイス中世都市史研究』山川出版社、1991年。

レーリヒ、フリッツ（魚住昌良，小倉欣一共訳）『中世ヨーロッパ都市と市民文化』創文社、1978年。

拙稿「中世末期のヴァルド派—1430年のフライブルク・ヴァルド派裁判—」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第11号、2010年、109-136頁。

拙稿「西ヨーロッパ中世末期の都市社会—フリブール国立文書館所蔵文書を手がかりにして—」『年報メタプティヒアカ』第6号、2012年、181-187頁。

拙稿「紙から羊皮紙へ—中世後期フリブールの二つの市民登録簿をめぐって—」『西洋中世研究』第7号、2015年、118-133頁。

拙稿「*Extraburgenses*—中世後期フリブールにおける市外市民—」『比較都市史研究』第36巻1号、2017年、9-29頁。

インターネット

La «Première collection des lois» de Fribourg en Nuithonie par Chantal Ammann-Doubliez avec les index par Chantal Ammann-Doubliez, Yann Dahhaoui et Marianne Derron, 2009, XV, 567 pages. SDS FR I/2/6.

http://www.ssrq-sds-fds.ch/online/FR_I_2_6/

Historisches Lexikon der Schweiz(HLS). <http://hls-dhs-dss.ch/index.php>

Le droit de Gruyères par Bernard de Vevey. 1939, XXVI, 268 pages. SDS FR I/1/4

http://www.ssrq-sds-fds.ch/online/FR_I_1_4/index.html#p_III

森田安一「スイス中世都市—フリブールの場合」、 「第7回スイス史研究会」報告要旨、1994年。 <http://www.swiss-history.info/>